

令和 6 年度

休日部活動の地域移行に関する
実績報告書

岐阜県教育委員会
体育健康課

はじめに

急激に少子化が進む中、生徒たちの多様なニーズは増えていく一方、顧問となることができる教員は確実に減少しており、学校単位で多様なニーズに応えていくことが困難となっています。こうした状況の中、国も将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していくことを目的としており、当事者である生徒を中心に考え、地理的要因や障がいの有無等に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を図ることが重要であると考えられています。

国は、令和5年度から令和7年度までの3年間を、休日部活動の地域移行に向けた「部活動改革推進期間」としています。本年度12月国の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめの総論では、「スポーツは、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであり、文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壤を提供するものである。こうしたスポーツや文化芸術の役割や意義も、この改革において尊重することが必要である。こうした役割や意義は、生涯にわたってスポーツや文化芸術と豊かに関わるために必要な資質・能力を育てるという、広い意味での教育上の意義を含むものである。」と記しています。

岐阜県では、令和5年度は24市町村、令和6年度は30市町村が国の実証事業を活用し、各市町村において、部活動の地域スポーツ・文化クラブ活動への移行に向けた環境整備に係る取組を推進してきました。

この2年間、休日部活動の地域移行を進めていく中で、市町村や学校の実情によって様々な課題に直面しています。県では、本年度「生徒たちが安心安全に活動できる運営団体の構築」を重点課題として、情報提供をしてまいりました。

9月の「第2回岐阜県地域クラブ活動推進会議」では、先進的な実践をしている市町村からこれまでの取組の発表や、弁護士の方から、法的な視点に基づく運営団体構築のポイントをご指導いただきました。また、県からは安心安全な運営団体に向けての4つの視点（①「規約の確認、役員の確認」、②「会計の確認、通帳の確認」、③「指導者登録・管理の確認」、④「保険の確認」）について提案しました。

11月の「岐阜県地域クラブ活動推進フォーラム」では、各分科会において、他県より6名の発表者と、県内先進市から情報提供をしていただきました。県からは、運営団体の業務を持続可能にし、運営基盤の強化を図り安心・安全で継続的な地域クラブの認証制度を推進するため、市町村委託型モデルと市町村運営団体型モデルについて提案しました。

こうした状況を踏まえ、県としては、引き続き生徒たちにとって、安心・安全な新たなスポーツ・文化芸術活動の環境を構築すると共に、未来に向かって地域に根差した、地域のための運営団体の構築が必要だと考えています。そのためにも、国の実証事業を活用して、各市町村の地域移行に係る財源の支援や、県スポーツ協会と連携・協力により、指導者確保に努め、令和7年度末までに休日部活動100%地域移行の目標に向け、さらなる取組を継続していきます。

今年度も昨年度に引き続き休日部活動の地域移行の足跡をまとめました。今年度の成果と課題を広く関係の皆様に共有し、来年度に向け、休日部活動の地域移行に役立てていただくとともに、来年度は、県内全ての市町村において、生徒のニーズに応じた地域クラブ活動の機会が確保される体制が整備されることを期待しています。

令和6年度休日部活動の地域移行に関する実績報告書

目 次

1 はじめに

2 令和6年度岐阜県の実践の概要 · · · · P 1

3 令和7年以降の地域移行のスケジュール · · · · P 4

4 令和6年度岐阜県の現状 · · · · P 5

○休日部活動の地域移行に関する調査のまとめ

- ・【調査1】部活動及び休日部活動の地域移行に関する調査結果 · · · · P 5
- ・【調査2】部活動に関する調査結果 · · · · P 7
- ・【参考3】<生徒用>部活動・地域クラブ活動に関する調査 · · · · P 13

5 令和6年度岐阜県及び各市町村の実証事業成果報告書（概要） · · · P 25

1) 岐阜市	1 1) 安八郡神戸町	2 1) 坂祝町
2) 羽島市	1 2) 安八郡輪之内町	2 2) 川辺町
3) 各務原市	1 3) 安八郡安八町	2 3) 七宗町
4) 山県市	1 4) 揖斐郡揖斐川町	2 4) 八百津町
5) 瑞穂市	1 5) 揖斐郡大野町	2 5) 白川町
6) 本巣市	1 6) 揖斐郡池田町	2 6) 御嵩町
7) 北方町	1 7) 関市	2 7) 中津川市
8) 大垣市	1 8) 美濃市	2 8) 高山市
9) 海津市	1 9) 郡上市	2 9) 飛騨市
10) 養老町	2 0) 可児市	3 0) 下呂市

6 地域クラブ活動推進会議 【全4回概要】 ····· P 4 6

第1回地域クラブ活動推進会議 ····· P 4 6

第2回地域クラブ活動推進会議 ····· P 5 2

地域クラブ活動推進フォーラム ····· P 8 7
(第3回地域クラブ活動推進会議)

第4回地域クラブ活動推進会議 ····· P 1 6 8

7 地域クラブ活動推進コーディネーター会議 【全8回概要】 ··· P 1 8 2

8 地域指導者育成研修会開催概要 ····· P 1 8 5

9 成果と課題 ····· P 1 8 9

10 参考資料 ····· P 1 9 1

令和6年度 岐阜県の実践概要

令和6年度 岐阜県の実践の概要

1 休日部活動の地域移行これまでの実績と令和7年度の目標値

(令和7年2月現在)

年 度	R 5	R 6	R 7
フェーズ	部活動改革推進期間		
休日部活動の地域移行 実績及び目標値	43.2%	69.3%	100%
県指導者認定書発行者数 及び目標値	発行者 460名 累計785名	発行者 682名 累計1,467名	発行予定 700名 累計2,167名
県人材バンク登録数者数 及び目標値		593名 人材バンク開始年度	目標 500名 累計 1,093名

2 令和6年度中学校部活動の地域移行に係る事業について

【運動部活動の地域移行に向けた実証事業】

- 本事業を実施する市町村： スポーツ：30市町村 文化：8市町村

【指導者配置支援】

- 実技指導等を行う指導者を配置 スポーツ：24市町村 文化：8市町村

【運営団体・実施主体の体制整備支援】

- 持続可能な運営に向けた体制整備や質の確保に係る取組を支援

スポーツ：15市町村 文化：4市町村

【コーディネーター配置支援】

- 総括コーディネーターの配置 スポーツ：20市町村 文化：1市町村

3 令和6年度 部活動及び地域クラブ活動に関する調査結果概要

休日部活動の新たな地域クラブ移行状況

休日部活動をしている部活動数 1,622部

休日活動をしている

運動部活動数 1,429部

移行数 1,036部

72.5%

休日活動をしている

文化部活動数 193部

移行数 89部

46.1%

休日部活動をしている部活動移行数 1,125部

69.3%

4 令和6年度 地域クラブ活動推進会議及び推進フォーラム

(1) **ねらい** 各市町村における、休日部活動の地域移行に向けた進捗状況等の情報共有を図る。

(2) **主 催** 岐阜県教育委員会

(3) **日 時**

<第1回地域クラブ活動推進会議>令和6年 6月20日(木) 13:15~16:45

○地域クラブ活動体制整備に係る現状と課題

○グループワーク

【グループワーク①】「実態把握のための調査項目づくり」

【グループワーク②】「予算確保及び予算運用の在り方(予算書づくり)」

<第2回地域クラブ活動推進会議>令和6年 9月25日(水) 13:15~16:45

○実践発表 生徒・保護者・指導者にとって、安心・安全な運営団体を構築するための取組について

飛騨市教育委員会 課長補佐 下嶋 健児 様

御嵩町教育委員会 指導主事 尾崎 淳 様

○講 演 法的な観点から地域クラブ活動の体制整備構築についての留意点やその対応について

弁護士 山本 翔 様

○情報提供 「岐阜県が考える」安心・安全な地域クラブの在り方について提案」

岐阜県教育委員会 体育健康課 部活動改革係

<地域クラブ活動推進フォーラム> (第3回地域クラブ活動推進会議)

令和6年 11月29日(金) 13:00~16:45

【第1部】基調講演 『部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に関する動向』

スポーツ庁地域スポーツ課 課長補佐 竹河 信裕 様

【第2部】分科会 テーマ:『安心・安全で豊かな地域クラブ活動の構築について』

長崎県西彼杵郡長与町教育委員会 教育長 金崎 良一 様

NPO法人新町スポーツクラブ 理事長 小出 利一 様

神戸親和大学教育学部スポーツ教育学科 教授 松田 雅彦 様

長野県南佐久郡佐久穂町 教育委員会 教育長 渡邊 秀二 様

南佐久郡中学校部活動運営委員会 事務局 統括コーディネーター 新海 吉永 様

群馬県高崎市立新町中学校 校長 上原 裕道 様

羽島市市民協働部スポーツ推進課 係長 羽島市教育委員会学校教育課 指導主事 中尾 聰 様

【第3部】情報提供

『岐阜県の現状から、課題と今後の方向性を明らかにして、改革推進期間を折り返す』

岐阜県教育委員会体育健康課部活動改革係 係長 岩見光洋

<第4回地域クラブ活動推進会議>令和7年 2月19日(水) 13:30~16:30

○令和6年度調査報告及び令和7年度事業説明

○各市町村における進捗状況の交流・情報交換

・各市町村の成果と課題

・次年度に向けた見通し 等

5 令和6年度 岐阜県地域クラブ活動推進コーディネーター会議

(1) 趣 旨

令和7年度末までに、休日の部活動の地域移行を完了させるため、岐阜県地域クラブ活動推進コーディネーターを各地区（岐阜・西濃・美濃・可茂・東濃・飛騨）に1名配置し、市町村における地域移行の取組を支援し、その進捗状況を共有する。

(2) 開催期日

- <第1回> 令和6年 4月26日（金）
- <第2回> 令和6年 5月27日（月）
- <第3回> 令和6年 6月20日（木）
- <第4回> 令和6年 7月29日（月）
- <第5回> 令和6年 9月25日（水）
- <第6回> 令和6年11月12日（火）
- <第7回> 令和6年12月 4日（水）
- <第8回> 令和7年 2月19日（水）

6 令和6年度 地域クラブ指導者育成研修会

(1) 趣 旨

指導技術だけでなく、学校での教育方針や部活動の教育的意義を理解した指導者を県内全域に確保・育成することを目的に本研修会を開催する。

(2) 開催講座

- ①「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に沿った研修
- ②スポーツ医・科学に関する研修
- ③効果的なスポーツ・文化芸術活動の指導方法についての研修

(3) 開催期日

- <第1回> 西 濃 令和6年 5月26日（日）
- <第2回> 飛 駒 令和6年 6月 8日（土）
- <第3回> 東 濃 令和6年 6月30日（日）
- <第4回> 岐 阜 令和6年12月 1日（日）
- <第5回> 可 茂 令和6年12月 7日（土）
- <第6回> 美 濃 令和6年12月15日（日）

令和7年度以降の 地域移行のスケジュール

中学校における休日部活動の地域移行 進捗及び計画

	令和5年度【実績】	令和6年度【実績】	令和7年度【目標】	令和8年度	令和9年度	令和10年度																								
改革推進期間																														
休日部活動	実績：43.2% 784部／1,815部	実績：69.3% 1,125部／1,622部	目標：100% 1,622部／1,622部																											
休日部活動の地域クラブへの移行	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>部活動総数</th><th>移行総数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休日活動している 総部活動数</td><td>1,815部</td><td>784部 (43.2%)</td></tr> <tr> <td>休日活動している 運動部活動数</td><td>1,518部</td><td>728部 (47.9%)</td></tr> <tr> <td>休日活動している 文化部活動数</td><td>297部</td><td>56部 (18.8%)</td></tr> </tbody> </table>	項目	部活動総数	移行総数	休日活動している 総部活動数	1,815部	784部 (43.2%)	休日活動している 運動部活動数	1,518部	728部 (47.9%)	休日活動している 文化部活動数	297部	56部 (18.8%)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>部活動総数</th><th>移行総数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休日活動している 総部活動数</td><td>1,622部</td><td>1,125部 (69.3%)</td></tr> <tr> <td>休日活動している 運動部活動数</td><td>1,429部</td><td>1,036部 (72.5%)</td></tr> <tr> <td>休日活動している 文化部活動数</td><td>193部</td><td>89部 (46.1%)</td></tr> </tbody> </table>	項目	部活動総数	移行総数	休日活動している 総部活動数	1,622部	1,125部 (69.3%)	休日活動している 運動部活動数	1,429部	1,036部 (72.5%)	休日活動している 文化部活動数	193部	89部 (46.1%)	休日部活動地域移行完了			
項目	部活動総数	移行総数																												
休日活動している 総部活動数	1,815部	784部 (43.2%)																												
休日活動している 運動部活動数	1,518部	728部 (47.9%)																												
休日活動している 文化部活動数	297部	56部 (18.8%)																												
項目	部活動総数	移行総数																												
休日活動している 総部活動数	1,622部	1,125部 (69.3%)																												
休日活動している 運動部活動数	1,429部	1,036部 (72.5%)																												
休日活動している 文化部活動数	193部	89部 (46.1%)																												
【県単】地域クラブ指導者育成研修会	<ul style="list-style-type: none"> ○認定書発行者数 785名 (R3・4:325名・R5:460名) ○研修会開催回数 4地区 8回 2日開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○認定書発行枚数 682名 累計1,467名 ○研修会開催回数 6地区 6回 1日開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○認定書発行枚数 700名 累計2,167名 ○研修会開催回数 6地区 6回 1日開催 																											
地域クラブ指導者人材バンク	<ul style="list-style-type: none"> ○認定者数：785名 ○人材バンクのシステムの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○人材バンク登録者数：593名 ○マッチング事例：3件 	<ul style="list-style-type: none"> ○人材バンク登録者数：500名 累計1,093名 																											
県部活動地域移行コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ○6地区 6名のコーディネーターを配置 	<ul style="list-style-type: none"> ○6地区 6名のコーディネーターを配置 ○県総括コーディネーター 1名を配置 	<ul style="list-style-type: none"> ○6地区 6名のコーディネーターを配置 ○県総括コーディネーター 1名を配置 																											
ガイドライン	令和5年度～ 岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動等に関する総合的なガイドライン																													
県内会議等	<ul style="list-style-type: none"> ○地域クラブ活動推進会議 年間3回実施 ○コーディネーター会議 年間8回 	<ul style="list-style-type: none"> ○部活動地域移行に関するフォーラム 11/29（金） ○地域クラブ活動推進会議 年間4回 (※部活動地域移行に関するフォーラム含む) ○コーディネーター会議 年間8回 	<ul style="list-style-type: none"> ○部活動地域移行に関するフォーラム 新規○地域クラブ在り方検討会 新規○地区別地域クラブ活動推進会議 ○地域クラブ活動推進会議 年間3回 ○コーディネーター会議 年間6回 																											
【国】実証事業実施	<p>【スポーツ庁】 運動部活動 24市町村／42市町村</p> <p>【文化庁】 文化部活動 7市町村／42市町村</p>	<p>【スポーツ庁】 運動部活動 30市町村／42市町村</p> <p>【文化庁】 文化部活動 8市町村／42市町村</p>	<p>【スポーツ庁】 運動部活動 29市町村／42市町村</p> <p>【文化庁】 文化部活動 12市町村／42市町村</p>																											

令和6年度岐阜県の現状

○休日部活動の地域移行に関する調査のまとめ

- ・【調査 1】 部活動及び休日部活動の
地域移行に関する調査結果
- ・【調査 2】 部活動に関する調査結果
- ・【参考 3】 <生徒用>部活動・
地域クラブ活動に関する調査

【調査1：基本調査】

【参考1】【調査1】部活動及び休日部活動の地域移行に関する調査 質問項目

○7/1時点で、貴校に設置している部活動について、【調査1】部活動及び休日部活動の地域移行に関する調査に、該当する選択肢の回答欄に入力してください。

○記載責任者（学校名・職名・氏名）を入力のうえ、市町村向けの質問を入力してください。

1 【質問1】 貴校に常時設置している部活動すべてに「1」を選択してください。

※男女で1つの部活動として活動している場合は、男女の記載がないもの（○ー〇）を選択してください。男女で別々に活動している場合は、該当するものを選択してください。

※中体連の大会等に参加するために、一時的に設置している部活動は含みません。

※選択肢がない部活動がある場合は、⑩その他に部活動名を入れて回答してください。

- ①ー0陸上競技 ①ー1陸上競技（男子） ①ー2陸上競技（女子）
- ②ー0水泳競技 ②ー1水泳競技（男子） ②ー2水泳競技（女子）
- ③ー0バスケットボール ③ー1バスケットボール（男子） ③ー2バスケットボール（女子）
- ④ー0ハンドボール ④ー1ハンドボール（男子） ④ー2ハンドボール（女子）
- ⑤ー0バレーボール ⑤ー1バレーボール（男子） ⑤ー2バレーボール（女子）
- ⑥ー0ソフトテニス ⑥ー1ソフトテニス（男子） ⑥ー2ソフトテニス（女子）
- ⑦ー0卓球 ⑦ー1卓球（男子） ⑦ー2卓球（女子）
- ⑧ー0バドミントン ⑧ー1バドミントン（男子） ⑧ー2バドミントン（女子）
- ⑨ー0柔道 ⑨ー1柔道（男子） ⑨ー2柔道（女子）
- ⑩ー0剣道 ⑩ー1剣道（男子） ⑩ー2剣道（女子）
- ⑪ー0スキー ⑪ー1スキー（男子） ⑪ー2スキー（女子）
- ⑫ー0硬式テニス ⑫ー1硬式テニス（男子） ⑫ー2硬式テニス（女子）
- ⑬ー0ホッケー ⑬ー1ホッケー（男子） ⑬ー2ホッケー（女子）
- ⑭ー0弓道 ⑭ー1弓道（男子） ⑭ー2弓道（女子）
- ⑮サッカー ⑯軟式野球 ⑰ソフトボール ⑱相撲 ⑲ラグビーフットボール
⑰華道 ⑱書道 ⑲茶道 ⑳吹奏楽（含ブラスバンド） ㉑情報処理（含パソコン）
㉒新聞 ㉓放送 ㉔写真 ㉕国際交流（E S S） ㉖郷土研究 ㉗演劇 ㉘その他

2 【質問2】 休日部活動の地域移行状況を選択してください。

- ①すでに地域移行済み
- ②今年度中に地域移行する予定
- ③今年度は部活動として実施
- ④休日の活動はない

3 【質問3】 移行先の運営主体を1つ選択してください。

- ①総合型地域スポーツクラブ
- ②民間のスポーツクラブ及び芸術団体
- ③スポーツ少年団
- ④スポーツ協会
- ⑤保護者クラブ
- ⑥家庭・学校・地域・市町村等が協働
- ⑦その他
- ⑧未定
- ⑨休日の活動はない

令和6年度中学校及び義務教育学校（後期課程）における
部活動・クラブ活動等及び休日部活動の地域移行に関する調査について【調査1：基本調査】
【確定値】(令和6年5月1日調査)

1 休日活動している部活動 1, 622部 (県内部活動総数 1, 796部) 休日は活動しない部活動 174部

(1) 休日部活動の地域移行状況

- | | | |
|--------------|---------------|--------|
| ①すでに地域移行済み | 907部 (55. 9%) | 69. 3% |
| ②今年度中に地域移行予定 | 218部 (13. 4%) | |
| ③今年度は部活動で実施 | 497部 (30. 7%) | |

(2) 地域移行先

- | | |
|------------------|---------------|
| ①総合型地域スポーツクラブ | 266部 (16. 4%) |
| ②民間のスポーツクラブ・芸術団体 | 26部 (1. 6%) |
| ③スポーツ少年団 | 18部 (1. 1%) |
| ④スポーツ協会 | 20部 (1. 2%) |
| ⑤保護者クラブ | 570部 (35. 1%) |
| ⑥家庭・学校・地域・市町村等協働 | 421部 (26. 0%) |
| ⑦その他 | 5部 (0. 3%) |
| ⑧未定 | 296部 (18. 3%) |

2 休日活動している運動部活動 1, 429部 (運動部活動総数 1, 491部) 休日は活動しない部活動 62部

(1) 休日部活動の地域移行状況

- | | | |
|--------------|---------------|--------|
| ①すでに地域移行済み | 838部 (58. 6%) | 72. 5% |
| ②今年度中に地域移行予定 | 198部 (13. 9%) | |
| ③今年度は部活動で実施 | 393部 (27. 5%) | |

(2) 地域移行先

- | | |
|------------------|---------------|
| ①総合型地域スポーツクラブ | 245部 (17. 1%) |
| ②民間のスポーツクラブ・芸術団体 | 25部 (1. 7%) |
| ③スポーツ少年団 | 18部 (1. 3%) |
| ④スポーツ協会 | 20部 (1. 4%) |
| ⑤保護者クラブ | 528部 (36. 9%) |
| ⑥家庭・学校・地域・市町村等協働 | 374部 (26. 2%) |
| ⑦その他 | 1部 (0. 1%) |
| ⑧未定 | 218部 (15. 3%) |

3 休日活動している文化部活動 193部 (文化部活動総数 305部) 休日は活動しない部活動 112部

(1) 休日部活動の地域移行状況

- | | | |
|--------------|---------------|--------|
| ①すでに地域移行済み | 69部 (35. 7%) | 46. 1% |
| ②今年度中に地域移行予定 | 20部 (10. 4%) | |
| ③今年度は部活動で実施 | 104部 (53. 9%) | |

(2) 地域移行先

- | | |
|------------------|--------------|
| ①総合型地域スポーツクラブ | 21部 (10. 9%) |
| ②民間のスポーツクラブ・芸術団体 | 1部 (0. 5%) |
| ③スポーツ少年団 | 0部 (0. 0%) |
| ④スポーツ協会 | 0部 (0. 0%) |
| ⑤保護者クラブ | 42部 (21. 8%) |
| ⑥家庭・学校・地域・市町村等協働 | 47部 (24. 3%) |
| ⑦その他 | 4部 (2. 1%) |
| ⑧未定 | 78部 (40. 4%) |

【調査2：部活動に関する調査】

【参考2】部活動に関する調査（顧問用） 質問項目

- 7/1時点で、貴校に設置している部活動について、【調査2】部活動に関する調査（顧問用）に、該当する選択肢の回答欄に入力してください。
- 【回答対象者】部活動顧問（主顧問）をしている先生が回答してください。

1 【担当部活動について】

質問1 あなたが顧問をしている部活動を1つ選択してください。

※男女で1つの部活として活動している場合は、男女の記載がないもの（○－0）を選択してください。男女で別々に活動している場合は、該当するものを選択してください。

※中体連の大会等に参加するために、一時的に設置している部活動は含みません。

- ①－0 陸上競技 ①－1 陸上競技（男子） ①－2 陸上競技（女子）
- ②－0 水泳競技 ②－1 水泳競技（男子） ②－2 水泳競技（女子）
- ③－0 バスケットボール ③－1 バスケットボール（男子） ③－2 バスケットボール（女子）
- ④－0 ハンドボール ④－1 ハンドボール（男子） ④－2 ハンドボール（女子）
- ⑤－0 バレーボール ⑤－1 バレーボール（男子） ⑤－2 バレーボール（女子）
- ⑥－0 ソフトテニス ⑥－1 ソフトテニス（男子） ⑥－2 ソフトテニス（女子）
- ⑦－0 卓球 ⑦－1 卓球（男子） ⑦－2 卓球（女子）
- ⑧－0 バドミントン ⑧－1 バドミントン（男子） ⑧－2 バドミントン（女子）
- ⑨－0 柔道 ⑨－1 柔道（男子） ⑨－2 柔道（女子）
- ⑩－0 剣道 ⑩－1 剣道（男子） ⑩－2 剣道（女子）
- ⑪－0 スキー ⑪－1 スキー（男子） ⑪－2 スキー（女子）
- ⑫－0 硬式テニス ⑫－1 硬式テニス（男子） ⑫－2 硬式テニス（女子）
- ⑬－0 ホッケー ⑬－1 ホッケー（男子） ⑬－2 ホッケー（女子）
- ⑭－0 弓道 ⑭－1 弓道（男子） ⑭－2 弓道（女子）
- ⑮サッカー ⑯軟式野球 ⑰ソフトボール ⑱相撲 ⑲ラグビーフットボール
- ⑳華道 ㉑書道 ㉒茶道 ㉓吹奏楽（含ブラスバンド） ㉔情報処理（含パソコン）
- ㉕新聞 ㉖放送 ㉗写真 ㉘国際交流（E S S） ㉙郷土研究 ㉚演劇 ㉛その他

2 【指導者について（顧問）】

質問2 （顧問をしている部活動について）

※男女を兼務している顧問がいる場合は、重複して回答する様ないように、予め男女の顧問間で調整の上、回答してください。

顧問は何人ですか。

- ①1名
- ②2名
- ③3名

質問2－① （顧問をしている部活動について）

顧問の年代について回答してください。

※顧問を複数選択した場合は、以下の質問に対して人数分回答してください。

- ①20代
- ②30代
- ③40代
- ④50代
- ⑤60代

質問2-② 地域移行した後も、指導者として指導を希望しますか。

- ①希望する
- ②希望しない

質問2-③ (質問2-②で①を選択した場合のみ)

指導する条件は何ですか。

- ①現在顧問をしている部活動の指導者として指導したい
- ②居住地（校区）にある中学校の指導者として指導したい
- ③以前勤務した中学校の指導者として指導したい
- ④その他

質問2-④ (質問2-③で④を選択した場合のみ)

指導する条件を入力してください。

質問2-⑤ あなたが指導してもよい部活動を1つ選択してください。

- ①陸上競技 ②水泳競技 ③バスケットボール ④ハンドボール ⑤バレーボール
- ⑥ソフトテニス ⑦卓球 ⑧バドミントン ⑨柔道 ⑩剣道 ⑪スキー
- ⑫硬式テニス ⑬ホッケー ⑭弓道 ⑮サッカー ⑯軟式野球 ⑰ソフトボール
- ⑱相撲 ⑲ラグビーフットボール ⑳華道 ㉑書道 ㉒茶道
- ㉓吹奏楽（含プラスバンド） ㉔情報処理（含パソコン） ㉕新聞 ㉖放送 ㉗写真
- ㉘国際交流（E S S） ㉙郷土研究 ㉚演劇 ㉛その他

質問2-⑥ (質問2-⑤で㉛を選択した場合のみ)

あなたが指導してもよい部活動を入力してください。

質問2-⑦ あなたは指導者資格をもっていますか。

- ①もっている
- ②もっていない

質問2-⑧ (質問2-⑦で①を選択した場合のみ)

あなたがもっている指導者資格をすべて選択してください。<複数回答可>

- ①日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（スタートコーチ、コーチ1～4等）
- ②競技団体が独自で認定している指導者資格
- ③都市スポーツ（体育）協会が独自で認定している指導者資格
- ④岐阜県スポーツ協会の発行するライセンス
- ⑤その他

質問2-⑨ (質問2-⑧で⑤を選択した場合のみ)

あなたが持っている指導者資格を入力してください。

3 【顧問をしている部の外部指導者について（地域指導者）】

※地域指導者とは、市町村・学校・保護者クラブ等が委嘱している外部指導者（社会人指導者）が該当します。

質問3 (顧問をしている部活動について)

地域指導者に指導を依頼していますか。

- ①している
- ②していない

質問3-① (質問3で①を選択した場合のみ)

※男女を兼務している地域指導者がいる場合は、重複して回答する様ないように、
予め男女の顧問間で調整の上、回答してください。
地域指導者は何人ですか。

- ①1名
- ②2名
- ③3名
- ④4名

質問3-② (顧問をしている部活動について)

地域指導者の年代について入力してください。

※地域指導者を複数選択した場合は、以下の質問に対して人数分回答してください。

- ①10代
- ②20代
- ③30代
- ④40代
- ⑤50代
- ⑥60代以上

質問3-③ (顧問をしている部活動について)

地域指導者の属性について入力してください。

- ①社会人
- ②保護者
- ③大学生
- ④その他

質問3-④ (顧問をしている部活動について)

地域指導者は指導者資格をもっていますか。

- ①もっている
- ②もっていない

質問3-⑤ (質問3-④で①を選択した場合のみ)

地域指導者がもっている指導者資格をすべて選択してください。<複数回答可>

- ①日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格 (スタートコーチ、コーチ1~4等)
- ②競技団体が独自で認定している指導者資格
- ③都市スポーツ(体育)協会が独自で認定している指導者資格
- ④岐阜県スポーツ協会の発行するライセンス
- ⑤その他

質問3-⑥ (質問3-⑤で⑤を選択した場合のみ)

地域指導者が持っている指導者資格を入力してください。

4 【活動について（平日及び休日）】

質問4 (顧問をしている部活動について)

平日は、どのような形態で行っていますか。

- ①部活動のみ行っている
- ②部活動に加え保護者クラブで部として活動を行っている
- ③部活動に加え総合型地域スポーツクラブで部として活動を行っている
- ④部活動に加え民間のスポーツクラブ等に活動を委託している

質問4－① (質問4で②③を選択した場合のみ)

平日の中心的な指導者は誰ですか。

- ①顧問 (部活動指導員を含む)
- ②地域指導者

質問4－② 6月の平日の部活動は、どのくらい行っていますか。

※保護者クラブや総合型地域スポーツクラブ等として行っている時間は含みません。

※平日1日あたりの平均的な活動時間で回答してください。

- ①～1時間
- ②1時間1分～2時間
- ③2時間1分～3時間
- ④3時間1分～4時間
- ⑤4時間1分～

質問4－③ 平日における部活動の休養日設定は、どの程度行っていますか。

- ①特にもうけていない
- ②平日5日間のうち1日以上はとる

質問5 (顧問をしている部活動について)

休日は、どのような形態で行っていますか。

- ①部活動のみ行っている
- ②部活動に加え保護者クラブで部として活動を行っている
- ③部活動に加え総合型地域スポーツクラブで部として活動を行っている
- ④部活動に加え民間のスポーツクラブ等に活動を委託している
- ⑤部活動は行っておらず、保護者クラブで部として活動を行っている
- ⑥部活動は行っておらず、総合型地域スポーツクラブで部として活動を行っている
- ⑦部活動は行っておらず、民間のスポーツクラブに部の活動を委託している
- ⑧部活動は行っていない

質問5－① (質問5で②③⑤⑥を選択した場合のみ)

休日の中心的な指導者は誰ですか。

- ①顧問 (部活動指導員を含む)
- ②地域指導者

質問5－② (質問5で①②③④を選択した部活動について)

6月の休日の部活動は、どのくらい行っていますか。

※保護者クラブや総合型地域スポーツクラブ等として行っている時間は含みません。

※休日1日あたりの平均的な活動時間で回答してください。

- ①～2時間
- ②2時間1分～3時間
- ③3時間1分～4時間
- ④4時間1分～5時間
- ⑤5時間1分～6時間
- ⑥6時間1分～7時間
- ⑦7時間1分～8時間
- ⑧8時間1分～

質問5－③ (質問5で①②③④を選択した部活動について)

休日における部活動の休養日設定は、どの程度行っていますか。

- ①特にもうけていない
- ②1か月に1日はとる
- ③1か月に2日はとる
- ④1か月に3日はとる
- ⑤1か月に4日はとる (土日のいずれかが休み)

質問6 (顧問をしている部活動について)

長期休業中にある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けていますか。

- ①設けている
- ②設けていない

5 【大会への参加について（協会・連盟主催大会）】

質問7 (顧問をしている部活動について)

協会・連盟主催の年間参加大会数、コンクール数等を記入してください。

※上位大会に進出した場合の数は加算しないでください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

【調査2：部活動に関する調査】

県全体

<顧問用>部活動・クラブ活動に関する調査

【指導者について（顧問）】

部活動数	1796
顧問数	3212

集計

		質問内容	集計
質問2-①	顧問の年代について	① 20歳代	927
		② 30歳代	987
		③ 40歳代	589
		④ 50歳代	498
		⑤ 60歳代	211
質問2-②	地域移行した後も、指導者として指導を希望しますか。	① 希望する	448
		② 希望しない	2764
質問2-③	指導する条件は何ですか。	① 現在顧問をしている部活動の指導者として指導したい	326
		② 居住地（校区）にある中学校の指導者として指導したい	67
		③ 以前勤務した中学校の指導者として指導したい	7
		④ その他	48
質問2-⑤	指導してもよい部活動はありますか。	① 現在の部活動と希望の部活動が一致	1678
		② 現在の部活動と希望の部活動が一致しない	1534
質問2-⑦	指導者資格をもっていますか。	① もっている	299
		② もっていない	2913
質問2-⑧	あなたがもっている指導者資格をすべて選択してください。<複数回答可>	① 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（スタートコーチ、コーチ1～4等）	137
		② 競技団体が独自で認定している指導者資格	136
		③ 都市スポーツ（体育）協会が独自で認定している指導者資格	9
		④ 岐阜県スポーツ協会の発行するライセンス	33
		⑤ その他	13

地域指導者に指導を依頼している部活動数	1205
地域指導者数	2089

【顧問をしている部活動の地域指導者について】

集計

		質問内容	集計
質問3-②	地域指導者の年代について	① 10歳代	12
		② 20歳代	249
		③ 30歳代	311
		④ 40歳代	612
		⑤ 50歳代	522
		⑥ 60歳代以上	383
質問3-③	地域指導者の属性について	① 社会人	1756
		② 保護者	209
		③ 大学生	39
		④ その他	85
質問3-④	地域指導者は指導者資格をもっていますか。	① もっている	1113
		② もっていない	976
質問3-⑤	地域指導者がもっている指導者資格<複数回答可>	① 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（スタートコーチ、コーチ1～4等）	441
		② 競技団体が独自で認定している指導者資格	429
		③ 都市スポーツ（体育）協会が独自で認定している指導者資格	141
		④ 岐阜県スポーツ協会の発行するライセンス	181
		⑤ その他	29

【調査3】<生徒用>部活動・地域クラブ活動に関する調査 質問項目

○該当する選択肢の回答欄に入力してください。

※調査対象：中学校1・2年生

※留意点：質問3において、④学校部活動も地域クラブ活動も、どちらにも所属していないと回答した生徒も、それ以降の質問にも回答する。（④学校部活動も地域クラブ活動も、どちらにも所属していないと回答した生徒への質問には「もし所属していたら」という文言が付け加えられている。）

質問1 市町村、学年、性別を選択してください。

質問2 休日の学校部活動の運営が、学校の先生から、地域の方（社会人・保護者・大学生等）に変わっていくことを知っていますか。

- ①知っている
- ②聞いたことはあるが、くわしくは知らない
- ③知らない

質問3 学校部活動や地域クラブ活動に所属していますか。

※地域クラブ活動 ※学校外でのクラブ活動

- ①学校部活動のみ、所属している
- ②地域クラブ活動のみ、所属している
- ③学校部活動と地域クラブ活動の、どちらにも所属している
- ④学校部活動も地域クラブ活動も、どちらにも所属していない

質問3-1 学校部活動や地域クラブ活動に対して、期待していることは何ですか。

- ①全国レベルの試合・コンクールへの出場や上位入賞を目指し、たくさん練習がしたい
- ②自分のペースで活動ができ、スポーツや文化活動を楽しく続けたい
- ③1つの活動だけでなく、複数のスポーツや文化活動がやりたい
- ④その他

質問3-2 学校部活動や地域クラブ活動について、今後、あなたが希望する活動を選択してください。

- ①平日のみ活動
- ②休日のみ活動
- ③平日・休日ともに活動

質問3-3（質問3-2で①③を選択した人のみ）

平日は、週にどの程度の学校部活動や地域クラブ活動がしたいですか。

- ①週5日
- ②週2～4日程度
- ③週1日以下

質問3－4 (質問3－2で①③を選択した人のみ)

平日に1日何時間ぐらい学校部活動や地域クラブ活動をしたいですか。

- ①4時間1分以上
- ②3時間1分～4時間
- ③2時間1分～3時間
- ④1時間1分～2時間
- ⑤1時間以下

質問3－5 (質問3－2で②③を選択した人のみ)

休日はどの程度、学校部活動や地域クラブ活動がしたいですか。

- ①土日どちらも
- ②土日どちらか
- ③隔週で土日どちらか
- ④月1回程度

質問3－6 (質問3－2で②③を選択した人のみ)

休日は1日何時間ぐらい学校部活動や地域クラブ活動がしたいですか。

- ①4時間1分以上
- ②3時間1分～4時間
- ③2時間1分～3時間
- ④1時間1分～2時間
- ⑤1時間以下

質問4 (質問3で④を選択した人のみ)

学校部活動や地域クラブ活動に所属しない理由を選択してください。<複数回答可>

- ①勉強を優先したいから
- ②自由に活動する時間が欲しいから
- ③活動時間が長いイメージがあるから
- ④自分のペースで多くの競技や文化的活動を経験したいから
- ⑤入りたい部活動・地域クラブ活動がないから
- ⑥生徒同士の人間関係が難しそうだから
- ⑦家庭の事情から
- ⑧特に理由はない
- ⑨その他

質問5 休日部活動の地域移行について、意見等がありましたら、記入してください。

※休日部活動の地域移行

〔※〕休日の学校部活動が、学校の先生から、地域の方(社会人・保護者・大学生等)によって運営されるようになること

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

【調査3：基本部活動・地域クラブ活動に関する調査】

令和6年12月

部活動・地域クラブ活動に関する調査結果(生徒用)

【質問】市町村を選択してください。

【中学1・2年生】回答者 11,027名

<岐阜地区> 4,579

岐阜市:2,376、羽島市:890、各務原市:473、山県市:141、瑞穂市:387、

本巣市:106、岐南町:61、笠松町:44、北方町:101

<西濃地区> 1,321

大垣市:529、海津市:260、養老町:54、垂井町:109、関ヶ原町:41、神戸町:56、

輪之内町:22、安八町:61、揖斐川町:68、大野町:95、池田町:26

<美濃地区> 1,615

関市:1,184、美濃市:82、郡上市:349

<可茂地区> 755

美濃加茂市:125、可児市:190、富加町:62、坂祝町:41、川辺町:46、七宗町:38、

八百津町:61、白川町:67、東白川村:28、御嵩町:97

<東濃地区> 1,750

多治見市:492、土岐市:255、瑞浪市:278、恵那市:283、中津川市:442

<飛騨地区> 1,007

高山市:502、飛騨市:98、下呂市:387、白川村:20

質問1 学年を選択してください。

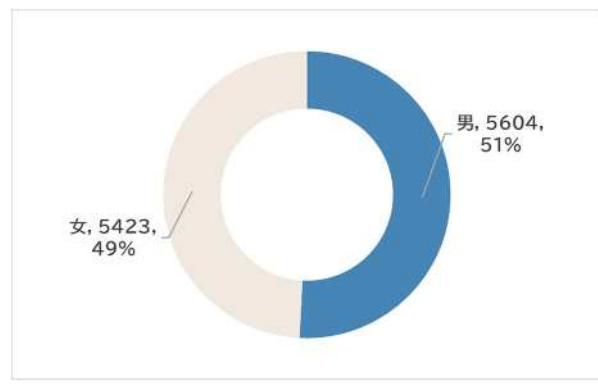
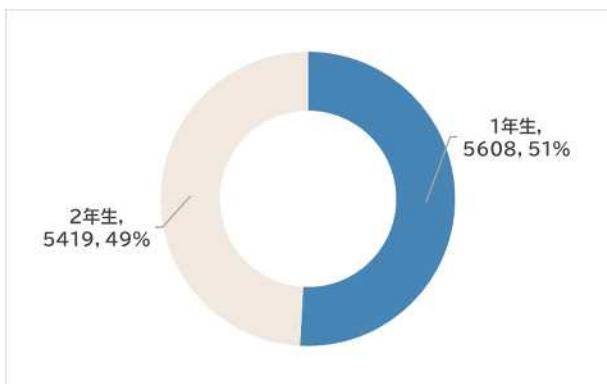
1年生 5,608(51%)

2年生 5,419(49%)

質問1 性別を選択してください。

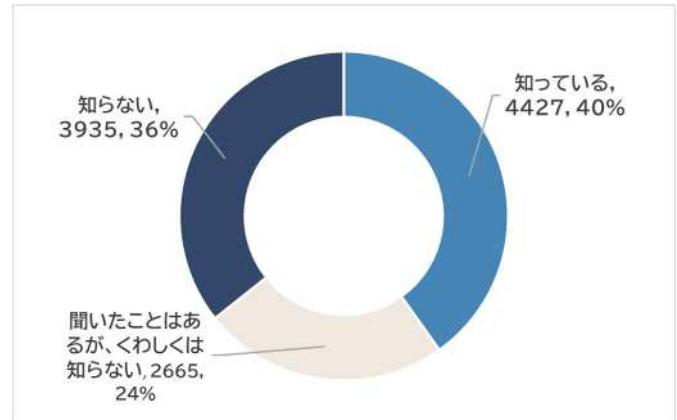
男 5,604(50%)

女 5,423(49%)



質問2 休日の学校部活動の運営が、学校の先生から、地域の方(社会人・保護者・大学生等)に変わっていくことを知っていますか。

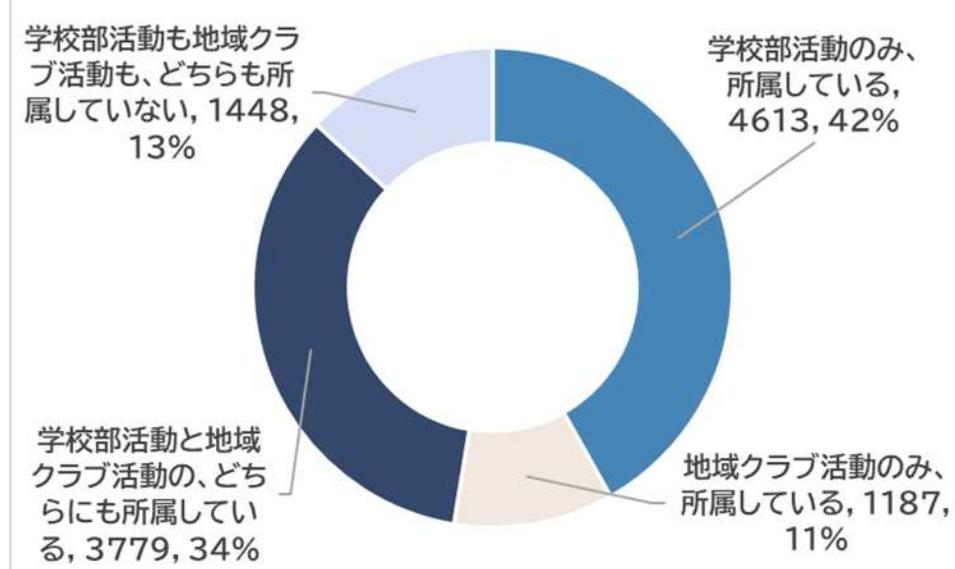
- | | |
|----------------------|------------|
| ①知っている | 4,427(40%) |
| ②聞いたことはあるが、くわしくは知らない | 2,665(24%) |
| ③知らない | 3,935(36%) |



質問3 学校部活動や地域クラブ活動に所属していますか。

※地域クラブ活動 ⇒ 学校外でのクラブ活動

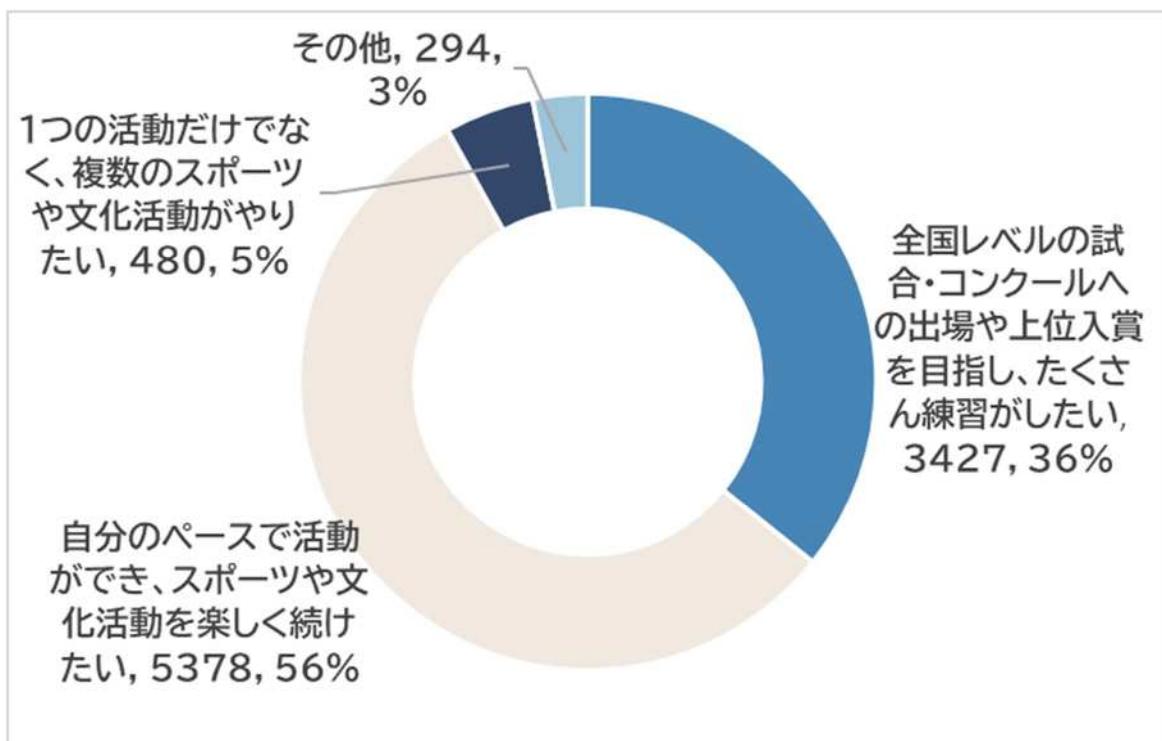
- | | |
|------------------------------|------------|
| ①学校部活動のみ、所属している | 4,613(42%) |
| ②地域クラブ活動のみ、所属している | 1,187(11%) |
| ③学校部活動と地域クラブ活動の、どちらにも所属している | 3,779(34%) |
| ④学校部活動も地域クラブ活動も、どちらにも所属していない | 1,448(13%) |



【学校部活動や地域クラブ活動に、所属していると回答した生徒】9,579

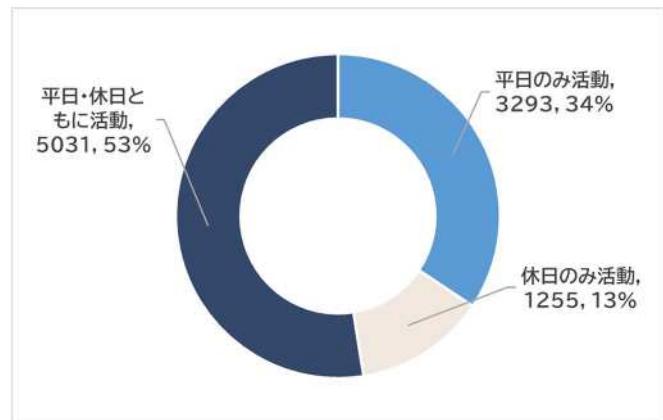
質問3-1 学校部活動や地域クラブ活動に対して、期待していることは何ですか。

- | | |
|---|------------|
| ①全国レベルの試合・コンクールへの出場や上位入賞を目指し、たくさん練習がしたい | 3,427(36%) |
| ②自分のペースで活動ができ、スポーツや文化活動を楽しく続けたい | 5,378(56%) |
| ③1つの活動だけでなく、複数のスポーツや文化活動がやりたい | 480(5%) |
| ④その他(主なもの) | 294(3%) |
- ・たくさんの人との交流で経験や新しい発見があること
・多様な活動が選ぶことができること
・自分のペースで活動でき、活動場所から遠い生徒も、平等に活動ができるようになること
・自分のペースで活動ができ、スポーツや文化活動を楽しく続けられること
・みんなが楽しくできて、質のある練習ができること
・特に期待していることはない



質問3-2 学校部活動や地域クラブ活動について、今後、あなたが希望する活動を選択してください。

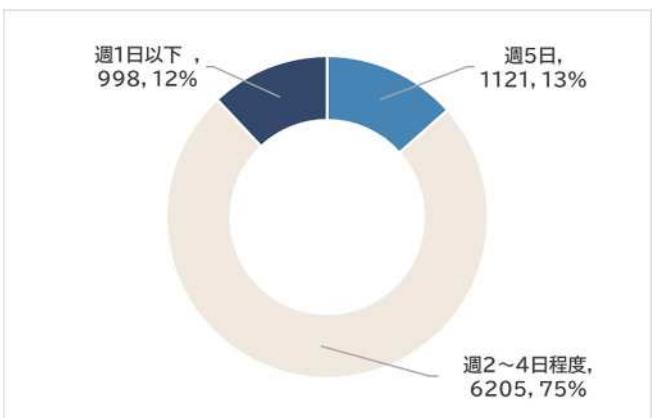
- | | |
|-------------|------------|
| ①平日のみ活動 | 3,293(34%) |
| ②休日のみ活動 | 1,255(13%) |
| ③平日・休日ともに活動 | 5,031(53%) |



質問3-3 (質問3-2で①③を選択したのみ)

平日は、週にどの程度の学校部活動や地域クラブ活動がしたいですか。

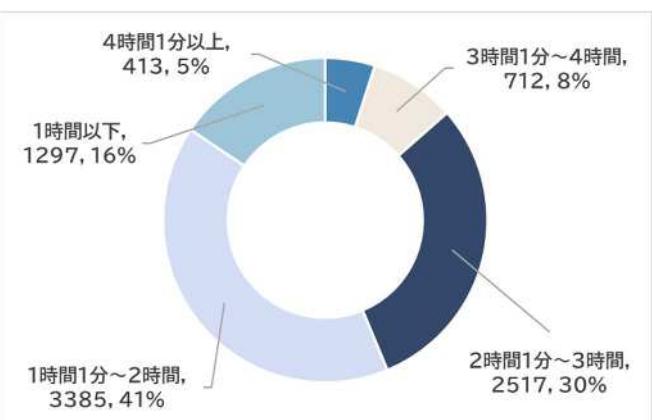
- | | |
|----------|------------|
| ①週5日 | 1,121(13%) |
| ②週2~4日程度 | 6,205(75%) |
| ③週1日以下 | 998(12%) |



質問3-4 (質問3-2で①③を選択したのみ)

平日に1日何時間ぐらい学校部活動や地域クラブ活動をしたいですか。

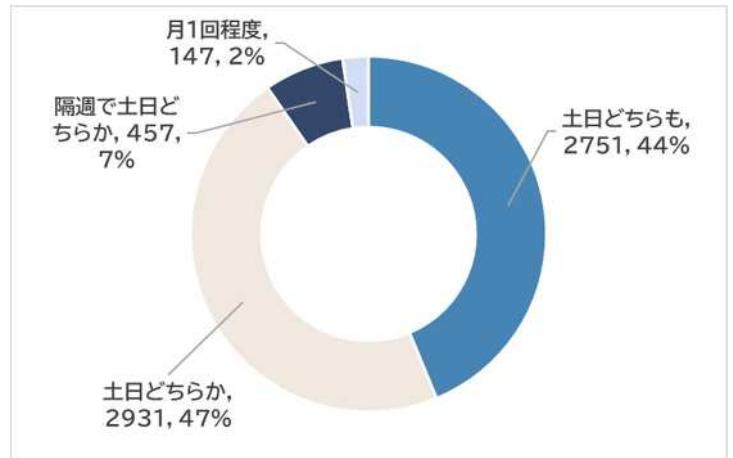
- | | |
|------------|------------|
| ①4時間1分以上 | 413(5%) |
| ②3時間1分~4時間 | 712(8%) |
| ③2時間1分~3時間 | 2,517(30%) |
| ④1時間1分~2時間 | 3,385(41%) |
| ⑤1時間以下 | 1,297(16%) |



質問3-5（質問3-2で②③を選択した人のみ）

休日はどの程度、学校部活動や地域クラブ活動がしたいですか。

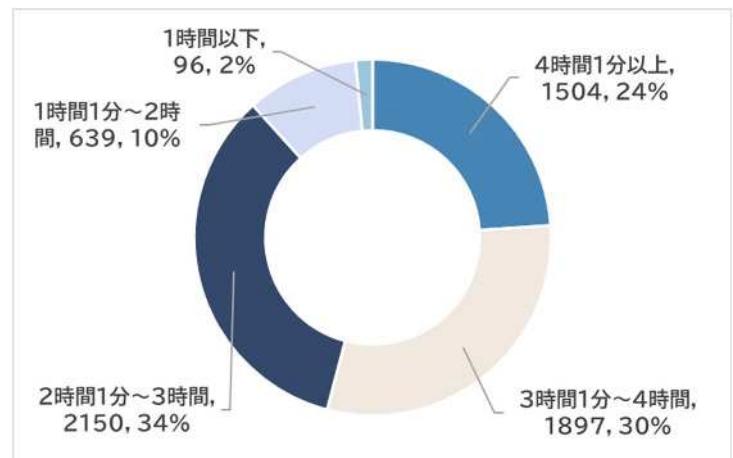
- ①土日どちらも 2,751(44%)
- ②土日どちらか 2,913(47%)
- ③隔週で土日どちらか
457(7%)
- ④月1回程度 147(2%)



質問3-6（質問3-2で②③を選択した人のみ）

休日は1日何時間ぐらい学校部活動や地域クラブ活動がしたいですか。

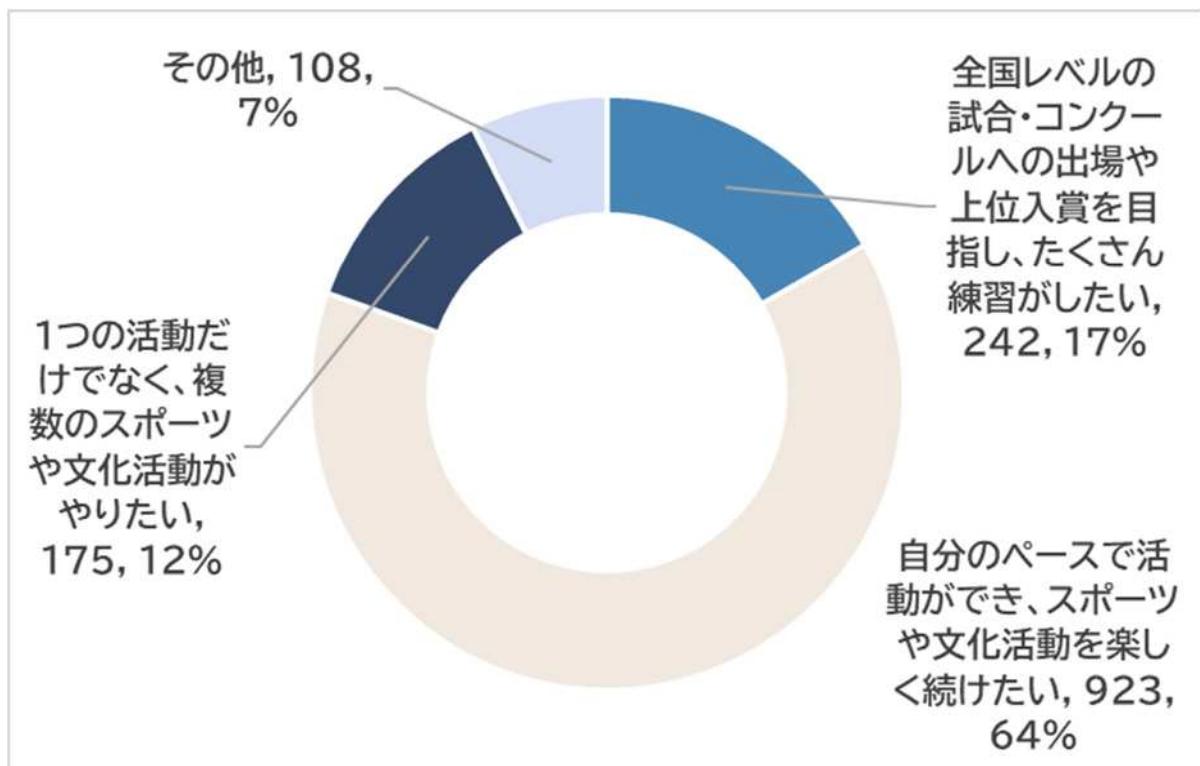
- ①4時間1分以上 1,504(24%)
- ②3時間1分～4時間 1,897(30%)
- ③2時間1分～3時間 2,150(34%)
- ④1時間1分～2時間 639(10%)
- ⑤1時間以下 96(2%)



【学校部活動や地域クラブ活動に、所属していないと回答した生徒】 1,448

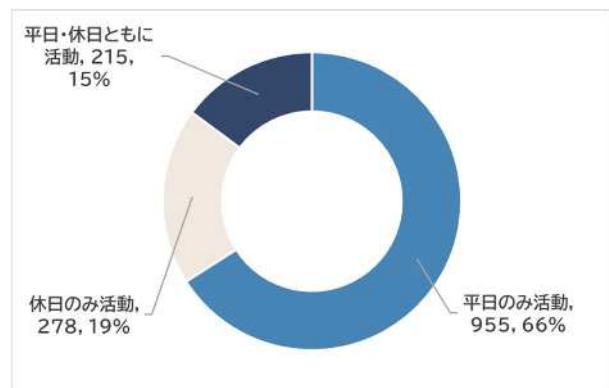
質問3-1 「もし所属していたら」学校部活動や地域クラブ活動に対して、期待していることは何ですか。

- | | |
|---|----------|
| ①全国レベルの試合・コンクールへの出場や上位入賞を目指し、たくさん練習がしたい | 242(17%) |
| ②自分のペースで活動ができ、スポーツや文化活動を楽しく続けたい | 923(64%) |
| ③1つの活動だけでなく、複数のスポーツや文化活動がやりたい | 175(12%) |
| ④その他(主なもの) | 108 (7%) |
- ④その他(主なもの)
- ・たくさんの活動から選択できること
 - ・勉強に関する活動を作つてほしいこと
 - ・気兼ねなく参加できるアットホームな環境を期待している
 - ・どこにも所属していないのでわからない
 - ・特に期待していることはない



質問3-2 「もし所属していたら」学校部活動や地域クラブ活動について、今後、あなたが希望する活動を選択してください。

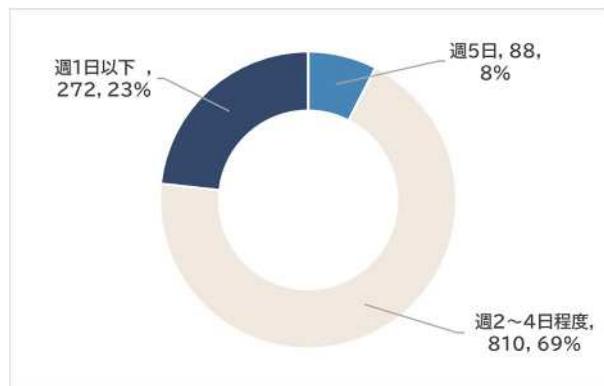
- | | |
|-------------|----------|
| ①平日のみ活動 | 955(66%) |
| ②休日のみ活動 | 278(19%) |
| ③平日・休日ともに活動 | 215(15%) |



質問3-3（質問3-2で①③を選択した人のみ）

「もし所属していたら」平日は、週にどの程度の学校部活動や地域クラブ活動がしたいですか。

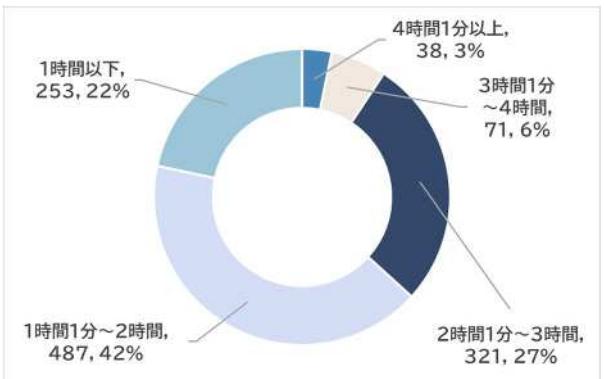
- | | |
|----------|----------|
| ①週5日 | 88(8%) |
| ②週2~4日程度 | 810(69%) |
| ③週1日以下 | 272(23%) |



質問3-4（質問3-2で①③を選択した人のみ）

「もし所属していたら」平日に1日何時間ぐらい学校部活動や地域クラブ活動をしたいですか。

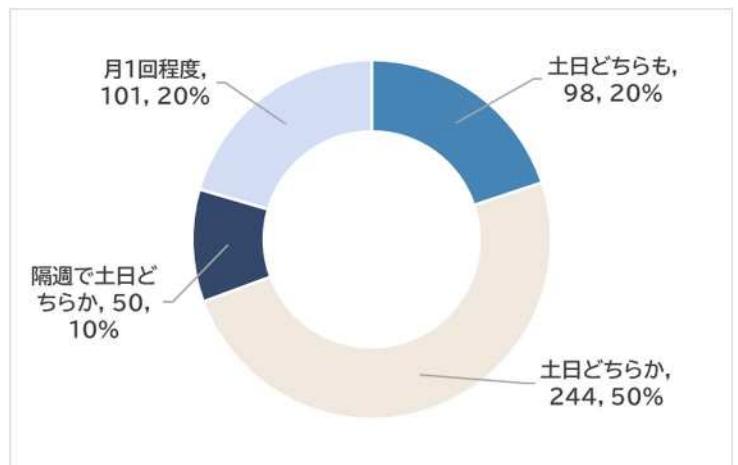
- | | |
|------------|----------|
| ①4時間1分以上 | 38(3%) |
| ②3時間1分~4時間 | 71(6%) |
| ③2時間1分~3時間 | 321(27%) |
| ④1時間1分~2時間 | 487(42%) |
| ⑤1時間以下 | 253(22%) |



質問3-5（質問3-2で②③を選択した人のみ）

「もし所属していたら」休日はどの程度、学校部活動や地域クラブ活動がしたいですか。

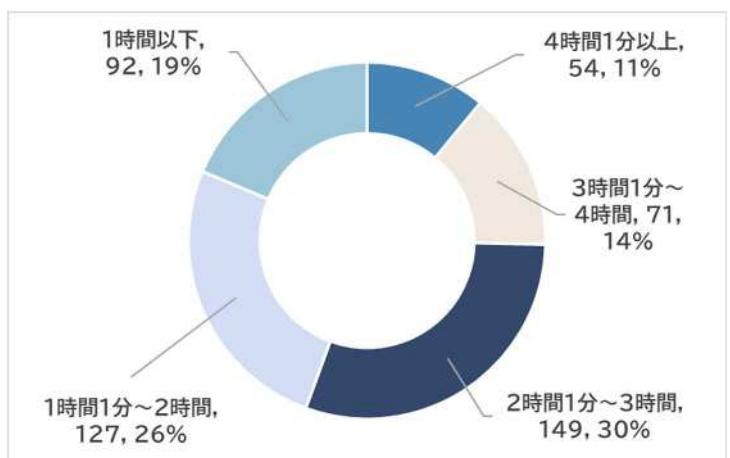
- | | |
|------------|----------|
| ①土日どちらも | 98(20%) |
| ②土日どちらか | 244(50%) |
| ③隔週で土日どちらか | 50(10%) |
| ④月1回程度 | 101(20%) |



質問3-6（質問3-2で②③を選択した人のみ）

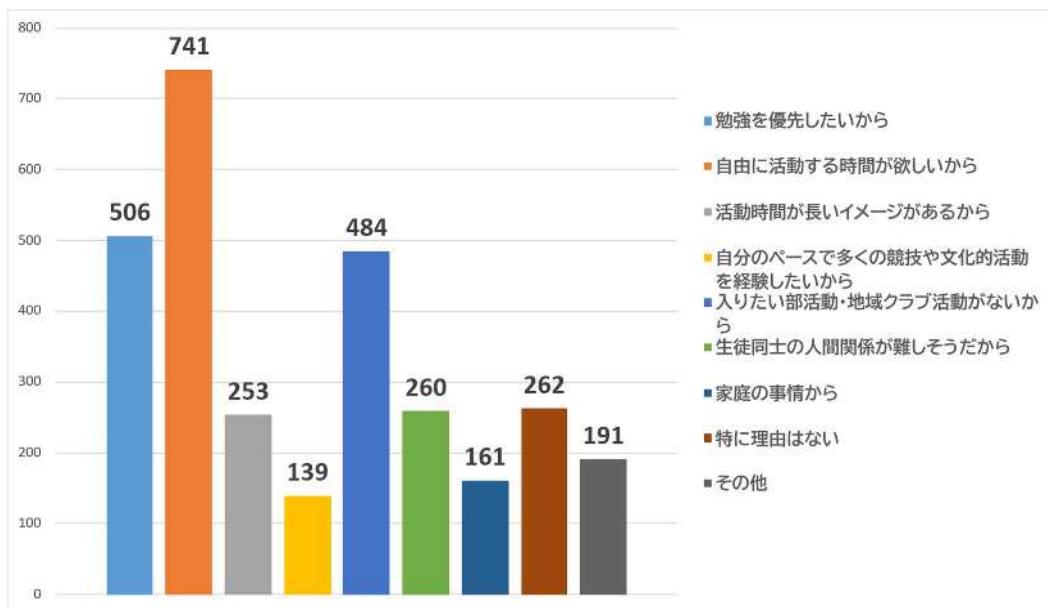
「もし所属していたら」休日は1日何時間ぐらい学校部活動や地域クラブ活動がしたいですか。

- | | |
|------------|----------|
| ①4時間1分以上 | 54(11%) |
| ②3時間1分～4時間 | 71(14%) |
| ③2時間1分～3時間 | 149(30%) |
| ④1時間1分～2時間 | 127(26%) |
| ⑤1時間以下 | 92(19%) |



質問4 (質問3で④を選択した人のみ)<複数回答可>

学校部活動や地域クラブ活動に所属しない理由を選択してください。



- ①勉強を優先したいから
- ②自由に活動する時間が欲しいから
- ③活動時間が長いイメージがあるから
- ④自分のペースで多くの競技や文化的活動を経験したいから
- ⑤入りたい部活動・地域クラブ活動がないから
- ⑥生徒同士の人間関係が難しそうだから
- ⑦家庭の事情から
- ⑧特に理由はない
- ⑨その他(主なもの)
 - ・途中から参加しても、うまくできるか少し心配だから
 - ・人間関係で嫌な思い出があるから。
 - ・あまり長時間運動したくないから
 - ・塾や勉強など、他にやっている習い事を優先したいから
 - ・自分が心からやりたいと思える活動がないから
 - ・お金もかかるし、送り迎えなど色々大変だから
 - ・休みたくても休めないから
 - ・1年生の頃の部活動が有意義な時間だと思わなかったから。
 - ・親に反対されたから
 - ・帰りが遅くなってしまうかもしれないから
 - ・スポーツが苦手で、文化系の部活も自分が興味を持てない内容だから

質問5 休日部活動の地域移行について、意見等がありましたら、記入してください。

回答数:788(主なもの)

・地域クラブの運営に関する要望

(練習回数や環境の変化がないようにしてほしい、学校や先生も関わってほしい、なぜ地域移行が必要なのかを丁寧に説明してほしい、問題が起きたときにどのような対応をしてくれるのかを教えてほしい、他校との練習機会を増やしてほしい、安い参加費で活動できるようにしてほしい等)

・地域クラブの活動場所についての要望

(活動場所を遠くすることはやめてほしい、多くの場所で活動できるようにしてほしい等)

・文化部の地域移行についての意見

(休日の活動がないので、土日に活動できるようにしてほしい、文化部の活動をふやしてほしい等)

・地域移行への要望に関するこ

(練習時間を確保してほしい、練習時間を減らしてほしい、練習の質を上げてほしい、種目を増やしてほしい等)

・地域指導者についての意見

(専門の人に教えてもらうことは良い、地域指導者が来ないときは活動できないので困る、生徒に寄り添った指導をしてほしい等)

・地域移行への賛成意見

(働き方改革が進む、先生の負担を減らせる等)

・地域移行への反対意見

(他の学校や地域の人と連携がうまくいかない、親の事情で入れないから活動できなくなる、保護者に負担がある、中体連の大会への参加が複雑になる、先生に指導してほしい、地域指導者が保護者だと生徒に対して差別が生じやすい、吹奏楽部は楽器の移動や管理が難しいので反対、親しくない人とのコミュニケーションが苦手だから等)

令和6年度 岐阜県及び各市町村の実証事業 成果報告書（概要）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 岐阜市 | (16) 揖斐郡池田町 |
| (2) 羽島市 | (17) 関市 |
| (3) 各務原市 | (18) 美濃市 |
| (4) 山県市 | (19) 郡上市 |
| (5) 瑞穂市 | (20) 可児市 |
| (6) 本巣市 | (21) 坂祝町 |
| (7) 北方町 | (22) 川辺町 |
| (8) 大垣市 | (23) 七宗町 |
| (9) 海津市 | (24) 八百津町 |
| (10) 養老町 | (25) 白川町 |
| (11) 安八郡神戸町 | (26) 御嵩町 |
| (12) 安八郡輪之内町 | (27) 中津川市 |
| (13) 安八郡安八町 | (28) 高山市 |
| (14) 揖斐郡揖斐川町 | (29) 飛騨市 |
| (15) 揖斐郡大野町 | (30) 下呂市 |

自治体の課題、現状

- ・県調査によると、今年度末までに、休日部活動が地域移行すると回答した割合は、県全体で72.5%となっている。
- ・積極的に地域移行に取り組む市町村では、地域移行担当主管課を中心に、関係者、保護者、地域指導者等との合意形成を図る機会を多く設け、安心安全な地域クラブ運営に向けた組織作りを着実に行っている。
- ・県内中学校部活動の多くが、地域移行先を「保護者クラブ（任意団体）」と考えており、運営団体の体制整備が課題となっている。

地域移行の現状

2 休日活動している運動部活動 1,429部（運動部活動総数 1,491部）
※令和6年度末までに移行すると回答した運動部活動を含む

(1)休日部活動の地域移行状況	
①すでに地域移行済み	838部 (58.6%)
②今年度中に地域移行予定	198部 (13.9%)
③今年度は部活動で実施	393部 (27.5%)
※令和6年度末までに移行すると回答した運動部活動を含む	
(2) 地域移行先	
①総合型地域スポーツクラブ	245部 (17.1%)
②民間のスポーツクラブ・芸術団体	25部 (1.7%)
③スポーツ少年団	18部 (1.3%)
④アスポート協会	20部 (1.4%)
⑤保護者クラブ	528部 (36.9%)
⑥家庭・学校・地域・市町村等協働	374部 (26.2%)
⑦その他	1部 (0.1%)
⑧未定	218部 (15.3%)

出典:岐阜県教育委員会体育健康課

地域移行関連の取組、成果

- ・岐阜県地域クラブ活動推進コーディネーター会議を、年8回実施し、各地区における地域移行の進捗や、優良事例や困難事例を共有した。
- ・岐阜県スポーツ協会と連携したこと、スポーツ医・科学に関する研修、効果的なスポーツ・文化活動の指導法について精通している専門家を講師として招聘することができた。
- ・地域クラブ活動への移行に向けた一的な環境整備について、スポーツ庁「地域スポーツクラブ活動アドバイザー制度」を活用し、「岐阜県地域クラブ活動推進フォーラム」にて講演を依頼したこと、安心安全な地域クラブ運営について学び合うことができた。

運営体制図

【目標】令和7年度末までにすべての休日部活動を地域クラブに移行
令和6年度：72.5% → 令和7年度：100%

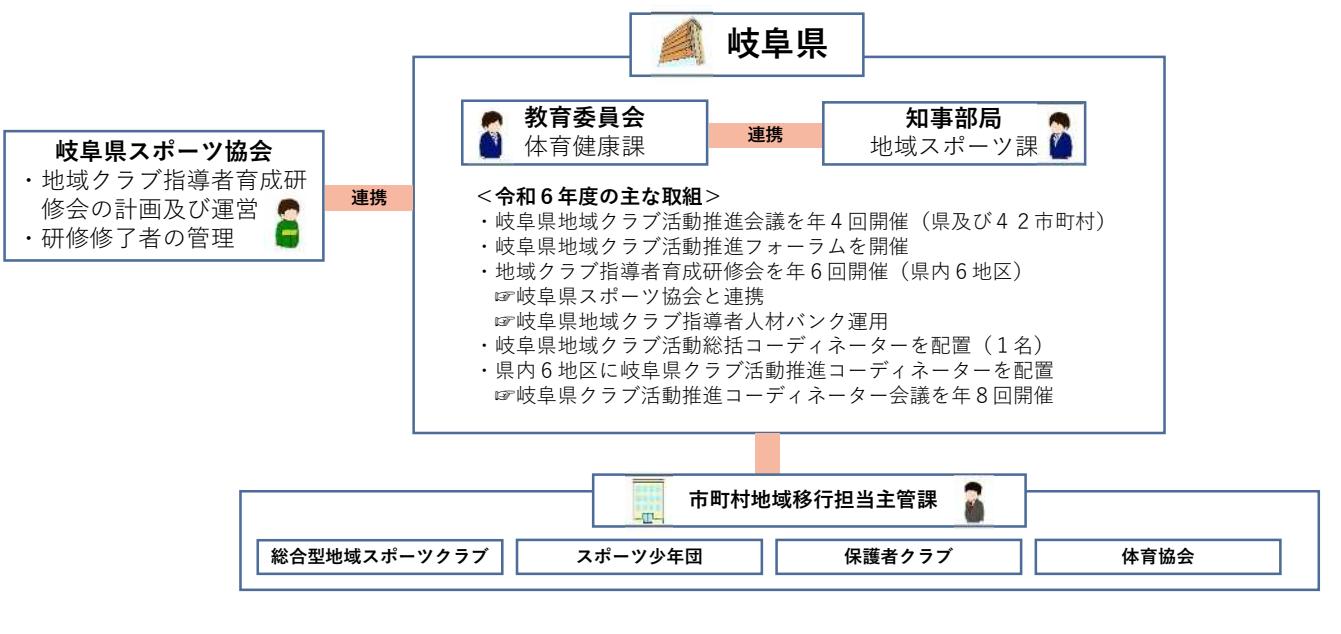
※令和6年度末までに移行すると回答した運動部活動を含む



出典:岐阜県教育委員会体育健康課

【目標】令和7年度末までにすべての休日部活動を地域クラブに移行
令和6年度：72.5% → 令和7年度：100%

※令和6年度末までに移行すると回答した運動部活動を含む



自治体の現状、課題

本市は中学校が23校あり、生徒数は9,607人である。運動部活動は216団体あり、62%にあたる134団体は休日の部活動が地域移行して地域クラブ活動を実施している。移行先は、総合型地域スポーツクラブまたは保護者会が運営する保護者クラブである。

課題として、地域クラブの49%が地域指導者1人で指導を行う体制であることや地域移行が未完了の部活動は、地域指導者の確保が困難であることが挙げられる。また、保護者クラブの安定的、持続的な運営体制について課題がある。

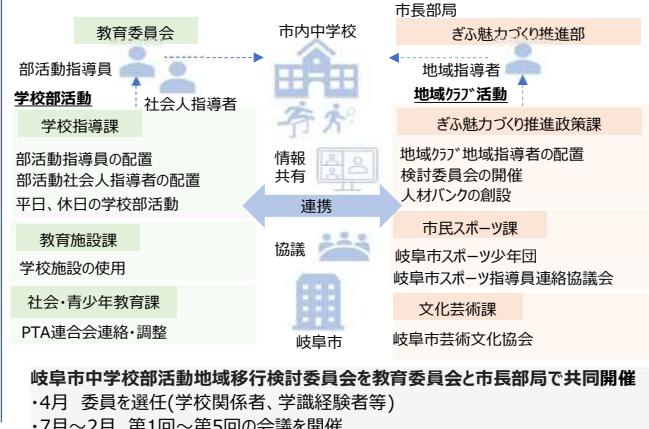
地域スポーツクラブ活動等の概要

中学校数	23校	全生徒数	9,607人
域内の部活動数	239部	実施した地域クラブ数	134クラブ
全体の指導者数	202人	全体の運営スタッフ数	
主な運営団体	総合型地域スポーツクラブ 保護者クラブ		
主な種目	軟式野球、バレーボール、バスケットボール、ソフトテニス等		
平均的な活動回数	4回/月	年間平均参加生徒実数	3年:7人/クラブ 2年:7人/クラブ 1年:7人/クラブ
参加会費	~2,200円/年	主な活動場所	中学校 体育館、グラウンド

地域移行関連の取組、成果

- ・地域指導者203人を配置することで、地域クラブ所属生徒に対して専門的な競技指導を行うことができるようになり、生徒の満足度は高い。
 - ・地域指導者の確保に向け、市のスポーツ協会への働きかけや県の人材バンクの活用、大学との連携により指導者の確保と配置を行った。
 - ・安定的、持続的な運営体制について岐阜市中学校部活動地域移行検討委員会の協議により、本市の実態に合う**地域クラブの体制**や家庭の費用負担の方向性を見出すことができた。
 - ・地域クラブが学校の**体育施設と空調を减免**で使用できるようにした。

運営体制図



自治体の課題、現状

- ・近年、生徒数の減少、部活動の任意加入の浸透はもとより外部クラブチームへの加入者が増加するなどのニーズの多様化により、部活動加入者が減少している。
 - ・生徒数、教職員数の減少等の実態に応じた部活動数になつてないため、部活動顧問の大きな負担になっている。
 - ・小規模校においては、生徒数の減少によりさらに部活動数を減らさざるを得ない状況になっている。そのため、集団競技の部活動では人数が揃わぬ試合に出場することができないために、個人競技の部活動に加入する生徒が多い状況になっている。

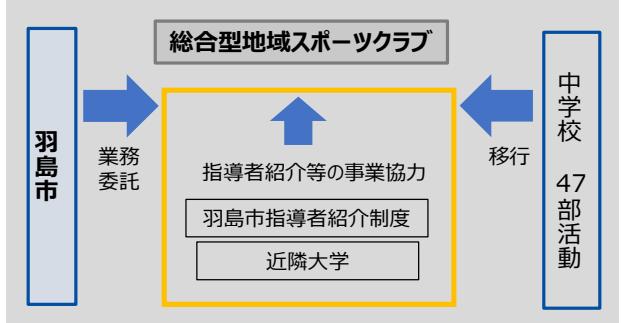
地域スポーツクラブ活動等の概要

中学校数	5校	全生徒数	1,837人
域内の部活動数	47部	実施した地域クラブ数	47クラブ
全体の指導者数	98人	全体の運営スタッフ数	9人
運営団体	総合型地域スポーツクラブ		
主な種目	野球、サッカー、バスケ男女、バレー男女、ハンド男女、テニス男女、陸上、ソフトボール、卓球、剣道、柔道		
平均的な活動回数	4回程度/月	年間平均 参加生徒実数	3年:70人/クラブ 2年:90人/クラブ 1年:61人/クラブ
参加会費	月会費 500円 年会費 6,000円	主な活動場所	学校体育施設、多目的運動場 等

地域移行関連の取組、成果

- ・上位組織である「一般社団法人スポーツクラブ840」が設置されたことにより、**市内で同じスポーツ環境がこどもたちに提供できることにつながった**ことがよい。これまでには学校の規模に応じた選択肢しかなかったため、**小規模校であっても選択の可能性が広がった**ことが評価できる。
 - ・関係者を参考して協議を定期的に進めたため、関係者の中で**地域スポーツクラブ活動が地域のスポーツクラブや学校、家庭(保護者)、地域指導者等の関係団体の協力・連携なしには実施できないことを共有し、地域を巻き込んで活動を実施できることにつながっている**。
 - ・これまでにはトップアスリート等を講師に招き、指導者研修会を実施してきたが、今回は**スポーツを指導するプロから、こどもたちを満足させるスキルやテクニック等を学べた**ことは大変有意義であった。

運営体制図



自治体の課題、現状

本市には8校の中学校があり、生徒数3,810人で113部活動（運動部・文化部）が活動している。少子化の影響もあり、運動部では、すでに4月から単独校での活動が成り立たなくなっている学校が生じている。種目によっては、競技志向の強い生徒はクラブチームに加入し、学校部活動に入らない状況もある。

本市では、令和6年度から休日部活動の移行先を、保護者会が実施主体となるものとスポーツ協会の種目団体が実施主体となるものとし、その活動団体を「ジュニアクラブ」と呼称している。令和6年12月までに、運動部活動95部活動中53部（56%）がジュニアクラブに移行し、部活動指導員が配置されている部活動を合わせると78部（82%）の移行ができると考える。

スポーツ協会が実施主体となるジュニアクラブは、ホッケー、柔道、水泳、サッカー競技が、移行先として活動を行っている。

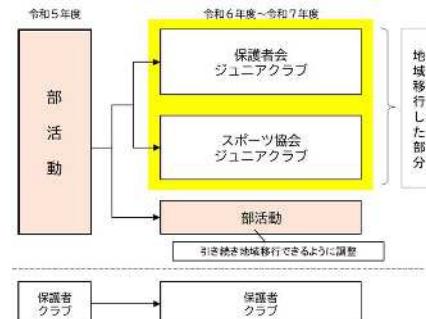
地域クラブ活動の概要（代表的な取組例）

- (1) 運営類型：体育スポーツ協会運営型
 - (2) 運営主体：各務原市サッカー協会
 - (3) 種目：サッカー
 - (4) 活動形態：市内を4地区に分けてチームを編成
 - (5) 指導者の属性：市サッカー協会所属の指導者及び教員（兼職
兼業届）
 - (6) 1週間あたりの平均的な活動回数：平日3日・休日1日
 - (7) 主な移動手段：保護者による送迎
 - (8) 1人当たりの参加会費等（月額）：3,000円～5,000円
 - (9) 1人当たりの保険料：生徒800円／指導者1,850円

地域移行関連の取組、成果

- ・各務原市が策定した「学校部活動の段階的な地域移行へのビジョン」をもとに、各学校における部活動のジュニアクラブ化が円滑に進むよう支援した。
 - ・保護者会ジュニアクラブでは、保護者会の理解、指導者の確保など整備が整った部活動から順次登録が進み、今年度、本市が目標としてきた地域移行した部活数は、概ね達成することができた。
 - ・各務原市サッカー協会ジュニアクラブ発足に向けて、地域移行コーディネーターが協会担当者と隨時連絡を取り合い、中学校長会への説明、市内サッカー部保護者説明会・ジュニアクラブ総会への参加、部活動顧問の兼職兼業届に関わる相談等を行い、11月から活動を開始することができた。

運営体制図（サッカー協会ジュニアクラブ）



自治体の課題、現状

本市においては、3校の公立中学校があり、生徒数584人で27部が活動している。その中でも、単独校で成立する部活動が近年大幅に減少し、市内3中学校合同の部活動が増えている。さらに、市内3校でも部員数が不足し、近隣市と合同で活動する部活動も出てきている。

市合同部活動を進めるうえで、平日はスクールバスで2校の中学生を拠点校に輸送している状況である。休日は、保護者が送迎している。

本市では、平日の部活動が週1日と少なく、休日や夜間に地域クラブでの活動に頼らざるを得ない状況である。

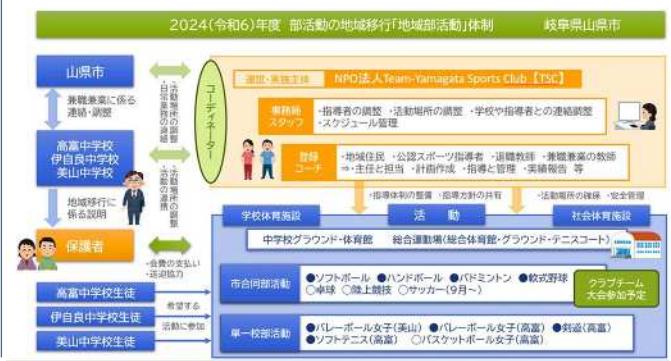
地域スポーツクラブ活動等の概要

中学校数	3 校	全生徒数	5 8 4 人
域内の部活動数	2 7 部	実施した地域クラブ数	1 2 クラブ
全体の指導者数	4 6 人	全体の運営スタッフ数	5 人
主な運営団体	総合型地域スポーツクラブ NPO法人Team-yamagata Sports Club		
主な種目	ソフトボール、ハンドボール、バドミントン、陸上、サッカー、卓球 バレーボール、剣道、ソフトテニス、軟式野球、バスケットボール		
平均的な活動回数	4 回/月	年間平均参加生徒実数	3 年：7 人/クラブ 2 年：8 人/クラブ 1 年：8 人/クラブ
参加会費	7, 0 0 0 円/年	主な活動場所	高富中学校

地域移行関連の取組、成果

- 単独校から山県市合同部活動への移行は、手順を明確にして進めており関係者の総意の元で行っているため、円滑な移行が行われている。
 - 生徒の多様性に応えるように、運営主体TSCでは「スクールA、スクールB」をはじめ、交流を目的とした「スポーツ広場」や競技力向上を目的とした「スポーツ教室」で構成し、プログラムを提供している。
 - 指導者の質を高めることは、生徒への良質の指導につながるため、スポーツ科学の見地からの専門性を高める研修会や教室等を工夫している。
 - TSCでは、倫理委員会の設置や大会参加基準の作成を進め、地域移行にとって重要な内容について体制の整備が進んでいる。

運営体制図



自治体の課題、現状

瑞穂市は、現在でも人口増加が続いているが、子どもの数は減少傾向である。3つの中学校における各部活動においても、団体競技などでは、まだチームが組める部と数名しか在籍していない部で大きく差ができる。同種目において男子と女子が合同で活動する、他の中学校と合同で活動を行うなど、早期に模索していく必要がある。また、地域クラブ活動に移行するにあたり、慢性的な課題としては、「地域指導者の確保」と「保護者会の負担」が挙げられる。「地域の子どもたちは、地域で育てる」「子どもに軸足を置いた地域クラブ活動」を目標として掲げ、保護者や指導者の理解と支援を得ながら、同時に教職員の働き方改革の推進も合わせて地域移行を進める。

地域スポーツクラブ活動等の概要

地域クラブ活動で実施した種目	サッカー、剣道、ダンス
運営団体名	瑞穂市教育委員会
期間と日数	毎週1回 月4回程度
指導者の主な属性	経験者、小中学校教員
活動場所	穂積中学校等のグラウンド、剣道場、瑞穂市教育支援センター
主な移動手段	自転車
1人あたりの参加会費等 (年額)	月額500円 (年額6,000円)
1人あたりの保険料	スポーツ安全保険 生徒1人あたり：各保護者会にて加入 指導者1人あたり：1,850円/年

地域移行関連の取組、成果

- 中学校長やPTA等を訪問し、学校の協力を求めることで、市内中学校の全ての生徒に事前周知のチラシの配布を行った。
 - 各運営主体が活動するときは、指導者が競技種目の指導に集中できるよう、会場の施錠、開場や参加者の出欠確認などを行う保護者会役員の配置を呼びかけた。
 - 各種団体の代表者で構成している推進委員会のメンバーに協力要請を行ふことで、地域一体となって運動部活動の地域移行に向けた環境づくりを進めた。

運営体制図



自治体の課題、現状

- ・少子化の進行により、チーム編成が困難になる状況に対して、近隣市町の地域移行の状況を把握しながら、連携を図り生徒が望む競技に打ち込むための体制を構築
 - ・勝利至上主義のクラブチームと生徒の活動を支える地域クラブとの共存への対応
 - ・指導者の負担を軽減するため、すべてのクラブにおいて複数配置ができるための指導者の確保
 - ・平日の部活動の地域展開の在り方の検討

地域スポーツクラブ活動等の概要

中学校数	4 校	全生徒数	913 人
域内の部活動数	34 部	実施した地域クラブ数	35 クラブ
全体の指導者数	79 人	全体の運営スタッフ数	39 人
主な運営団体	市部活動推進協議会(事務局:教育委員会社会教育課内) クラブ参加生徒の保護者(育成会を組織)		
主な種目	陸上、軟式野球、男女バスケットボール、男女バレーボール、男女ソフトテニス、卓球、剣道、柔道、女子ソフトボール、サッカー、バドミントン		
平均的な活動回数	4 回/月	年間平均参加生徒実数	3 年: 5 人./クラブ 2 年: 5 人./クラブ 1 年: 5 人./クラブ
参加会費	200 円/年	主な活動場所	学校施設 社会体育施設

地域移行関連の取組、成果

未来を切り開き、たくましく生き抜く子を育成するために、学校と地域が手を取り合って「生徒が主役の部活動支援クラブ」の推進に取り組んできた。

- ・**部活動特任指導員の配置と本巣市部活動推進協議会**の設置による学校・育成会・地域指導者を繋ぐ運営体制の整備
 - ・**市補助金**による活動資金の支援と**地域指導者に向けた研修会**の実施
 - ・育成会・指導者に対して、新たな指導者の発掘を依頼
 - ・事故防止、熱中症予防、応急手当に関わること等や、指導の在り方を示した資料を育成会・指導者に配付

運営体制図



自治体の課題、現状

本町においては、2校の義務教育学校があり、生徒数526人で17部活（うち、運動系12部活）が活動している。現段階では、部活動、ジュニアクラブ（育成会による運営）、また、スポーツ少年団、それに部活動への体験入部を希望する学園の5、6年生の集合体を「北方学園クラブ」ととらえ、義務教育9年間の一貫した指導を目指している。

スポーツを通して、豊かな人間性を育成や、土、日、祝日における部活動の指導を社会人指導者、育成会に委ねていくこと、スポーツ少年団、及び町内の5、6年生が、体験できるようにすることが必要である。

地域スポーツクラブ活動等の概要

義務教育学校数	2校	全生徒数	526人
域内の部活動数	17部	実施した地域クラブ数	12クラブ
全体の指導者数	20人	全体の運営スタッフ数	1人
主な運営団体	総合型地域スポーツクラブ 民間事業者		
主な種目	野球、バスケ（男・女）バレー（男・女）、サッカー、陸上、剣道、卓球、ソフトボール、ソフトテニス、ダンス、		
平均的な活動回数	6回/月	年間平均参加生徒実数	3年：7人/クラブ 2年：7人/クラブ 1年：7人/クラブ
参加会費	各部で異なる（例）野球7,000円/年	主な活動場所	北学園・南学園

地域移行関連の取組、成果

○取組としては、**指導者研修を実施**したり、県の育成研修会への案内をしたりした。指導者20名の内、11名が日本スポーツ協会等の指導者資格を保有している。指導者の指導の機会の確保するため、指導者への謝金の上限を月4回分から6回分に増やし、土日、祝日への指導に、より対応できるようにした。今年度は、教職員に兼職・兼業の指導者が7名登録した。現在、12部活の内うち、8部活が2名以上指導者がいるが、今後は、各部活動に**2名以上の指導者配置を目指す**。

○年に5回、計画的に部活動担当者会を行い、指導状況について**情報交流を行ない、改善策の検討や指導について共通理解を図った**。また、部活動顧問や社会人指導者、保護者との連携を図るべく、三者が合同に集まり、年間の指導について、**共有理解を図る**ことができるようとした。

運営体制図

北方学園クラブの運営



自治体の課題、現状

本市は、10校の公立中学校（うち1校は義務教育学校）があり、生徒数4,083人で、運動系は18種110の部活動が設置されている。

生徒数の減少とともに、部活動への加入率が低下傾向にあり、部活動をこれまで同様に維持することが困難になってきている。部活動の顧問について、指導経験のある顧問の配置は、過半数に満たず、専門的な指導力の不足に課題がある。休日は、教員が関わらず、保護者の運営による保護者クラブによって活動している部活動が多く、保護者の負担が大きくなっている。持続的で、一貫性のある運営に課題がある。

そうした状況を踏まえ、子供たちがスポーツに親しむ機会を確保することができるよう環境を整備していく必要がある。

地域スポーツクラブ活動等の概要

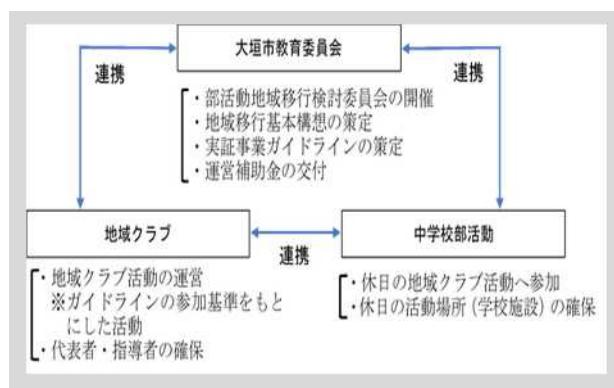
中学校数	10校	全生徒数	4,083人
域内の部活動数	110部	実施した地域クラブ数	10クラブ
全体の指導者数	36人	全体の運営スタッフ数（代表者・指導者）	39人
主な運営団体	教育委員会の連携のもとで、各実施主体が運営		
主な種目	サッカー、軟式野球、バーレーボール、ハンドボール、剣道、なぎなた		
平均的な活動回数	8回/月	年間平均参加生徒実数	3年：7人/クラブ 2年：9人/クラブ 1年：8人/クラブ
参加会費（平均）	26,280円/年	主な活動場所	市内中学校

地域移行関連の取組、成果

○取組としては、令和6年3月に策定した「大垣市部活動地域移行基本構想」及び「新たな地域クラブ活動実証事業ガイドライン」をもとに、地域移行を行っている。令和6・7年度は実証事業として、競技・種目ごとに検討チームを立ち上げ、地域移行の在り方を協議した。指導者の紹介を希望する団体を把握し、指導者の確保に努めた。

○成果としては、検討チームを開催することで、市の方針を共有し、地域クラブ設立までの具体的な協議を行うことができた。指導者を確保することができるよう市独自の「指導者登録制度」を開始した。参加費については、受益者負担とし、地域クラブに対して、市より運営に関する経費の一部を補助した。令和6年度、地域クラブとして10団体が、実証事業を実施している。

運営体制図



自治体の課題、現状

人口減少と少子高齢化が急激に進んでいる現状である。これに伴い、部活動数も減少し、合同部活動が行われている部もある。生徒は徒歩、自転車、電車を利用して中学校へ登校しており、運動部活動の地域移行を推進するにあたり、活動場所が別の中学校となった場合、生徒の移動手段が問題となる。また、これまで部活動の費用で購入していたユニフォーム（サッカーなどの団体競技）についても、地域クラブで負担して欲しいと中学校から要望も出ており、保護者の経済的負担は、増えるばかりである。

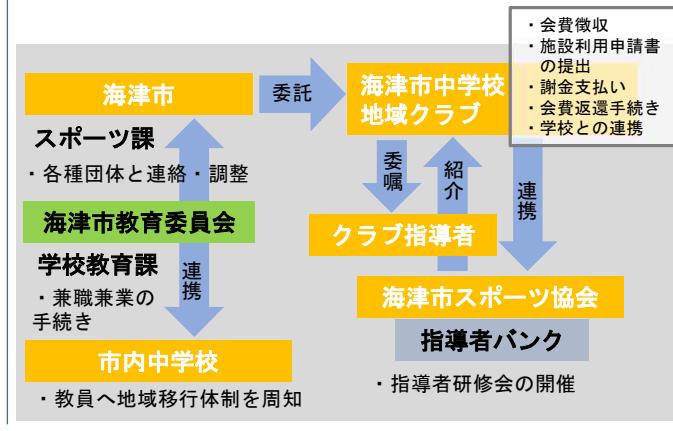
地域スポーツクラブ活動等の概要

中学校数	3校	全生徒数	763人
域内の部活動数	24部	実施した地域クラブ数	22クラブ
全体の指導者数	87人	全体の運営スタッフ数	15人
主な運営団体	総合型地域スポーツクラブ		
主な種目	軟式野球、バレーボール、バスケットボール、ソフトテニス、卓球、剣道、ソフトボール、サッカー、陸上		
平均的な活動回数	4回/月	年間平均参加生徒実数	3年：10人/クラブ 2年：10人/クラブ 1年：5人/クラブ
参加会費	13,800円/年	主な活動場所	各中学校

地域移行関連の取組、成果

- 各クラブの消耗品の一部を地域クラブが購入することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることができた。
- 要保護・準要保護世帯の経済的負担軽減を図るために、中学校と地域クラブが連携し、個人情報に配慮しながら、当該者の年会費及び月会費の免除を行った。
- 保護者に対するアンケート調査を行い、適当であると思われる月会費金額の質問を設け、保護者が負担可能な月会費上限額を調査することができた。

運営体制図



自治体の課題、現状

- 深刻な少子化の中、これまで活動していた部活動がチーム編成を形成することができず、休部せざるおえないケースが発生している。
- 生徒の地域スポーツ活動の機会を確保するため、スポーツ団体や社会人指導者と学校が連携した取り組みを第一に進め、同時に教職員の働き方改革の推進を目標とし、休日部活動の地域移行を進める必要がある。

地域スポーツクラブ活動等の概要

中学校数	2校	全生徒数	687人
域内の部活動数	27部	実施した地域クラブ数	15クラブ
全体の指導者数	27人	全体の運営スタッフ数	2人
主な運営団体	養老町教育委員会、総合型地域スポーツクラブ		
主な種目	野球部、バドミントン部、バスケットボール部、卓球部、剣道部、柔道部、バレーボール部、ハンドボール部		
平均的な活動回数	4回/月	年間平均参加生徒実数	3年：5人/クラブ 2年：5人/クラブ 1年：5人/クラブ
参加会費	約10,000円/年 (変動あり)	主な活動場所	高田中学校、東部中学校

地域移行関連の取組、成果

- 部活動27部（運動系21部、文化系6部）のうち、運動系の15部（運動系全体の71%）が休日部活動地域移行地域クラブに移行した。
- 総合型地域スポーツクラブとの効果的な連携を図ることで、町が課題としていた運営面に関する体制の整備や、保護者の負担金の取り扱いなど、持続可能な運営ができる組織体制の整備に寄与することができた。
- 競技ごとに休日部活動指導者数に違いがあるため、指導者が不足している競技の指導者確保が課題となっている。

運営体制図



自治体の課題、現状

当町においては、1校の公立中学校があり、生徒数454人で14部活が活動している。少子化やクラブチームに加入する等の理由で、部活動に加入する生徒が減少しており、他校と合同で活動している種目も出てきている。中学生の継続的なスポーツ・文化活動を維持・継続していくためにも、地域移行を進めていく必要がある。

今年度、運動系・文化系14種目の内、7種目において地域移行が完了した。これから地域移行を見据える、種目についても、今後関係者と協議を重ね、地域移行を推進していく。

地域スポーツクラブ活動等の概要

中学校数	1校	全生徒数	454人
域内の部活動数	14部	実施した地域クラブ数	7クラブ
全体の指導者数	10人	全体の運営スタッフ数	1人
主な運営団体	総合型地域スポーツクラブ		
主な種目	軟式野球、バレーボール、バドミントン、剣道、卓球、バスケットボール		
平均的な活動回数	12回/月	年間平均参加生徒実数	3年：7人/クラブ 2年：6人/クラブ 1年：8人/クラブ
参加会費	3,000円/年	主な活動場所	神戸中学校

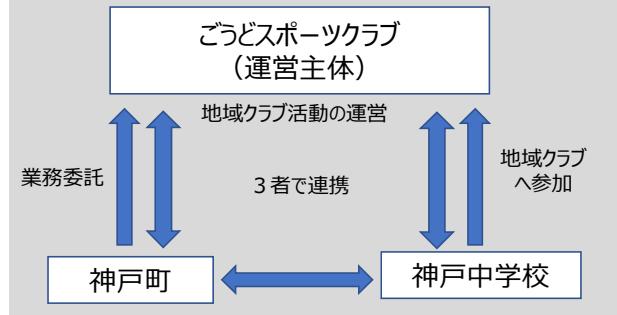
地域移行関連の取組、成果

運動系の部活動については、総合型地域スポーツクラブのNPO法人「ごうどスポーツクラブ」が地域移行の受け皿となり、活動を実施することとした。指導者が配置でき、7種目において、先行して地域移行し、地域スポーツ活動を行っている。

地域移行を実施するにあたり、中学校、ごうどスポーツクラブ、教育委員会の3者で規程を作成し、覚書を交わし協力して地域移行を推進していくことに合意した。また問題が発生した際には、連携して問題解決することとした。

NPO法人「ごうどスポーツクラブ」や指導者、保護者の協働により、休日の活動だけでなく、平日の夜間の活動を実施している部活動もある、専門的な知識を持つ指導者から継続的に指導を受けることにより、充実した活動を実施できている。

運営体制図



自治体の課題、現状

現在、当町の運動部活動は、野球部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、男子バレー部、女子バレー部、ソフトテニス部、卓球部、剣道部、サッカー部の9つが活動している。

今年度から、男子バレー部は、隣の安八町と合同で地域クラブ化をしている。

少子化が進み、児童生徒数は微減傾向にある。今後、単独チームを組むのが困難な団体種目が増えてくることが予想される。また、教員の働き方改革を推進する面からも、部活動顧問の負担を軽減することが求められている。

地域スポーツクラブ活動等の概要

中学校数	1校	全生徒数	269人
域内の部活動数	9部	実施した地域クラブ数	9クラブ
全体の指導者数	21人	全体の運営スタッフ数	0人
主な運営団体	輪之内町中学校地域学校協働本部		
主な種目	バスケットボール、バレー、サッカー、卓球、剣道、ソフトテニス		
平均的な活動回数	12回/月	年間平均参加生徒実数	2年：7人/男バス 1年：1人/男バス
参加会費	月会費500円 年会費1,000円 ※男子バレーのみ	主な活動場所	輪之内中学校など

地域移行関連の取組、成果

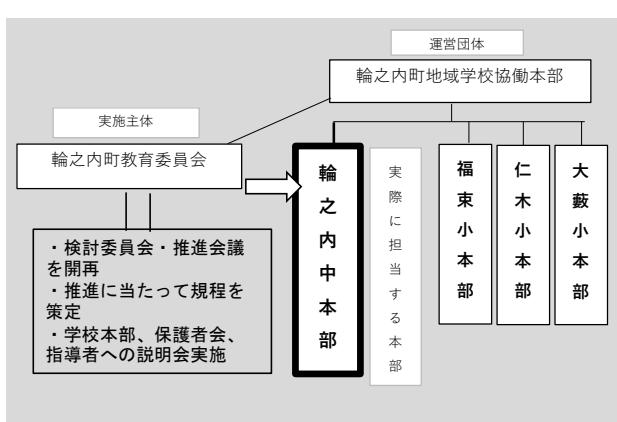
当町は、令和5年9月の新チームから地域移行することができ、令和6年でも継続して地域移行ができるようになっている。

令和6年度から新規で活動を始めた地域指導者が5名おり、部活動顧問の負担を軽減することができている。

今年度から男子バレー部が、単独でチームを組むのが困難になり、隣の安八町の地域クラブと合同で練習に参加している。

生徒数の減少に伴い、合同の地域クラブチームが増えていると予想されるので、広域化をしていく必要がある。

運営体制図



自治体の課題、現状

少子化により、1校単独ではチームが組めず、子どもたちが希望するスポーツ活動ができるない現状がある。都市部ではないため、現存する部活動の指導者の確保がむずかしい。

持続可能な地域クラブ活動の運営と教員の負担軽減を図るため、指導者の確保が急務である。

部活動の地域移行に向け、教育委員会が主体となり、令和6年1月「安八町中学校地域クラブ」が発足した。中学校にある16部活の内、9部活129名の会員（生徒）の参加があった。

地域指導者の確保を最優先課題とし、保護者、指導者の理解を促進し、すべての部活動が地域移行することを目指す。

地域スポーツクラブ活動等の概要

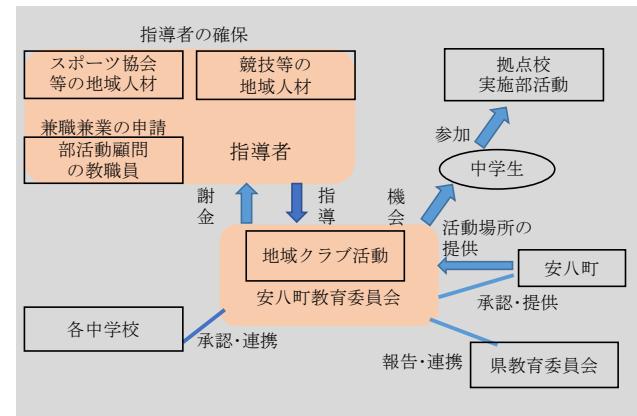
中学校数	2校	全生徒数	546人
域内の部活動数	16部	実施した地域クラブ数	9クラブ
全体の指導者数	28人	全体の運営スタッフ数	3人
主な運営団体	安八町中学校地域クラブ		
主な種目	軟式野球、サッカー、バレーボール、バスケットボール、卓球、剣道、ソフトテニス		
平均的な活動回数	4回/月	年間平均参加生徒実数	3年:7人/クラブ 2年:8人/クラブ 1年:4人/クラブ
参加会費	月会費 500円 年会費 1,000円	主な活動場所	登龍中学校 東安中学校

地域移行関連の取組、成果

地域クラブに移行していない部活動に対して、部活動顧問、保護者、指導者と話し合う場を設け、地域クラブの活動の説明や少子化による部員数が減少している現状を説明した。また、将来を見据えた持続可能な活動組織の構築を目指すチーム作りを提案し、合同クラブとして1チームが加入した。

地域指導者の人材を求め、スポーツ関係団体、学校関係者に呼びかけ新たに7名の指導者が確保することができた。

運営体制図



自治体の課題、現状

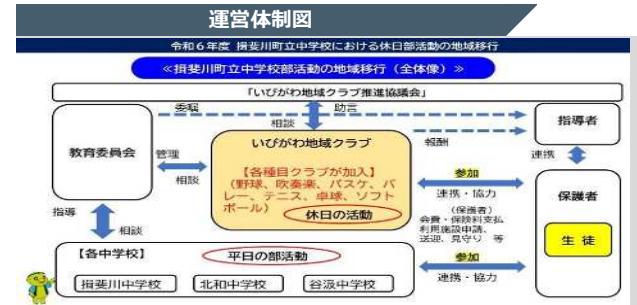
- ・揖斐川町の人口は減少傾向にあり、令和6年度の町内中学校の生徒数は434名で、20年前と比較して44%も減少している状態である。
 - ・生徒数の減少により、部活動の種目、部員数も減少している。このため、地域クラブの活動の運営を維持するため、町内3中学校によるクラブの合同化を推進することとした。また、町内のみならず、大野町、池田町との揖斐郡合同クラブの設立も進めしていく。
 - ・合同クラブ活動は、生徒によっては校区外の活動場所へ、保護者の送迎が必要になる。それにより、保護者の負担も増えることが予想される。

地域スポーツクラブ活動等の概要

中学校数	3 校	全生徒数	4 3 4 人
域内の部活動数	2 0 部	実施した地域クラブ数	1 7 クラブ
全体の指導者数	6 3 人	全体の運営スタッフ数	1 人
主な運営団体	総合型地域スポーツクラブ		
主な種目	野球、ソフトボール、バレー、バスケットボール、ソフトテニス、卓球、吹奏楽、陸上、柔道、サッカー		
平均的な活動回数	4 回/月	年間平均参加生徒実数	3 年： 3 人 / クラブ 2 年： 8 4 人 / クラブ 1 年： 8 9 人 / クラブ
参加会費	1 2 , 0 0 0 円/年	主な活動場所	揖斐川中学校 北和中学校 捐斐川健康広場

地域移行関連の取組、成果

- ・令和6年度は、揖斐川町中学校の休日部活動を「いびがわ地域クラブ」に地域移行する初年度であり、各部活動を地域クラブの「種目クラブ」に移行し、子供たちのスポーツ環境を維持することを目標にした。
 - ・保護者・指導者・校長、部活動顧問を交えた「**揖斐川町中学校部活動地域移行推進会議**」を開催し、目的の共有、ルールづくりを行った。
 - ・保護者会・指導者による「**いびがわ地域クラブ推進協議会**」を開催し、関係者間で意思交換を行い、保護者・指導者の悩みに応え、意思疎通を図った。
 - ・町内の中学生と、小学6年生児童及び保護者を対象に、「**いびがわ地域クラブ説明会**」を開催し、クラブへの理解、入会を促した。
 - ・揖斐郡3町で「**揖斐郡部活動地域移行協議会**」を設立し、3町間での情報共有、統一的な取り組みの推進を図った。また、揖斐郡合同クラブとして、3つの種目クラブが活動を開始した。
 - ・地域クラブ活動は施設使用料を免除とし、保護者の負担軽減を図った。



自治体の課題、現状

本町においては、2校の公立中学校があり、生徒数614人で、17部活動が活動している。その内、部活動に参加している生徒数は393人で、参加率は64%と半数以上の生徒が参加している。

令和6年8月より、大野町の地域スポーツクラブである「おおのジュニアクラブ」が活動をスタートしたが、生徒の加入数は154人(内、町外生徒5人)、加入率は25%となっている。3年生の加入が少ない点も理由に挙げられるが、加入は任意となっているため、生徒・親の全体的な地域クラブへの理解、運動そのものに対する意識の低さをどう改善していくかが今後の課題と考える。

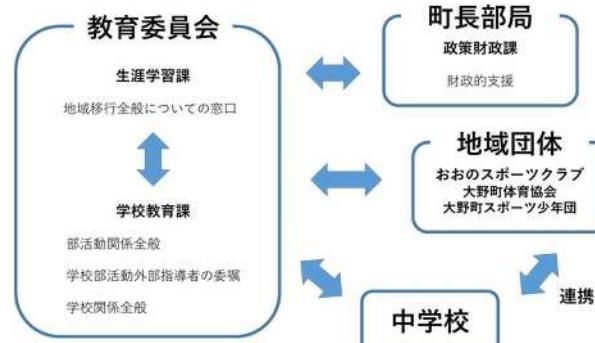
地域スポーツクラブ活動等の概要

中学校数	2校	全生徒数	614人
域内の部活動数	17部	実施した地域クラブ数	14クラブ
全体の指導者数	45人	全体の運営スタッフ数	2人
主な運営団体	総合型地域スポーツクラブ		
主な種目	軟式野球、バレーボール、バスケットボール、卓球など		
平均的な活動回数	4回/月	年間平均参加生徒実数	3年：0.3人/クラブ 2年：4.1人/クラブ 1年：6.4人/クラブ
参加会費	1,000円/月	主な活動場所	各中学校施設 町管理体育施設

地域移行関連の取組、成果

- ・揖斐郡3町が相互協力して地域移行を円滑に推進するため、揖斐郡部活動地域移行協議会を設立したことにより、1町では人数が少なく、休部となっていた部活動も、3町合同クラブとして運営することにより、生徒のニーズを満たすことができた。さらに、各町での情報共有を活発に行うことができた。
- ・令和6年度は、各クラブの運営費を、町独自財源で支援した。大野町在住の生徒が加入するスポーツ保険の費用800円に対し、その半額を町独自財源で支援することにより、各クラブ・各家庭の費用負担を減らし、指導者も生徒も安心してクラブ活動を楽しんでもらうことができた。

運営体制図



自治体の課題、現状

本町は、公立中学校1校、生徒数689人で、14部活動が活動している。その内、運動部活動に参加している生徒数は360人、52.2%の生徒がスポーツに親しみ、地域クラブへの参加も同水準である。(令和6年5月1日現在)

少子化による生徒数減少が更に顕著となっていく数年後を見据え、生徒の多様なニーズに応えられるよう、自治体の枠をこえた、より広域的な協力体制の構築が課題である。

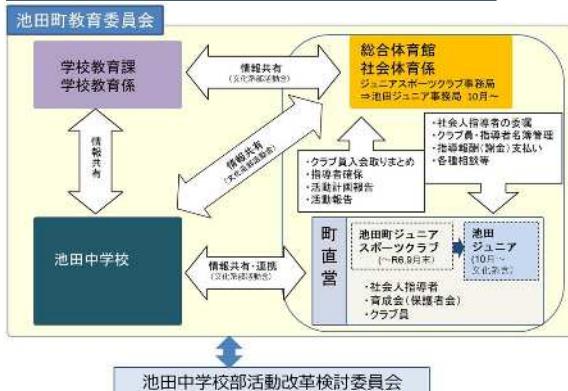
地域スポーツクラブ活動等の概要

中学校数	1校	全生徒数	689人
域内の部活動数	14部	実施した地域クラブ数	14クラブ (内 1クラブ合併 ・2クラブ他町へ移籍)
全体の指導者数	50人	全体の運営スタッフ数	3人
主な運営団体	地域スポーツクラブ（町営）		
主な種目	軟式野球、バレーボール、バスケットボール、卓球など		
平均的な活動回数	休日 4回/月 平日 2回/週	年間平均参加生徒実数	3年：0.1人/クラブ 2年：9.3人/クラブ 1年：8.9人/クラブ
参加会費	1,000円/月	主な活動場所	各中学校施設 町管理体育施設

地域移行関連の取組、成果

- ・昨年度に引き続き「池田町中学校部活動改革検討委員会」を開催し、規約の改正・ガイドラインについて最終的な協議を行い、円滑なスタートに向けて体制を整備した。
- ・揖斐郡3町で「揖斐郡部活動地域移行協議会」を設立し、情報共有、課題の洗い出しなどがなされ、1つの町でクラブ存続ができない3種目が揖斐郡合同クラブとして活動を開始した。
- ・令和6年度は、町独自の財源から補助として運営負担金を、各クラブに対して一律1万円を支給した。
- ・社会体育施設の優先予約を行い、施設使用料を减免し、保護者の負担軽減を図った。

運営体制図



自治体の課題、現状

本市には9校の中学校があり、1学年200人を超える学校から10名程度の学校までと、学校規模や生徒数の差が非常に大きいという特徴がある。部活動においても単独の中学校で部活動が成立する学校と、複数の学校の部活動を集めなければ成立しない学校がある。また、種目数も学校間で差があり体験格差が生じている。

このような課題を解消するため、関市地域クラブ登録制度を新設し、今年度から本格的に運営を開始した。

地域スポーツクラブ活動等の概要

中学校数	9校	全生徒数	2,379人
域内の部活動数	78部	実施した地域クラブ数	23クラブ
全体の指導者数	56人	全体の運営スタッフ数	2人
主な運営団体	関市地域クラブ（関市教育委員会学校教育課）		
主な種目	陸上、軟式野球、サッカー、ラグビー、ソフトテニス、硬式テニス、バレー、バスケットボール、卓球、剣道		
平均的な活動回数	4回/月	年間平均参加生徒実数	3年：5人/クラブ 2年：6人/クラブ 1年：5人/クラブ
参加会費	月額2000円程度	主な活動場所	市内中学校施設 市営運動施設

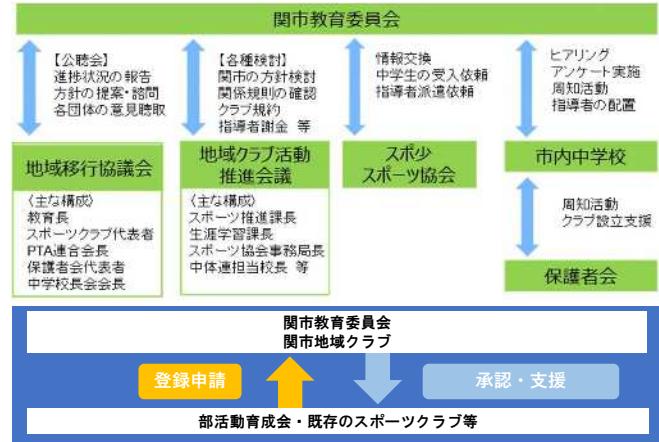
地域移行関連の取組、成果

今年度から関市地域クラブ登録制度を開始し、地域クラブの運営団体として以下の事項について取り組んだ。

- ①地域クラブの登録、管理
- ②指導者謝金の支給
- ③指導者講習会の実施
- ④協議会の開催、関市地域クラブ連絡協議会の立ち上げ

現在12種目、23クラブが活動している。複数の中学校から集まって活動するクラブも多く、人数不足による活動の制限や、活動の選択肢が限られるといった学校部活動が抱えていた問題点が解消され、生徒のニーズに対応したスポーツ活動の機会を提供することができた。

運営体制図



自治体の課題、現状

【保護者・指導者が活動主体となる地域クラブ活動】

美濃市教育局は、令和5年度に調査を実施し、休日で4割を超える生徒が、休日・平日を通して2割の生徒が、学校外・家庭外で何も活動していないことを把握した。生徒数が減少する中、地域クラブの保護者・指導者は、クラブに参加する生徒を増やす必要性があることを十分に理解した。

そこで、令和5年度末から6年度に開催した地域クラブ協議会で検討し、これまで中学校に任せがちであった入部の勧誘に、クラブ員生徒や保護者・指導者が取り組むことを決定した。参加生徒減少問題の解消は容易ではないが、動きの主体が明確になったことは大きな前進である。

地域スポーツクラブ活動等の概要

中学校数	2校	全生徒数	464人
域内の部活動数	10部	実施した地域クラブ数	10クラブ
全体の指導者数	41人	全体の運営スタッフ数	30人
主な運営団体	美濃市教育局		
主な種目	軟式野球、バレーボール、バスケットボール、サッカー、バドミントン、卓球、剣道、柔道		
平均的な活動回数	11.6回/月	年間平均参加生徒実数	3年：1.7人/クラブ 2年：5.0人/クラブ 1年：7.2人/クラブ
参加会費	14,000円/年	主な活動場所	美濃・昭和中学校

地域移行関連の取組、成果

<地域クラブ発足にともなう成果と課題 運営体制の整備>

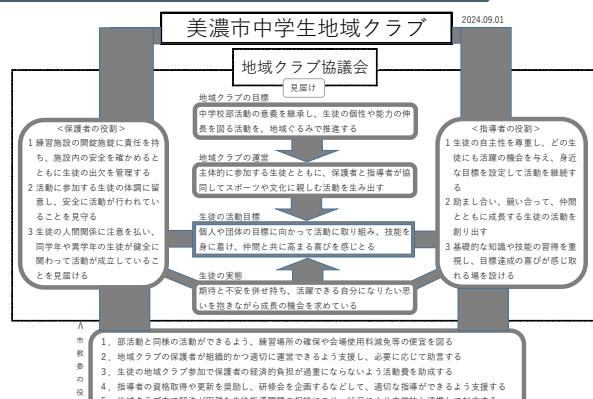
1. 中学校部活動の完全地域移行を実施

令和6年度の夏まで、美濃市の中学校では学校部活動と育成会が運営するクラブの2本立てで部活動を実施してきた。今回の地域移行施策を機に、平日及び休日の活動をすべて地域クラブに一本化し、社会体育として整備した。

2. 中学校と連携した地域クラブ

市内中学校の部活動は完全に地域クラブに移行したが、中学校は次年度以降も地域クラブの運営を支えていく。加入生徒増を目指す保護者や指導者は、中学校の理解と協力の下に地域クラブへの参加を働きかけていく。

運営体制



自治体の課題、現状

本市では急速に少子化が進み、13年後には、児童・生徒数がほぼ半数となる。少子化への対応は急務である。また、面積が広く、移動に時間がかかることも課題である。地域移行の受け皿となる総合型地域スポーツクラブ等の体制も整っていない部分もある。しかし、熱意と指導力を備えた指導者が多く、指導者同士のつながりも強い。そんな郡上市の強みを生かし、指導者が主体となった地域クラブ活動推進協議会を組織し、その組織が中心となって地域スポーツクラブ活動を推進していく指導体制を整えた。指導者が主体であるため、休日はもちろん、平日の指導体制も整えやすいという利点がある。

地域スポーツクラブ活動等の概要

中学校数	8 校	全生徒数	1,001 人
域内の部活動数	50 部	実施した地域クラブ数	48 クラブ
全体の指導者数	131 人	全体の運営スタッフ数	60 人
主な運営団体	郡上市少年スポーツ団体連絡協議会		
主な種目	軟式野球、バレーボール、バスケットボール、剣道、柔道、卓球 ソフトテニス、体操、相撲、バドミントン、陸上、サッカー、テニス		
平均的な活動回数	16 回/月	年間平均参加生徒実数	3 年：10 人/クラブ 2 年：10 人/クラブ 1 年：10 人/クラブ
参加会費	22,800 円/年	主な活動場所	市内各中学校

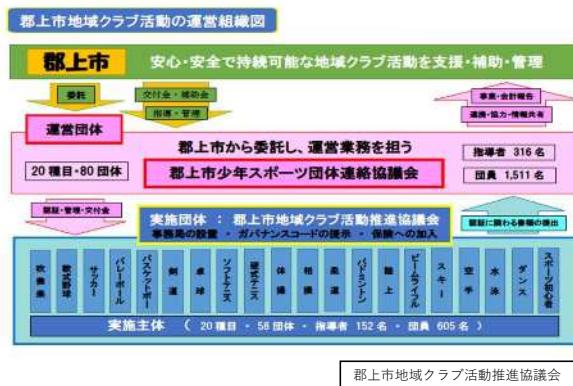
地域移行関連の取組、成果

○令和4年度からスタートした部活動改革の取り組みは順調に進み、本年度は、休日の部活動についてはほぼ確実に、地域スポーツクラブ活動に移行した。**令和7年9月には、休日はもちろん、平日も含めて、学校部活動は地域スポーツクラブ活動に完全に移行する予定である。**

○この事業を推進しているのは、指導者が主体となった、郡上市地域クラブ活動推進協議会である。

○平日の地域移行を進めるためには、休日の指導体制を維持しつつ、平日の指導体制を確立していく必要がある。

運営体制図



自治体の課題、現状

- ・市全体の人口は、少子化等により減少傾向にあるが、その一方で外国籍人口は増加傾向にあり、中学校生徒数もその影響で近年微増している。
 - ・地域移行については、令和3年度の「制度設計」、令和4～5年度の「試行実施期間」を経て、令和6年度より「本格実施期間」として総合型地域スポーツクラブを実施主体とした地域スポーツ活動を進めている。
 - ・地域移行を進めるにあたり、「部活動が抱える課題」と「地域移行における課題」の両方を解決できる体制整備を検討・推進している。

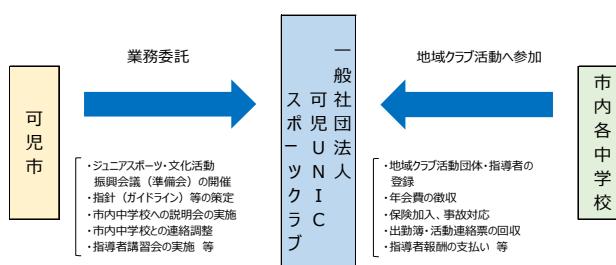
地域スポーツクラブ活動等の概要

中学校数	5 校	全生徒数	2,644 人
域内の部活動数	55 部	実施した地域クラブ数	46 クラブ
全体の指導者数	172 人	全体の運営スタッフ数	6 人
主な運営団体	一般財団法人 可児UNICスポーツクラブ (総合型地域スポーツクラブ)		
主な種目	軟式野球、ソフトボール、バレー・ボール、バスケットボール、ソフトテニス、卓球、剣道、柔道、サッカー、水泳、陸上競技、バドミントン		
平均的な活動回数	4 回/月	年間平均参加生徒実数	3 年: 5 人/クラブ 2 年: 6 人/クラブ 1 年: 6 人/クラブ
参加会費 ※部費は別	1,000円/年 (UNIC年会費)	主な活動場所	各中学校(5校)

地域移行関連の取組、成果

- ・令和6年度より、総合型地域スポーツクラブである「可児UNICスポーツクラブ」を実施主体としたことにより、事務手続きをはじめ、**地域クラブ活動への移行をスムーズに行うことができた。**
 - ・46の地域クラブに配置した172名の地域指導者の中、**20名(11.6%)**は種目協会から派遣いただいた指導者である。
 - ・地域指導者による指導により、**生徒の競技力が向上している。**
 - ・**WEB方式の指導者講習会**を導入したことにより、対面方式のような日時制約等がなくなり、受講しやすい体制を整えることができた。
 - ・各種の手引き、マニュアル等を整備し、ホームページでも公表することで、保護者や地域指導者等に**制度をわかりやすく伝える**ことができた。
 - ・部活動に関する4月から12月までの**教員の休日出勤日数を、前年度同時期と比較し、半数以下にする**ことができた。

運営体制図



自治体の課題、現状

- 当町は、生徒数、人口ともに横ばいの状態が続いているが、生徒の志向の変化により、近年、野球部、剣道部が廃部となり、部活動数及び加入者が減少している。
- 地域移行の取組の現状は、令和3年度に協議会を行い、4年度から休日の活動として坂祝中クラブ活動を実施している。
- 地域移行進める上での課題は、指導者及びクラブ員の確保、継続的な活動体制の確保である。

地域スポーツクラブ活動等の概要

中学校数	1校	全生徒数	208人
域内の部活動数	7部	実施した地域クラブ数	6クラブ
全体の指導者数	26人	全体の運営スタッフ数	7人
主な運営団体	町教育委員会		
主な種目	サッカー、男女バスケ、女子バレー、卓球、ソフトテニス		
平均的な活動回数	6~7回/月	年間平均参加生徒実数	3年:30人/クラブ 2年:30人/クラブ 1年:33人/クラブ
参加会費	サッカー:12,000円 男女バスケ:6,000円 卓球:2,000円 ソフトテニス:5,000円 バレー:7,600円 ※すべて/年		主な活動場所 坂祝中学校及び町内体育施設

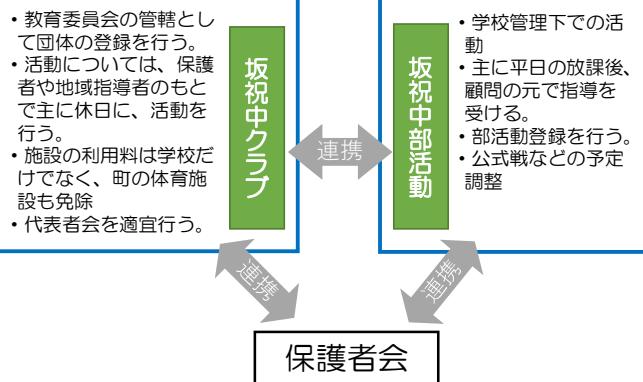
地域移行関連の取組、成果

- 休日の活動を部活動ではなく、町に登録したクラブとして活動を行う。その登録や責任について教育委員会が担い、指導については各クラブにおいて登録された指導者が担う。
- 特に指導者確保として力を入れた事項として、岐阜県において開催される地域指揮者育成研修会に参加を必須とし、受講した指導者に対し町が謝金を支払うこととした。結果、現在26人が指導者登録をしており、町からの謝金の支払いにより、保護者の経済的負担減少につながった。

運営体制図

坂祝町教育委員会

坂祝中学校



自治体の課題、現状

- 本町は中学校が1校のみの町である。人口の減少率は大きないが、高齢化が進んでおり、特に中学生数はかなり減少している。
- 以前から中学校の各部活動に外部指導者が参加し、顧問では難しい専門的な指導を行ってきた。
- 中学生数の減少と、全員加入から任意加入へと変化したことが影響し、種目によっては人数不足のため休部を余儀なくされる可能性のある部がある。
- 川辺スポーツクラブへ運営活動費などの程度支援していく必要がある。

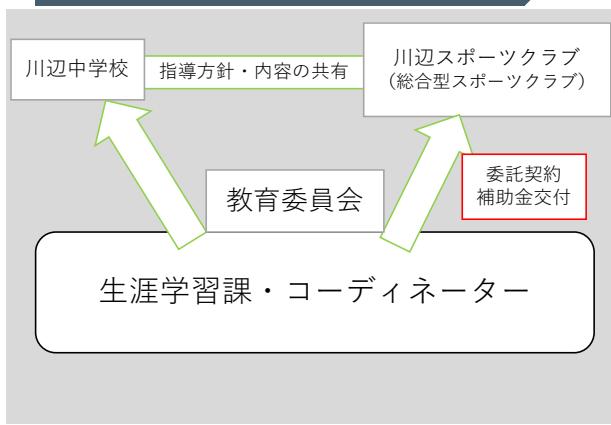
地域スポーツクラブ活動等の概要

中学校数	1校	全生徒数	264人
域内の部活動数	9部	実施した地域クラブ数	1クラブ
全体の指導者数	25人	全体の運営スタッフ数	3人
主な運営団体	総合型地域スポーツクラブ 民間事業者		
主な種目	バドミントン		
平均的な活動回数	4回/月	年間平均参加生徒実数	3年:15人/クラブ 2年:22人/クラブ 1年:9人/クラブ
参加会費	3,800円/年		主な活動場所 川辺中学校

地域移行関連の取組、成果

- 外部指導者は、部活動指導員の登録をし、顧問が不在でも部活動ができる体制づくりに取り組み成果を上げた。
- 活動母体を川辺中学校から川辺スポーツクラブへ移行するための準備として、令和6年度は1部活動（バドミントン部）を、川辺スポーツクラブへ先行移行し、問題点の洗い出しと解決に取り組んだ。
- 部活動指導員や地域指導者との信頼関係構築のため、コーディネーターが随時部活動の様子を観察し、指導者に対して、モラルの遵守や健康面への配慮について助言した。

運営体制図



自治体の課題、現状

当町には上麻生中学校、神渕中学校の2校があり、全生徒数が59名、運動部活動は男女合わせて7部存在する。の中でも、地域移行できていない部活動が運動部だけで6部ある。

要因としては、少子化に伴う部員数の減少のほか、近年、競技志向の強い生徒は、他地域のクラブチームに加入するなど、学校部活動に加入しない傾向がある。また、地域指導者の確保が難しい部もあり、環境の整備が急務である。

地域スポーツクラブ活動等の概要

中学校数	2校	全生徒数	59人
域内の部活動数	7部	実施した地域クラブ数	神渕バドミントン部
全体の指導者数	2人	全体の運営スタッフ数	3人
主な運営団体	七宗町教育委員会		
主な種目	バドミントン		
平均的な活動回数	4回/月	年間平均参加生徒実数	3年:0人/クラブ 2年:5人/クラブ 1年:5人/クラブ
参加会費	2,000円/年	主な活動場所	神渕中学校

地域移行関連の取組、成果

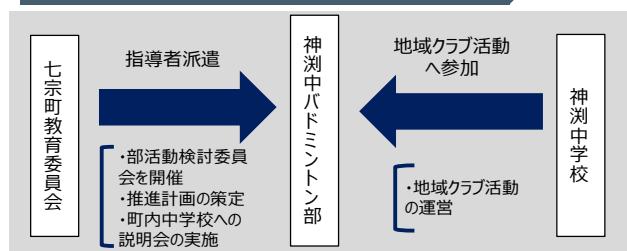
【取組】

- ①地域指導者保護者代表者会にて、地域クラブ指導者と保護者が、共に情報交換することで、地域指導者の困り感に寄りそった支援を考える。
- ②地域クラブ指導者には、岐阜県主催の地域クラブ指導者育成研修会への参加を義務付け、地域指導者の指導力向上に取り組む。
- ③令和6年度の中学校統合に向けて、年に3回実施している七宗町立小中学校統合準備委員会にて、各学校の校長・教頭とも地域移行について協議し、よりよい地域クラブ活動に取り組む。

【成果】

- ①保護者は、代表者会議で、指導者の確保、謝金の単価、鍵の管理についてなど、よりよい地域移行について一緒に考えることができた。
- ②現在の部員の状況、謝金の単価、学校との連携方法などについて、一緒に考えることができた。
- ③中学校統合に向けて、「七宗町小中学校統合推進委員会 学校運営方針部会」の中で地域クラブ活動について協議することができた。

運営体制図



自治体の課題、現状

町内2校に合計13部活動のうち、運動部活動が12部活動存在する。生徒数は令和6年度219人に対して、今後10年で半数の121人まで減少すると予想されている。さらに、部活動加入率も70%を下回っており、現時点では学校単独での部活動の維持が難しい種目が増えている。立地的に保護者の送迎やスクールバス等の対応がないと活動できない状況にある。これまで、地域指導者が少ないため、部活動顧問を中心とした部活動運営がなされていた。

地域スポーツクラブ活動等の概要

中学校数	2校	全生徒数	219人
域内の部活動数	12部	実施した地域クラブ数	9クラブ
全体の指導者数	23人	全体の運営スタッフ数	23人
主な運営団体	八百津町地域スポーツクラブ		
主な種目	野球、サッカー、女子バレーボール、卓球（2校）、剣道、ソフトテニス（2校）、男子バスケットボール		
平均的な活動回数	4回/月	年間平均参加生徒実数	3年:12人/クラブ 2年:12人/クラブ 1年:12人/クラブ
参加会費	10,000円/年	主な活動場所	中学校

地域移行関連の取組、成果

・取組事項の概要

八百津町部活動地域移行検討会議を開催。関係団体代表者相互の地域移行に向けた方向性及び課題整理

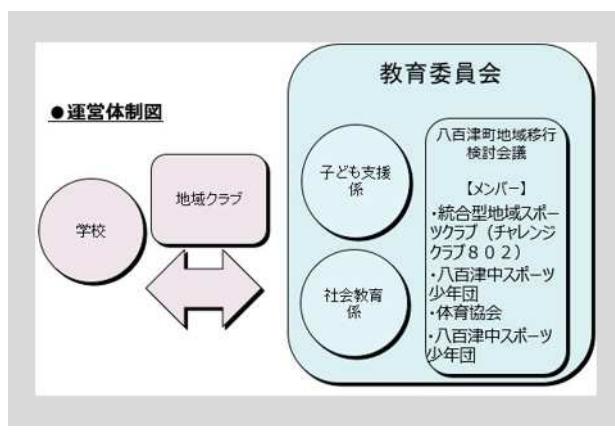
休日部活動を移行するための指導者の確保

・取組の成果、特に工夫した点等

すべての部活動において地域クラブ指導者を確保することができた。

地域クラブを導入したことにより、顧問の休日活動時間の時間外勤務を削減する事ができた。（部活動顧問時間外平均【R5】35時間→【R6】32時間）

運営体制図



自治体の課題、現状

本町には2つの中学校があり、部活動変遷の歴史はそれぞれである。平成29年3月に「一般社団法人スポーツリンク白川」が発足して以降、学校部活動と連携した地域クラブ活動の運営団体としてその役割を果たしている。今後は学校再編（中学校の統合）を視野に入れ、平日の活動を含めた部活動の地域移行について、本町の実情に即した内容で進める必要がある。統一的な謝金の在り方（財源の確保）、2つの中学校との連携（活動時間や活動場所など）が必要不可欠であり、運営団体となる一般社団法人スポーツリンク白川の運営体制強化が課題である。

地域スポーツクラブ活動等の概要

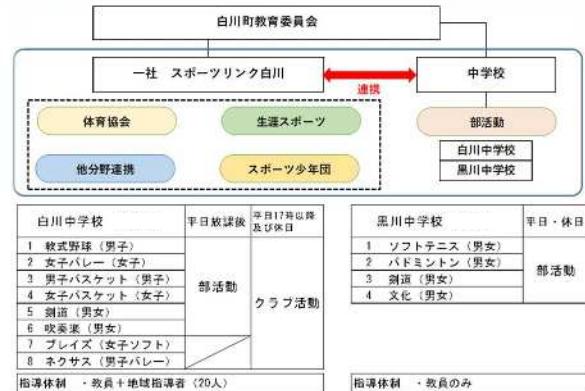
中学校数	2校	全生徒数	137人
域内の部活動数	11部	実施した地域クラブ数	5クラブ
全体の指導者数	20人	全体の運営スタッフ数	5人（代表者）
主な運営団体	総合型地域スポーツクラブ		
主な種目	軟式野球、バスケットボール、バレーボール、剣道		
平均的な活動回数	平日：週に2回程度（1回2時間） 休日：週に1回程度（1日3時間）	年間平均参加生徒実数	3年：27人 2年：20人 1年：20人
参加会費	クラブ年会費1,000円 各クラブ運営費（平均）3,000円/月	主な活動場所	白川中学校

地域移行関連の取組、成果

学校統合を見据え令和9年度から平日及び休日の活動を移行するための実証を行う。

- ① 地域移行コーディネーターの設置【体制の整備】
👉 コーディネーターを設置することで推進体制の整備を図る。
- ② スポーツリンクバスの運行（平日）【関係団体・分野との連携強化】
👉 佐見地区から通学する生徒について、スポーツリンク活動時の移動手段を確保する。休日は公共交通が利用できるようダイヤを改正
- ③ 地域指導者謝金の支払い【指導者の質の保障・量の確保】
👉 地域指導者の確保を図るとともに、謝金の在り方について実証を行う。
※指導者ごとの指導回数、指導時間等を把握し、今後の持続可能な謝金体系の参考とする。

運営体制図



自治体の課題、現状

・御嵩町の生徒数は昭和63年の1,070人をピークに減少の一途をたどっており、令和6年度には449人となっている。10年後の令和16年には400人を割り込むと見込まれる。
・地域移行の取組の現状は、令和4年より段階的な地域移行を進めており、土日どちらか1日を保護者クラブで活動することから始まり、現在は土日の活動を地域クラブもしくは保護者クラブで活動している。
・地域移行を進める上での課題は部員数の減少によりチーム編成が困難になっている種目があることと、専門的な指導者がいないために、満足できる指導が受けられない種目があることである。

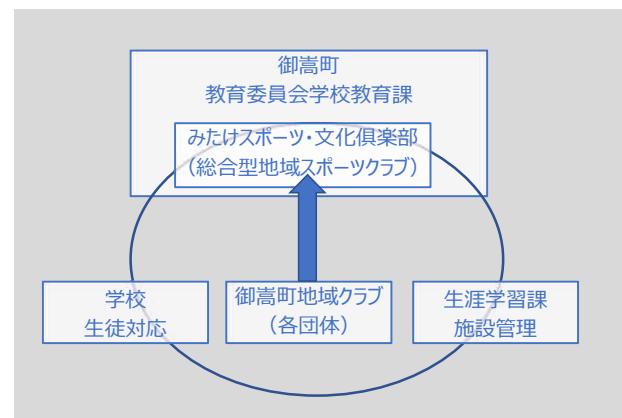
地域スポーツクラブ活動等の概要

中学校数	3校	全生徒数	449人
域内の部活動数	18部	実施した地域クラブ数	9クラブ
全体の指導者数	17人	全体の運営スタッフ数	12人
主な運営団体	みたけスポーツ・文化倶楽部（総合型地域スポーツクラブ） 教育委員会学校教育課		
主な種目	軟式野球、バレーボール、バスケットボール、ソフトテニス、卓球		
平均的な活動回数	4回/月	年間平均参加生徒実数	3年：5人/クラブ 2年：5人/クラブ 1年：5人/クラブ
参加会費	2000円/年	主な活動場所	各中学校

地域移行関連の取組、成果

・部員不足や指導者不在の課題を抱えた種目について、町内の3つの中学校で合同で活動することを推奨し、部活動の合同クラブ化を進めた。指導者のいる学校を活動場所とすることで、部員不足と専門的な指導を受けることができる環境を整えることができた。
・指導者に謝金を支給することで、指導者が指導に携わる責任意識を持つとともに、よりよい指導を心がける指導者が増えた。
・地域クラブ化の説明会や指導者向けの講習会を積極的に行い、保護者や部活動顧問、指導者等と共に理解しながら地域クラブ化を進めることができた。

運営体制図



自治体の課題、現状

- ・人口減少等の課題は、旧町村部での人口減少が進んでいる。
 - ・中津川市では、これまで平日は「部活動」、平日夜、休日の活動については、「保護者クラブ」として活動を行っている。
 - ・単独校での活動が難しくなっており、合同での活動が増えている。
 - ・地域移行を進める上での課題は、「保護者クラブ」の独自の規約により活動しているため、生徒の健康や学業への影響ができる可能性があり~~るため~~、ガイドラインの策定が必要である。また、地域クラブとして広域化することで生徒の移動手段、指導者の確保など課題がある。

地域スポーツクラブ活動等の概要

中学校数	12校	全生徒数	1,903人
域内の部活動数	99部	実施した地域クラブ数	10クラブ
全体の指導者数	約120人	全体の運営スタッフ数	約200人
主な運営団体	学校教育課、生涯学習スポーツ課		
主な種目	軟式野球、サッカー、ソフトテニス、卓球、ソフトボールなど		
平均的な活動回数	12回/月	年間平均参加生徒実数	3年:約360人 2年:約420人 1年:約360人
参加会費	30,000円/年	主な活動場所	学校施設、公共施設

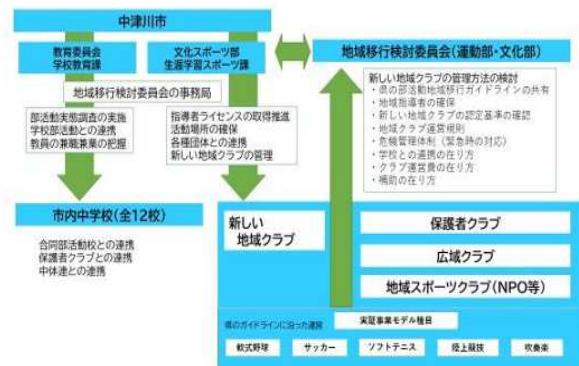
地域移行関連の取組、成果

- ・広域で活動しているソフテニスを、実証事業のモデルチームとした。実証事業の委託金を指導者謝金に活用したことと、指導者の増加につながった。
 - ・国の事業（実証事業）に参加する団体には国からの資料を送付し、クラブ運営に活用してもらうよう依頼した。

地元企業が地域クラブのスポンサーになり、地域クラブ運営の支援を依頼している事例もあった。

- ・学校にある部活動以外の地域スポーツ活動が選択できるようになった。

運営体制図



自治体の課題、現状

- ・高山市は、面積が広く、地域が離れており、学校区が点在している。深刻な少子化が進み、生徒数は10年で30%程度減少する見込みである。
 - ・地域移行の取組の現状としては、高山市には、大きな総合型地域スポーツクラブがなく、上記の課題もあり、一律に地域移行を行なうことが難しいため、高山市型の地域移行を進めている。高山市型とは、各競技種目の連盟・協会が運営団体となり、クラブや指導者の管理等を行っていく、「持続可能で子どもファースト」の形である。
 - ・大きな課題は、「人」、「物」、「場所」とそこにかかる費用であると考えている。

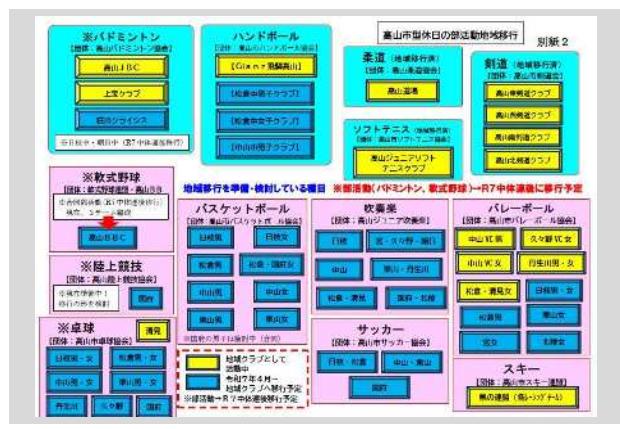
地域スポーツクラブ活動等の概要

中学校数	12校	全生徒数	2,262人
域内の部活動数	101部	実施した地域クラブ数	17クラブ
全体の指導者数	28人	全体の運営スタッフ数	2~5人/クラブ
主な運営団体	各競技種目の連盟・協会、教育委員会		
主な種目	剣道、柔道、ハンドボール、バドミントン、ソフトテニス、バレーボール、軟式野球、サッカー、バスケットボール、陸上、卓球、スキー、吹奏楽		
平均的な活動回数	4回/月 (休日)	年間平均参加生徒実数	3年:5~10人/クラブ 2年:5~10人/クラブ 1年:5~10人/クラブ
参加会費	36,000円/年 (月3,000円)	主な活動場所	市内中学校

地域移行関連の取組、成果

- ・各競技種目の代表者との懇談を続け、それぞれの実態に合った地域移行の形を検討してきた。
 - ・各競技種目の連盟・協会が運営団体として、地域移行を進めるように、地域移行検討委員会拡大プロジェクト会議で依頼した。
 - ・少子化の問題については、各競技種目において、学校部活動の単位を変えず、組み合わせて**合同チーム**を作るなどして、地域クラブの大枠を検討した。
 - ・生徒、保護者、学校、市民へのPRを様々な形で行ってきた。
 - ・**地域移行事務局（教育委員会）**と連盟・協会、学校が協力・連携していく。

運営体制図



自治体の課題、現状

本市には、市内3中学校があり、生徒数509名で25部活動が活動している。市内の部活動では部員数が減少し、学校によっては単独校で大会等に出場できない、部活動の存続自体が難しいといった状況にある。

令和6年度には、教育委員会事務局内に地域クラブ活動推進室を設置し、地域クラブ実証団体に11団体（うち、スポーツクラブは10団体）を認定して、地域移行の実現可能性について多面的な検証を行ってきた。

検証を行うにあたっては、地域移行の課題を9つに分類し（「送迎」「指導者確保・育成」「クラブ運営」「活動場所」「補助金制度」など）、課題解決に向けた取組を検討、実施している。

地域スポーツクラブ活動等の概要

中学校数	3校	全生徒数	509人
域内の部活動数	25部	実施した地域クラブ数	10クラブ
全体の指導者数	42人	全体の運営スタッフ数	38人
主な運営団体	飛騨市教育委員会学校教育課 地域クラブ活動推進室		
主な種目	バスケットボール、軟式野球、サッカー、剣道、柔道、卓球など		
平均的な活動回数	12回/月	年間平均参加生徒実数	3年：6人/クラブ 2年：8人/クラブ 1年：10人/クラブ
参加会費	3,000円/年	主な活動場所	学校体育施設 社会体育施設など

地域移行関連の取組、成果

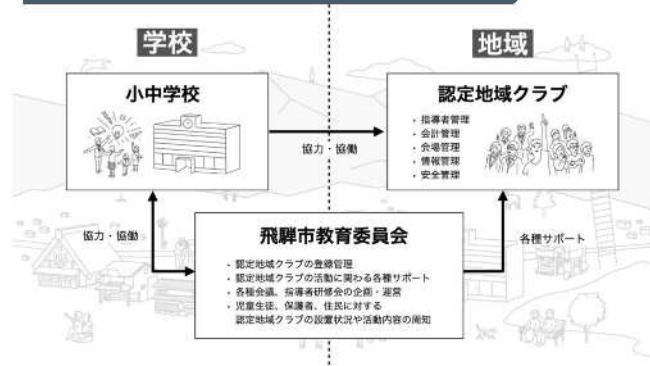
令和6年度は、先述の課題解決に向けて次のような取組を行った。

○**指導者の量の確保・質の保障**を目的に、教職員の部活動に関する意向調査や地域クラブ実証団体の指導者を対象とした指導者研修会を実施した。これらの結果、年度当初から新規で6名が指導者に加わり、指導者研修会に保護者等の関係者も参加したことで周知にもつながった。

○**児童生徒・保護者等の関係者の理解促進**を目的に、地域移行に対する認知度の実態調査や広報資料の配布（年3回）や各種説明会を行った。実態調査から、児童生徒54.9%、保護者24.4%が地域移行についてあまり知らない・全く知らないということが明らかになった。

○**運営体制の整備と役割の明確化**を図り、ガイドラインの策定や具体的な取組について幅広い関係者との連絡調整を行った。

運営体制図



自治体の課題、現状

下呂市では、令和6年度より、休日における部活動地域展開を全面実施した。現状の課題については、大きく2つある。1つ目は、クラブ指導者の安定した確保とその謝金の確保である。休日部活動の地域展開には、指導者の安定的な確保が必要である。令和6年度、市内中学校42部活動に対し、指導者数は78名でスタートした。2つ目の課題は、学校間ににおける生徒の移動手段及び交通費である。下呂市においても生徒の減少は顕著に見られ、部活動ごとの人数が少なく活動が成り立たないため、拠点校を中心とする合同での活動及び生徒移動の費用が必要となっている。

地域スポーツクラブ活動等の概要

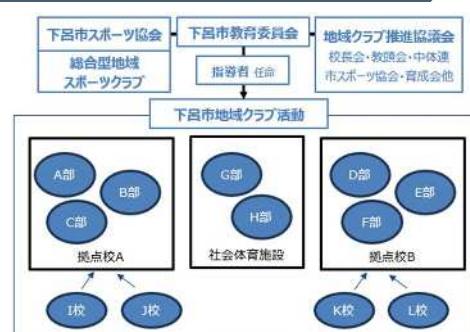
中学校数	6校	全生徒数	764人
域内の部活動数	42部	実施した地域クラブ数	25クラブ
全体の指導者数	78人	全体の運営スタッフ数	1人
主な運営団体	下呂市教育委員会		
主な種目	バレーボール、陸上競技、バスケットボール、軟式野球 ソフトテニス、剣道、卓球		
平均的な活動回数	4回/月	年間平均参加生徒実数	3年：20人/クラブ 2年：20人/クラブ 1年：20人/クラブ
参加会費	0円	主な活動場所	拠点校

地域移行関連の取組、成果

●実施内容

令和6年度は、下呂市内6中学校全てにおいて、休日の部活動の地域展開を開始した。休日の活動の指導者は、教職員と社会人指導者がほぼ半々となり、連携を密に取りながら活動を進めてきた。また、どの指導者も部活動ガイドラインに従った適切な指導を行うため、指導者の指導力向上を図るために研修会を年3回実施した。研修会の内容は、「中学生への指導のポイント」、「栄養学（食育）」、「中学生への指導における心理学講座」など、教育的指導の力量向上を意図して研修を設定した。指導者の研修会は、勝利至上主義ではなく、教育的指導の観点から、研修内容を工夫することができた。

運営体制図



自治体の課題、現状

県調査によると、今年度末までに、休日部活動が地域移行すると回答した割合は、県全体で72.5%となっている。

- ・積極的に地域移行に取り組む市町村では、地域移行担当主管課を中心に、関係者、保護者、地域指導者等との合意形成を図る機会を多く設け、安心安全な地域クラブ運営に向けた組織作りを着実に行っている。

- ・県内中学校部活動の多くが、地域移行先を「保護者クラブ（任意団体）」と考えており、運営団体の体制整備が課題となっている。

地域文化クラブ活動等の概要

2 休日活動している運動部活動 1,429部 (運動部活動総数 1,491部)

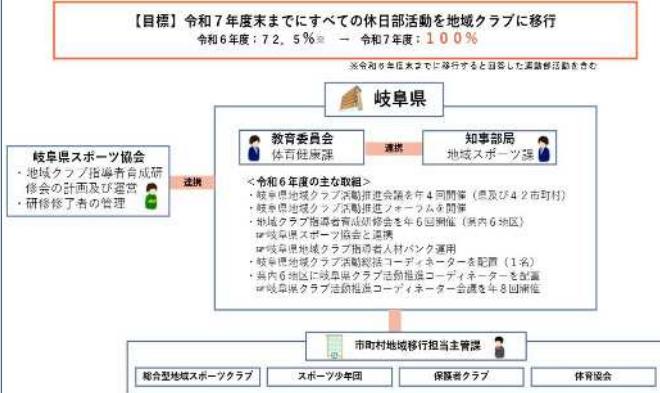


出典:岐阜県教育委員会体育健康課

地域移行関連の取組、成果

- ・岐阜県地域クラブ活動推進コーディネーター会議を、年8回実施し、各地区における地域移行の進捗や、優良事例や困難事例を共有した。
 - ・岐阜県スポーツ協会と連携したことで、スポーツ医・科学に関する研修、効果的なスポーツ・文化活動の指導法について精通している専門家を講師として招聘することができた。
 - ・地域クラブ活動への移行に向けた一体的な環境整備について、スポーツ庁「地域スポーツクラブ活動アドバイザー制度」を活用し、「岐阜県地域クラブ活動推進フォーラム」にて講演を依頼したことで、安心安全な地域クラブ運営について学ぶことができた。

運営体制図



自治体の現状、課題

本市は中学校が23校あり、生徒数は9,607人である。文化部活動は23団体あり、52%にあたる12団体は休日の部活動が地域移行して地域クラブ活動を実施している。移行先は、総合型地域スポーツクラブまたは保護者会が運営する保護者クラブである。

課題として、地域クラブの50%が地域指導者1人で指導を行う体制であることや地域移行が未完了の部活動は、地域指導者の確保が困難であることが挙げられる。また、保護者クラブの安定的、持続的な運営体制について課題がある。

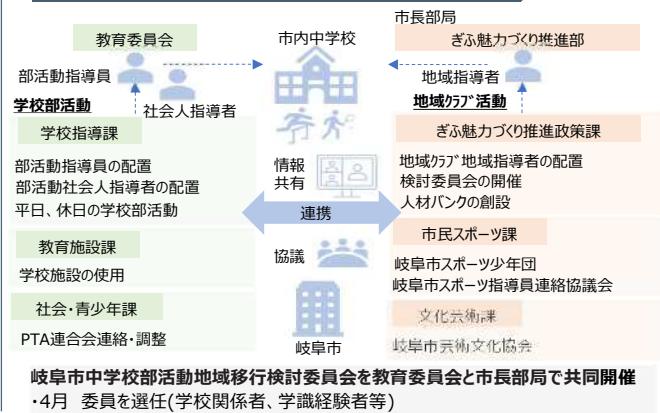
地域文化クラブ活動等の概要

中学校数	23校	全生徒数	9,607人
域内の部活動数	239部	実施した地域クラブ数	12クラブ
全体の指導者数	18人	全体の運営スタッフ数	
主な運営団体	総合型地域スポーツクラブ 保護者クラブ		
主な種目	吹奏楽、茶華道、合唱、ギター・マンドリン、演劇、音楽、美術		
平均的な活動回数	4回/月	年間平均参加生徒実数	3年:7人/クラブ 2年:7人/クラブ 1年:7人/クラブ
参加会費	~2,200円/年	主な活動場所	音楽室等

地域移行関連の取組、成果

- ・地域指導者18人を配置することで、地域クラブ所属生徒に対して専門的な技術指導を行うことができるようになり、生徒の満足度は高い。
 - ・地域指導者の確保に向け、市の芸術文化協会への働きかけや大学との連携により指導者の確保と配置を行った。
 - ・安定的、持続的な運営体制について岐阜市中学校部活動地域移行検討委員会の協議により、本市の実態に合う地域クラブの体制や家庭の費用負担の方向性を見出すことができた。
 - ・施設にかかる課題について、パーテーションの設置など解決方法を見出した。

運営体制図



自治体の課題、現状

瑞穂市は、現在でも人口増加が続いているが、子どもの数は減少傾向を迎えている。文化部において、地域クラブへ移行の意思を示しているのは、2中学校の吹奏楽部であるが、令和6年度は活動場所、楽器の保管場所などの模索をしたもので、地域移行には至らなかった。

地域クラブ活動に移行するにあたり、慢性的な課題としては、「地域指導者の確保」と「保護者会の負担」が挙げられる。「地域の子どもたちは、地域で育てる」「子ども軸足を置いた地域クラブ活動」を目標として掲げ、保護者や指導者の理解と支援を得ながら、同時に教職員の働き方改革の推進も合わせて地域移行を進める。

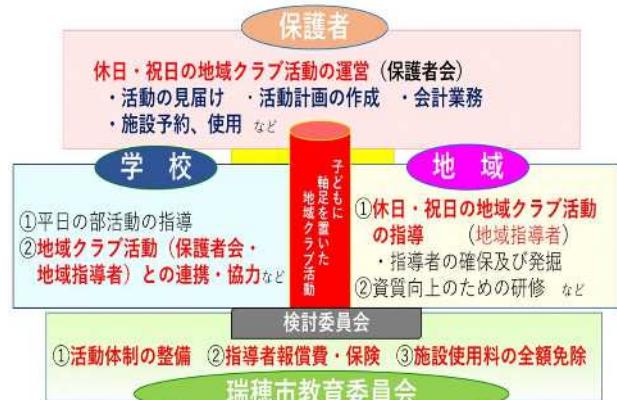
地域文化クラブ活動等の概要

中学校数	3 校	全生徒数	1,743 人
域内の部活動数	7 部	実施した地域クラブ数	0 部
全体の指導者数	0 人	全体の運営スタッフ数	0 人
主な運営団体	瑞穂市教育委員会		
主な種目	(吹奏楽)		
平均的な活動回数	—	年間平均参加生徒実数	—
参加会費	—	主な活動場所	—

地域移行関連の取組、成果

- 中学校長やPTA等を訪問し、学校の協力を求めることで、市内中学校の全ての生徒に事前周知のチラシの配布を行った。
 - 各運営団体が活動するときは、指導者が指導に集中できるよう、会場の施錠、開場や参加者の出欠確認などを行う保護者会役員の配置を呼びかけした。
 - 各種団体の代表者で構成している推進委員会のメンバーに協力要請を行ふことで、地域一体となって運動部活動の地域移行に向けた環境づくりを進めた。

運営体制図



自治体の課題、現状

都市部ではないため、現存する文化部活動の指導者の確保がむずかしいのが現状である。持続可能な地域クラブ活動の運営と教員の負担軽減を図るため、指導者の確保が急務である。

部活動の地域移行に向け、教育委員会が主体となり、「安八町中学校地域クラブ」が発足したが、吹奏楽部の移行には至らなかった。

地域指導者の確保を最優先課題とし、保護者、指導者の理解を促進し、地域移行することを目指す。

地域文化クラブ活動等の概要

中学校数	2校	全生徒数	546人
域内の部活動数	2部	実施した地域クラブ数	1クラブ
全体の指導者数	9人	全体の運営スタッフ数	3人
主な運営団体	教育委員会が中心となって設置した新たな任意団体		
主な種目	吹奏楽		
平均的な活動回数	4回/月	年間平均参加生徒実数	東安中学校 29人 登龍中学校 20人
参加会費	月会費 500円 年会費 1,000円 地域クラブ化が完了していないため未徴収	主な活動場所	各校の音楽室

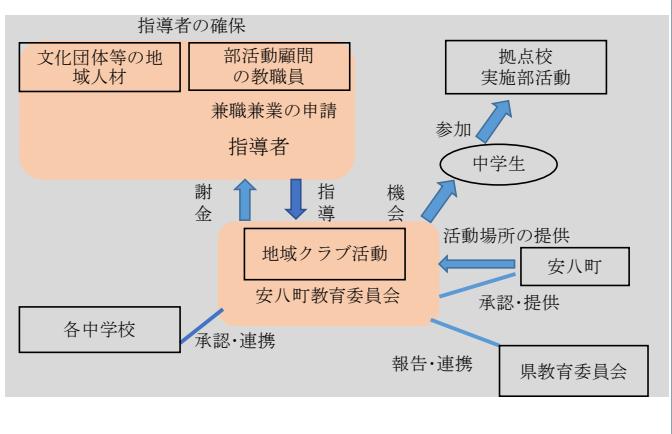
地域移行関連の取組、成果

保護者、文化協会等関係者に部活動の地域移行に対する周知や地域クラブの活動を紹介し理解を進め、支援協力体制づくりを図ることができた。

専門的な指導者の指導により、生徒が正しい知識や技術が身につけられるこ
とや、積極的に学ぼうとするなどの成果が得られた。

学校関係者と教育委員会部局で協議を重ね、将来を見据えた合同クラブ化の必要性についての共通理解を得ることができた。

運営体制図



自治体の課題、現状

本市では急速に少子化が進み、13年後には児童・生徒数がほぼ半数となる。少子化への対応は急務である。また、面積が広く、移動に時間がかかることも課題である。地域移行の受け皿となる総合型地域スポーツクラブ等の体制も整っていない部分もある。しかし、熱意と指導力を備えた指導者が多く、指導者同士のつながりも強い。そんな郡上市の強みを生かし、指導者が主体となった地域クラブ活動推進協議会を組織し、その組織を中心となって地域スポーツクラブ活動を推進していく指導体制を整えた。指導者が主体であるため、休日はもちろん、平日の指導体制も整えやすいという利点がある

地域文化クラブ活動等の概要

中学校数	8 校	全生徒数	1,001 人
域内の部活動数	4 部	実施した地域クラブ数	1 クラブ
全体の指導者数	8 人	全体の運営スタッフ数	4 人
主な運営団体	郡上市少年スポーツ団体連絡協議会		
主な種目	吹奏楽		
平均的な活動回数	1 2回/月	年間平均参加生徒実数	3 年：23人/クラブ 2 年：31人/クラブ 1 年：20人/クラブ
参加会費	24,000円/年	主な活動場所	各中学校 旧大和南小学校

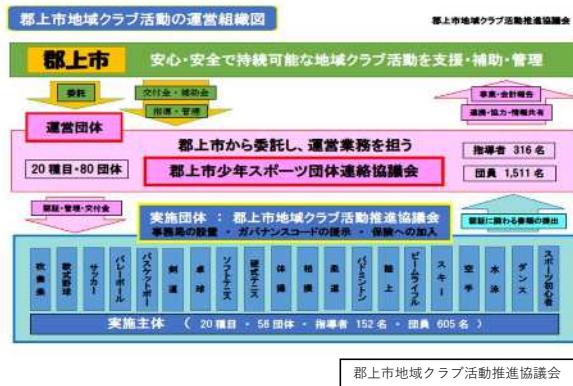
地域移行関連の取組、成果

○令和4年度からスタートした部活動改革の取り組みは順調に進み、本年度は、休日の部活動についてはほぼ確実に、地域文化クラブ活動に移行した。令和7年9月には、休日はもちろん、平日も含めて、学校部活動は地域文化クラブ活動に完全に移行する予定である。

○この事業を推進しているのは、指導者が主体となった、郡上市地域クラブ活動推進協議会である。

○平日の地域移行を進めるためには、休日の指導体制を維持しつつ、平日の指導体制を確立していく必要がある。

運営体制図



自治体の課題、現状

- ・市全体の人口は、少子化等により減少傾向にあるが、その一方で外国籍人口は増加傾向あり、中学校生徒数もその影響で近年微増している。
 - ・地域移行については、令和3年度の「制度設計」、令和4～5年度の「試行実施期間」を経て、令和6年度より「本格実施期間」として総合型地域スポーツクラブを実施主体とした地域文化活動を進めている。
 - ・地域移行を進めるにあたり、「部活動が抱える課題」と「地域移行における課題」の両面を解決できる体制整備を検討・推進している。

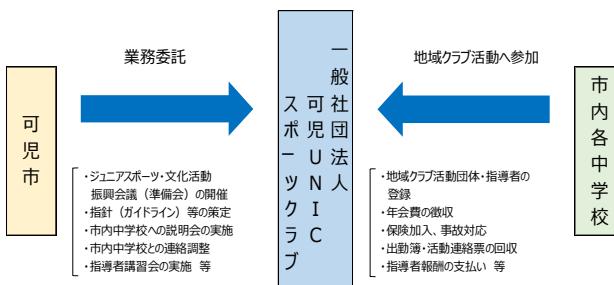
地域文化クラブ活動等の概要

中学校数	5 校	全生徒数	2,644 人
域内の部活動数	15 部	実施した地域クラブ数	8 クラブ
全体の指導者数	26 人	全体の運営スタッフ数	6 人
主な運営団体	一般財団法人 可児UNICスポーツクラブ (総合型地域スポーツクラブ)		
主な種目	吹奏楽、ロボコン、文化（箏曲）		
平均的な活動回数	4 回/月	年間平均参加生徒実数	3 年：6 人/クラブ 2 年：6 人/クラブ 1 年：6 人/クラブ
参加会費 ※部費は別	1,000円/年 (UNIC年会費)	主な活動場所	各中学校(5校)

地域移行関連の取組、成果

- ・令和6年度より、総合型地域スポーツクラブである「可児UNICスポーツクラブ」を実施団体としたことにより、事務手続きをはじめ、**地域クラブ活動への移行をスムーズ**に行うことができた。
 - ・8の地域クラブに配置した26名の地域指導者のうち、**4名（15.3%）**は文化協会から派遣いただいた指導者である。
 - ・地域指導者による指導により、**生徒の技術力が向上している**。
 - ・**WEB方式の指導者講習会**を導入したことにより、対面方式のような日時の制約等がなくなり、受講しやすい体制を整えることができた。
 - ・各種の手引き、マニュアル等を整備し、ホームページでも公表することで、**制度をわかりやすく伝える**ことができた。
 - ・部活動に関する教員の休日出勤日数を半数以下にすることができた。

運営体制図



自治体の課題、現状

当町には上麻生中学校、神渕中学校の2校で全生徒数が59名、部活動は男女合わせて8部存在する。そこで、文化部は技術家庭部のみで地域移行は完了している。課題を挙げるとすれば地域指導者の確保である。

現在、技術家庭部にはロボコン、木工、バッグ、お弁当の4部門があり、お弁当以外の3つは地域指導者の確保ができているが、お弁当は確保できていない。要因としては、担い手不足で指導できる人材がないのが現状である。

地域文化クラブ活動等の概要

中学校数	2校	全生徒数	59人
域内の部活動数	1部	実施した地域クラブ数	神渕中学校技術家庭部
全体の指導者数	3人	全体の運営スタッフ数	3人
主な運営団体	七宗町教育委員会		
主な種目	技術、家庭・工芸		
平均的な活動回数	4回/月	年間平均参加生徒実数	3年：1人/クラブ 2年：8人/クラブ 1年：3人/クラブ
参加会費	0円/年	主な活動場所	神渕中学校

地域移行関連の取組、成果

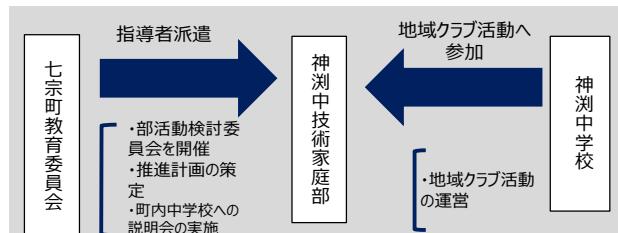
【取組】

- ①地域指導者保護者代表者会にて、地域クラブ指導者と保護者が、共に情報交換することで、地域指導者の困り感に寄りそった支援を考える。
- ②地域指導者には岐阜県主催の地域クラブ指導者育成研修会への参加を義務付け、地域指導者の指導力向上に取り組む。
- ③令和7年度の中学校統合に向けて、年に3回実施している七宗町立小中学校統合準備委員会にて、各学校の校長・教頭とともに地域移行について協議し、よりよい地域クラブ活動に取り組む。

【成果】

- ①保護者とは、代表者会議で、指導者の確保、謝金の単価、鍵の管理についてなど、よりよい地域移行について一緒に考えることができた。
- ②現在の部員の状況、謝金の単価、学校との連携方法などについて、一緒に考えることができた。
- ③中学校統合に向けて、「七宗町小中学校統合推進委員会 学校運営方針部会」の中で部活動について協議することができた。

運営体制図



自治体の課題、現状

- 人口減少等の地域全体の課題は旧町村部での人口減少が進んでいる。
- 中津川市では、これまで平日は「部活動」、平日夜、休日の活動については、「保護者クラブ」として活動を行っている。
- 単独校での活動が難しくなっており、合同での活動が増えている。
- 地域移行を進めるまでの課題は、「保護者クラブ」の独自の規約により活動しているため、生徒の健康や学業に影響ができる可能性があるため、ガイドラインの策定が必要である。また、地域クラブとして広域化することで生徒の移動手段、指導者の確保など課題がある。

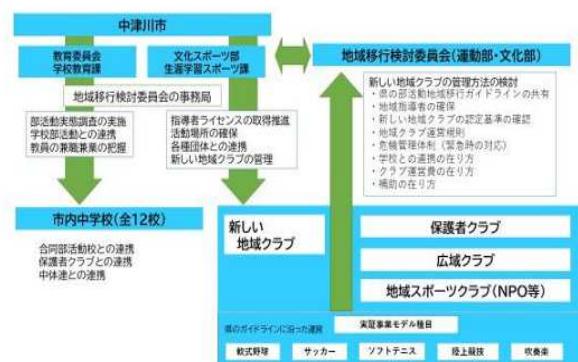
地域文化クラブ活動等の概要

中学校数	12校	全生徒数	1,903人
域内の部活動数	7部	実施した地域クラブ数	1クラブ
全体の指導者数	約20人	全体の運営スタッフ数	約40人
主な運営団体	教育委員会、生涯学習スポーツ課		
主な種目	吹奏楽、美術		
平均的な活動回数	12回/月	年間平均参加生徒実数	3年：6人 2年：10人 1年：6人
参加会費	36,000円/年	主な活動場所	学校施設、公共施設

地域移行関連の取組、成果

- 吹奏楽部は岐阜県のガイドラインに沿った運営では練習量が確保できないことが明らかになった。
- 運営面において、実証事業で補助している指導者謝金だけでは十分な運営ができないという意見が出てきた。
- 学校に吹奏楽部がない生徒が広域に地域クラブへの参加ができるようになったことは大きな意味がある。
- 楽器の保管やメンテナンス、楽譜代等にかなりの費用がかかるため、今後の運営に不安がある。

運営体制図



自治体の課題、現状

下呂市では、令和6年度より、休日における部活動地域展開を全面実施した。現状の課題については、大きく2つある。1つ目は、クラブ指導者の安定した確保とその謝金の確保である。休日の部活動地域展開における指導者の安定的な確保が必要である。令和6年度、市内中学校4文化部活動に対し、指導者数は4名でスタートした。2つ目の課題は、学校間における生徒の移動手段及び交通費である。下呂市においても生徒の減少は顕著に見られ、部活動ごとの人数が少なく活動が成り立たないため、拠点校を中心とする合同での活動及び生徒移動の費用が必要である。

地域文化クラブ活動等の概要

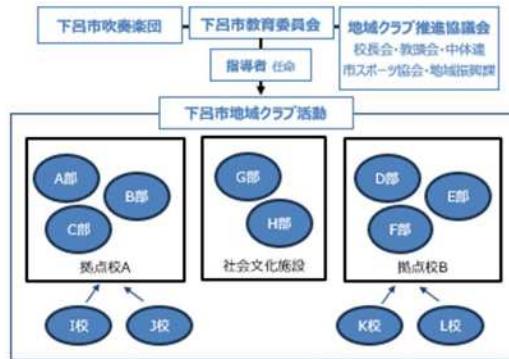
中学校数	6校	全生徒数	764人
域内の部活動数	4部	実施した地域クラブ数	4クラブ
全体の指導者数	4人	全体の運営スタッフ数	1人
主な運営団体	下呂市教育委員会		
主な種目	文化、吹奏楽、美術		
平均的な活動回数	4回/月	年間平均参加生徒実数	3年：6人/クラブ 2年：6人/クラブ 1年：6人/クラブ
参加会費	0円	主な活動場所	拠点校

地域移行関連の取組、成果

●実施内容

令和6年度は、下呂市内6中学校全てにおいて、休日の部活動の地域展開を開始した。休日の活動の指導者は、教職員と社会人指導者がほぼ半々となり、連携を密に取りながら活動を進めてきた。また、どの指導者も部活動ガイドラインに従った適切な指導を行うため、指導者の指導力向上を図るために研修会を年3回実施した。研修会の内容は、「中学生への指導のポイント」、「栄養学（食育）」、「中学生への指導における心理学講座」など、教育的指導の力量向上を意図して研修を設定した。指導者の研修会は、スポーツだけでなく文化部の生徒に対する教育的指導の観点から、研修内容を工夫することができた。

運営体制図



地域クラブ活動推進会議 【全4回概要】

第1回地域クラブ活動推進会議

日時 令和6年6月20日（木）
会場 岐阜県県庁 20階 2004会議室

第2回地域クラブ活動推進会議

日時 令和6年9月25日（水）
会場 岐阜県県庁 ミナモホール

地域クラブ活動推進フォーラム

（第3回地域クラブ活動推進会議）

日時 令和6年11月29日（金）
会場 不二羽島文化センター みのぎくホール

第4回地域クラブ活動推進会議

日時 令和7年2月19日（水）
会場 岐阜県県庁 20階 2004会議室

第1回 地域クラブ活動推進会議

日 時 令和6年6月20日（木） 13時15分～16時45分
会 場 岐阜県庁 20階 2004会議室

式 次 第

司会：体育健康課 岩見

1 開 会

2 挨 捶 岐阜県教育委員会 義務教育総括監 青木 孝憲

3 情報提供 「地域クラブ活動体制整備に係る現状と課題」
岐阜県教育委員会 体育健康課 部活動改革係 岩見 光洋

4 グループ

ワ ー ク

◇ 【グループワーク①】

「実態把握のための調査項目づくり」

◇ 【グループワーク②】

「予算確保及び予算運用の在り方（予算書づくり）」

○ A グループ（岐阜市・各務原市・山県市・恵那市）

担当：岡部（岐阜コーディネーター） 宮崎（岐阜県教育委員会）

○ B グループ（羽島市・瑞穂市・大垣市・輪之内町）

担当：澤田（西濃コーディネーター） 服部（東濃コーディネーター）

○ C グループ（北方町・養老町・美濃加茂市・富加町・高山市）

担当：田原（飛騨教育事務所）

○ D グループ（海津市・安八町・大野町・坂祝町・川辺町）

担当：竹中（西濃教育事務所）

○ E グループ（揖斐川町・池田町・関市・美濃市・八百津町）

担当：山本（可茂コーディネーター）

○ F グループ（垂井町・郡上市・可児市・七宗町・白川町）

担当：大澤（美濃・可茂教育事務所） 鷺見（美濃コーディネーター）

○ G グループ（本巣市・神戸町・御嵩町・多治見市・土岐市）

担当：山田（東濃教育事務所）

○ H グループ（二町・中津川市・飛騨市・下呂市・白川村）

担当：谷口（飛騨コーディネーター）

5 挨 捶

岐阜県中学校体育連盟 会長 今西 卓
岐阜県中学校長会 第9分科会 研究推進委員長 後藤 隆正
岐阜県教育委員会 体育健康課 教育主管 古田 浩章

6 情報交換会

第1回 地域クラブ活動推進会議

期日：令和6年6月20日（木）
場所：岐阜県庁 20階 2004会議室

第1回地域クラブ活動推進会議

1 中学校部活動の地域移行 スケジュール



第1回地域クラブ活動推進会議

- 1 中学校部活動の地域移行
スケジュール
- 2 令和6年度 状況調査について
- 3 令和6年度県の事業
 - (1) 地域クラブ活動推進会議 今年度の予定
 - (2) 地域部活動指導者育成研修事業
 - (3) 実証事業県コーディネーター

令和6年度中学校休日部活動の地域移行に係る事業について

岐阜県教育委員会
体育健康課

継続・拡充・県単

<p>【地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業】</p> <p>県</p> <p>【県事務局運営費】 (国10/10) ・各市町村における体制構築等に係る視察・助言 ・地域クラブ指導者育成研修会場費等</p> <p>【コーディネーター配置支援】 (国10/10) ・総括コーディネーター：1名 ・地区コーディネーター：6名</p>	<p>【地域クラブ指導者育成研修事業費】 (県10/10) ・地域クラブ指導者育成研修会の実施（県内6地区で実施） ・認定証保持指導者の岐阜県地域クラブ指導者人材バンクへの登録・活用 ※スポーツ振興費</p>
<p>市町村</p> <p>【地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業】 本事業を実施する市町：30／42</p> <p>【指導者配置支援】 (国10/10) ・実技指導等を行う指導者を配置 ・24市町村：</p>	<p>【部活動指導員配置促進事業費補助金】 (国1/3、県1/3、市町村1/3) ・教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする ・支給対象は、部活動における指導のみ 【運動】11市町村 【文化】8市町村</p>
<p>【コーディネーター配置支援】 (国10/10) ・総括コーディネーターの配置 ・20市町村：</p>	<p>【地域文化クラブへの移行に向けた実証事業】 本事業を実施する市町：8／42</p> <p>【指導者配置支援】 (国10/10) ・実技指導等を行う指導者を配置 ・8市町村：</p>
<p>【運営団体・実施主体の体制整備支援】 (国10/10) ・持続可能な運営に向けた体制整備や質の確保に係る取組を支援 ・15市町村：</p>	<p>【運営団体・実施主体の体制整備支援】 (国10/10) ・持続可能な運営に向けた体制整備や質の確保に係る取組を支援 ・4市町村：</p>

中学校休日部活動の地域移行スケジュール

令和6年度作成

これまでの経験と改革の方向性

令和4年度は準備の年として、各種会議の開催、先行事例の普及、指導者確保などを実施。令和5年度は移行初年度として、国予算(実証事業)を活用しながら、地域移行を推進。令和6年度は、引き続き国の事業を活用し、休日部活動の地域移行を進めていくとともに、移行後の地域クラブのフォローアップをしていく。令和7年度末までに、休日部活動を地域クラブ活動へ移行することを目標とする。

改革の方向性

- ◆指導者への賃金を補助する支援や、部活動の受け皿となる運営団体への支援
- ◆地域移行に向けた講習会を行うコーディネーター配置や、県・市町村に事務局を設置
- ◆指導者育成のための研修会を継続開催、指導者不足の解消ための指導者バンクの整備

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
	準備期間		改革推進期間					
地域クラブ活動移行目標値			43.2% 784部／1,815部	75% 1,362部／1,815部	100% 1,815部／1,815部		平日部活動の段階的な地域移行	
検討会・推進会議	推進会議 年3回	推進会議 年3回		地域クラブ活動推進会議 年3回	地域クラブ活動推進会議 年8回 予定	地域クラブ活動推進会議 年8回 予定		
先行事例の普及	羽島市 各自治体が運営団体と連携して運営団体の成長を促進する 北名古屋市実践紹介【報告書】	下呂市 郡上市の実践紹介【報告書】	安八町 御嵩町の実践紹介【報告書】	県内・県外の運営団体の好事例の普及 R5地域クラブ体制整備事業の成果を踏まえて事業を展開 【西の事業を積極的に活用】	県内・県外の運営団体の好事例の普及		運営団体の体制が整備され、休日部活動が地域クラブ活動に移行完了したところから、平日部活動の段階的な地域移行を進める	
運営団体の整備	北方町 中学校運動部活動地図移行推進事業（実施調査）		地域クラブ活動体制整備事業（国事業） 24市町村が実施 ・持続可能な運営団体及び実施主体の在り方、運営の実態の明確化 ・運営団体を担う人物の育成 ・運営組織の実践的評価	地域クラブ活動体制整備事業（国事業） 30市町村が実施 予定 ・運営主体・実施主体の強調クラブ運営の在り方、運営の実態の明確化 ・運営団体を担う人物の育成 ・運営組織の実践的評価	運営団体及び実施主体の体制整備 ・運営団体が平日の地域クラブも運営できる体制整備を進める			
指導者確保と要請	認定書発行者 325名		認定書発行者 4,60名	認定書発行目標 1,000名	新規指導者の確保 認定書の更新及び新規指導者の確保			
県人材バンク登録			人材バンク登録者 134名	人材バンク年間登録目標 1,000名	人材バンク年間登録目標 800名		新規登録者の継続的募集	
推進体制	ガイドライン策定 部活動改革実施設置		現行ガイドライン運用及び次期ガイドライン検討	地域移行に係る事務局設置（相談窓口）			ガイドライン見直し策定	

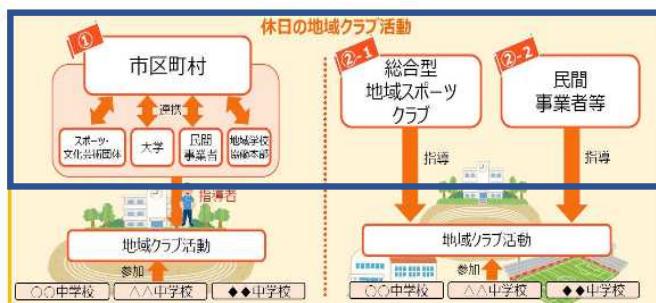
第1回地域クラブ活動推進会議

3 令和6年度 県の事業

(1) 地域クラブ推進会議の今年度の見通し



運営団体と実施主体の体制整備について



- 持続可能な運営
- ガバナンスの確立
- 安心・安全な活動の継続

・地域クラブに移行しても、学校の部活動と変わらず、生徒たちが安心して生き生きと活動できる活動の場を提供するために運営団体の明確化は必須です。

・地域・保護者の信頼のためにも確実に。



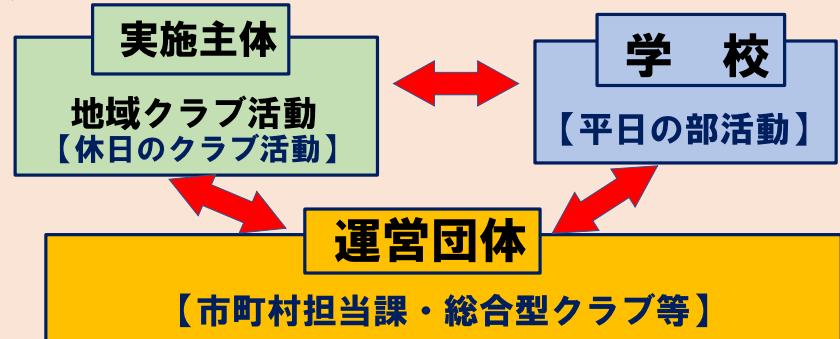
13

運営団体を構築していくための4つの視点

財政的な視点	団体を主管する視点	リスクマネジメントの視点	状況把握・実態調査の視点
<p>○財源確保の方向性とそのための方法を明確にする</p> <p>○令和7年度のこの事業予算是確保できるのか？</p> <p>○今後の予算要求の予定はあるのか？</p> <p>○何年度までの予算か？</p> <p>○国・県の予算は、令和7年度で事業終了予定を承知しているか？</p> <p>○行政との支援はどこまでするのか？</p> <p>・運営団体全体を行政で ・指導者の謝金のみ税金で ・生徒の会費を税金で ・運営母体に補助金で</p> <p>○受益者負担をどう考えているか？</p> <p>○現在の学校部活動の部費の徴収額について調査しているか？</p>	<p>○運営団体と行政担当課の関係性を明確にする</p> <p>○部活動の学校に変わる運営団体はどこだと考えているか？</p> <p>・行政が行う ・部活動クラブを作つて移行(行政も関わる) ・部活動クラブを作つて移行(行政も関わる) ・体育協会やスポーツ少年団等行政がかかる既存団体へ委託 ・民間業者へ委託</p>	<p>○会員の安全と運営団体を守るためにも確実にする</p> <p>○ケガ等の対応はどうするのか？</p> <p>○現行の学校保健は使いないことを理解しているか？</p> <p>○生徒個人だけでなく、団体が守られる保険があることは知っているか？</p> <p>○いじめやパワーハラ等の精神的トラブルはどこが対応するのか？</p> <p>・基本的には運営団体が担当する</p> <p>○不慮の事故や訴訟・賠償等の問題はどこが対応するのか？</p> <p>○法人格を持たない団体が運営団体の場合はどうするか？</p> <p>・委託元の行政がその責務をとるのか？</p>	<p>○生徒が地域クラブに移行することについてどのように思っているのか？</p> <p>○保護者はどのように思っているのか？</p> <p>○教員の思いは？</p> <p>○地域の人たちの思いは？</p> <p>○関係機関の思いは？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合型スポーツクラブ ・スポーツ少年団 ・スポーツ協会 等 <p>○地域に合った、部活動にならないやつてみたいスポーツはあるか？</p> <p>地域で子どものスポーツ環境を整えるにはここ重要</p>

運営団体と実施主体の体制整備について

地域移行推進期間は特に

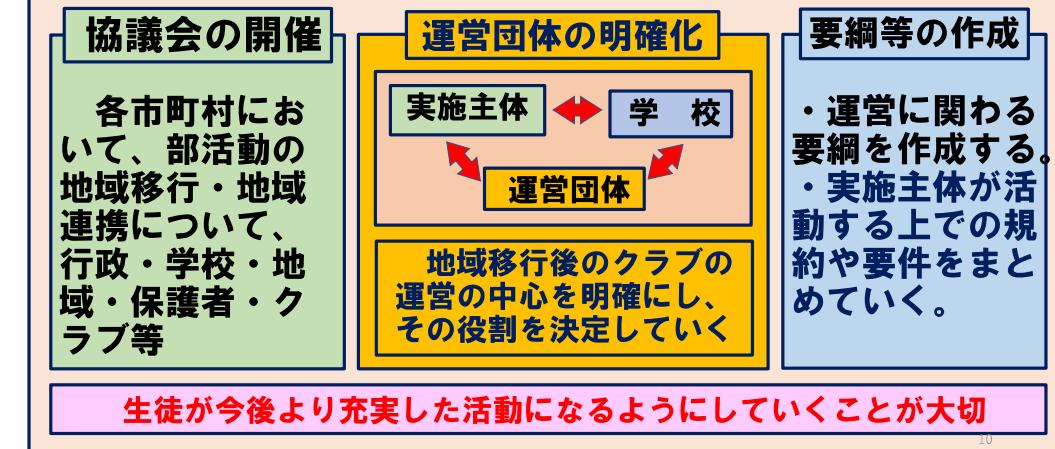


生徒の思い、活動の様子を共有していくことが大切

9

運営団体と実施主体の体制整備について

地域移行推進期間中に

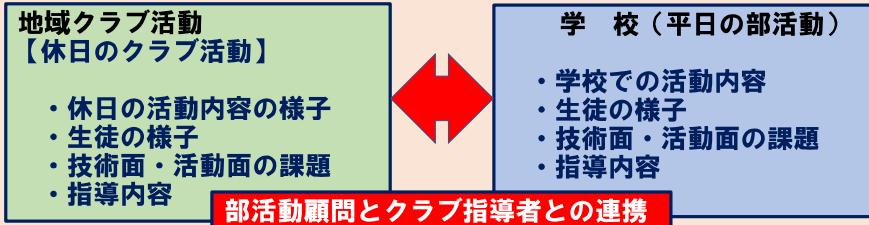


10

運営団体と実施主体の体制整備について

平日の部活動と休日クラブの連携

平日の活動と休日の活動をつないでいく



- ・学校は部活動を地域に任せて何もしない。働き方改革で部活動を辞めた。
- ・移行期だからこそ地域と連携し、学校の教育活動を理解してもらることが重要
- ・子供たちのスポーツ環境をより整え、より充実した活動ができるように、推進期間の今、学校が地域と連携していくことは重要

11

令和6年度岐阜県地域クラブ活動推進コーディネーター会議見通し

第1回 地域クラブ活動推進会議

6月20日(木)

第2回 地域クラブ活動推進会議

9月25日(水)

第3回 地域クラブ活動推進会議

12月4日(水)

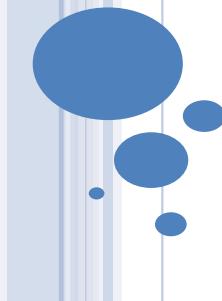
地域クラブ活動における様々な課題に対応できる体制整備の構築と現状について

◇実態把握	○部活動の実態把握調査	○生徒へのアンケート内容	○保護者へのアンケート内容	○人口推移に関する調査
◇合意形成	○協議会の設置	○協議会の開催	○推進計画の作成	○運営団体・実施主体の決定
◇指導者確保	○指導者の確保の方法	○委嘱・委任	○運営方針の説明理解	○学校との連携
◇指導者の質の担保	○指導者育成研修について	○競技歴・指導歴の把握と管理	○不適切な指導者の対応	○不適切な指導者の対応
◇合意形成	○協議会の設置	○協議会の開催	○推進計画の作成	○運営団体・実施主体の決定
◇運営団体・実施主体	○認定基準	○要綱作成	○受益者負担と公的資金のバランス	○保護者への説明方法
◇財源確保	○自主財源の確保	○企業からの支援	○受益者負担と公的資金のバランス	○国際セミナーへの支援
◇経費	○事務職員の給与	○指導者謝金の設定	○委託業者との契約	○人材バンクの設置
◇生徒・保護者への説明	○会費の説明	○経費の内訳	○保険加入の説明	○推進計画の説明
◇指導者研修会	○独自の研修会	○ライセンス	○県との互換性	○情報発信
				○説明会の開催
				○OHPの活用
				○OSNSの活用

第1回地域クラブ活動推進会議

3 令和6年度 県の事業

(2) 地域クラブ指導者育成研修事業



令和6年度地域クラブ指導者育成研修会

- 本研修認定証の有効期限をJ S P O資格と合わせ、
令和6年4月より「4年」にすることとしました。
- 令和4・5年度に認定証を取得した方につきましては、認定証の裏面に、有効期限が「3年」と記載されていますが、
令和6年4月より「4年」とみなします。



令和6年度地域クラブ指導者育成研修会

受講料
無料

対象
地域クラブ指導者として活動を希望する方

申込み
参加を希望される方は、QRコードより申込みください。

西濃地区
令和6年 5月26日(日)
神戸町中央公民館
[申込締切 5月19日(日)]

岐阜地区
令和6年 12月1日(日)
本巣市民文化ホール
[申込締切 11月24日(日)]

飛騨地区
令和6年 6月8日(土)
こくふ交流センター
[申込締切 6月1日(土)]

可茂地区
令和6年 12月7日(土)
白川町民会館
[申込締切 11月30日(土)]

東濃地区
令和6年 6月30日(日)
中津川文化会館
[申込締切 6月23日(日)]

美濃（中濃）地区
令和6年 12月15日(日)
日本まん真中センター
[申込締切 12月8日(日)]

- すべての講義を受講した方には、（公財）岐阜県スポーツ協会より、認定証を発行します。（有効期限4年、更新制）
- 教員免許を有し、令和元年4月以降に中学校勤務実績があり、かつ1年以上中学校部活動指導経験がある方は、講義①が免除となります。
- 講義②、③については、（公益）日本スポーツ協会（公認スポーツ指導者資格の更新研修を修了したことになります。詳細は（公益）日本スポーツ協会（のホームページをご確認ください。
- 部活動地域移行に向けて課題となる地域での指導者確保のため、岐阜県教育委員会では「岐阜県地域クラブ指導者人材バンク」を設けています。認定証取得後のご登録について、ご協力をお願いいたします。

令和6年度 地域クラブ指導者育成研修

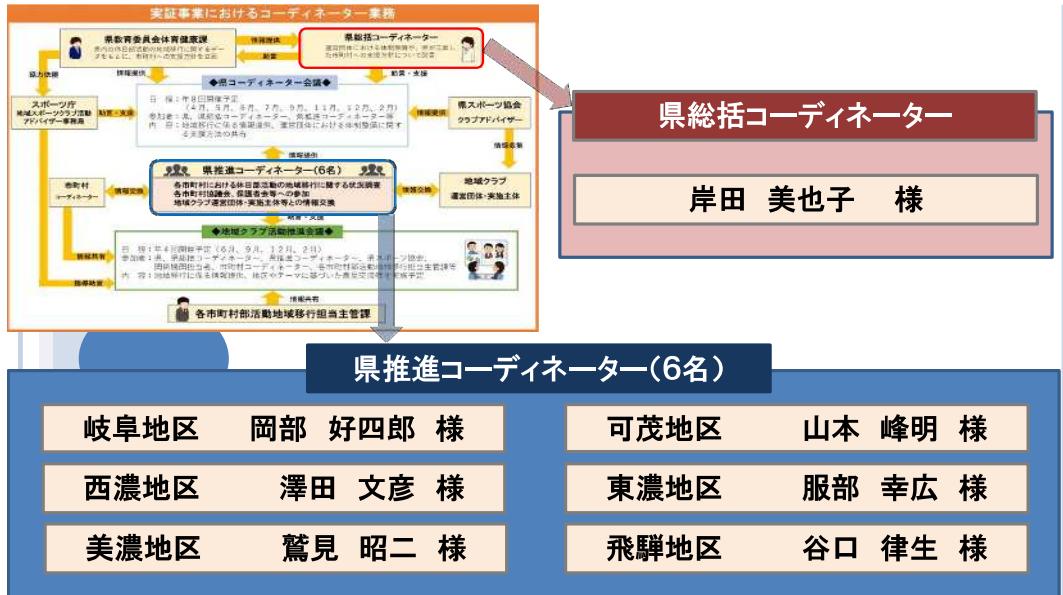
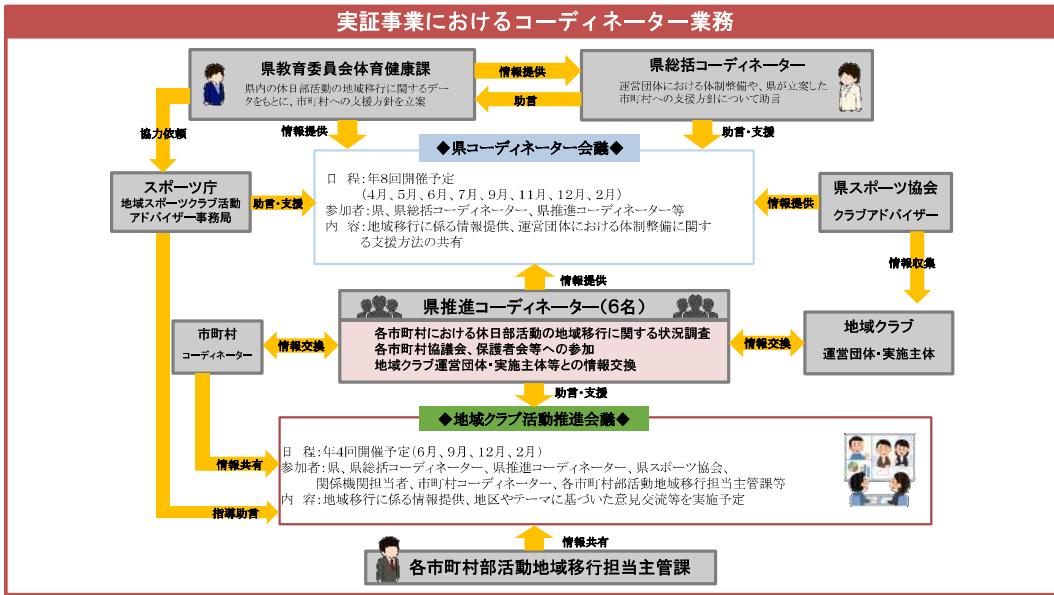
The website displays information for six研修会 (seminars) across four regions: 西濃地区 (Shinano), 岐阜地区 (Gifu), 飛騨地区 (Hida), and 可茂地区 (Komo). Each section includes a QR code for registration, the date, location, and a brief description. The bottom of the page features a QR code for the application form and contact information.

第1回地域クラブ活動推進会議

3 令和6年度 県の事業

(3) 実証事業 県コーディネーターの設置

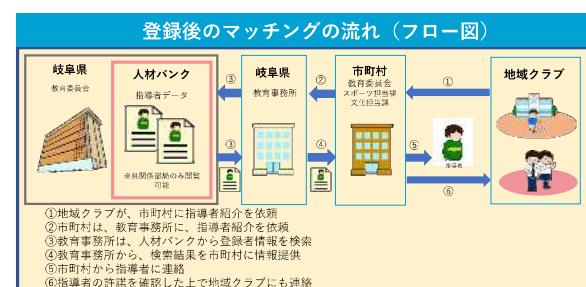




お知らせ

岐阜県地域クラブ指導者人材バンク

岐阜県では、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保を目指し、部活動の地域移行に取り組んでいます。移行に向けて課題となる地域での指導者確保のため、県教育委員会では新たに「**岐阜県地域クラブ指導者人材バンク**」を設けることとなりました。



「岐阜県地域クラブ指導者人材バンク」
登録案内

「岐阜県地域クラブ指導者人材バンク」とは？



「岐阜県地域クラブ指導者人材バンク」に関するお問い合わせ

2. 推進費の資格をもっていないと登録できませんか？
A. 領長其他の指導者などは、就労認可書の登録料金を支払った後、就業申請用クラウド添付のモードで取

1. **登録後、他語があつた場合は必ず引き受けなければならないのでしょうか?**
あくまで受け取る義務はないわけではありません。詳細の不意を理解し、丢失などを防ぐためにお取りしても構いません。

3. 人材バンク登録に、スポーツ・文化活動の履歴はありますか?
4. 会員登録料金内訳に、料金はありません。
5. 情報を公開されることに不安を感じますが、

貴様の持物は、今お子様が持つもので、貴様の手が取れています。貴様いかでいためか、一度もお手に取らせて貰ふことはありません。

特記事項

運営いただいたり向けて、お問い合わせ、ご意見あれば、おこし
て下さい。また、おもろい花草園を運営して下さる方へ
ご一言の意見はお待ちしております。
TEL:03-2732-1111(午後6時迄)

登録に関するお問い合わせ先

東京教育委員会 井伊原課長、藤原政策課長
TEL:03-5520-3111(午後6時迄)

第2回 地域クラブ活動推進会議

日 時 令和6年9月25日（水） 13時15分～16時45分
会 場 岐阜県庁1階 ミナモホール

式 次 第

司会：体育健康課 宮崎

1 開 会

2 挨 拶 岐阜県教育委員会 義務教育総括監 青木 孝憲

3 実践発表 飛騨市教育委員会 学校教育課 課長補佐 下嶋 健児 様
ク 主 事 佐野 颯斗 様

御嵩町教育委員会 学校教育課 指導主事 尾崎 淳 様

4 講 演 「生徒・保護者・指導者にとって、安心安全な地域クラブ活動にするために
～主に法的観点から～」
弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士 山本 翔 様
(「こんなときどうする？部活動の地域移行に伴う法律相談」日本法令 著者)

5 情報提供 岐阜県教育委員会 体育健康課 部活動改革係 係長 岩見 光洋

6 挨 拶 岐阜県教育委員会 体育健康課 教育主管 古田 浩章

7 閉 会

第2回地域クラブ活動推進会議



安心安全な

これからのは

地域クラブ



について考える

日 時

令和6年9月25日 水

開場 13:00
13:15 ~ 16:45

場 所

岐阜県庁1階 ミナモホール

岐阜市薮田南2-1-1

実践発表

生徒・保護者・指導者にとって、安心・安全な運営団体を構築するための取組を紹介します



飛騨市教育委員会 課長補佐 下嶋 健児 氏

御嵩町教育委員会 指導主事 尾崎 淳 氏

講 演

地域クラブ活動の体制整備構築についての留意点やその対応について、主に法的な観点から、分かりやすく紹介します

弁護士

やまもと しょう

山本 翔 氏



プロフィール

平成19年3月
平成20年12月

慶應義塾大学大学院法務研究科修了
弁護士登録（第二東京弁護士会）

平成28年2月
令和2年4月
令和5年4月
令和5年10月

弁護士法人大江橋法律事務所東京事務所に入所
法務省民事局付（任期付公務員として、法律案の立案等の業務に従事）
一橋大学大学院法学研究科非常勤講師（現代取引法）
子どもの権利に関する委員会副委員長（第二東京弁護士会）
荒川区子どもの権利擁護委員

著書として、「こんなときどうする？部活動の地域移行に伴う法律相談 学校・指導者・関係者の法的責任と対応（日本法令、2024年）」など。

情報提供

「岐阜県が考える」安心・安全な地域クラブの在り方について提案します



岐阜県教育委員会 体育健康課 部活動改革係



第2回 地域クラブ活動推進会議

期日：令和6年9月25日（水）

場所：岐阜県庁1階 ミナモホール

岐阜県教育委員会
体育健康課より情報提供

岐阜県教育委員会 体育健康課 部活動改革係

【調査1】部活動・休日部活動の地域移行状況調査

○休日部活動の新たな地域クラブ移行状況

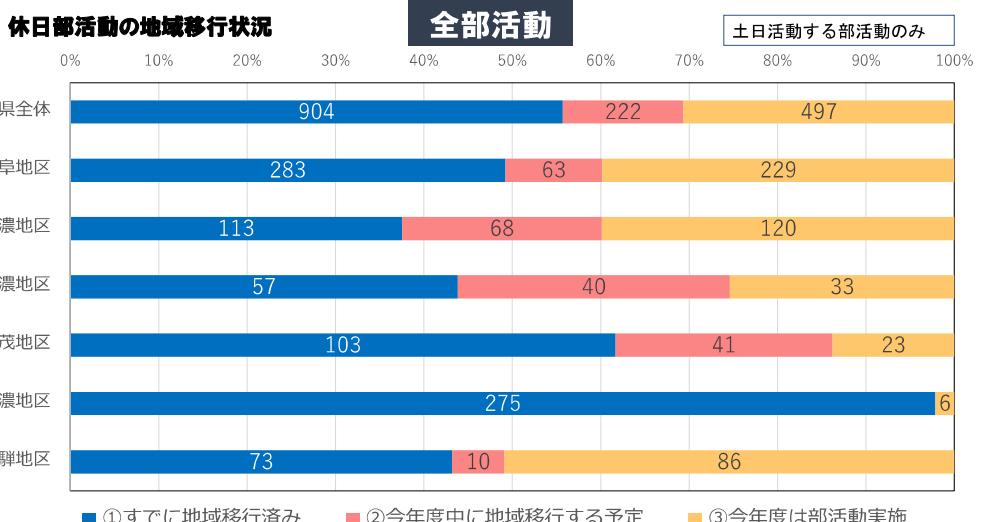
【令和6年5月現在速報値】

項目	部活動総数	移行総数【令和6年度以降予定含む】
休日活動している 総部活動数	1,623部	1,126部(69.4%)
	総部活動数	1,797部
休日活動している 運動部活動数	1,432部	1,037部(72.4%)
	総運動部活動数	1,495部
休日活動している 文化部活動数	191部	89部(46.6%)
	総文化部活動数	302部

【調査1】部活動・休日部活動の地域移行状況調査

【令和6年5月現在速報値】

2 休日部活動の地域移行状況



■ ①すでに地域移行済み

■ ②今年度中に地域移行する予定

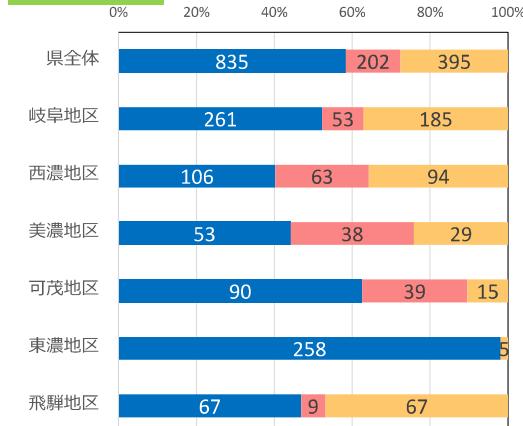
■ ③今年度は部活動実施

【調査1】部活動・休日部活動の地域移行状況調査

【令和6年5月現在速報値】

2-(2) 休日部活動の地域移行状況

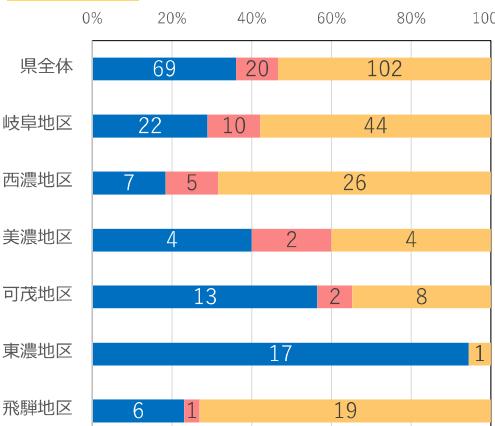
運動部活動



■①すでに地域移行済み ■②今年度中に地域移行する予定 ■③今年度は部活動実施

文化部活動

土日活動する部活動のみ



■①すでに地域移行済み ■②今年度中に地域移行する予定 ■③今年度は部活動実施

地域移行状況調査 R6とR5の比較

【令和6年5月現在速報値】

【比較結果】

- 保護者クラブが100クラブ減少
- 未定が157クラブ減少
- 休日の活動をしないが15クラブ減少

- ◇総合型スポーツクラブが101クラブ増加
- ◇家庭・学校・地域・市町村等協働が248クラブ増加

	令和5年度	令和6年度	増減
総合型地域スポーツクラブ	193	294	△101
民間のスポーツクラブ・芸術団体	26	28	△2
スポーツ少年団	30	18	△-12
スポーツ協会	20	24	△4
保護者クラブ	632	532	△-100
家庭・学校・地域・市町村等協働	176	424	△248
その他	93	4	△-89
未定	455	298	△-157
休日の活動はない	190	175	△-15
合計	1815	1797	△-18

地域移行状況調査 R6とR5の比較

【令和6年5月現在速報値】

考えられる事

- 保護者クラブの減少は、総合型スポーツクラブ及び、地域・市町村等との協働による組織に移行していくのではないか？
- 未定数が約50%近く減少したこととは、各市町村が移行に向けての方向性を示してきているからではないか？
- ◆その他の回答について分析する必要がある。
- ◆保護者クラブの詳細な体制整備の実態を分析していく必要がある。

【調査1】部活動・休日部活動の地域移行状況調査

【令和6年5月現在速報値】

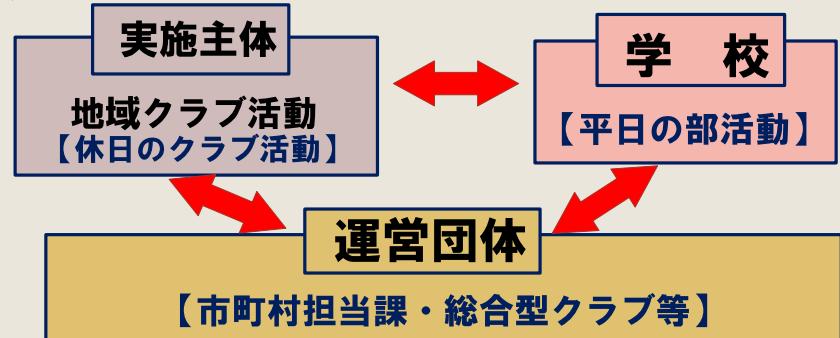
【質問3】 移行先の運営団体を1つ選択してください。

地域移行先

- ①総合型地域スポーツクラブ 294部 (16.4%)
- ②民間のスポーツクラブ・芸術団体 28部 (1.6%)
- ③スポーツ少年団 18部 (1.0%)
- ④スポーツ協会 24部 (1.3%)
- ⑤保護者クラブ 532部 (29.6%)
- ⑥家庭・学校・地域・市町村等協働 424部 (23.6%)
- ⑦その他 4部 (0.2%)
- ⑧未定 298部 (16.6%)
- ⑨休日の活動はない 175部 (9.7%)

運営団体と実施主体の体制整備について

地域移行推進期間は特に



生徒の思い、活動の様子を共有していくことが大切

生徒が今後より充実した活動になるようにしていくことが大切

R5休日部活動の地域移行に関する実態調査 (休日部活動の地域移行に係る体制整備状況確認表)

運営団体と実施主体の体制整備について

平日の部活動と休日クラブの連携

平日の活動と休日の活動をつないでいく

地域クラブ活動 【休日のクラブ活動】

- ・休日の活動内容の様子
 - ・生徒の様子
 - ・技術面・活動面の課題
 - ・指導内容

学 校（平日の部活動）

- ・学校での活動内容
 - ・生徒の様子
 - ・技術面・活動面の課題
 - ・指導内容

- ・学校は部活動を地域に任せてもいい。働き方改革で部活動を辞めた。
- ・移行期だからこそ地域と連携し、学校の教育活動を理解してもらことが重要
- ・子供たちのスポーツ環境をより整え、より充実した活動ができるように、推進期間の今、学校が地域と連携していくことは重要

10

R5休日部活動の地域移行に関する実態調査 (休日部活動の地域移行に係る体制整備状況確認表)

令和6年2月調査

質問項目

- ・ 地域クラブ認定基準がある・・・ 21 / 42
- ・ 地域クラブ取消基準がある・・・ 10 / 42
- ・ 活動規約の策定している・・・ 24 / 42
- ・ 緊急対応マニュアルの作成している・・・ 10 / 42
- ・ **損害賠償保険加入** (運営団体・実施主体) ・・・ 18 / 42

スポーツ団体における適正なガバナンスの確保

スポーツ団体ガバナンスコード
<中央競技団体向け>

令和元年6月10日
令和5年9月29日(改定)



スポーツ団体ガバナンスコード
<一般スポーツ団体向け>

令和元年8月27日
令和5年11月30日(改定)



スポーツ団体ガバナンスコードとは？

スポーツ団体ガバナンスコードの目的

適切な組織運営を行うことで、不祥事事案を未然に防止することにとどまらず、社会の変化に柔軟に対応し、スポーツの価値の最大化に資するよう、それらの重要な担い手であるスポーツ団体における適正なガバナンスの確保を図ることを目的としている。

各スポーツ団体においては、ガバナンスコードの各原則・規定を遵守するよう努めるとともに、ステークホルダー（利害関係者）等への説明責任を果たす観点から、その遵守状況について自主的に自己説明を行い、その結果を定期的に公表することが望まれる。

スポーツ団体ガバナンスコード
<一般スポーツ団体向け> P3

スポーツ団体ガバナンスコードの規定一覧

原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。

原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。

原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。

原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。

スポーツ団体ガバナンスコード
<一般スポーツ団体向け> P6

スポーツ団体ガバナンスコードの規定一覧

原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。

- (1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること
- (2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること
- (3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること
- (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること

原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。

原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

- (1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと
- (2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと

スポーツ団体ガバナンスコード
<一般スポーツ団体向け> P6

スポーツ団体ガバナンスコードの規定一覧

原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

- (1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること
- (2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること
- (3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること

原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。

生徒・保護者・指導者にとって、安心・安全な地域クラブ活動の体制整備のためのすべきこと

スポーツ団体ガバナンスコード
<一般スポーツ団体向け> P6

安心安全な地域クラブに必要な確認事項

視点1 規約の確認、役員の確認

視点2 会計の確認、通帳の確認

視点3 指導者登録・管理の確認

視点4 保険の確認

スポーツ団体ガバナンスコードの遵守

視点1 規約の確認、役員の確認

原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。（2）（4）

原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。

○規約の作成と確認

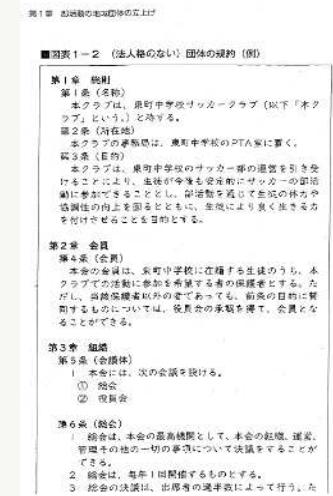
ルールとなる規約があるかどうか確認し、中身がどうなっているかもチェックする。【規約の無いただのグループならば、早急に規約を作成する。】

○団体を構成する役員の確認

団体を構成する役員も確認する。代表だけでなく、事務機能を担当する人も確認する。

（例）経理担当者、活動場所の予約担当者、指導者手配者、大会申込申請者など。

視点1 規約の確認、役員の確認 規約の例



第1章 法人格のない団体の上書き
規約の例

第1条 (名前)
本クラブは、東町中学校サッカーチーム(以下「オekabu」)という。とあります。

第2条 (会員登録)
会員登録は、東町中学校のPTA会員に聞く。

第3条 (会員)
本クラブは、東町中学校のサッカーチームの運営を引き受けることにより、生徒が今後も安全的にサッカーの競技場において活動できることをし、競技活動を通して生徒の体力や協調性を高めるとともに、生徒により良き生き方を付けさせることを目的とする。

第4条 (会員登録)
本会員は、東町小学校に在籍する生徒のうち、本クラブでの活動に参加を希望する者の保護者とする。ただし、当該保護者のものであっても、前項の目的に賛同するものについても、役員会の承認を得て、会員となることができる。

第5条 (組合)
第1項は、次の会議を設ける。
① 組合
② 役員会

第6条 (会員登録)
1 会員登録は、本会の最高機関として、本会の起業、運営、管理その他の一切の事項について決議することができる。
2 組合は、基本1回開催するものとする。
3 総会の決議は、出席者の過半数によって行う。た

第7条 (役員)
1 会員は、次の役員を置き、会員から選出するものとする。
① 会長
② 副会長
③ 会計
④ 書記
2 会長は、本クラブを代表し、会社、組織等との連絡調整を行なうとともに、会員を統括する。
3 会長は、会員を指名し、会員が不適のときは、その指名を代わる。
4 会長は、総会で決議した予算に基づいて、本クラブの会計事務を管理するとともに、本クラブの財産を管理する。
5 会長は、会員及び会員登録金の徴収を取扱はるか、会員の表示に従い、他の役員を指名する。
6 会員の住居は1年とするが、再任を経ないものとする。
7 会長は、役員会の意見を聞いて、相談又は顧問を選定することができるものとする。

第8条 (役員会)
1 役員会は、会長が召集し、次の事項を決議するものとする。
① 会員登録は、会長が召集し、次の事項を決議するものとする。

こんなときどうする？部活動の地域移行に伴う法律相談
学校・指導者・関係者の法的責任と対応
(日本法令、2024年) 引用

視点2 会計の確認、通帳の確認

現金出納帳の例

年月 現金出納帳					
月日	勘定科目 コード 科目名	摘要	借方金額	貸方金額	差引残高
1 前期繰越					
4 1 1 前期繰越		山田花子4月分	500,000	5,000	495,000
4 1 6 会費		河井洋一	1,800		495,800
4 2 10 未収料		入力されたコードNOに対応した料金が登録されません。			
		未収料登録シートのコードマスターに登録されない場合は、未収料と表示されます。			
		登録料金が登録料金が登録されると、差引残高が計算されます。			

2024年4月 現金出納帳					
月日	科目名	摘要	借方金額	貸方金額	差引残高
4 1 1 前期繰越		山田花子4月分	500,000	5,000	495,000
4 1 6 会費		河井洋一	1,800		495,800
4 2 10 未収料		入力されたコードNOに対応した料金が登録されません。			
		未収料登録シートのコードマスターに登録されない場合は、未収料と表示されます。			
		登録料金が登録料金が登録されると、差引残高が計算されます。			

視点2 会計の確認、通帳の確認

原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

◇お金の管理は誰にも疑われないようにするのが信頼を得る団体には必須。

◇クラブの専用通帳を作成。

※ただし、法人格がないと代表者の身分証明や定款(規約)等が必要になる。

※行政からの補助金や外部寄付金を受ける事を想定すると通帳・帳簿は必須。

◇通帳と同時に現金出納帳もあるか確認。簡易なものでも現金を扱う以上帳簿は必須。

◇会計担当者の確認。入出金確認担当者の確認。

※会計担当が疑われないようなシステムを構築しておく。

視点3 指導者登録・管理の確認

原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。

原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

◇指導者と契約を結ぶ ※詳細は次頁

※クラブ方針に沿わない、体罰等の事例が起きた場合は契約破棄できる

◇指導者の研修会の開催

◇公認指導者資格を取得

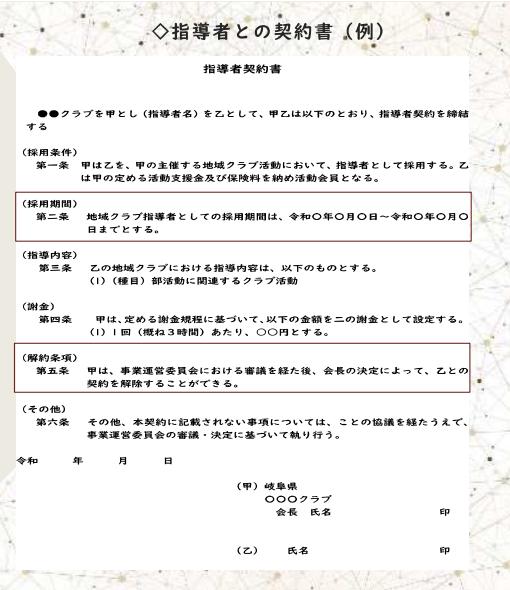
◇指導者とクラブと学校と連携を密にする

◇謝金を支払うことと、指導者としての責任が生まれる

視点3 指導者登録・管理の確認

指導者との契約書の例

- ◇指導期日を過ぎたら再契約
- ◇体罰、暴言等の事例が発生したらただちに契約破棄できるように文言に入れる



視点4 保険の確認 もしもの時の備えに

一般社団法人
全国スポーツクラブコミッショ

JSCC スポーツクラブ総合保険制度
二次元コード



公益財団法人
スポーツ安全協会

スポーツ安全保険二次元コード



視点4 保険の確認 もしもの時の備えに

◇地域クラブでは学校管理下ではないので新たに保険加入が必要

※加入は任意だができれば強制としたい

◇指導者の保険・団体の保険に加入

- ・スポーツ安全協会スポーツ安全保険
- ・JSCC スポーツクラブ総合保障制度 等

地域クラブの認証制度のご提案

利用者にとって安心して利用できるクラブを継続的に運営することが、地域のスポーツ環境の充実となる。そのためには、信頼のある運営団体が、実施主体の運営状況を確認し、適切な運営団体を認定していく必要がある。

運営団体

行政・担当部局
総合型スポーツクラブ
スポーツ協会等

実施主体

スポーツ団体ガバナンスコードを遵守し
4つの要件を満たした地域クラブ

申請
認定に関わる書類の提出

認定
管理・補助金

視点1 規約の確認、役員の確認
視点2 会計の確認、通帳の確認
視点3 指導者登録・管理の確認
視点4 保険の確認
スポーツ団体ガバナンスコードの遵守

定期的に運営状況の審査を行い、認定条件を満たしたクラブには、財政的な支援、利用施設の減免、施設の優先利用等を行い、充実した活動を支援していく。

令和6年度地域クラブ指導者育成研修会

- 本研修認定証の有効期限をJ S P O資格と合わせ、
令和6年4月より「4年」にすることとしました。
 - 令和4・5年度に認定証を取得した方につきましては、認定証
の裏面に、有効期限が「3年」と記載されていますが、
令和6年4月より「4年」とみなします。



スポーツ庁による講演

「部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に関する動向」
スポーツ庁地域スポーツ課 課長補佐 竹河信裕

実践事例から学ぶ（分科会）

『実事例から学ぶ（分科会）』 テーマ：『安心・安全で豊かな地域クラブ活動の構築について』

分科会① (行政)	分科会② (総合型)	分科会③ (部活動の地域移行・進展)
「教育長として」地域クラブ活動監修への歩み 長崎県西彼杵郡 長与町教育委員会 教育長 講師：金崎 良一氏	「地域に根付く地域クラブ」が中学校と連携し、町全体で継続するスポーツ機会の創出 NPO法人 新町スクーブラブ 理事長 講師：小出 利一氏	「もう活動したい！」から「健康的に楽しく活動したい！」まで 部活動地域移行は、子どもたちのニーズにどこまで対応できるのか？ 神奈川県立大学 教育系スポーツ教育学科 教授 講師：松田 雅彦氏
分科会④ (近隣自治体)	分科会⑤ (学校経営)	分科会⑥ (学校担当)
近隣施設教育が達成して、取り組みで地域クラブ活動監修の歩み 長野市南佐久地区・桃原 教育委員会 教育長 講師：渡邊 秀二氏	「校長として」学校・地域クラブ・地元が一体となって構築する中学生のスポーツ活動の創出と学 校経営 群馬県 高崎市立中学校 校長 講師：上原 哲裕 氏	「駐輪場内で実行して構築した」 地域クラブとの今後の展望 羽島市市民活動部 スポーツ課選課 係長 羽島市教育委員会 学校教育課 指導主事 講師：中尾 稔氏
南北公民館の運営 講師：新海 吉一氏		



第2回地域クラブ活動推進会議 満足度アンケート



生徒・保護者・指導者にとって、安心安全な地域
クラブ活動にするために
- 主に法的観点から -

弁護士 山本 翔

はじめに

2024年1月出版(日本法令)



3

はじめに

- 平成20年に弁護士登録（第二東京弁護士会）
- 任期付公務員として法務省民事局へ出向し、民事に関する法律案の立案をしていたこともあり、[契約法や紛争解決](#)を専門とする。一橋大学法学研究科非常勤講師の活動も。
- 他方で、弁護士登録以来、[子どもの権利に関する委員会（第二東京弁護士会）](#)に所属し、少年事件やいじめなどの子どもの事件に関わるほか、子どもに関わる行政関係の仕事にも従事（荒川区子どもの権利擁護委員など）。
- また、自身に子が3人いることから、地域でPTAの役員などの経験もあり。

2

はじめに

○今日お話しすること

- 地域移行の形態による法的な違い・整理
- 安心・安全な地域クラブ活動とするための方法
 - ① 受け皿団体の成立・体制の整備(ガバナンス)
 - ② 必要な保険の加入
 - ③ 安心・安全な地域クラブ活動の実施

4

部活動・地域クラブ活動をめぐる法的な責任

一般に、民事において法的責任といった場合には、

① 契約上の責任

と

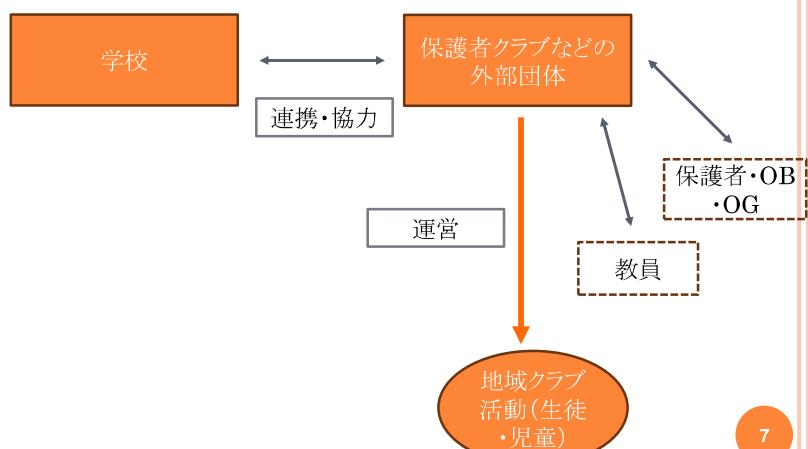
② 不法行為に基づく責任

がある。

5

部活動の地域移行に関する2パターン

② 外部団体受け皿型 ※「新たな地域クラブ活動」

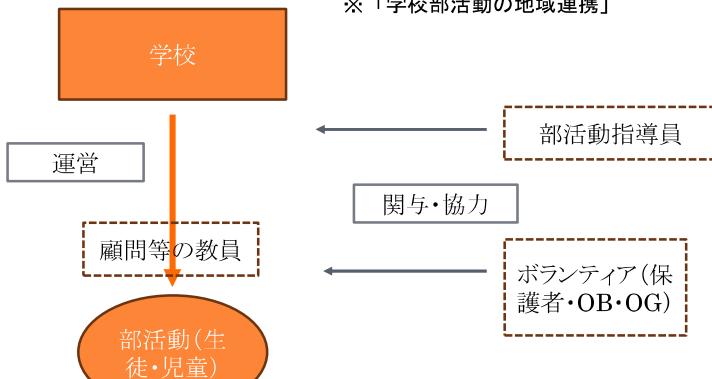


7

部活動の地域移行に関する2パターン

① 学校主体型（外部人材取込み型）

※「学校部活動の地域連携」



6

部活動の地域移行に関する2パターン

○指導者個人の責任

(基本的な前提)

教員は、児童を保護監督して事故を未然に防止する義務があるため、この義務に違反した場合には、責任を負う場面がある。

「学校の教師は、学校における教育活動によって生ずるおそれのある危険から児童・生徒を保護すべき義務を負っている」（最判昭和62年2月13日民集41巻1号95頁）

「教育活動の一環として行われる学校の課外のクラブ活動においては、生徒は担当教諭の指導監督に従って行動するのであるから、担当教諭は、できる限り生徒の安全にかかる事故の危険性を具体的に予見し、その予見に基づいて当該事故の発生を未然に防止する措置を執り、クラブ活動中の生徒を保護すべき注意義務を負う」との指摘（最判平成18年3月13日裁判集民事219号703頁）」

8

部活動の地域移行に関する2パターン

○指導者個人の責任

(基本的な前提)

- 公立学校に勤務する教員

⇒公務員である教員個人は、**被害者との関係で直接的に損害賠償責任を負うことではなく、学校設置者が属する地方自治体が損害賠償責任を負う。**

※ 国家賠償法という法律の考え方により、教員個人は、故意・重過失がある場合には、当該地方公共団体から、求償され得るにすぎない（国家賠償法1条2項）。

9

部活動の地域移行に関する2パターン

○指導者個人の責任

(基本的な前提)

- 私立学校を含む民間人

⇒私は、被害者との関係で直接的に損害賠償責任を負う（民法709条）。

このほか、その個人が属する団体についても、被害者に対して損害賠償責任を負うことが通常（民法715条／使用者責任）。

(想定されるパターン)

	パターンA	パターンB	パターンC
指導者・コーチの責任	○	○	×
団体の責任	○	×(相当の注意をしたとき)	×

10

部活動の地域移行に関する2パターン

○指導者個人の責任

① 学校主体型（外部人材取込み型）

公務員としての身分がある教員のほか、部活動指導員（会計年度任用職員等）についても、国家賠償法の考え方により、被害者に直接的な責任を負うことはない。

※公務員として任用されていない監督や保護者の見守りボランティアの場合は??

11

部活動の地域移行に関する2パターン

○指導者個人の責任

② 外部団体受け皿型

不法行為責任に基づいて、受け皿となる団体それ自体のほか、落ち度のあった指導者が被害者に直接的な責任を負うことがある。

⇒ **しかるべき賠償責任保険に加入して、指導者が安心して活動できるようにする必要がある。**

12

部活動の地域移行に関する2パターン

○指導者個人の責任

【最判平成18年3月13日】

高等学校（私立学校）の生徒が課外のクラブ活動としてのサッカーの試合中に落雷により負傷した事故について引率者兼監督の教諭に落雷事故発生の危険が迫っていることを予見すべき注意義務の違反があるとされた事例

「教育活動の一環として行われる学校の課外のクラブ活動においては、生徒は担当教諭の指導監督に従って行動するのであるから、**担当教諭は、できる限り生徒の安全にかかる事故の危険性を具体的に予見し、その予見に基づいて当該事故の発生を未然に防止する措置を執り、クラブ活動中の生徒を保護すべき注意義務を負う**」

「落雷による死傷事故は、平成5年から平成7年までに全国で毎年5～11件発生し、毎年3～6人が死亡しており・・・A高校の第2試合の開始直前ころには、本件運動広場の南西方向の上空には黒く固まつた暗雲が立ち込め、雷鳴が聞こえ、雲の間で放電が起きるのが目撃されていたのである。そうすると、上記雷鳴が大きな音ではなかったとしても、**同校サッカー部の引率者兼監督であった甲野教諭としては、上記時点ころまでには落雷事故発生の危険が迫っていることを具体的に予見することが可能であった**というべきであり、また、予見すべき注意義務を怠ったものというべきである」

⇒ **裁判所は、約3億円という高額な損害賠償を認めていた。**

13

部活動の地域移行に関する2パターン

○指導者個人の責任

【最判昭和62年2月6日裁判集民事150号75頁】

公立中学校の生徒がプールにおいて飛び込みを練習していたところ、プールの底に頭部を激突させてしまい、四肢麻痺等の障害を負ってしまった事例。指導者である教員は二、三歩助走してスタート台に上がってから飛び込む方法を指導していた。

「助走してスタート台に上がってから行う方法は、踏み切りに際してのタイミングの取り方及び踏み切る位置の設定が難しく、踏み切る角度を誤った場合には、極端に高く上がって身体の平衡を失い、空中での身体の制御が不可能となり、水中深く進入しやすくなるのであって、このことは、**飛び込みの指導にあたるA教諭にとって十分予見しうるところであった**というのであるから、スタート台上に静止した状態で飛び込む方法についてさえ未熟な者の多い生徒に対して右の飛び込み方法をさせることは、極めて危険であるから、原判示のようないくつかの措置、配慮をすべきであったのに、それをしなかった点において、A教諭には注意義務違反があつたといわなければならない。」

⇒ **裁判所は、約1億3000万円という高額な損害賠償を認めていた。**

14

部活動の地域移行に関する2パターン

○災害共済給付制度

① 学校主体型（外部人材取込み型）

部活動は、教育課程外の活動ではあるものの、学校における教育計画に基づいて実施される教育活動であるため、**災害共済給付の適用対象**となる。

※ 災害共済給付制度（独立行政法人日本スポーツ振興センター）

- ・ 医療費
- ・ 障害見舞金（最高4000万円）
- ・ 死亡見舞金（最高3000万円）

15

部活動の地域移行に関する2パターン

○災害共済給付制度

② 外部団体受け皿型

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の適用外

⇒ **しかるべき傷害保険に加入する必要ある。**

【独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令】

第五条 災害共済給付に係る災害は、次に掲げるものとする。

一 児童生徒等の負傷でその原因である事由が**学校の管理下**において生じたもの。ただし、療養に要する費用が五千円以上のものに限る。

(以下、略)

2 前項第一号、第二号及び第四号において「**学校の管理下**」とは、次に掲げる場合をいう。

一 児童生徒等が、法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合

二 児童生徒等が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合

三 前二号に掲げる場合のほか、児童生徒等が休憩時間中に学校にある場合その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合

(以下、略)

16

部活動の地域移行に関する2パターン

○比較表

	①学校主体型（外部人材取込み型） ※学校部活動の地域連携	②外部団体受け皿型 ※新たな地域クラブ活動
契約の主体	学校の設置者（公立学校であれば地方公共団体、私立学校であれば私立学校法人、国立学校であれば、国立大学法人）	当該受け皿団体（株式会社、公益社団法人、NPO法人、権利能力なき社団…）
事故等が発生した場合の損害賠償責任の主体	学校の設置者が損害賠償責任を負い、国公立学校の場合には、校長や教員、部活動指導員などの職員が被害者との関係で直接的な損害賠償責任を負うことはない。	地域クラブ活動を運営する受け皿団体のほか、落ち度がある 指導者個人も被害者との関係で直接的な損害賠償責任を負う 。
災害共済給付制度の適用	適用あり	適用なし
部費の管理	学校長が管理する私会計	受け皿団体で独自に管理

17

安心・安全な地域クラブ活動とするためには
—外部団体受け皿型を前提として—

- ① 保護者クラブ等の受け皿団体は、法的に取引を行う主体となることができる資格（権利能力）を得る必要性（**団体を立ち上げ、体制を整備する**）
- ② 災害共済給付制度の適用がなく、個人に賠償責任の負担がある可能性があることから、**必要な保険**に加入することの必要性
- ③ 安心・安全な運営に留意し、**学校と連携した**地域クラブ活動の実施の必要性

18

①受け皿団体の成立・体制の整備

- 保護者クラブ等の受け皿団体は、口座の開設や保険加入などの様々な取引を行うことが想定されることから、法的に取引を行う主体となることができる資格（権利能力）を得る必要がある。
- 法的な主体として認められると、団体が何らかの債務を負ったとしても、構成員個人の責任が問われることはない。
※事故との関係で直接的に注意義務違反（落ち度）があった指導者については当然に不法行為責任を負うが、団体に法的な主体性があると、**自分自身に落ち度がない他のメンバー（構成員）への影響が遮断されることになる**。

⇒そのためには、

①**法人格**を得る

or

②「**権利能力なき社団**」として団体の実質性を得る

19

①受け皿団体の成立・体制の整備

○ 法的な主体のあり方

個人

↓

民法上の組合

↓

↓

権利能力なき社団

↓

法人

（株式会社、財団法人、社団法人、NPO法人、地方自治体…）

団体性

20

①受け皿団体の成立・体制の整備

○ 権利能力なき社団

組合と法人の間のような存在として、団体の実質性がある場合に、判例で認められている概念

※最判昭和39年10月15日民集18巻8号1671頁

「法人格を有しない社団すなわち権利能力のない社団については、民訴四六条がこれについて規定するほか実定法上何ら明文がないけれども、権利能力のない社団といいうるためには、団体としての組織をそなえ、そこには多数決の原則が行なわれ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、しかしてその組織によつて代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているものでなければならぬのである。しかして、このような権利能力のない社団の資産は構成員に総的に帰属する。」

⇒「権利能力なき社団」となった場合には、その団体に対して債権を有している債権者は、構成員個々人の財産に対して、権利行使（強制執行）することができない（有限責任）。

21

①受け皿団体の成立・体制の整備

○ 権利能力なき社団

- ① 規約を作成し、代表の選出方法を含めた組織の在り方を明確に規定しておくこと
- ② 口座を開設し、個人の財産と団体の財産を分別して管理
- ③ 規約に従つて、民主的な方法で（多数決の原則により）運営していくこと
- ④ どのような組織的な決定がされたのか後から分かるようにするために、議事録を作成し、保存しておくこと

⇒代表、会計、書記（議事録作成係）

22

①受け皿団体の成立・体制の整備

cf. 会計監査における原本確認の重要性

※東京地判平成27年3月30日（マンション管理組合における会計担当理事の長年にわたる横領事件）

・会計監査役員の責任

「被告丙川は、会計監査役員として、会計担当理事である戊田が作成した前年度の収支決算報告書を確認・点検し、会計業務が適正に行われていることを確認すべき義務があったにもかかわらず、戊田から定期総会直前に示された虚偽の収支決算報告書の記載と戊田が偽造した残高証明書の残高等を確認するだけで、本件預金口座の通帳の確認をせず、戊田による横領行為を看過したものであった。・・・戊田が被告丙川に示した本件預金口座の残高証明書は、戊田が自分のワープロで偽造したというものであつて、その体裁等からして眞実の銀行発行の預金口座の残高証明書の原本とはかなり異なるものであつたことが推認され、このような偽造された残高証明書を安易に信用し、戊田が保管しており、その確認が容易である本件預金口座の預金通帳によって残高を確認しようとしたかった被告丙川には、会計監査役員として、本件自治会に対する善管注意義務違反があったと認めざるを得ない」

23

68

②必要な保険の加入

- 2種類の保険に加入する必要がある。
- 災害共済給付制度の適用がないことから、生徒・児童の怪我を念頭に置いた傷害保険に加入する必要あり。
- それだけでは足りず、賠償責任保険に加入する必要あり。

24

②必要な保険の加入

○ 傷害保険

不慮の事故に備え、人の傷害や疾病に対する保険金

- 怪我や病気によって入院・通院等をした場合に契約時に定めた**定額**を支払う保険商品もあれば、怪我や病気による入院・通院等のために実際に出費した費用（**実費**）を補償する保険商品もある。

25

②必要な保険の加入

○ 傷害保険

不慮の事故に備え、人の傷害や疾病に対する保険金

- 傷害保険金が支給されたとしても、落ち度がある指導者の損害賠償責任が軽減されるわけではないし、賠償しなければならない損害額が減るわけでもない。

①定額支給型の保険の場合には、保険料の対価として支払われたものであるため、損益相殺はされない（最判平成7年1月30日民集49巻1号211頁）。

②実費支給型の保険金の場合には、その額に相当する損害賠償請求権が保険者代位により、保険会社に移転。保険会社から求償される可能性あり。

⇒ このため、**賠償責任保険に加入する必要がある。**

26

②必要な保険の加入

○ 傷害保険

不慮の事故に備え、人の傷害や疾病に対する保険金

- 傷害保険ではカバーできない事故もあり得る。

※熱中症への警戒を怠り練習を継続した結果、生徒が熱中症に罹患してしまった。加入する傷害保険では、「熱中症」は疾病であり、傷害ではないという扱いになっていた。

⇒ このため、**賠償責任保険に加入する必要がある。**

27

②必要な保険の加入

○ 賠償責任保険

被保険者が第三者に対して損害を与え、**法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害**を対象として保険金が支給される保険

- 必要となる場面としては、例えば、

- 野球の指導中にバットの素振りの模範を見せているときに、不注意で生徒の頭にバットをぶつけてしまい、指導者が生徒に損害賠償責任を負う場合
- 熱中症への警戒を怠り練習を継続した結果、生徒が熱中症に罹患してしまい、指導者が生徒に損害賠償責任を負う場合
- 生徒に対する安全指導に落ち度があり、第三者である通行人にボールがぶつかり、ケガを負わせた場合

28

②必要な保険の加入

○ 賠償責任保険

▶自動車保険や火災保険に付帯される**個人賠償責任保険**（個人賠償責任特約）では、「日常生活」を対象としているため、継続的に指導者として部活動に関わる場合には、「日常生活」のリスクではないとして、支給が認められない可能性があり得る。

※単なる教員・指導者不在時の見守りボランティア程度であれば、個人賠償責任保険（個人賠償責任特約）の適用が可能であり、さらに、見守りボランティアをPTA活動の一環として位置付ければ、PTA保険が適用できる可能性あり。

▶試合会場まで自動車での送迎については、当然に、別途、**自動車保険の加入**が必要。

29

②必要な保険の加入

(1) スポーツ安全保険（公益財団法人スポーツ安全協会）

部活動の地域移行を想定し、傷害保険+賠償責任保険をセットで提供している。

加入区分・掛金・補償額

●生徒

加入対象者	加入区分	傷害保険金額					
		傷金	死亡	後遺障害 (最高)	入院日額	通院日額	対人・対物賠償 合算5億円 (ただし、対人賠償5億円 1人、1箇月)
学校の外洋下校実行される 学生に付けるべき	A1	800円	3,000万円	4,500万円	4,000円	1,500円	180万円

●指導者

加入対象者	加入区分	傷害保険金額					
		傷金	死亡	後遺障害 (最高)	入院日額	通院日額	対人・対物賠償 合算5億円 (ただし、対人賠償5億円 1人、1箇月)
文化スポーツ団体 (スポーツクラブ等の団体 組織など)	A2	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	180万円
スポーツ団体の被保険者 (64歳以下)	C	1,850円					
スポーツ団体の被保険者 (65歳以上)	B	1,200円	600円	900万円	1,600円	1,000円	

(注)令和6年4月1日時点の料金にてお断りします。

※上記価格は個人会員の場合はW-CW-BW区分もあります。

30

②必要な保険の加入

(1) スポーツ安全保険（公益財団法人スポーツ安全協会）

- ▶ 契約者：スポーツ安全協会、被保険者：加入対象団体の構成員
- ▶ 4名以上のアマチュア団体・グループが加入できる。
※スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、ボランティア団体、PTAなど。
※法人格は問われていない。
※営利活動を行う団体は、加入できないとのこと。
- ▶ 傷害保険については、「熱中症」も対象となる。

<https://www.sportsanzen.org/ac00ai00000001im-att/ac00ai00000001n9.pdf>

31

70

②必要な保険の加入

(2) スポーツクラブあんしん保険（一般社団法人全国スポーツクラブコミッショナ）

総合型地域スポーツクラブを対象。JSOCの会員として加盟することが前提

▶傷害保険+賠償責任保険がセット

▶契約者：一般社団法人全国スポーツクラブコミッショナ（JSOC）

被保険者：総合型地域スポーツクラブ

※クラブ自体が被保険者という整理であるため、賠償責任保険については、クラブ自体の賠償責任を対象としている様子。

▶傷害保険については、スポーツをしているときに起こりがちな特定疾病（熱中症、急性心疾患、くも膜下出血等）も対象とのこと。

<https://jscc.jp.net/cn3/pg423.html>

32

②必要な保険の加入

(3) 公認スポーツ指導者総合保険（公益財団法人日本スポーツ協会）

▶指導者個人が加入することができ、自身の怪我（傷害保険）と、指導中の指導者の賠償責任を対象とする保険

▶被保険者：公認スポーツ指導者の資格を有する個人

▶個人単位で加入することができるため、個人として備えることができる。

<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabcid1168.html>

33

③安心・安全な地域クラブ活動の実施

(1) 受け皿団体向けの相談体制の構築

▶何かトラブルがあった際に、「喧嘩両成敗」的な解決は、火種を残す可能性があり、人間関係のトラブルは、地域クラブ活動の弱体化にも繋がる。

▶事実認定とは何か。生徒・児童の話から、何が真実だと認定するか。

- 客観的な状況との矛盾しないか
- 複数の関係当事者の供述の一貫するか
- 供述の具体性・迫真性
- その供述が供述者にとって不利益な内容か

35

③安心・安全な地域クラブ活動の実施

(1) 受け皿団体向けの相談体制の構築

▶本日お話しした論点だけでなく、クラブ活動では、いじめや生徒間のトラブル、レギュラーの選抜過程についての不満、パワハラ・セクハラ、足を引っ張るような生徒の入部拒否の可否など、様々な問題が生じる可能性あり。

▶そのような場合に、保護者クラブ等の受け皿団体の指導者が気軽に相談できる体制の構築を行う必要がある。

▶トラブルが起きた際に、個人的に最も大事に思うのは、正しく、事実を認定すること。

34

③安心・安全な地域クラブ活動の実施

(2) 補助金の支給等の行政による支援体制の整備

▶家計の負担軽減という目的だけではない意義

▶地方自治体の立場からすれば、部活動を学校から切り離す以上、受け皿団体が行う活動には口を出しにくいし、地域クラブ活動に関する情報も収集にくくなるおそれがある。

⇒このため、補助金支給等の支援の要件として、体制整備や安全管理、学校との連携義務などを求め、必要な報告を受けたり、指導することができるようにする。



36

③安心・安全な地域クラブ活動の実施

(2) 補助金の支給等の行政による支援体制の整備

- (支援の要件として) 指導者の研修履行や適切な体制構築を求める。
 - 救命講習その他スポーツ指導に関する研修の受講
 - いじめを含めた子どもに関する講習の受講
cf. いじめ防止対策推進法
 - 公認スポーツ指導者その他の資格の取得
 - それぞれの団体のルールに従った定期的な総会の開催

37

③安心・安全な地域クラブ活動の実施

(2) 補助金の支給等の行政による支援体制の整備

- (支援の要件として) 事故が生じた際の報告義務
 - ※不幸にも事故が生じた場合でも、その情報は未来の事故を防ぐために有益になる場合もある。



独立行政法人日本スポーツ振興センターのウェブサイト（https://www.jpsnsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzen_school/tabid/822/Default.aspx）から

38

③安心・安全な地域クラブ活動の実施

(3) 学校との連携の必要性

- 学校を窓口とした部員の募集
- 受け皿団体側で学校行事の把握の必要性
 - ※NHKスペシャル「いのちを守る学校に 調査報告“学校事故”」（2023年5月7日放送）
- 学校と外部の受け皿団間の情報交換の必要性
 - ※地域クラブ活動の中で顕在化したいじめは、学校生活の延長戦上である可能性
 - ※学校と受け皿団体が別の団体である以上、個人情報を共有することについて、保護者から予め同意書を取得しておくことが肝要

⇒地域移行した場合であっても、学校との連携があってはじめて、安心・安全な地域クラブ活動が実現できる！



39

72

ありがとうございました

弁護士 山本 翔
Mail: sho.yamamoto@ohebashi.com
Tel(直通): 03-5224-6099

R6.9.25 令和6年度「地域クラブ活動移行」の現状と見通し
～人が育つ地域づくりの未来像～

飛騨市学園構想

飛騨市教育委員会 学校教育課



飛騨市制20周年
&
学園構想5年目

8 夢中を生み出す 地域クラブ活動

部活動の地域クラブ化により、
子どもたちの可能性を広げる
多様で持続可能な地域クラブ
活動が行われている

飛騨市学園構想の第2章 令和5年度～7年度 「みんなで育てみんなが育つ魅力あるまち」を目指して



【飛騨市学園構想とは】

社会総がかりで、

予測困難な時代を生きる子どもたちに

「幸せな人生と持続可能な社会の

創り手となる力」を育むために、

飛騨市教育委員会が進める

地域教育魅力化プロジェクトです。

「飛騨市学園構想第2章 - 領域3」について



飛騨市地域クラブ活動 推進プロジェクト

地域クラブ活動移行に向けた実証団体の取組

飛騨市教育委員会 学校教育課 下嶋 健児
佐野 颯斗

【1. 背景①】飛騨市の児童生徒数の減少



【1. 背景②】飛騨市の中学校生徒数（部員数）と学校間の距離

飛騨市は、岐阜県最北端に位置する市。少子高齢化の進む過疎地。

古川中学校 …… 379人
神岡中学校 …… 124人
山之村中学校 …… 4人 合計 507人
【2024年8月1日現在】

市内の各中学校間の移動には、およそ30~40分かかる。冬季はさらに時間がかかり、雪道の運転の危険・不安もある。

【1. 背景②】飛騨市の中学校生徒数（部員数）と学校間の距離

R6. 6月の飛騨市(各中学校)の部員数

古川中学校

部活	1年	2年	3年	合計
女子バレー	2	5	2	9
男子バスケ	11	7	9	27
女子バスケ	5	1	6	12
卓球	11	17	4	31
柔道	0	3	0	3
剣道	2	3	3	8
男子テニス	20	6	11	37
女子テニス	14	3	5	22
野球	2	2	3	6
サッカー	7	10	13	30
ソフトボール	0	0	0	0
陸上	13	2	11	20
吹奏楽	27	19	7	52
合唱	5	3	13	21
美術	3	19	17	44
情報発信	3	6	13	22

神岡中学校

部活	1年	2年	3年	合計
バスケ(男)	5	2	5	12
バスケ(女)	3	2	4	9
卓球	8	13	12	33
剣道	0	1	1	2
野球	2	0	0	2
サッカー	3	1	2	6
陸上	3	11	0	14
吹奏楽	9	0	2	11
文化	6	8	8	22

山之村中学校

部活	1年	2年	3年	合計
スキー(クロス)	0	0	2	2
陸上	0	0	(2)	(2)
文化(情報)	2	0	0	2

【1. 背景③】飛驒市の中学校部活動で起きている問題

飛驒市(各中学校)の生徒数や部員数の減少

<部活動で生じている問題点>

- ・学校（規模）によって選べる種目（数や種類）がちがう
- ・希望する種目（活動）がない場合があり、新しい種目をつくるのが難しい
- ・種目（活動）の強度や時間の多様性がない（気軽にできる、高い目標を目指すなど）
- ・指導者の確保が難しい（競技や指導経験がない顧問教員、地域の指導者不足など）
- ・教職員の時間外勤務や無償ボランティアで支えられている…「教員数の減少」でより困難に
- ・スポーツ少年団においても、メンバーの減少により活動の維持が難しくなっている

「課題」はたくさんあって、できない理由を挙げたらきりがない…
だからこそ「どうしたら、よりよく移行できるのか？」や「どうすれば、
子どもの成長につながるのか？」を話し合い、進めていきたい！

【2. 目的とビジョン】

プロジェクトの目的

新たな社会教育環境をつくる

人口減少、少子化が進む中「人が足らずチームが組めないからやりたい活動ができない」「田舎は不利だ」「夢は叶わない」この地に暮らす子どもたちにはそんな風に思って欲しくない。そのためには取り組みを学校部活動をただただ地域に移行するものとせず、「子どもたちにとって」を議論の中心に据え、学校、地域それぞれの事情を鑑みて、子どもの成長が促進される持続可能な環境や仕組みを再構築する必要があります。



何よりも子どもたちの**よりよい成長と人格形成**のために、
地域の子どもを、地域全体(総がかり)で育てる！！

【2. 目的とビジョン】

プロジェクト推進の3ステップ

	STEP1	STEP2	STEP3
フェーズ	検討期	移行期	発展期
年度	R5年度	R6-7年度	R8年度～
主体割合	部活8 地域2	部活5 地域5	地域 10
支援主体	学校教育課	地域クラブ活動推進室	地域クラブ活動支援センター
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 推進協議会の実施 ■ 各種団体へのヒアリング ■ 課題の整理 ■ 学校、地域への説明 ■ 実証団体の募集と認定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 部活動でも地域クラブでも可 ■ 課題の把握と解決策の検討 ■ PTA総会や育成会総会、入学説明会等で周知 ■ 地域クラブガイドライン作成 ■ アンケートとヒアリング実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 推進室（支援センター）による説明会や体験会の実施 ■ 休日は完全移行 ■ 平日も可能な限り移行 ■ 支援センターの設置と運営（予定）

【3. 体制と対話の場づくり】コア会議・推進会議の実施

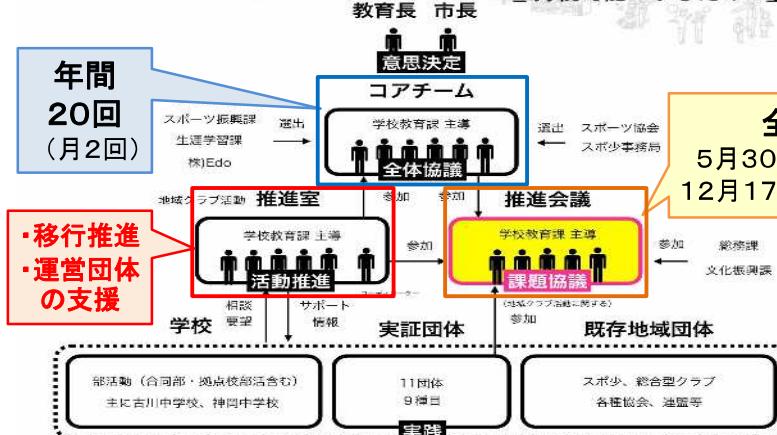
推進会議の目的

飛驒市なりの新しい社会教育環境を作ることの情報共有、協議を行う

R6年度 推進会議の目標

- 実施における課題のまとめ
- 具体的なアクションプランのまとめ
- 地域クラブ活動ガイドラインの作成
- 持続可能にするための予算積算

R6年度 組織体制図



【3. 体制と対話の場づくり】コア会議・推進会議の実施

毎月2回実施のコア会議（年20回）※写真はR6年7月3日



年間4回実施の推進会議 ※R6年度の5月30日、8月28日の推進会議の様子



【5. 飛驒市地域クラブ実証事業について】実証事業認定団体 ※申し込み順

R6実証団体 実証事業に申し込み、認定された団体 ⇒ 【運営団体・実施主体】

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| ① FGB（古川中女子バスケ） | …保護者クラブ |
| ② 飛驒BBC（古川中・神岡中・北稜中野球） | …保護者クラブ |
| ③ 飛驒ソフトテニスクラブ（古川中女子テニス） | …保護者クラブ |
| ④ HIDA UNITED FC ジュニアユースチーム（サッカー） | …市サッカー協会 |
| ⑤ 飛驒柔道クラブ（柔道） | …市柔道協会 |
| ⑥ 飛驒合氣道少年団（合氣道） | …スポーツ少年団 |
| ⑦ 古川男子バスケットボールクラブ（古川中男子バスケ） | …保護者クラブ |
| ⑧ 飛驒市剣道クラブ（剣道） | …保護者クラブ |
| ⑨ 飛驒ジュニアウインドオーケストラ（古川中・神岡中吹奏楽） | …保護者クラブ |
| ⑩ 飛驒市卓球協会・古川クラブ（卓球） | …市卓球協会 |
| ⑪ 飛驒市卓球協会・神岡クラブ（卓球） | …市卓球協会 |

※「11団体(9種目)+α」がR7地域クラブに認定予定 移行率…51.9%

支援団体・関係団体（R6）

- ・スポーツ協会、スポーツ少年団事務局、文化協会および各種目の連盟・協会
- ・飛驒シユーレ、ひだチャレンジクラブ（総合型地域スポーツクラブ）
- ・NPO法人 文化村

【4. 検討課題】コア会議・推進会議で検討中の「主な課題」

課題リスト

1.スキマ時間

学校が終わってからクラブ活動が始まるまでの時間は、どんな方法で埋めるといいのか

2.送迎

共働き世帯が多い中、保護者の送迎負担が多い。どのように軽減するといいか

3.施設予約

クラブ活動が増えたり早まつたりする場合、活動場所は不足しないか

4.指導者確保 育成

どのように指導者を確保していくか。また、育成研修受講のハードルをどう下げるか

5.クラブ運営

仕事をしながらのクラブ運営は大変。育成会の負担も気になる。効率的にできないか

6.活動場所

学校教室を利用する場合、どのように管理するといいか。今後活動場所は不足しないか

7.補助金制度

地域クラブ活動を持続可能なものにするためどのような補助制度があると有効なのか

8.周知

クラブ活動の様子、推進プロジェクトの進捗や情報をどのように周知するといいか

9.

?

【5. 飛驒市地域クラブ実証事業について】地域説明会と実証団体の募集

R5年度10~11月の「学校向け説明会」「地域向け説明会」+「団体への説明会」

【左側ポスター：「部活動」どう変わる？】

「部活動」どう変わる？
参加無料
申込不要

スポーツ庁が全国で推進する中学校部活動の地域移行について皆さんにはご存知ですか？飛驒市では、令和8年度中に学校での部活動は全て地域クラブとして活動していく予定です。現在、地域で子どもたちのクラブ活動環境が作れるようプロジェクトチームを結成し、検討を進めています。市内各地域にて以下の日程でプロジェクトの方針や進歩について開催する旨まさに説明と対話を場を設けていただきます。

10.31(火)19:00-20:30 河合町公民館1階第1研修室
11.1(水)19:00-20:30 古川町公民館2階大会議室
11.7(火)19:00-20:30 宮川町公民館
11.8(水)19:00-20:30 神岡町公民館3階会議室

開催時間
開催場所
開催内容
開催料金
申込方法

【右側ポスター：飛驒市の地域クラブ活動実証団体大募集】

飛驒市では令和6年度より、「地域クラブ活動実証研究事業」を実施予定です。つきましては、実証を希望する団体に、実証事業の「目的」や「補助内容」、「応募方法」等について説明しますので、希望する団体や心のある団体はぜひ、ご参加ください。

【開催日時】令和5年11月27日(月) 19:00~20:00
【開催場所】飛驒市役所西庁舎3階 中会議室

【問い合わせ】飛驒市教委会 学校教育課 (TEL) 0577-73-7494 (FAX) 0577-73-7497

「“子どもたちの成長”そして“選択肢”を増やすため」
にできるところからやる ⇒ 「トライ＆エラー」で！！

【R6年度の実証事業の「目的」】

①地域クラブ活動の「事例づくり」や「パターンの整理」

⇒ 「運営の支援や補助」について

- ・指導者謝礼補助 …時給1,000円（口座振込、時間の上限あり）
- ・指導者研修開催 …市内で受講できる研修づくり、無償にて実施
- ・運営費の補助 …小中学生一人あたり年額5,000円（7,000円）

②各クラブ・各パターンにおける「課題の把握」

⇒ 運営のあり方や指導者の確保、活動場所、移動手段など

③持続的な取り組みのための「解決策やサポート内容」検討

⇒ 地域クラブ活動推進室（支援センター）の役割の明確化
・ニーズの把握（児童生徒へのアンケート）、事務補助等

「実証団体募集要項」をもとに、以下の(1)～(6)の要件を了承の上で申込書を提出 ⇒ 「認定・不認定」

【“実証団体”認定要件】 ※地域クラブ活動ガイドラインも同様

(1) 飛騨市内の中学生の受け入れ

(2) 「代表者」の設置（実施主体の責任者）

- ①心身の健康管理 …けがの予防、学校や家庭生活への配慮など
(補助対象の実施時間は上限あり)
- ②事故防止 …施設や設備、用具等の点検や安全対策など
- ③体罰・ハラスメントの根絶 …心身の健全な発達、人権尊重など

(3) 「指導者（原則2名以上）」の登録（確保）

・市主催の指導者育成研修会の受講（上記の①～③について）

(4) 活動時間及び活動日数

※平日週3日、休日月3日以内
・募集要項参照…文科省・スポーツ庁のガイドライン（部活動）と同じ

※ただし、大会前などに集中して実施する場合は、オフ期間をつくることで認可

「運営・実施主体」の体制が不十分な場合、「保留」にして相談・協議・対応 ⇒ 「追加認定」や「推進会議」に

【“実証団体”的条件】

(5) 地域クラブ費の徴収 … 適切な会計処理と情報開示

(6) 保険の加入（必須）

・（参考）スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」（掛金1人800円）

【その他（提出書類など）】

・関係書類の提出および提出期限

※実施状況の把握

①（様式1）申込書 … 令和6年1月26日（金）

②（様式2）年間活動計画書 … 4月末日まで

③（様式3）期別活動計画書 … 各期の最初の月末

④（様式4）期別実施報告書 … 各期終了後から一か月以内

（様式5）指導者謝礼補助請求書 … （希望する団体のみ）

【具体例】地域クラブ活動のパターン（実証の案）について

※令和6年度からは、種目や日によって「地域クラブ」と「部活動」としての活動が混在する。

各項目についての説明					
		参集型	地区別型	巡回型	固定型
活動場所 パターン	一か所に集まり 活動	各地区で活動	各地区を巡回 しながら活動	特定の場所で 活動	高山市など と合同で活動
	・学校のグラウンドや体育館、特別教室（音楽室や美術室）など ・公共施設、トレーニングセンター、文化交流センター、美術館など（減免あり）				
活動 時間	平日	学校などに残り活動 (例) 16:30～18:00	移動してから活動 (例) 17:00～19:00	一度帰宅してから活動 (例) 18:00～20:30	
	休日	(例) 8:30～11:30	(例) 13:00～16:00	終日（大会日等）	
移動の 手段	巡回バス	公共交通機関 (バス、電車等)	保護者の送迎	徒歩	自転車
	※市による運営や補助について検討中（公共交通無償化や負担補助）				
指導者	市の研修受講（1コマは必須、他は任意）、県の研修受講者、各団体の資格者				
保険	「スポーツ安全保険」等の保険に加入する（必須条件）				

【6. アンケートの実施】児童・生徒・保護者へのアンケート

アンケート結果

児童

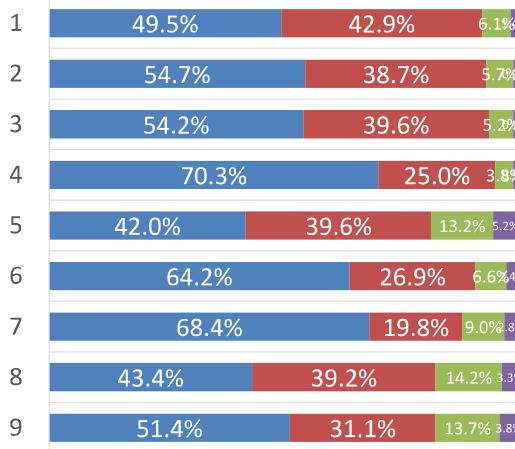
【R6.7~8月実施】
対象者数 308名

児童のアンケート (N=255)

- 1 専門的で丁寧な指導が受けられる
- 2 より勝利を目指せる
- 3 健康面に気を付けて取り組める
- 4 やりたい種目が選択できる
- 5 一種目だけでなく複数参加できる
- 6 勝敗や入賞などにこだわらずに、気軽に楽しめる
- 7 他校の友達ができる
- 8 活動内容などを自分たちで決める
- 9 いろんな世代や年齢の人と一緒に活動できる

図. 地域クラブ活動に期待すること

- 期待している
- どちらかといえば期待している
- どちらかといえば期待していない
- 期待していない



【6. アンケートの実施】児童・生徒・保護者へのアンケート

アンケート結果

生徒

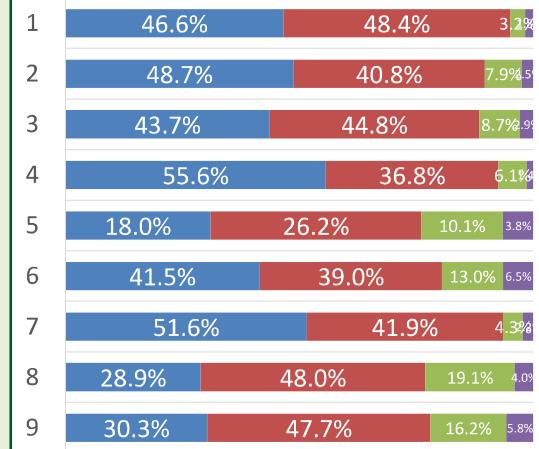
【R6.7~8月実施】
対象者数 507名

生徒のアンケート (N=439)

- 1 専門的で丁寧な指導が受けられる
- 2 より勝利を目指せる
- 3 健康面に気を付けて取り組める
- 4 やりたい種目が選択できる
- 5 一種目だけでなく複数参加できる
- 6 勝敗や入賞などにこだわらずに、気軽に楽しめる
- 7 他校の友達ができる
- 8 活動内容などを自分たちで決める
- 9 いろんな世代や年齢の人と一緒に活動できる

図. 地域クラブ活動に期待すること

- 期待している
- どちらかといえば期待している
- どちらかといえば期待していない
- 期待していない



【6. アンケートの実施】児童・生徒・保護者へのアンケート

アンケート結果

保護者

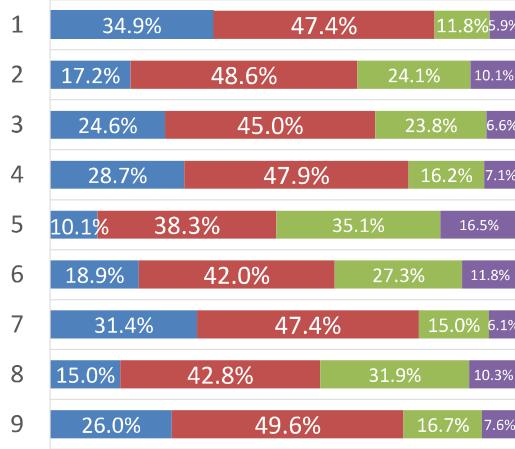
【R6.7~8月実施】
対象者数 781名

保護者のアンケート (N=407)

- 1 専門的で丁寧な指導が受けられる
- 2 より勝利を目指せる
- 3 健康面に気を付けて取り組める
- 4 やりたい種目が選択できる
- 5 一種目だけでなく複数参加できる
- 6 勝敗や入賞などにこだわらずに、気軽に楽しめる
- 7 他校の友達ができる
- 8 活動内容などを自分たちで決める
- 9 いろんな世代や年齢の人と一緒に活動できる

図. 地域クラブ活動に期待すること

- 期待している
- どちらかといえば期待している
- どちらかといえば期待していない
- 期待していない

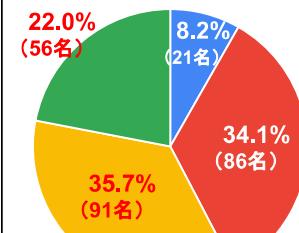


アンケート結果

【令和6年度7～8月実施：回答数255名/439名/407名】

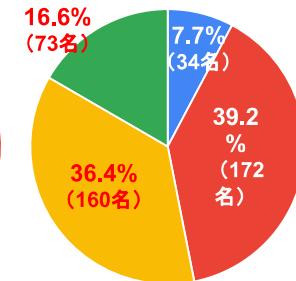
児童

図. 部活動の地域移行に対する認知度



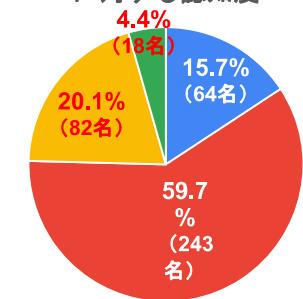
生徒

図. 部活動の地域移行に関する認知度



保護者

図. 部活動の地域移行に対する認知度



「どんな地域クラブ活動があるか」や、各クラブの活動日・活動時間、必要な費用や用具などの情報を周知し、相互理解を図る必要がある

アンケート結果

【令和6年度7～8月実施：回答数255名/439名/407名】

児童・生徒

- 満足…自分の好きなこと、やってみたかった活動ができる（続けられる）
- 他校の生徒とも仲良くなれる、いろんな人と関わることができるからよい
- ▲児童の心配…指導者は優しいか、差別やセクハラ・パワハラはないか
- ▲不満…土曜のみの活動ということで加入したが、実際は土日どちらも活動があって、宿題をやる時間もなく、自分の自由な時間も取れない
⇒ 子どもの声をしっかり受け止め、ガイドラインに適切な休養日、活動時間の上限の設定、指導者の要件（場合によっては取消）を明記している

保護者

- ・子どもがやりたいことができる、続けれられるようにしてあげたい。
- ・運営が大変。スポーツ少年団でやっと役員が終わったのに、また…
- ・送迎の負担が大きい。一度帰宅してから送迎は大変。バス等があると助かる。
- ・ハラスメント事案を聞くことがある。防止策や相談窓口をしっかりしてほしい。
※学校の先生方には部活の経験をもとに、よいやり方をサポートしていただきたい。

【8. 課題への対策・対応】「スキマ時間」と「移動（送迎）」の課題

飛騨市は、岐阜県最北端に位置する市。少子高齢化の進む過疎地。



【7. R7年度の取組】ガイドライン（R6作成）に基づく活動の実施

飛騨市地域クラブ活動ガイドライン（案）

推進会議で協議・決定

令和6年度中に推進会議にて「ガイドライン」を作成し、令和7年度からは正式な地域クラブ活動を実施していく（令和7年度…**移行率「80%以上」を目標**）

（1）ガイドライン策定にあたって … 地域移行の背景、趣旨、地域移行で期待される効果

（2）地域クラブについて … 定義、補助、認定要件（取消について）

（3）活動や運営について…規約の作成、団体や大会の参加登録、適切な休養日（活動時間）の設定、活動場所、会費の適切な設定（負担軽減）、保険加入、事故の予防、事故（大怪我やアレルギー）等発生時の対応と責任、学校等との連携、教職員の兼職兼業等

9月上旬に発生したエピペン対応・救急搬送の2つの事案を受け、運営団体・実施主体に連絡・調査・指示等を行った

（4）認定地域クラブの手続きについて…認定、認定取消、様式等

（5）各種様式、個人情報の取り扱い、問い合わせ先等

【8. 課題への対策・対応】「スキマ時間」と「移動（送迎）」の課題

課題 /親の負担増加と子の体験機会の減少

クラブ化により活動開始・終了時間が分散し、かつ公共交通など移動手段が少ないので、保護者送迎頻度が増すこと、子どもたちのクラブ加入や継続を諦めるケースが増加すること

【主な対策】

- 〈スキマ時間〉
 - ・自習や読書の場所確保、スポーツ学童など
 - ・地域学校協働活動や地域住民、退職者
- 〈移動（送迎）〉
 - ・公共交通機関の利用+無償化
 - ・活動時間の調整（公共交通に合わせて）
 - ・地区別型や巡回型の活動の試みなど



【8. 課題への対策・対応】活動場所確保のための「学校のシャッター設置」

**実証団体「飛騨ジュニアウィンドオーケストラ」が
休日に地域クラブとして活動するために**

- ・教員（顧問）がいなくても、学校施設を使用できる環境づくりを実施

今年度の夏休み中に、
校舎の渡り廊下に
「シャッター設置」の
工事を行った。

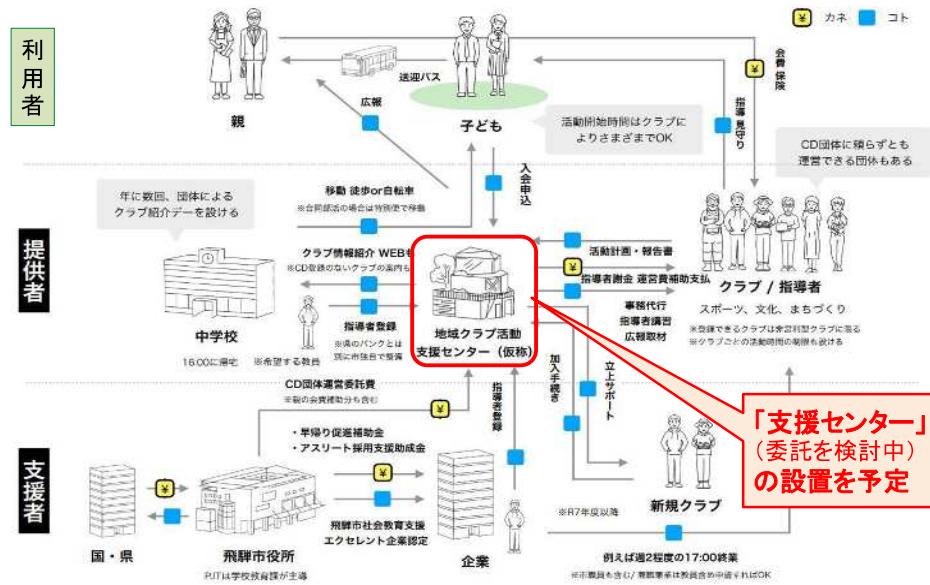
古川中学校の1階と2階の渡り廊下に、約300万円をかけて設置した。

指導者や育成会、生徒達は通学時の玄関とは別の出入り口を使って施設を活用できる。



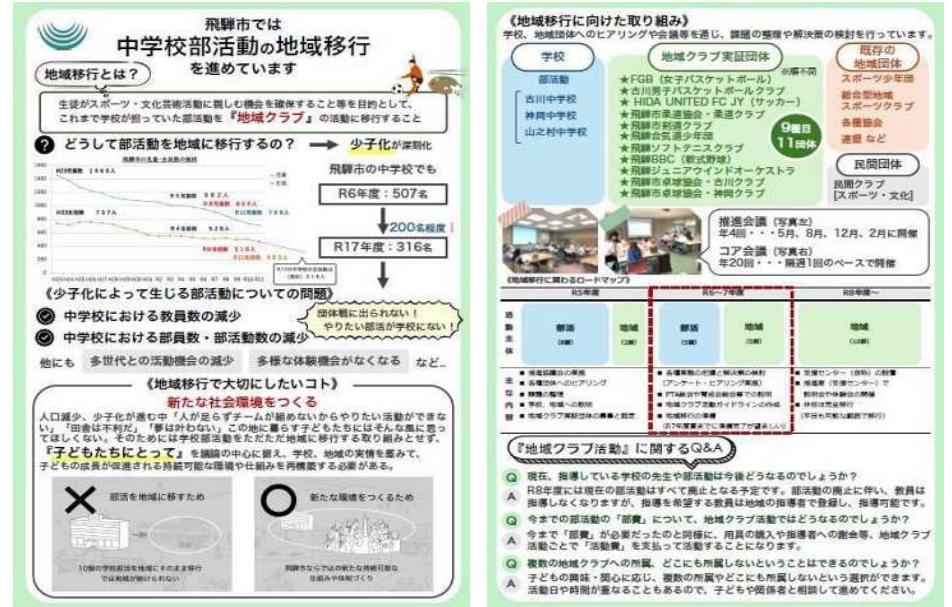
【9. 支援センターの構想】令和8年度の組織体制の検討・整備（イメージ図）

持続可能とは「安定した仕組みがあること」 地域クラブ活動センター事業 案



【8. 課題への対策・対応】「周知」の課題への取り組み（チラシの配付）

R6年度7月のアンケート実施に合わせ、小学校5年生以上の全家庭にチラシ配布



【10. 成果と課題】現時点での成果と課題について

【成果】

- ① 学校（規模）に関わらず、「やりたい種目」が選べる教育環境が整ってきている。…新たな指導者確保、運営団体・実施主体の体制など
 - ② 実証事業の中で、複数の学校生徒や多様な人の関わりが生まれ、指導者や育成会同士の関わりも生まれ、連携が進みつつある。
 - ③ 地域クラブ活動移行の「よりよいあり方」や「工夫」の一部が形になってきている。また、今後に「取り組むべきこと」も見えつつある。

【課題】 ⇒ R6後半とR7年度で取り組んでいくこと

- ① 種目によって、指導者不足、運営メンバーの不足など、持続可能な体制づくりが不十分である。（運営団体・実施主体の整備）
 - ② 平日の地域移行のためには、「移動（送迎）」や「スキマ時間」等の問題、負担の大きさの解消をしていく必要がある。
 - ③ 指導者や運営メンバーはもちろん、保護者や地域住民、児童生徒に地域移行について周知して、ともに取り組む必要がある。

御嵩町における 部活動地域移行の取り組み

～指導者、保護者、学校、総合型地域クラブとの連携～

御嵩町教育委員会 学校教育課
指導主事 尾崎 淳

御嵩町地域クラブ活動を取り巻く現状



御嵩町の概要

人口：18,111人 面積：57km²（東西約12km、南北約8km）

生徒数：令和6年度 449人

（昭和63年のピーク時 1,070人 令和16年度（10年後）見込み 380人）

町内の中学校数：3校

町の体育施設等（学校以外で利用可能な施設）

- 体育館 B&G海洋センター
- グランド 町民グランド 3 B&G海洋センター
- テニスコート B&G海洋センター3面
- 公民館 4

※町内に屋外ナイター施設はない



総合型地域クラブ：みたけスポーツ・文化倶楽部

スポーツ少年団 7つ（野球2, 柔道、サッカー、硬式テニス、バレー、少林寺拳法）



御嵩町地域クラブ活動を取り巻く現状

	生徒数	部活動数	運動部	文化部	部活動加入率
上之郷中学校	34人	2	2	0	79.4%
向陽中学校	252人	9	7	2	67.1%
共和中学校	163人	8	6	2	66.9%

	部活動数	部員が集まらず単独での大会出場ができない部活動数	専門知識を持つ外部指導者がいない部活動の数
上之郷中学校	2	1	0
向陽中学校	9	2	4
共和中学校	8	2	3

生徒・保護者 アンケートより

令和5年5月、令和6年5月の2度実施
対象：町内小学5年生～中学2年生



生徒



保護者



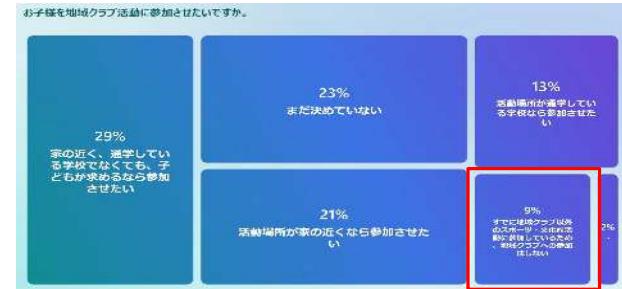
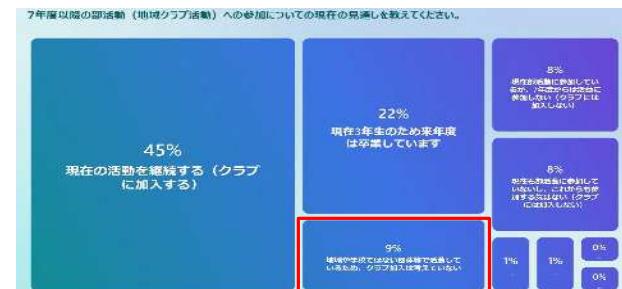
生徒・保護者アンケートより

中学生保護者

小学生の保護者



令和5年5月、令和6年5月の2度実施
対象：町内小学5年生～中学2年生



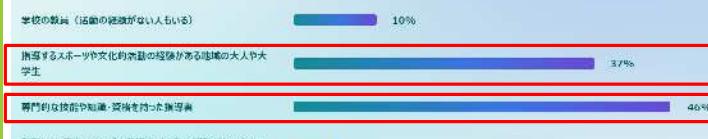
生徒・保護者アンケートより

令和5年5月、令和6年5月の2度実施
対象：町内小学5年生～中学2年生



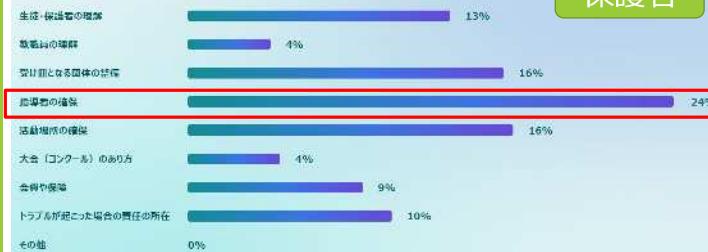
地域クラブ活動の指導者にはどんな人を望みますか

保護者



地域移行に向けて解決すべき最も大きな課題は何だと思いますか。

保護者



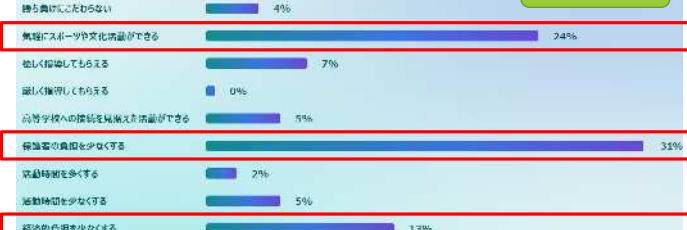
生徒・保護者アンケートより

令和5年5月、令和6年5月の2度実施
対象：町内小学5年生～中学2年生



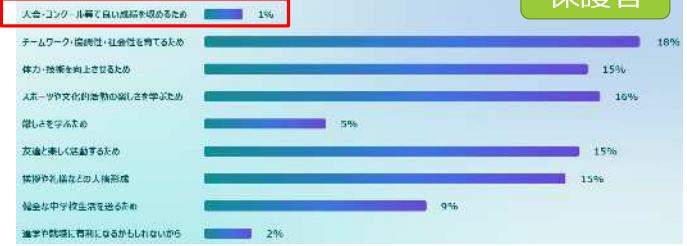
どのような条件であればお子様に地域クラブ活動に参加させたいですか。

保護者



地域クラブ活動に所属させる目的についてあてはまるものを全て選択してください。

保護者



御嵩町で望まれている地域クラブ活動

専門的な知識・資格を持った指導者による指導

気軽にできるスポーツや文化的活動（多様な活動）

保護者の負担・経済的負担が少ない活動

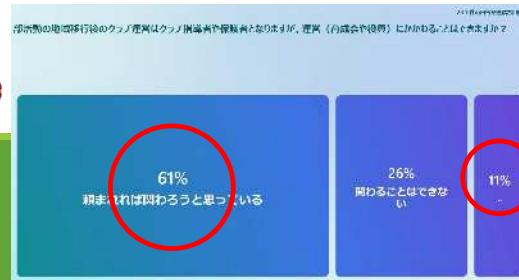
大会やコンクールでの結果を求めすぎない



234 件の回答が記載されました
部活動が地域クラブとなった際に、土日祝日の活動が他の中学校や公共施設で行われる可能性がありますが、保護者の送迎は可能ですか？



234 件の回答が記載されました
地域クラブでは活動費（指導者への謝礼を含む）の家庭への負担が増える可能性があります。そのことについてどう思われますか？



部活動地域移行の基本理念と方針

少子化による部員不足

- チームが作れず試合に出場できない
- 休部・廃部する部活動がさらに増える可能性

専門的な指導ができる指導者の不足

- 専門的な指導を望む生徒や保護者の声
- 未経験の部活動顧問が多い
- 技術向上ができない

価値観の多様化

- やりたい種目が自分の学校がない
- 多様な活動を求める生徒や保護者の声

平日部活動も含めた地域移行



地域移行の必要性

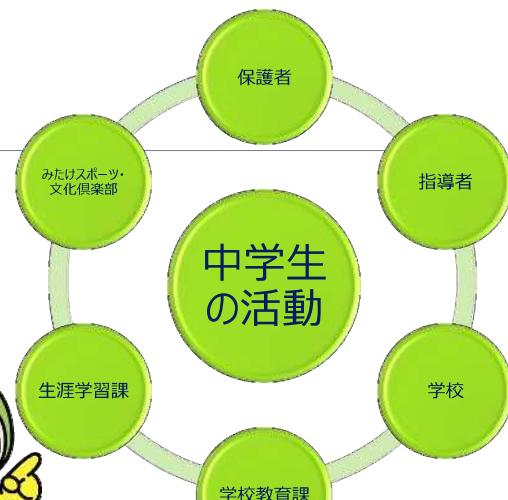
部活動の地域移行を行い、持続可能な仕組みをつくる

～中学校単位で行われてきた制限の多い部活動から、町全体で行う多様な地域クラブ活動へ～

運営事務局の設置 ～総合型地域クラブとの連携～

運営事務局（みたけスポーツ・文化俱楽部）の役割

- 生徒、指導者、団体の登録管理
- 入部・退部手続き
- 保険業務
- 部員募集等の案内



地域移行後の役割分担案

事務局（みたけスポーツ・文化俱楽部）の役割

- クラブ（団体）の登録管理
 - 部員（個人）の登録管理
 - 保険業務全般
 - 指導者登録管理
 - 指導者登録の管理
 - 指導者講習会の計画・実施
 - 活動状況の把握（日、時間、場所）
- 「波線」は体制が整うままで教育委員会が行う

学校教育課の役割

- 地域クラブ全体の取りまとめ
- 地域クラブの登録認定
- 各学校への部員募集等の動きの確認
- 各クラブ現約作成に関わる助言

生涯学習課（スポーツ振興係）の役割

- 施設利用の手続き（B&Gと学校間で）
- 競の管理（学校以外の旗設）
- 事務局との連絡連携
- 登録管理に関する書類様式の作成、管理
- 地域クラブ設置要綱の作成
- 地域クラブ指導者要綱の作成
- 危機管理、緊急時対応マニュアルの作成

指導者の役割

- 各スポーツ、文化的活動の技術指導やマナーの指導
- 活動日程や練習メニューの計画
- 活動場所の申請
- スポーツ大会等の手続きや引率、系配、アドバイス
- 文化部での指導・伴奏
- 施設の鍵の管理（開錠・施錠者の把握）
- 指導者講習会への参加、受講
- ライセンスの取得
- 保護者・事務局との連絡連携

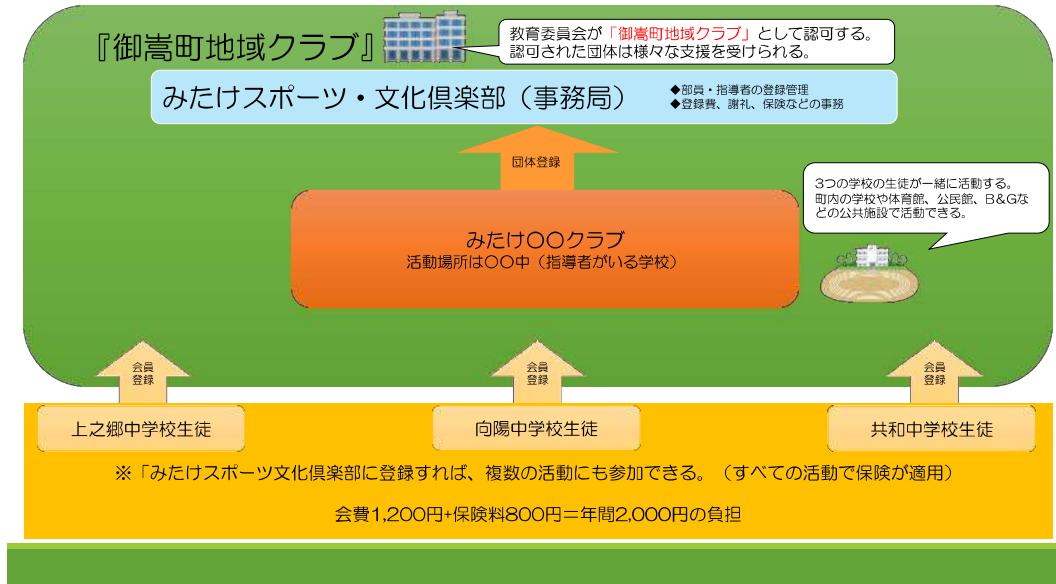


保護者の役割

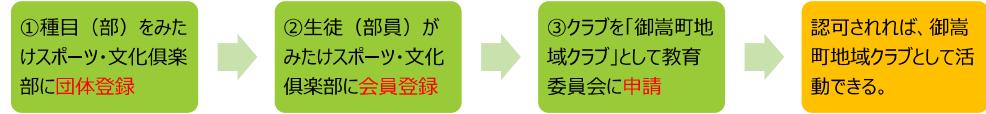
- 生徒の送迎
- 活動日程の保護者連絡
- 活動場所の申請
- 活動の見守り
- 活動中のけがや体調不良者の対応、保護者への連絡
- クラブ登録費及び活動費の収取
- クラブ登録費の事務局への支払い
- クラブ活動の会計（活動費）の作成・報告
- 保護者会の組織づくり、開催、引継ぎ
- 保護者会の会員作成、配布
- 事務局・指導者との連絡連携

学校（部活動顧問）の役割

- 中体連等の大会の手続き
- 各種大会の案内や要領の送付
- 保護者クラブの大会议事への協力
- 上級学校旗設の使用申請（使用計画の作成）
- 生徒への連絡（記念物等）
- クラブ活動に围绕する生徒の悩みやトラブルの相談、保護者との連絡、指導者との情報共有。他中の連絡しながら指導
- 鍵の管理
- 備品の貸し出しや管理
- 事務局との連絡連携



御嵩町地域クラブに認定されるまで



御嵩町地域クラブ認定されると…



地域移行のタイムスケジュール



合同化→持続可能な地域クラブ活動

3つの学校が集まれば部員を確保できる。

指導者がいる学校に行けば専門的な指導を受けられる。

自分の学校にない活動にも参加できる。

合同化



種目ごとに**指導者・保護者会議**を行い、
合同化・地域クラブ化への道を模索する。

令和6年8月現在

11種目中6種目が合同クラブとして活動中

(野球、男子バスケット、女子バスケット、男子バレー、卓球、吹奏楽)

その他3種目では試験的に、合同練習が行われています。



連携のための5つの会議

部活動地域移行推進実務者会議（5月、7月、9月、11月、2月）

- 地域移行に係る諸課題について決定する会議
- 参加者: 教育長、みたけスポーツ・文化俱楽部理事長、代表理事、各中学校長、学校教育課長、指導主事、生涯学習課長、スポーツ振興係長、文化振興係長、地域移行コーディネーター

部活動地域移行推進懇談会（9月、3月）

- 地域移行について指導者や保護者に向けて説明し、理解を得る。
- 参加者: 実務者会議参加者、地域指導者、保護者会役員、各部活動顧問、少年団指導者

種目別指導者・保護者会議（9月、1月）

- 地域クラブ化移行について、種目ごとに意見交流をし、方向性を明らかにする
- 参加者: 実務者会議参加者、地域指導者、保護者会役員、各部活動顧問

御嵩町地域指導者講習会（8月、3月）

- 地域指導者としての指導法や安全に関わる基本的な知識や部活動（クラブ活動）の意義の共通理解。
- 参加者: 地域指導者、指導に協力している保護者コーチ



学校職員説明会（年に2回、職員打ち合わせの時間に行う）

- 地域移行の現状について中学校職員に周知し、学校と連携して地域移行を進められるようにする。
- 参加者: 各学校部活動顧問

地域移行についての情報発信等の場

各活動場所への訪問（不定期、平日夜間、土日の練習中）

- 活動の実態を知り、現場の声を集める。

各クラブ保護者会への参加（各クラブ年間2回程度、開催時に随時参加）

- 地域クラブ化への情報提供や、他団体の動きを紹介したり、具体的な手続きについて説明する。

各中学校入学説明会（1月～3月）

- 地域移行について保護者や新入生に向けて説明し、理解を得る。

各小学校PTA総会での説明会（4月）

- 地域移行について小学校保護者や児童に向けて説明し、中学校入学後の活動の見通しをもつ。

御嵩町HP、保護者メール等を活用した、アンケートや広報活動（随時）、指導者連絡メールの開設

- 動画による部員募集の案内や、地域移行に関わるパンフレット、地域クラブ化に関わる要綱・様式のダウンロード、地域指導者の募集や各種会議の案内。SNSを利用した指導者や保護者への連絡や情報発信



地域移行に関する現在の課題

加入率低下をどう止めるか

- 地域クラブの魅力アピール
- 町外生徒の受け入れ

重大事故が起きた際の責任
の所在

- 責任の所在に関するきまり
- 現在検討中

総合型地域クラブ（みたけスロー
ツ・文化倶楽部）との連携

- 一般会員と中学生のルールの整理
- 業務分担と人材確保



ご静聴ありがとうございました。



岐阜県地域クラブ活動推進フォーラム 開催要項

1 テーマ

「岐阜県の地域クラブのこれからを考える！」

～中学校休日部活動地域移行政改革推進期間の中間地点を迎える、これまでの課題と今後の方向を考える～

2 目的

国は、令和5年度から令和7年度末までの3年間を「部活動改革推進期間」として位置付け、中学校における休日部活動の段階的な地域移行を推進するよう示している。県としては、令和7年度末を目途に、県内中学校休日部活動の100%を地域クラブ活動への移行することを目標としている。

このような中、部活動改革推進期間の中間点を迎えた節目に、県内外の実践者及び有識者から、安心・安全で豊かな地域クラブ活動構築の在り方について学び、本県における部活動地域移行が、より一層推進することを目的として、本フォーラムを開催する。

3 主 催 岐阜県教育委員会

4 期 日 令和6年11月29日（金）13時00分から16時45分（受付開始12時00分）

5 場 所 不二羽島文化センター みのぎくホール（羽島市竹鼻町丸の内6丁目7番地）

6 対 象

- (1) 各市町村首長及び教育長、地域移行主管課長
- (2) 部活動地域移行主管課担当者
- (3) スポーツ・文化芸術団体関係者
- (4) 運営団体、実施主体の管理者及び担当者
- (5) 県内公立中学校等校長、教職員

7 内 容

【第1部】 基調講演

『部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に関する動向』

講師：スポーツ庁地域スポーツ課 課長補佐 竹河 信裕 氏

【第2部】 分科会

テーマ：安心・安全で豊かな地域クラブ活動の構築について

(行政) 『「教育長として」地域クラブ活動構築への歩み』

講師：長崎県西彼杵郡長与町教育委員会 教育長

スポーツ庁地域スポーツクラブ活動アドバイザー 金崎 良一 氏

(総合型地域スポーツクラブ) 『「地域に根付く地域クラブ」が中学校と連携し、町全体で整備するスポーツ機会の創出』

講師：NPO法人新町スポーツクラブ 理事長

スポーツ庁地域スポーツクラブ活動アドバイザー 小出 利一 氏

(部活動の地域移行・連携) 『「みんなが楽しめる」地域クラブ活動の創造』

部活動の地域移行における「みんな」とはだれのことか！？』

講師：神戸親和大学教育学部スポーツ教育学科 教授 松田 雅彦 氏

(近隣自治体) 『「近隣複数自治体が連携して」取り組む地域クラブ活動体制整備の歩み』

講師：長野県南佐久郡佐久穂町教育委員会 教育長 渡邊 秀二 氏

南佐久郡中学校部活動運営委員会事務局 統括コーディネーター 新海 吉永 氏

(学校経営) 『「校長として」学校・地域クラブ・地域が一体となって構築する中学生のスポーツ活動の創出と学校経営～学校改革と部活動改革(部活動の地域移行)～』
講師:群馬県高崎市立新町中学校 校長 上原 裕道 氏

(学校担当) 『「岐阜県内で先行して構築した」地域クラブ活動の今と今後の展望』
講師:羽島市市民協働部 スポーツ推進課 係長
兼 羽島市教育委員会 学校教育課 指導主事 中尾 聰 氏

【第3部】 情報提供

『岐阜県の現状から、課題と今後の方向性を明らかにして、改革推進期間を折り返す』
岐阜県教育委員会体育健康課部活動改革係 係長 岩見 光洋

8 日 程

時 間	内 容		
12:00～	受付		
13:00～	開会 開会のあいさつ 義務教育総括監 青木 孝憲		
13:10～	【第1部】基調講演 『部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に関する動向』 スポーツ庁地域スポーツ課 課長補佐 竹河 信裕 氏		
13:40～	移動・休憩		
13:55～	【第2部】分科会 テーマ:『安心・安全で豊かな地域クラブ活動の構築について』		
	分科会①(行政) 長崎県西彼杵郡 長与町教育委員会 教育長 スポーツ庁 地域スポーツクラブ活動 アドバイザー 金崎 良一 氏	分科会②(総合型) NPO 法人 新町スポーツクラブ 理事長 スポーツ庁 地域スポーツクラブ活動 アドバイザー 小出 利一 氏	分科会③(部活動の地域移行・連携) 神戸親和大学教育学部 スポーツ教育学科 教授 松田 雅彦 氏
14:45～	移動・休憩		
15:00～	分科会④(近隣自治体) 長野県南佐久郡佐久穂町 教育委員会 教育長 渡邊 秀二 氏 南佐久郡部活動運営委員会 事務局 統括コーディネーター 新海 吉永 氏	分科会⑤(学校経営) 群馬県 高崎市立新町中学校 校長 上原 裕道 氏	分科会⑥(部活動担当) 羽島市市民協働部 スポーツ推進課 係長 岐阜県教育委員会 学校教育課 指導主事 中尾 聰 氏
15:50～	移動・休憩		
16:05～	【第3部】情報提供 『岐阜県の現状から、課題と今後の方向性を明らかにして、改革推進期間を折り返す』 岐阜県教育委員会体育健康課部活動改革係 係長 岩見 光洋		
16:35～	閉会 閉会のあいさつ 体育健康課 課長 浦野 善裕		
16:45	解 散		



岐阜県地域クラブ活動推進フォーラム

新たなステージへ 地域で創る 地域クラブ活動

日時

2024年 11月29日(金) 13時00分～16時45分

受付開始
12時

会場

不二羽島文化センター みのぎくホール

〒501-6244 岐阜県羽島市竹鼻町丸の内6丁目7番地



趣旨

部活動改革推進期間の残り1年半を見通し、子どもたちのスポーツ・文化芸術環境の整備に向けて、「安心・安全で豊かな地域クラブ活動の構築」を目指し、部活動地域移行を進める行政関係者や、地域スポーツ関係者、県内中学校関係者等が、中学校部活動の段階的な地域移行の意義や課題を共有し、本県における部活動地域移行をより一層推進するため、本フォーラムを開催します。

申込

下記二次元コードへ
アクセス【申込期間】
10月1日(火)
～
11月8日(金)

第1部

基調講演

『部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に関する動向』

スポーツ庁地域スポーツ課 課長補佐 竹河 信裕 氏

第2部

分科会

テーマ：『安心・安全で豊かな地域クラブ活動の構築について』

分科会①（行政）

「教育長として」地域クラブ活動構築への歩み

長崎県西彼杵郡
長与町教育委員会
教育長
スポーツ庁
地域スポーツクラブ活動
アドバイザー

講師：金崎 良一 氏

分科会②（総合型）

「地域に根付く地域クラブ」が中学校と連携し、町全体で整備するスポーツ機会の創出

NPO法人
新町スポーツクラブ
理事長
スポーツ庁
地域スポーツクラブ活動
アドバイザー

講師：小出 利一 氏

分科会③（部活動の地域移行・連携）

「みんなが楽しめる」地域クラブ活動の創造
部活動の地域移行における「みんな」とはだれのことか！？

神戸親和大学
教育学部スポーツ教育学科
教授

講師：松田 雅彦 氏

分科会④（近隣自治体）

「近隣複数自治体が連携して」取り組む地域クラブ活動体制整備の歩み

長野県南佐久郡佐久穂町
教育委員会
教育長

講師：渡邊 秀二 氏

南佐久郡中学校
部活動運営委員会事務局
統括コーディネーター

講師：新海 吉永 氏

分科会⑤（学校経営）

「校長として」学校・地域クラブ・地域が一体となって構築する中学生のスポーツ活動の創出と学校経営～学校改革と部活動改革（部活動の地域移行）～

群馬県
高崎市立新町中学校
校長

講師：上原 裕道 氏

分科会⑥（学校・部活動担当）

「岐阜県内で先行して構築した」地域クラブ活動の今と今後の展望

羽島市市民協働部
スポーツ推進課
係長
羽島市教育委員会
学校教育課
指導主事

講師：中尾 聰 氏

第3部

情報提供

『岐阜県の現状から、課題と今後の方向性を明らかにして、改革推進期間を折り返す』
岐阜県教育委員会体育健康課活動改革係 係長 岩見 光洋

日 程

時 間	内 容								
12 : 00～	受 付								
13 : 00～	開 会 開会のあいさつ 義務教育総括監 青木 孝憲								
13 : 10～	【第1部】基調講演 『部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に関する動向』 スポーツ庁地域スポーツ課 課長補佐 竹河 信裕 氏								
13 : 40～	移動・休憩								
13 : 55～	【第2部】分科会 テーマ：『安心・安全で豊かな地域クラブ活動の構築について』 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">分科会① (行政)</th><th style="width: 33%;">分科会② (総合型)</th><th style="width: 33%;">分科会③ (部活動の地域移行・連携)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎県西彼杵郡 長与町教育委員会 教育長 スポーツ庁 地域スポーツクラブ活動 アドバイザー 金崎 良一 氏</td><td>NPO法人 新町スポーツクラブ 理事長 スポーツ庁 地域スポーツクラブ活動 アドバイザー 小出 利一 氏</td><td>神戸親和大学教育学部 スポーツ教育学科 教授 松田 雅彦 氏</td></tr> </tbody> </table>			分科会① (行政)	分科会② (総合型)	分科会③ (部活動の地域移行・連携)	長崎県西彼杵郡 長与町教育委員会 教育長 スポーツ庁 地域スポーツクラブ活動 アドバイザー 金崎 良一 氏	NPO法人 新町スポーツクラブ 理事長 スポーツ庁 地域スポーツクラブ活動 アドバイザー 小出 利一 氏	神戸親和大学教育学部 スポーツ教育学科 教授 松田 雅彦 氏
分科会① (行政)	分科会② (総合型)	分科会③ (部活動の地域移行・連携)							
長崎県西彼杵郡 長与町教育委員会 教育長 スポーツ庁 地域スポーツクラブ活動 アドバイザー 金崎 良一 氏	NPO法人 新町スポーツクラブ 理事長 スポーツ庁 地域スポーツクラブ活動 アドバイザー 小出 利一 氏	神戸親和大学教育学部 スポーツ教育学科 教授 松田 雅彦 氏							
14 : 45～	移動・休憩								
15 : 00～	分科会④ (近隣自治体)	分科会⑤ (学校経営)	分科会⑥ (学校・部活動担当)						
	長野県南佐久郡佐久穂町 教育委員会 教育長 渡邊 秀二 氏 南佐久郡中学校 部活動運営委員会 事務局 統括コーディネーター 新海 吉永 氏	群馬県 高崎市立新町中学校 校長 上原 裕道 氏	羽島市市民協働部 スポーツ推進課 係長 羽島市教育委員会 学校教育課 指導主事 中尾 聰 氏						
15 : 50～	移動・休憩								
16 : 05～	【第3部】情報提供 『岐阜県の現状から、課題と今後の方向性を明らかにして、改革推進期間を折り返す』 岐阜県教育委員会体育健康課部活動改革係 係長 岩見光洋								
16 : 35～	閉 会 閉会のあいさつ 体育健康課 課長 浦野 善裕								
16 : 45	解 散								



基調講演

『部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に関する動向』

スポーツ庁
地域スポーツ課
課長補佐

たけがわ のぶひろ
竹河 信裕 氏



地域移行に向けて

今回のフォーラムでは、子供たちのスポーツ・文化芸術環境の整備に向けて、安心・安全で豊かな地域クラブ活動を創っていくため、行政、スポーツ、学校関係者、研究者をはじめとした参加者の皆様方とお互いに率直に議論して、関係者が共感し、共有できる方向性を見付けていきたいと考えています。

分科会①

「教育長として」地域クラブ活動構築への歩み

長崎県西彼杵郡
長与町教育委員会
教育長

かなさき りょういち
金崎 良一 氏



スポーツ庁 地域スポーツクラブ活動アドバイザー
令和4年度長崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会幹事長

地域移行に向けて

分科会②

「地域に根付く地域クラブ」が中学校と連携し、町全体で整備するスポーツ機会の創出

NPO法人
新町スポーツクラブ
理事長

こいで としかず
小出 利一 氏



スポーツ庁 地域スポーツクラブ活動アドバイザー
群馬県教育委員会部活動地域移行担当 総括コーディネーター

地域移行に向けて

今回の部活動改革の目的は、「地域活性化」にあります。今まで中学校内だけで活動していた中学生が地域に飛び出て自分がやりたいスポーツ活動が行える環境作りであり、また、体力が最も充実した中学生が好きなスポーツ活動を止めなくても良い環境作りが大切。

分科会③

「みんなが楽しめる」地域クラブ活動の創造
部活動の地域移行における「みんな」とはだれのことか！？

神戸親和大学
教育学部スポーツ教育学科
教授

まつだ まさひこ
松田 雅彦 氏



(公財)日本スポーツ協会地域スポーツクラブ育成委員会委員
総合型地域スポーツクラブ全国協議会常任幹事

地域移行に向けて

部活動の地域移行は、地域におけるスポーツ・音楽・芸術活動をより豊かにするチャンスととらえるべきです。「地域の子どもは学校を含めた地域で育てる」ことをゴールとして、学校を核とした学びの共同体を創り上げていきましょう！！

分科会④

「近隣複数自治体が連携して」取り組む地域クラブ活動体制整備の歩み

長野県南佐久郡佐久穂町
教育委員会
教育長

わたなべ しゅうじ
渡邊 秀二 氏

地域移行に向けて

佐久穂町 教育長
令和5年4月、南佐久郡中学校部活動運営委員会会長に就任



南佐久郡6町村の教育長・教育委員・小中学校長との合同研修会で写された数人で行っている女子バレーボール部の練習を見て、現状の厳しさに一同衝撃を受けました。「やりたいスポーツをやりたい」「やりたい部活を選びたい」という中学生の声に真剣に向き合い、課題はたくさんありますが、南佐久にできることを模索し、連携して取り組みを進めます。

分科会④

「近隣複数自治体が連携して」取り組む地域クラブ活動体制整備の歩み

南佐久郡中学校
部活動運営委員会事務局
統括コーディネーター

しんかい よしなが
新海 吉永 氏

地域移行に向けて

令和5年4月、統括コーディネーターに就任



南佐久の自治体連携は、4つの中学校の緊密な連携により支えられています。各校の実態を校長が持ち寄り、話し合い、次の方向を決めていくことで前進しています。南佐久の中学生が「やりたいスポーツ」に参加できる環境づくりを地域全体で推進します。そして、生徒が主役で、生徒自身のための持続可能な活動になるよう、頑張りたいと思います。

分科会⑤

「校長として」学校・地域クラブ・地域が一体となって構築する中学生のスポーツ活動の創出と学校経営
学校改革と部活動改革（部活動の地域移行）

群馬県
高崎市立新町中学校
校長

うえはら ひろみち
上原 裕道 氏

地域移行に向けて

N P O 法人新町スポーツクラブ野球教室指導者
日本スポーツ協会 アシスタントマネージャー資格



新町中学校では、学校改革を進めるために学校運営協議会制度を導入し、「地域の子どもたちを地域で育てる」、「地域とともにある学校」を学校の理想と掲げています。部活動の地域移行も、学校改革の一つとして取り組み、地域と学校が協働して試行錯誤しながら、地域と子どもたちの未来のために推進しています。

分科会⑥

「岐阜県内で先行して構築した」地域クラブ活動の今と今後の展望

羽島市市民協働部
スポーツ推進課 係長
羽島市教育委員会
学校教育課 指導主事

なかお さとし
中尾 聰 氏

地域移行に向けて

令和2年度に羽島市立竹鼻中学校教諭部活動地域移行担当者として従事



部活動の地域移行に向けて重要なことは、関係機関が生徒に軸足を置き、生徒のスポーツにおける活動の機会や選択肢の平等などを目指していくものであると思います。また、全世代のスポーツ振興の発展につながっていく重要な改革であると思います。

部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行と 地域スポーツ・文化芸術環境の整備

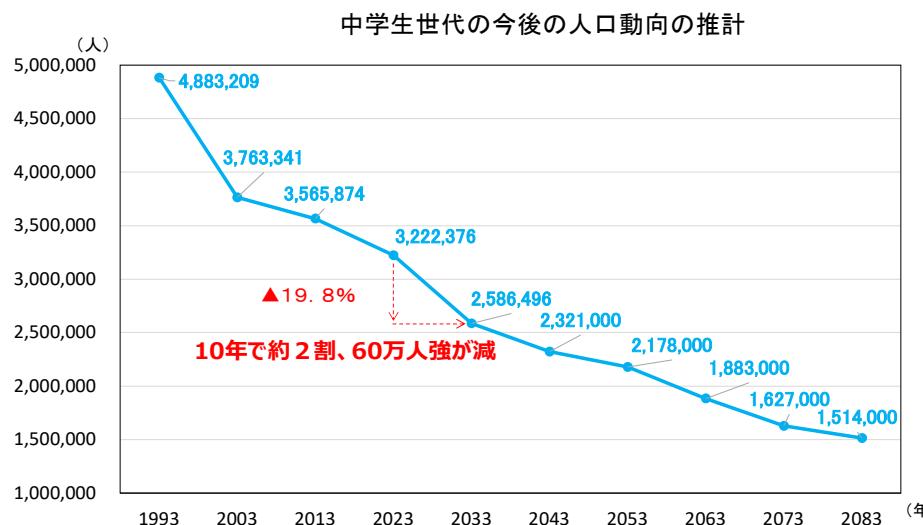
～子供たちのニーズを反映し、安心・安全で、豊かな地域クラブ活動の構築～

スポーツ庁地域スポーツ課
課長補佐 竹河 信裕

1. 部活動を取り巻く現状と部活動改革の経緯

少子化・人口減少の加速化

- 学校数の減少、それ以上に進む少子化で生徒数／学校はさらに小さくなる中、部活動は持続困難。



中学生世代の人口数は4月1日時点において12～14歳の者の数
厚生労働省作成「人口動態統計」月報（2023年4月）により算出するとともに、将来の出生者数について、国立社会保障・人口政策研究所作成「日本の将来推計人口（令和5年推計）詳細結果表」の「1. 出生中位（死亡中位）推計」を基に算出。

運動部活動に加入している中学生数の推移

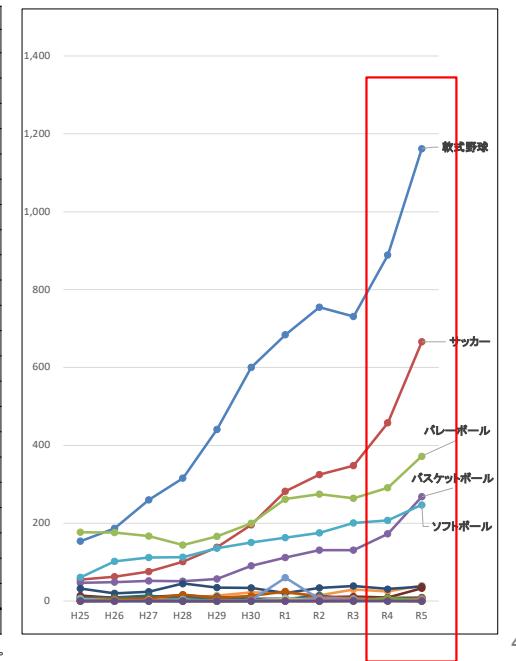
競技	H25	R5	H25との比較	
			増減率	増減
バスケットボール	315,354	284,551	-9.77%	-30,803
ソフトテニス	371,121	278,750	-24.89%	-92,371
卓球	238,854	220,288	-7.77%	-18,566
バレーボール	211,259	209,216	-0.97%	-2,043
陸上競技	226,692	199,969	-11.79%	-26,723
サッカー	258,291	157,170	-39.15%	-101,121
軟式野球	245,219	133,725	-45.47%	-111,494
バドミントン	127,239	132,512	4.14%	5,273
剣道	98,913	68,026	-31.23%	-30,887
水泳競技	48,358	34,879	-27.87%	-13,479
テニス	42,883	34,668	-19.16%	-8,215
ハンドボール	32,205	26,745	-16.95%	-5,460
ソフトボール	50,418	26,242	-47.95%	-24,176
柔道	35,809	23,131	-35.40%	-12,678
弓道	12,269	11,451	-6.67%	-818
ラグビー	7,152	5,887	-17.69%	-1,265
体操競技	6,387	4,115	-35.57%	-2,272
新体操	4,825	3,202	-33.64%	-1,623
空手	2,315	2,176	-6.00%	-139
スキー	2,641	1,918	-27.38%	-723
ホッケー	1,545	1,434	-7.18%	-111
アーチェリー	763	766	0.39%	3
なぎなた	834	696	-16.55%	-138
相撲	1,343	655	-51.23%	-688
スケート	550	467	-15.09%	-83
アイスホッケー	500	395	-21.00%	-105
レスリング	96	140	45.83%	44
フィギュア	51	22	-56.86%	-29
合計	2,343,896	1,863,196	-20.51%	-480,690

(出典) (公財)日本中学校体育連盟「加盟校・加盟生徒数調査」の調査結果を元に作成。

中学校における合同部活動実施チームの推移

競技	H25	R5	H25との比較	
			増減率	増減
軟式野球	154	1162	654.5%	1,008
サッカー	55	666	1110.9%	611
ハーネボール	177	372	110.2%	195
バスケットボール	47	268	470.2%	221
ソフトボール	61	247	304.9%	186
ハンドボール	10	40	300.0%	30
ラグビー	32	37	15.6%	5
アイスホッケー	14	33	135.7%	19
ホッケー	5	9	80.0%	4
陸上競技	5	8	60.0%	3
卓球	9	7	-22.2%	-2
剣道	7	7	0.0%	0
水泳競技	0	5	-	5
ソフトテニス	3	5	66.7%	2
バドミントン	5	2	-60.0%	-3
柔道	6	2	-66.7%	-4
体操競技	5	0	-100.0%	-5
新体操	0	0	-	0
相撲	0	0	-	0
スキー	0	0	-	0
スケート	0	0	-	0
空手	0	0	-	0
合計	595	2,870	382.4%	2,275

(出典) (公財)日本中学校体育連盟「加盟校・加盟生徒数調査」の調査結果を元に作成。



4

2. 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン等

学校における部活動改革の必要性

【部活動の意義】

- 生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保。
- 生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養。生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築。

【部活動の課題】

- 少子化の進展により、従前と同様の学校単位での体制での運営は困難。学校や地域によっては存続が厳しい。
- 必ずしも専門性や意思に関わらず教師が顧問を務める指導体制の継続は、学校の働き方改革が進む中、より困難。



■ 少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保。

■ 「地域の子供たちは、地域で育てる」という意識の下、地域のスポーツ・文化資源を最大限活用。生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動を実現。

■ 生徒のみならず、地域住民にとってもより良いスポーツ・文化芸術の環境整備。スポーツ・文化芸術による「まちづくり」。

5

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン【概要】



- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の方考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

* I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私立は実情に応じ取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスマントの根絶の徹底
- ・週当たり2日以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・部活動に強制的に加入せざるが故にする
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼任職業
- ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進・困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や

地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・まずは休日ににおける地域の環境の整備を着実に推進
- ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進めること
- ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
- ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

6

94

7

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 ※パート・アーリスト等の人材を含む
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■少子化の中、持続可能な体制にする必要（学校や地域によっては存続が厳しい）
■地域の実情に応じた段階的な体制整備

地域の実情に応じ、当面は併存

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
(法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術)

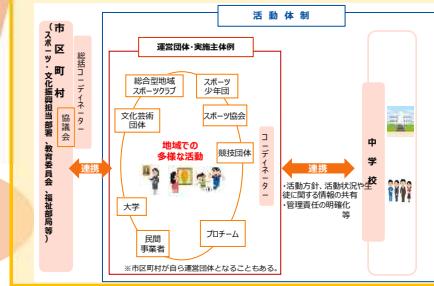
■地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針・活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体
①地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む）
②多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・サークル協会、競技団体、アーチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）

指導者 地域の指導者（一部教師の兼職兼業）

参加者 地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所 学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設

費用 可能な限り低廉な会費+用具、交通費等の実費
補償 各種保険等



2. 休日の部活動の地域連携・地域移行の動向（部活動数）

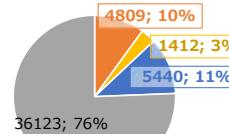
令和5年度以降、地域移行（地域スポーツクラブでの活動）に取り組む部活動数（※1）は増加している。令和7年度までには、23,308部活動（54%）が地域連携または地域移行（地域スポーツクラブでの活動）を予定している。

※休日の部活動の実施に当たり、各類型で実施した／実施予定の部活動数を調査。

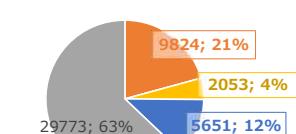
◆部活動数

- 地域移行（地域スポーツクラブ）
- 地域連携（合同部活動）
- 地域連携（部活動指導員の活用）
- 学校部活動

R5（実績）

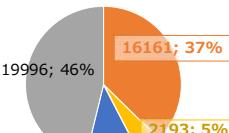


R6

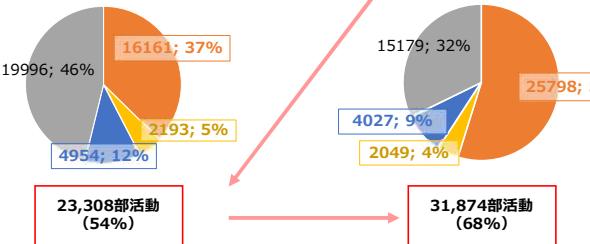


地域連携または地域移行を実施する部活動数：
11,661部活動（24%）

R7



R8



23,308部活動（54%）

31,874部活動（68%）

9

2-3. 休日の部活動の地域連携・地域移行の動向（自治体数）

地域移行（地域スポーツクラブ）を実施する自治体数（※1）は令和6年度から漸増している。

学校部活動を実施する自治体数は令和6年度から、地域連携（合同部活動／部活動指導員の活用）を実施する自治体数は令和7年度から漸減している。

※休日の部活動の実施に当たり、部活動を各類型で実施した／実施予定の自治体数を調査。

◆自治体数（各類型での活動を実施する自治体数）



※1 各年度の地域移行を実施した自治体数は、前年度までに地域移行の取組を完了した自治体数も含む

※2 学校部活動は従来の活動形態であるため、「未定」の選択肢は設けていない

※3 未定等により、年度ごとに回答率が異なるため、合計値は一致しない

3. 令和7年度概算要求、今後の方向性等

方向性・目指す姿

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ環境を整備し、多様な体験機会を確保。
- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- ✓ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ活動の中に部活動を取り込む。ウェルビーイングの実現、まちづくりの推進。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ活動の最適化を図り、体験格差を解消。

改革推進期間

- 令和5年度 → 令和6年度 → 令和7年度 → 令和8年度
- ・事例創出・課題の洗い出し、課題解決策の検討、試行、地域クラブ活動のモデル・プロセスの分析
 - ・成果の普及、進捗状況の検証、地域クラブ活動の整備促進、全国的な取組の推進

地域クラブ活動の充実

- ・ガイドラインの見直し
・更なる支援方策の検討

部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備

方向性・目指す姿

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。
- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- ✓ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ・文化芸術活動の中の部活動を取り込む。ウェルビーイングの実現、まちづくりの推進。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

I. 地域クラブ活動への移行に向けた実証 46億円（12億円）

各都道府県・市町村の地域スポーツ・文化芸術活動の推進体制等の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保・参加費用負担への支援等に関する実証実験を実施。国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を加速する。

(1) 地域クラブ活動への移行に向けた実証※取組

体制整備	指導者の受け入れ・職務の配置	関係団体・分野との連携強化
・関係団体との連絡調整	・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体等の連絡調整	・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体等の連絡調整
・コーディネーターの配置、地場学校芸術活動推進員等の連絡のあり方	・コーディネーターの配置、地場学校芸術活動推進員等の連絡のあり方	・コーディネーターの配置、地場学校芸術活動推進員等の連絡のあり方
・運営団体等の体制整備や賃員の確保	・運営団体等の体制整備や賃員の確保	・運営団体等の体制整備や賃員の確保
・ICTの有効活用	・ICTの有効活用	・ICTの有効活用

(2) 面的・広域的な取組

内容の充実	参加費用負担支援	学校施設の活用等
・地域クラブ活動の拡大 ・市町村等を踏まえ取組	・複数団体、シナジー化 ・費用負担の考え方	・効果的な活用や 管理方法
・体力型・技術型の活動 ・体操型・キャラクター型の活動	・国際競争の支援 ・費用負担の考え方	・効果的な活用や 管理方法

※ 実証事業第2年（令和5年）から3年とする地域の活動は原則、企画段階だけではなく、実施段階における取組を評価するため、実施段階での取組を評価する。
※ 平成30年1月～平成31年12月の実績をもとに評価する。
※ 地域の実情に応じて、実施段階の取組と実施結果の評価を実施する。
※ 地域の実情に応じて、実施段階の取組と実施結果の評価を実施する。

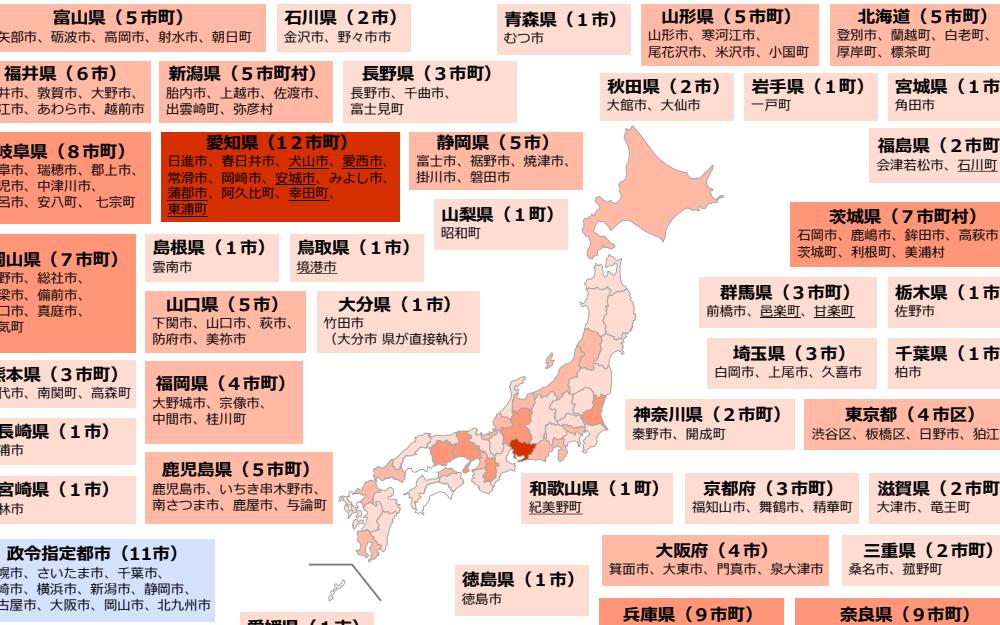
★ 重点地帯における政策課題への対応 地域スポーツ・文化芸術環境の整備に先導的に取り組む地域に「重点地帯」として指定し、政策課題への対応を推進する。

・主な政策課題	・多様なスポーツ・文化芸術環境の提供によるマチネスポーツ環境等の整備	・体育・スポーツ・文化芸術系の大学生、バラエティ等を含むアスリート・アーティスト人材等の活用
・高校の運営・運営組織の活性化による多様性での取組	・高校の運営・運営組織の活性化による多様性での取組	・高校の運営・運営組織の活性化による多様性での取組
・スクールバスの活用による地域活性化の推進	・スクールバスの活用による地域活性化の推進	・スクールバスの活用による地域活性化の推進
・不登校児童の学習支援等の取組	・不登校児童の学習支援等の取組	・不登校児童の学習支援等の取組
・トランマーの活用による安全確保の体制づくり	・トランマーの活用による安全確保の体制づくり	・トランマーの活用による安全確保の体制づくり
・企業などへの寄付や収納等による民間資金の活用	・多様なニーズに対する会員登録による会員の開拓	・多様なニーズに対する会員登録による会員の開拓
・持続的・安心的な運営を実現するためのシステム整備等	・持続的・安心的な運営を実現するためのシステム整備等	・持続的・安心的な運営を実現するためのシステム整備等

※1 対象割合は、都道府県・新規開設の割合は、1回/3ヶ年定期的に実施する。

※2 コミュニティースクール（学校運営協議会）等の組合も適用。

令和6年度 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業実施予定先【R6年6月時点】



総実施自治体数：510市町村

文化部のみ実施の自治体数：12市町（下線あり）

※各都道府県において実施予定を最終的に決定するため、今後、増減の可能性あり。

14

96

方向性・目指す姿

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ環境を整備し、多様な体験機会を確保。

- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。

- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。

- ✓ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ活動の中に部活動を取り込む。ウェルビーイングの実現、まちづくりの推進。

- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ活動の最適化を図り、体験格差を解消。

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。

- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。

- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。

- ✓ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ・文化芸術環境の整備。

- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。

- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。

- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。

- ✓ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ・文化芸術活動の整備。

- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。

- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。

- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。

- ✓ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ・文化芸術活動の整備。

- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。

- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。

- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。

- ✓ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ・文化芸術活動の整備。

- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。

- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。

- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。

- ✓ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ・文化芸術活動の整備。

- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。

- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。

- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。

- ✓ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ・文化芸術活動の整備。

- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。

- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。

- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。

- ✓ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ・文化芸術活動の整備。

- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。

- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。

- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。

- ✓ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ・文化芸術活動の整備。

- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。

- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。

- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。

- ✓ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ・文化芸術活動の整備。

- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。

- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。

- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。

- ✓ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ・文化芸術活動の整備。

- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。

- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。

- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。

- ✓ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ・文化芸術活動の整備。

- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。

- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。

- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。

- ✓ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ・文化芸術活動の整備。

- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。

- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。

- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。

- ✓ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ・文化芸術活動の整備。

- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。

- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。

- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の

地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議

実行会議

地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議

【主な議事】

- 地域クラブ活動への移行に係る課題の整理・解決策について
- 令和8年度以降の地域クラブ活動への支援方策等について
- ガイドラインの見直しの論点整理について

【委員構成】各団体の役員等

(経済界、地方団体、推進自治体、学校関係者、PTA、スポーツ・文化団体、弁護士、マスコミ等)

【開催頻度】3回程度／年

※スポーツ庁、文化庁が合同で開催。

WG

地域スポーツクラブ活動WG

【主な議事】

- 実証事業の取組状況等を踏まえた課題の整理や解決策の検討
- 地域クラブ活動のモデル・プロセス等の分析、受益者負担と公的支援のバランスを踏まえた今後の支援の在り方(困窮世帯への支援含む)
- 対面とデジタルの最適な組み合わせ
- ガイドラインの見直しに向けた論点整理

【委員構成】各団体の実務者等

(推進自治体、学校関係者、事業者、スポーツ団体、競技団体等)

【開催頻度】4回程度／年

※スポーツ庁

地域文化芸術活動WG

【主な議事】

- 実証事業の取組状況等を踏まえた課題の整理や解決策の検討
- 地域クラブ活動のモデル・プロセス等の分析、受益者負担と公的支援のバランスを踏まえた今後の支援の在り方(困窮世帯への支援含む)
- 対面とデジタルの最適な組み合わせ
- ガイドラインの見直しに向けた論点整理

【委員構成】各団体の実務者等

(推進自治体、学校関係者、文化団体、実践団体)

【開催頻度】4回程度／年

※文化庁

※上記の他、地域スポーツクラブ活動体制整備事業において、実証事業等の調査・分析を実施

16

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめ骨子（案）②

5. 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、**部活動が持ってきた教育的意義を継承・発展**させるとともに、**地域ならではの新たな価値を創出**することが重要 <新たな価値の例>
子供たちのニーズに応じた多種多様な体験（マルチスポーツやスポーツと文化芸術の融合を含む）、子供たちの個性・得意分野等の尊重、学校を超えた仲間の獲得、様々な世代との豊かな交流、専門的指導者による高度な指導、学校段階にとらわれない継続的な活動など
- 地域クラブ活動の**具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るもの**（従来の部活動の在り方に囚われる必要はない）
※民間のクラブチーム等との区別の明確化や質の担保等の観点から、**地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等**を国として示す必要

6. 次期改革期間の在り方

- 次期改革期間：「**改革実行期間**」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度）
※これから改革に取り組む地方公共団体においても、前期で地域展開（困難な場合は地域連携）に着手
- **市区町村が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等にあた望ましい在り方を見出していくことが重要**
- 休日及び平日の具体的な取組方針等については、更に議論を深める（※第3回WGでの議論を踏まえ、中間とりまとめ（案）の記載を検討）
- 地域の実情等に応じて継続的かつ円滑に取組を進められるよう、**受益者負担と公的負担とのバランスなど費用負担の在り方を検討**

7. 学習指導要領における取扱い

- **地域クラブ活動は、学校単位で行われてきた部活動とともに、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が重要**
- こうした地域クラブ活動の意義や地域展開の進捗等を踏まえつつ、学習指導要領の次期改訂時にあわせて、**地域クラブ活動と部活動に関する記載の在り方を検討**（※最終とりまとめまでに更に議論を深める）

【最終とりまとめまでに検討する主な事項（個別課題への対応等）】

1. 「地域クラブ活動」の実施体制の在り方
2. 指導者の質の保障と量の確保
3. 「地域クラブ活動」を行う活動場所
4. 活動場所への移動
5. 競技大会運営の在り方
6. 保護者等関係者理解促進
7. 生徒の安全確保のための体制
8. 特別支援学校等における部活動改革
9. 費用の負担の在り方

18

97

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめ骨子（案）①

1. 改革の理念

- 急激な少子化の中であっても、**将来にわたって子供たちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保**するのが改革の主目的
 - **学校で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障**
 - 上記の理念等を的確に表すため、「**地域移行**」という名称は、例えば、「**地域展開**」などに変更
- ※改革を実現するための手法を考える際には、教員の負担軽減が図られることについても考慮

2. 改革推進期間の成果等

- 令和5年度から「改革推進期間」がスタートし、**国の実証事業等を通じて、意欲ある地方公共団体による取組が着実に進捗**。既に休日の地域展開を完了している地方公共団体や、**令和7年度末又は8年度末までの完了**を目指している地方公共団体も存在しており、**今後も更に改革が進捗していく見込み**
- **先行して取り組んだ地方公共団体の創意工夫**により、**地域クラブ活動のモデルや各種課題の解決のためのノウハウ**なども明らかとなってきた
- 他方、**改革途上にある地方公共団体等**も多い。これまでの改革の歩みを止めず、**より一層の改革を進めていくことが必要**

3. 更なる改革のために特に地方公共団体に伝えるべきこと

- **これから改革に取り組む地方公共団体**においては、**早急に改革に着手**（先行事例を踏まえ、例えば、まずは休日の改革に取り組むなど）
- **既に改革に着手している地方公共団体**においては、地域の実情等に応じて、**更に取組を深化**
- 改革の理念を実現することが最も重要であり、その実現のための**手法**については**地域の実情等に応じた多様な形態を想定**

4. 地方公共団体における推進体制の整備

- 地方公共団体において、**部活動改革に係る専門部署の設置や総括コーディネーターの配置など、適切な推進体制を整備**することが重要
- **都道府県によるリーダーシップや市区町村へのサポート、複数の市区町村による広域連携**の取組も重要
- **地域クラブ活動の運営体制**については、実証事業等を通じて蓄積された多様なモデルを参考に、**地域の実情等に応じて整備**することが重要

17

地域クラブ活動への移行に向けた実証事業における調査・分析チーム

- 学術的な観点や部活動・地域スポーツの現場の観点から調査・分析等を行うため、研究者及びスポーツ団体関係者等を構成員とした調査・分析チームを設置。
- 改革推進期間後の**令和8年度以降の地域クラブ活動の持続的な運営**を視野に入れて、地域クラブ活動への移行に向けた実証事業の成果や課題等の調査・分析を行い、**将来的な枠組みの検討に向けた政策シーズの発掘・創出やエビデンスの整備等**に取り組む。

調査・分析のスキーム（令和6～7年度）



- ・データの分析
- ・自治体等へのヒアリング調査
- ・アンケート調査、量的データ調査 等



- ・政策シーズの発掘・創出
- ・エビデンス等の整備 等



- ・将来的な枠組みの検討に活用
- ・事例集等に活用

調査・分析の項目例

- ・地域クラブ活動の運営を担う人材の確保・育成
- ・持続的・安定的な運営に向けた財政基盤、組織基盤等
- ・経済的困窮世帯への参加費用負担支援への金額・スキーム
- ・地域クラブ活動の維持・運営に必要なコスト、受益者負担等と公的資金の適切なバランス
- ・指導者の質の保証、適切な指導の実施
- ・地域クラブ活動の基準・要件等、登録・指定等のスキーム 等

19

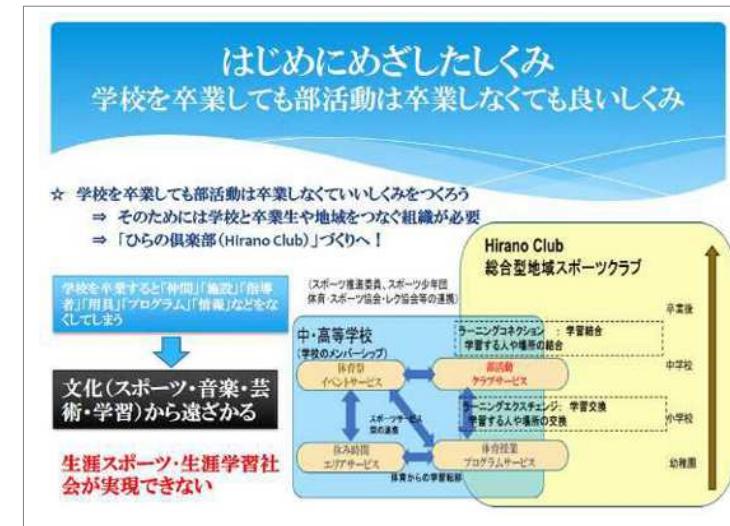
生徒が地域クラブ活動の運営に参画して活動を支える

◆ 参考：ひらの倶楽部（Hirano Club）の構想

→学校を卒業しても部活動は卒業しなくても良いしくみ

4. 子供たちのニーズを反映し、安心・安全で、豊かな地域クラブ活動の構築に向けて

20



※出典：神戸親和大学松田雅彦教授発表資料

21

生徒が地域クラブ活動の運営に参画して活動を支える

- ◆ 参考：NPO法人希楽々（新潟県村上市）の新しいカタチの部活動、融合型部活動
→ 参加していた生徒が、社会人になってクラブの活動を支える人材に！

新しいカタチの部活動(H24～H27)

- ①部活動にない種目 女子バスケットボール「J・G・B・C」
- ②やりたい生徒・新設懇願の保護者・新設はできない学校
- ③学校・保護者・希楽々で合意形成【部活動に準ずる活動】
- ④「新しいカタチの部活動」とネーミング
- ⑤クラブ管理下・放課後バスで迎え・週4日・中学校3校17名
- ⑥財源…受益者とクラブで負担
- ⑦クラブ事業のボランティア参加

融合型部活動の前身



※出典：NPO法人希楽々 渡邊優子 理事長・ゼネラルマネジャー（スポーツ庁地域スポーツクラブ活動アドバイザー）発表資料

生徒が地域クラブ活動の運営に参画して活動を支える

地域で活躍する スポーツユースボランティア (スポーツ少年団リーダー)

高崎市新町地域 親善体育大会の活躍

この青少年達の活躍が地域からの 信頼を得ている原動力

子ども達のプログラムは、スポーツクラブが企画運営全てを担当

- ・体育大会の進行役は大学生担当
- ・幼児から小学生対象の障害物競走の企画運営は、中学生と高校生担当
- ・スポーツクラブとスポーツ少年団対抗リレーも企画運営は、中学生と高校生担当
- ・その他、大会運営補助全般担当



※出典：NPO法人新町スポーツクラブ作成資料

生徒のニーズや意見等が反映される仕組み



令和5年10月28日(土)に、こども家庭庁が行う「こども若者★いきんぶらり」の枠組みで、10人の中学生(9都府県)から中学校の休日の運動部活動の地域クラブ活動への移行について意見を募集した。

- ・所属する部活の時間以外の時間に他の活動をしたい
- ・休みのタイミングを調整して兼用できるシステムがあったらいい
- ・部活は辞めづらい途中入部もしづらい。
- ・顧問の先生が知識もなく、よく知らないのに口を出してくるのは困る。プランと一緒に考えてくれるだけでもいい。
- ・団体競技では特に他校と交流を持ったらいいのにと思うが、先生たちの交流がない。

指導者の質

- ・すごい指導者の合同練習会があればいい
- ・(時々でも)プロに教えてもらうのは効果的で、重要。
- ・やりたい人がいればそれだけでクラブは作れる。指導者は見つけられたらしいねという感じで、好きなようにやっていけばいいのではないか。

- ・軽く・楽しむことを目的にしてほしい
- ・一つつの部活をゆるくしてほしい
- ・遊びでもスポーツができないならいい
- ・体育で遊びたい。部活はガチすぎる
- ・勉強と両立するため、短時間でできる運動であればいい
- ・スポーツは楽しみながらできるほうがいい
- ・エンジョイしたい人と大会で勝って実績を積みたい人のバランス

ニーズに応じた活動

- ・様々な部活・いろんな種目を体験して楽しむことができると面白い
- ・いろんな競技を練習の一環として経験できるといい。
- ・レクリエーション的なものを土日にやったりできるといい。
- ・学校に部活という枠をつくるより、やりたい人が地域のクラブに行ってやる方針続ける義務感の問題もなくていい。
- ・地域クラブの種類は部活動の種類より多いと嬉しい

多種目



金銭的不安

- ・金銭面で外部のクラブに入るハードルが下がればいい
- ・月払いだと「お金がかかるから休めない」となるので、都度支払いがいい。

交流の活性化

- ・やれる部活の種類が増えたり、他校の生徒と試合ができたりしたら嬉しい
- ・いろんな人と交流できる運動施設があれば、それを目的に運動しに行く。

レベルに応じた活動

- ・初心者など、レベルで分けたほうがいい。
- ・指導者の人教数を増やしたら、どちらのタイプの人も見てあげられるのでは
- ・募集の際に「初心者でも優しく教えます」と記載されたりしていると初心者でも安心できる
- ・学年関係なく同じレベルからスタートだと良い。
- ・運動が苦手な人で集まっているいろいろなスポーツを経験できれば、恥ずかしくないし、得意なものや自分ができるものを見つかるのは

やってみたい活動

- スキー/スケートボード/ラグビー/弓道/卓球/バドミントン/新しいスポーツをやれたらかっこいい!/ボッチャやモルックといったパラリンピック競技/ハンド活動/マイク/畑で何ができることができる」と嬉しい

24

取組紹介（令和5年度事例集より）

静岡県焼津市

地域クラブを「市民の新たな活躍の場」と考え、行政主体ではなく任意団体設立型での地域移行を推進。

◆特徴的な取組

① 地域住民やスポーツ団体が種目ごとに任意団体を設立

- | | |
|-----------|---|
| 課題 | ● 焼津市では令和4年度から段階的に休日の部活動の地域移行を開始。
(生徒のニーズに合わせ、新しい種目や廃部になってしまった種目も新たに開設) |
| 対応 | ● 今後も地域において持続的にスポーツの場を提供していくためには、行政主体ではなく地域住民やスポーツ団体等が主体的にクラブ運営を行うことが重要である。 |
| 課題 | ● 地域のスポーツ指導者を代表者として種目ごとに任意団体を設立。現在、12種目が休日を中心に行なわれる「焼津市地域クラブ活動」として活動し、市内全中学校から参加者を受け入れている(クラブによっては平日の活動も行っている)。 |
| 対応 | ● 行政主体ではなく各団体が自立して地域スポーツクラブ活動を運営しており、各団体の運営費は、受益者負担で賄われている(1人当たり500~3,500円/月)。 |
| 課題 | ● 市においては、年間の活動計画書の確認や現場視察等によりガイドラインに沿った活動がされているかを確認。また、地域スポーツクラブを新設する際には、推進委員会を立ち上げ、クラブ規約等作成への助言等を実施。運営マニュアルを市から提供している。 |



やいづ海洋クラブ ポート漕艇の様子

◆今後の方向性・取組

地域スポーツクラブの円滑な運営への支援

- 個人種目や競技人口の少ない種目から地域スポーツクラブ化を進めている。令和5年度より、野球やサッカー等の団体種目の地域スポーツクラブ化に向けた検討を始めている。
- 各団体の運営者からは、集金や会計経理、連絡調整等の運営事務に課題を感じるという声も多い。事務作業の効率化を図るために、中学校で使用しているGoogle Classroom等のアプリを活用するクラブもあり、研究を進めている。

生徒のニーズや意見等が反映される仕組み

群馬県

観点：生徒の志向や希望する内容、体力等の状況に適したスポーツに親しむ機会の提供

✓ 部活動改革の主役である中学生・高校生を対象とした「ワークショップ」を開催

- 群馬県では、部活動改革の主役である中学生・高校生が、自分たちにとってより良い地域スポーツ・文化芸術活動の在り方や環境などについて本音で語り、県や市町村へ思いを届ける「ワークショップ」を開催。



- 自ら参加を希望した20人の中学生・高校生が、4人1組となり「①今の部活動の好きなところ、嫌いなところ、気になっていること」、「②これからの活動、放課後の理想的な活動」について、意見を語り合った。

- 「ワークショップ」での中学生・高校生の思いや意見等を市町村や関係団体等と共有し、今後の県及び市町村の部活動改革の推進に生かしていく。

※出典：群馬県教育委員会からの提供資料に基づきスポーツ庁作成

25

市区町村を超えた取組の推進

長野県

観点：広域連携の取り組み

✓ 二つの自治体(千曲市・坂城町)が連携して「地域移行推進会議」「運営準備会議」を設置し推進

- 千曲市・坂城町が連携して地域移行を推進するため、市町のスポーツ文化芸術団体・PTA・校長会・中体連の代表者・有識者等で「地域移行推進会議」「運営準備会議」を開催し、「地域移行基本計画」を策定

- 両自治体合同で、事務局会議をこまめに開催し、関係機関との調整連絡、規約・予算等の案の作成を行い、推進会議を経て、令和5年3月「千曲坂城クラブ設立総会」を開催

YouTubeによる クラブ説明動画配信

中学校部活動地域移行

「千曲坂城クラブ」 設立について



観点：広域連携の取り組み

✓ 6町村(4中学校)が連携した「拠点校方式の合同部活動」と「地域クラブ移行」の推進

<目標>

- ◆南佐久(6町村)の学校と教育委員会が連携して、子どもたちのための持続可能なスポーツ・文化活動の新たな仕組みを構築

<体制構築の取組>

- ◆4中学校長及び南牧村教育委員会(事務局)が情報交換会を実施(月1回以上)、課題整理推進や移行パターンを検討→「南佐久郡中学校部活動運営委員会」を発足

<活動の具体>

- ◆合同練習会の実施(学校単独で人数が確保できない種目)
※令和5年度には、南佐久チームとして大会に出場(4チーム)

- ◆JR小海線の活用(時刻表に合わせた練習時間、駅に近い会場)

【6町村の現状(令和4年4月)】

南佐久町	南牧村	伊那市	南箕輪村	北箕輪村	御代田町	佐久市
中学校数	1校	2校	2校	2校	1校	1校
生徒数	4,200名	4,200名	4,200名	4,200名	4,200名	4,200名
教員数	40名	40名	40名	40名	40名	40名
中学校	1校	2校	2校	2校	1校	1校
生徒数	4,200名	4,200名	4,200名	4,200名	4,200名	4,200名
教員数	40名	40名	40名	40名	40名	40名
中学校	1校	2校	2校	2校	1校	1校
生徒数	4,200名	4,200名	4,200名	4,200名	4,200名	4,200名
教員数	40名	40名	40名	40名	40名	40名

27

都道府県が示した地域クラブ活動の要件を踏まえ、市区町村が地域の実情を踏まえながら、地域クラブ活動の要件を調整して設定し、登録・指定等を実施。

●山口県の取組例

«地域クラブ活動の要件»

地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義や役割を継承する活動であることを踏まえ、単に中学生が加入するスポーツクラブ・文化芸術クラブ等とは区別する必要があると考えられる。特に、行政からの支援の対象となる地域クラブ活動については、この方針に従って、例えば、市町が以下のようないくつかの要件を設定し、登録・指定を行うなど適切な地域クラブ活動として運営されることが望ましい。また、必要に応じ、地域の実情を踏まえながら、近隣市町と要件を調整することも想定される。

市町が認める地域クラブ活動であることとして、

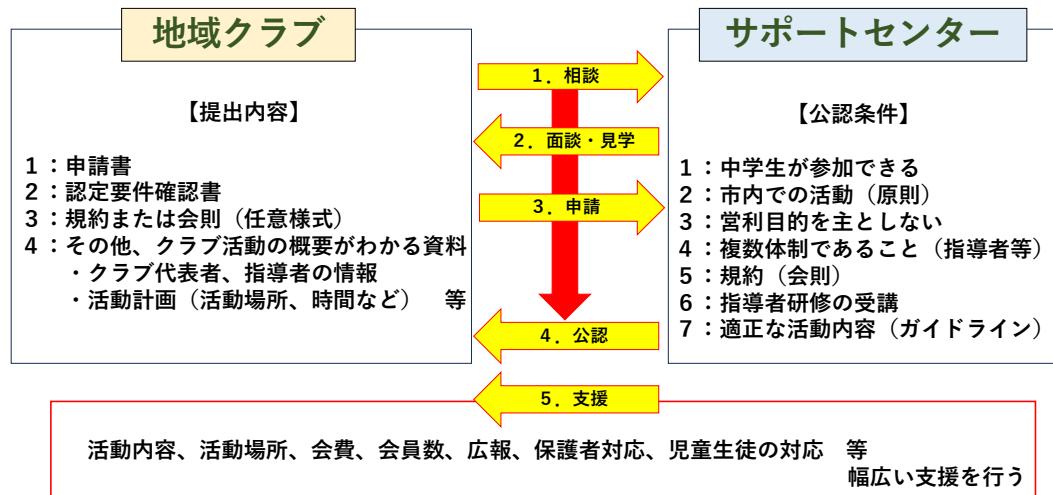
- 国が通知した、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に準じた活動を行っていること
- 学校部活動の全部、または一部を引き受けける団体であること
- 活動状況について、定期的に生徒の在籍校と情報共有等が行われていること
- 規約・定款等に基づき団体の運営を行い、会計について公の場で承認を受け、適切にされていること
- 活動中の事故やトラブル等の管理責任が明らかであり、その解決に向けて、必要に応じて学校と連携する体制が整備されていること
- 公認スポーツ・文化芸術指導者資格を有している、または市町が基準として示す指導者研修会等を受講した指導者が携わっていること
- 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定していること
- 適切な活動時間や休養日等を設定していること
- などの要件が考えられる。

出典：山口県、山口県教育委員会「山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」（令和5年（2023年）10月）



28

地域クラブ公認制度



出典：掛川市教育委員会作成資料

29

チャレンジする指導者を支える仕組みも構築

R6.4 創設

地域クラブサポートセンター

～ 地域クラブ創設のチャレンジを応援します！～



Point 1

クラブ創設相談

- ①活動会場の調整
- ②クラブ会則作成の支援
- ③他クラブとの連携と調整
- ④指導希望者の紹介
- ⑤運営支援システムの事例紹介

Point 2

広報活動支援

- ①子どもや保護者への広報
- ②広報パンフレットへの掲載
- ③掛川市HPへの募集案内掲載
- ④コーチデベロッパー派遣研修
- ⑤公認地域C代表者連絡会

Point 3

研修機会提供

- ①資質向上研修
- ②安全管理研修（救命講習）
- ③子ども理解研修
- ④コーチデベロッパー派遣研修
- ⑤公認地域C代表者連絡会

出典：掛川市教育委員会作成資料

30 100

(出典) 日本スポーツ協会作成資料

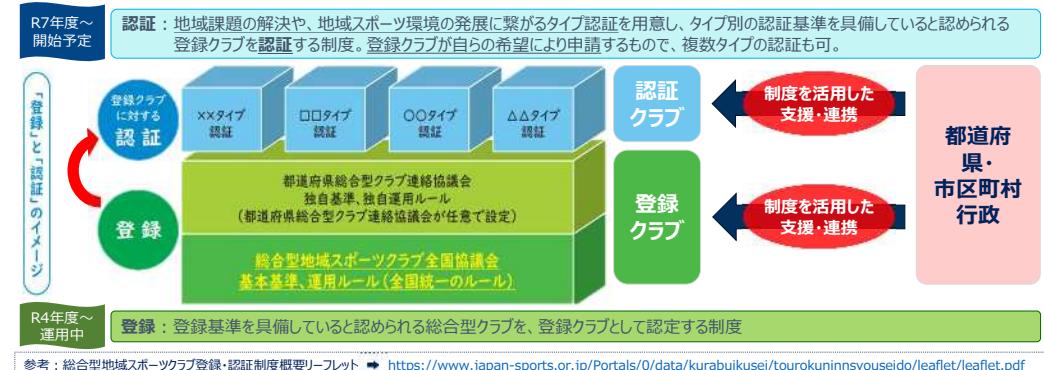


総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度とは？

<「登録」と「認証」>

→日本スポーツ協会の組織内組織である総合型地域スポーツクラブ全国協議会(SC全国ネットワーク)が統括し、都道府県行政、都道府県スポーツ協会、都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会、と共に、登録・認証制度という一つの共通理解を基に役割分担した上で運用する制度。

→全国的な総合型クラブの質的充実や質的向上を目的とした「登録」と、クラブの特徴を活かし、更なる発展や成長を目指す登録クラブの後押しを図る「認証」という二階建ての制度構造により、地域スポーツ環境の整備・発展に寄与することを目指す。



31



長崎県 長与町

- ・長崎市北部の大村湾に面した町で、特産品のみかんをはじめ、いちじく、オリーブ、レモンなどが栽培される自然豊かな場所です。
- ・県内の町としては最大の人口を抱えており、中心部を流れる長与川や丘陵地には団地が立ち並びます。町内にJR駅が4駅あり、交通利便性も高く、子育て環境や教育環境が充実しているのが大きな魅力の一つで、自然環境と都市機能が調和した暮らしやすい町です。



人・緑・未来 つなぎ はぐくむ ながよ
～幸福度 日本一のまちをつくる～

子育て

教育

健康づくり

遊び心



39,936人 (17,090世帯)
【令和5年7月末時点】

●長与町の面積



●長与町立小・中学校の児童・生徒数一覧 (令和6年5月1日時点)

長与町立小・中学校	児童・生徒数	計
長与小学校	862人	2,369人
高田小学校	329人	
洗切小学校	238人	
長与北小学校	307人	
長与南小学校	633人	
長与中学校	510人	
長与第二中学校	363人	1,046人
高田中学校	173人	

●長崎県立長崎北陽台高等学校



●長崎県立大学シーボルト校



2

理念 (philosophy)

・誰のための「部活動改革」か？
子どもたちのため

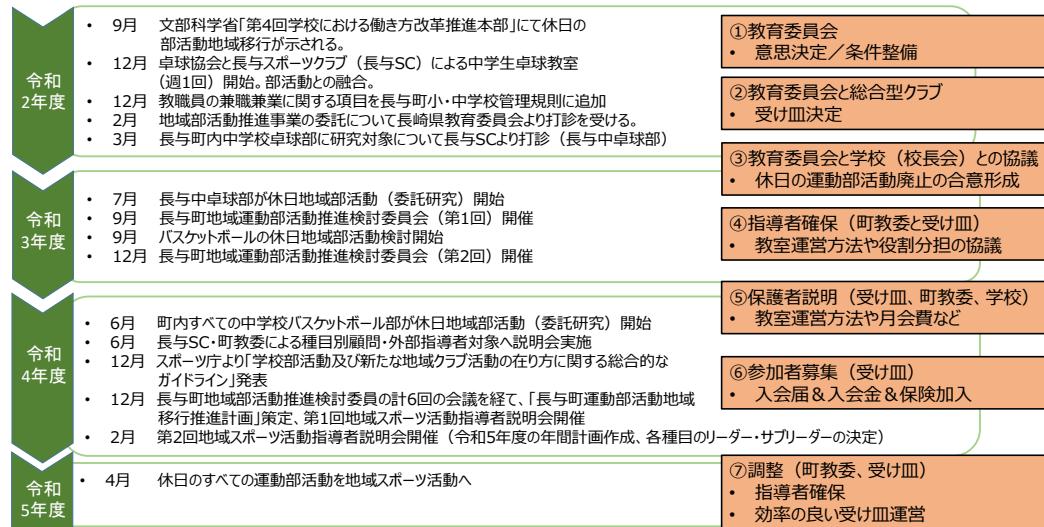
・何のための「部活動改革」か？
子どもたちのスポーツ体験機会を守るため

・まずは、どこに向かうのか
まずは、休日の活動を地域が運営・実施する環境に移す

「目的を見つけよう。手段は後からついて来る。」 マハトマ・ガンジー

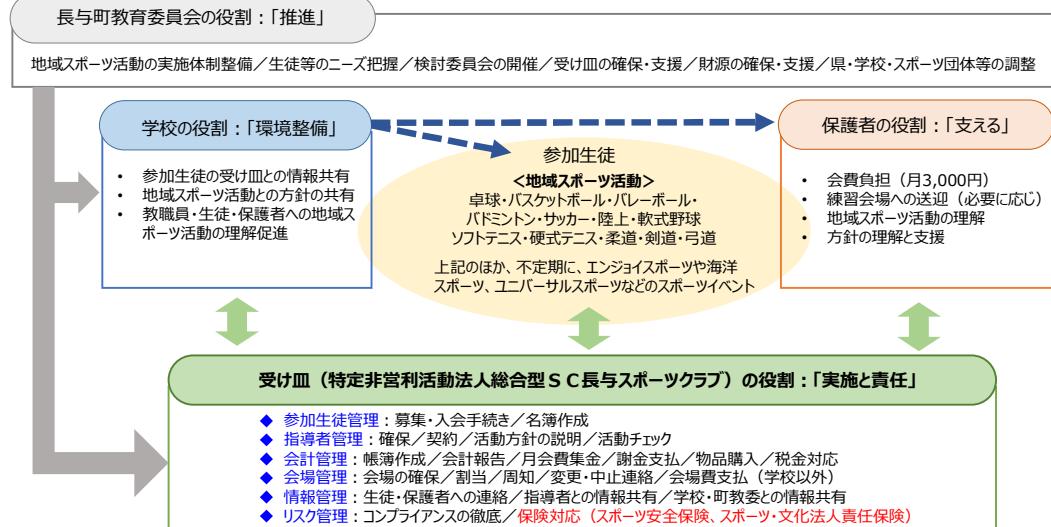
3

地域スポーツ活動への歩み



4

地域スポーツ活動の実施に向けた体制



5

地域スポーツ活動の実施に向けた取組

方向性：生涯スポーツ社会の実現を目指す

- 少子化に伴う中学生世代の部活動改革を契機に、学校を含めた地域の中で、中学生世代の運動・スポーツ活動を進化させる。
- 令和5年度から令和7年度までの改革推進期間に、長与町の総合型地域スポーツクラブの充実を図る。
- 将来的には、中学生世代にとらわれない持続可能な地域のスポーツ活動が実施できる環境整備を目指す。

長与町の運動部活動の地域移行

- 令和5年度から休日（土日）の運動部活動すべてを地域スポーツ活動へ。平日の部活動は、これまでと同様。平日の部活動の地域移行も検討を開始。



委託事業を通じた実践研究と成果

●長与町地域部活動推進検討委員会の開催

教育委員会、町立中学校校長、西彼杵郡中学校体育連盟理事長、長与スポーツ協議会会長、長与町スポーツ推進委員会会長、長与町振興審議会会長、長与町PTA連合会会長、長与SC会長による会議で課題等の検討。

●実践研究

R3：長与中学校、卓球（個人種目）
R4：長与中学校、長与第二中学校、高田中学校、バスケットボール（団体種目）

●長与町運動部活動地域移行推進計画の策定

令和3年度から受託して実施した地域部活動推進事業の成果を踏まえて、「長与町運動部活動地域移行推進計画」を策定し方針を示す。令和4年12月23日の定期教育委員会において承認。

6

長与町の地域スポーツ活動の概要

参加対象者

- 長与町に居住する中学生で、地域スポーツ活動に参加を希望するすべての生徒。
- 通学する学校に設置されていない種目への参加も可能。

活動場所

- 長与町立小中学校の学校体育施設、長与町立スポーツ施設等。
- 活動場所への移動は、各自で行う。

活動時間

- 1日の活動時間は、休日は3時間程度。
- 学期中は、学校の部活動と連携して週当たり2日以上の休養日を設ける。
- 祝日は、原則として休養日。第3日曜日は、「家庭の日」による休養日。

スポーツ種目

- 卓球、サッカー、軟式野球、陸上競技、バドミントン、バレーボール、バスケットボール、硬式テニス、ソフトテニス、剣道、柔道、弓道（定期的に実施）
- エンジョイスポーツや海洋スポーツ、ユーバーサルスポーツなどのスポーツイベント（不定期に実施）

大会の参加

- 各種目で大会等の参加に関する年間計画を作成しホームページ等により公表。
- 国及び長崎県のガイドライン等を遵守するとともに、年間7回を上限とする。
ただし、中体連が主催する中総体及び新人戦を除く。

受け皿

- 改革推進期間における「地域スポーツ活動」の受け皿は、長与町教育委員会及び長与スポーツクラブとする。
- 長与スポーツクラブは、公益財団法人日本スポーツ協会の登録・認証を受けるとともに、「スポーツ団体ガバナンスコード」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。
- 改革推進期間終了後、受け皿となる長与スポーツクラブは、運営体制の整備や人材の確保など自立して持続可能な運営ができる組織体制となることを目指す。

指導者

- 生徒の安全・健康管理等を確保するため、原則複数名を配置する。
- メインコーチとなるリーダー1名と連絡担当のサブリーダーを配置する。
- 大学生ボランティアは、各種目の指導者の指導補助を行う。
- 令和8年度以降は、長与スポーツクラブは有資格者のみと契約する。

係る経費等

- 参加者は、月会費として3,000円を支払って参加する。
- 活動中のケガ等に備え、スポーツ安全保険（年間800円）等への加入を推奨。
- 就学援助支援世帯に対する支援（月額2,000円）を実施。

7

現在の長与町地域スポーツ活動について
(令和6年5月末時点)

- 12種目21活動 452名参加 (全生徒の43.2%、運動部活動参加生徒の71.3%)
- 指導者数 103名 (指導者86名※、大学生17名)
※カッコ内は、現職教員 (兼職兼業17名) の数

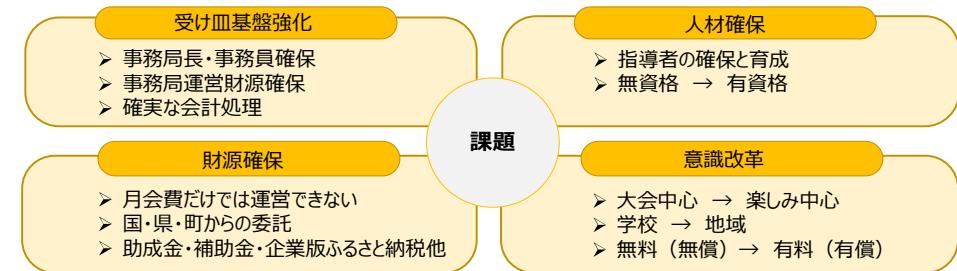
	卓球	陸上	サッカー	バスケットボール	バレーボール	バドミントン
活動の様子						
指導者数	12名、2名	5名(4)、1名	7名(2)、2名	9名(2)、1名	5名(2)、1名	12名、3名
参加者数	30名	39名	36名	62名 (男40、女22)	36名 (男18、女18)	92名
	ソフトテニス	硬式テニス	軟式野球	柔道	剣道	弓道
活動の様子						
指導者数	13名(1)、2名	6名(1)、2名	4名(2)、2名	5名(2)	3名	5名(1)、1名
参加者数	79名 (男34、女45)	21名	22名	9名	4名	36名

8

地域スポーツ活動の実施に向けた諸課題

取組に着手する中で、大小様々な課題に直面

- 受け皿は必須。しかし、これまでの運営基盤では弱い。
- 指導者は必要。しかし、数も質 (有資格) も十分ではない。
- 月会費は家庭の経済格差に配慮し、廉価に設定。しかし、運営には相応のお金が必要。
- 部活動から地域スポーツ活動への意識改革が必要。しかし、大人は変わりにくい。



9

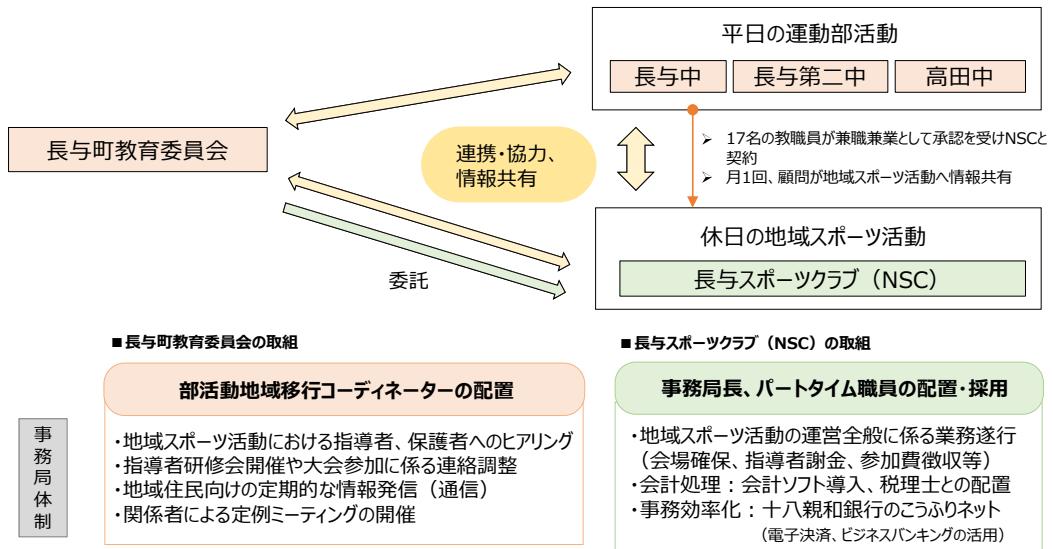
長与スポーツクラブについて

名 称	特定非営利活動法人総合型 S C 長与スポーツクラブ							ホームページ nagayosc.sakura.ne.jp
沿革	平成19年～2ヵ年設立準備／平成21年3月設立／平成26年N P O法人取得							
財源	利用会員の入会金・月会費、部活動地域移行事業委託金、寄附							
理事会	会長・副会長・常務理事2名・理事6名							
クラブ事務所	長与小学校体育館内							
利用会員	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度		
	利用会員数	195人	193人	195人	232人	273人	425人	
年度別収支	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度		
	経常収益	403万円	384万円	286万円	238万円	374万円	842万円	
	経常費用のみ	392万円	362万円	296万円	188万円	389万円	758万円	
主たる活動	普及型教室（親子バドミントン・親子テニス・サッカー・ダンス）、健康型教室（フィットネス）試合やコンテストへの出場を目指さない活動							
地域スポーツ活動への取組	令和2年度	融合型卓球教室運営（町内3中学校参加）						
	令和3年度	スポーツ庁地域運動部活動事業再委託による実証研究（長与中卓球部）						
	令和4年度	長与中サッカーチーム／陸上教室（町内全域、小5～中3対象）						
	令和5年度	スポーツ庁地域運動部活動事業再委託による実証研究（バスケットボール）8月バレーボール／2月バドミントン						
	令和5年度	休日の長与町地域スポーツ活動（12種目）の運営						

10

103

令和6年度の長与町の地域スポーツ活動の実施体制と取組①事務局体制・受け皿の基盤強化



11

令和6年度の長与町の地域スポーツ活動の実施体制と取組②指導者確保・指導者の質向上

■長与町教育委員会の取組

指導者の量的確保、質的担保

- ・4月に指導者研修会（コンプライアンス）を開催
- ・種目別の指導者研修会を年に2回開催（予定）
- ・大学生ボランティアの確保

●R5.4.2(日)、指導者研修会の開催



●野球Cの指導者研修会（審判研修）



●ソフトテニスC@県立大学テニスコート



●サッカーC@長与中学校



■長与スポーツクラブ（NSC）の取組

指導者研修会の開催

- ・8月指導者研修会の開催「スポーツ外傷・障害の予防」
- ・ハラスマント防止・熱中症防止に関するJSPO動画の視聴

●令和5年度10月、2月に大阪体育大学の講師陣が長与で研修実施



- ・10月～2月、オンライン配信56時間
- ・10月、2月にハイフレックス10時間@長与町
- ・受講料 20,500円（令和5年度はNSCが内10,000円を補助）
- ・各種目1名以上受講予定（有資格者を除く）
- ・日本スポーツ協会公認指導者資格取得可能

[運動部活動指導認定プログラム 2023（令和5）年度版 - 大阪体育大学 \(ouhs.jp\)](#)

12

令和5年度の長与町の地域スポーツ活動の実施体制と取組③財源確保

■長与町教育委員会の取組

国や県の委託金・補助金の活用、自主財源の確保

- ・スポーツ庁の委託事業（R5年度10,660千円）
- ・スポーツ庁・長崎県の補助金（R5年度1,076千円）
- ・長与町の自主財源の確保（R5年度3,113千円）

財源確保
①

企業版ふるさと納税、企業からの寄附

- ・町内企業（有限会社長崎井上様）より300千円寄附（R5・6）
- ・町外企業 企業版ふるさと納税（R5）
三井住友海上火災保険㈱様から2,000千円寄附
株式会社Sports & Works様から100千円寄附

財源確保
②



- R5イベント（石川佳純サンクスツアーin長崎・長与町）に
物品・運営協賛（敬称略 五十音順）
株式会社アグリューム 株式会社岩崎食品
株式会社チョープロ 株式会社長与管工設備工業所
株式会社メモリード 十八親和銀行長与中央支店
長崎文明堂製菓株式会社 有限会社津野田ゴム加工所
有限公司会長崎井上

■長与スポーツクラブ（NSC）の取組

受益者負担、経済困窮家庭世帯への支援

- ・月会費3,000円の徴収
・就学援助支援世帯に対しては、月会費2,000円の支援（地域スポーツ活動サポート基金）

企業による寄附・協賛

- ・スポーツイベントへの企業からの寄附・協賛の検討
・マイクロバスへの企業からの寄附・協賛の検討

●マイクロバスに協賛企業の看板掲載



●スポーツフェスタに
物品協賛（Sgrum）



13

部活動の地域移行に係る三者連携協定（令和5年12月15日） ■長与町教育委員会の取組

長与町・スポーツデータバンク株式会社・三井住友海上火災保険株式会社

目的

相互の連携を強化し、部活動の地域移行を通じて、将来にわたり子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会を官民で創出し、地域社会の持続的な発展に資する。

連携事項

- （1）スポーツ指導者の質の保証や質の向上
- （2）子どもたちがスポーツを楽しむ環境づくりに関するここと
- （3）持続可能な地域スポーツ活動の運営基盤の支援に関するここと
- （4）アスリートによるスポーツイベント等の開催による地域活性化に関するここと
- （5）その他、部活動の地域移行の推進に必要と認められること

効果

- スポーツ指導者の質の保証や質の向上
- アスリートによるスポーツイベントを通じた地域活性化
- 多様な財源確保

お問い合わせ

企業版ふるさと納税について

➡三井住友海上火災保険㈱公務開発部

三者連携協定に関する内容について ➡スポーツデータバンク㈱



14

大会参加に関する長与町の大まかな方針

①中総体、新人大会：中学校体育連盟が主催する大会

- ・中学校体育連盟が定める大会参加規程に基づき参加する。
- ・中学校体育連盟が主催する大会に係る参加申込等の手続きは、各学校が行う

学校

長崎県中学校体育連盟方針
「地域クラブ活動」の参加可に
※競技によって参加条件有

②中総体以外の大会：競技団体や企業が主催する大会

- ・競技団体等が定める大会参加規程に基づき参加する。
- ・競技団体が主催する大会に係る参加申込等の手続きは、「地域スポーツ活動」の受け皿が行う。
- ・年間7回を上限とする。（中総体、新人大会を除く）

地域

●地域クラブとしての中体連主催大会参加状況

年度	中総体（長与町）	新人大会（長与町）	【参考資料】県中総体（全体）
令和5	バスケットボール（男女）	バスケットボール（男女）／バレーボール（男子）／サッカー／軟式野球	86団体491名
令和6	バスケットボール（男女）／バレーボール（男子）／軟式野球	（未実施）	163団体1090名

15

長与町地域スポーツ活動の今後の方向性・ロードマップ（2024年2月時点）

担当部局・受け皿	2023年度 R5年度	2024年度 R6年度	2025年度 R7年度	2026年度 R8年度
各中学校（3校）	平日部活動	平日地域移行検討・準備（可能な種目から）		
長与町教育委員会 学校教育課	実証事業フェーズ	平日検討フェーズ		
	実証事業	学校教育課から 生涯学習課へ		
	12種目（休日）			
長与町教育委員会 生涯学習課 (スポーツ振興班)		実証事業フェーズ		
		財源確保検討		
		12種目 (休日+平日検討)	12種目 (休日+平日検討)	生涯学習課から 長与スポーツクラブへ
NPO法人総合型SC 長与スポーツクラブ	実証事業	実証事業		自立フェーズ
			支援	自立
実証事業を通じて地域スポーツ活動を 自立運営できる受け皿準備				
備考	4月から長与町立中学校（3校）の休日の運動部活動は、すべて地域スポーツ活動へ	地域スポーツ活動の主担当が学校教育課から生涯学習課（スポーツ振興班）へ	令和5年度から令和7年度までの改革推進期間終了へ	令和8年度から地域スポーツ活動は受け皿によって自立した運営へ

16

「正しいことをしよう。正しいのだから」

杉原千畝

17

【「地域に根付く地域クラブ」が中学校と連携し、町全体で整備するスポーツ機会の創出】

「新たな地域クラブ活動、ジュニアスポーツ環境」

日時:2024年11月29日(金) 13:00-17:45

会場:不二羽島文化センター みのぎくホール

スポーツ庁地域スポーツクラブ活動アドバイザー

NPO法人新町スポーツクラブ 理事長 小出利一

スイス ミューレン アルメントフーベル

岐阜県の人口と世帯

1. 人口推移

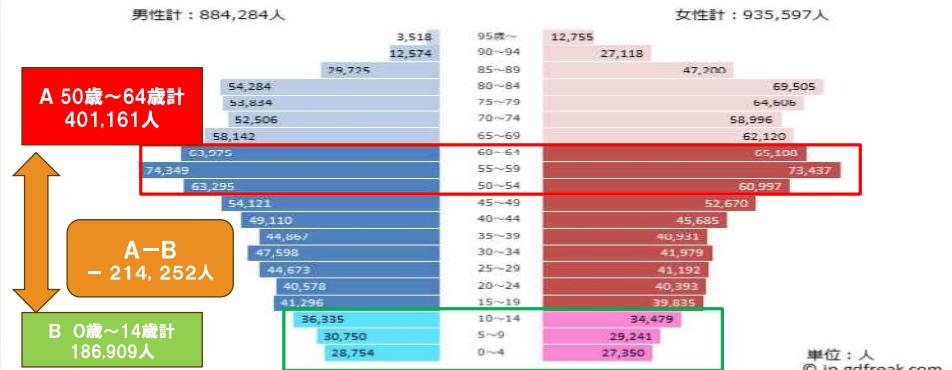


2024年8月現在1,915,165人
予想と比較して-63,835人

岐阜県の人口と世帯

8. 2030年の人口ピラミッド（予測）

2030年 岐阜県の人口構成（予測）



この時間の主な内容

- 岐阜県の現状 (部活動の地域移行と人口動態)
- 日本における中学校部活動の歴史
- 岐阜県の特徴
- (公財) 日本スポーツ協会の動き
- 学校部活動の地域移行の本質とは
- 事例、新町におけるスポーツ・文化芸術活動とは

全国中学校体育連盟の歴史から

【設立の目的】全国大会を規制するために設立された中体連

設立当初、中体連のある理事の雑誌記事への投稿では、次の様に述べています。
「『学徒の对外試合について』はブロック大会や全国大会が開催されでは直接の被害者はわれわれ中学だから、せひそうした大会をやらせないように思想統一を計ろうではないか。」

【全国大会を主催し大会を促進する団体になった発端】

1950年代においては、文部省でも全国規模での競技大会を認めておらず、中体連は、その全国大会の動きを規制するために設立されたわけですが、では、なぜ今では全国大会が盛んに行われ、中体連は主催する立場になつていつたのか

1960年代までは、まだ全国大会は、原則禁止の状態だったのだが、1970年代になって对外試合を学校教育活動内と学校教育活動外に分類したところから、全国大会を許容する空気が流れ始めました。更に学校教育活動外に限って全国大会の開催が認められるようになったというのが事の発端のようです。

【平等、公平の観点からの容認へ】

一方、各都道府県レベルの競技大会は、教育委員会や競技団体からの補助金の増額と共に活発化していました。

そんななか全国大会の運営について公平に偏りなく行うように中体連が関与していくことになり、結果的に部活動の活発化の流れとともに全国大会を拡大に大きく関わるようになりました。

技能の競い合いというよりも幅広いすそ野を持つ平等主義を目的として、中体連が全国大会を主催し、参加種目も増やしたのでした。

そして、1979年の文部省の通達で、学校教育活動内としても全国大会が認められることになり、ここが大きな転換期になりました。

出典元: 2019.10.31 部活指導研究協会通信

この時間の主な内容

1. 岐阜県の現状(部活動の地域移行と人口動態)
 2. 日本における中学校部活動の歴史
 3. **岐阜県の特徴**
 4. (公財)日本スポーツ協会の動き
 5. 学校部活動の地域移行の本質とは
 6. 事例、新町におけるスポーツ・文化芸術活動とは



岐阜県の特徴

保護者クラブが存在している



他の都道府県にはない組織体



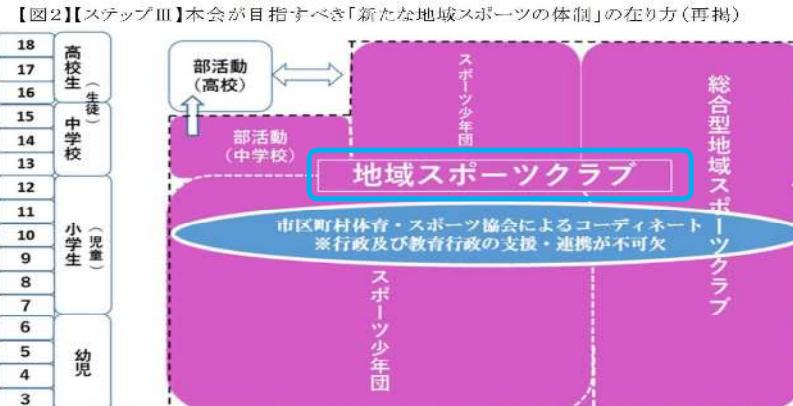
この時間の主な内容

1. 岐阜県の現状(部活動の地域移行と人口動態)
 2. 日本における中学校部活動の歴史
 3. 岐阜県の特徴
 4. (公財)日本スポーツ協会の動き
 5. 学校部活動の地域移行の本質とは
 6. 事例、新町におけるスポーツ・文化芸術活動とは



近未来の日本の青少年スポーツ

平成30年6月 日本スポーツ協会発出提言 今後の地域スポーツ体制の在り方 ジュニアスポーツを中心として



(公財)日本スポーツ協会の現在の動き

1.令和6年度から正式に始まった日本スポーツ協会「登録・認証制度」

総合型クラブの場合、全国登録しているクラブはtotoへ助成金申請ができる。

2.登録制度の運用に次いで、「認証制度」を検討している。【部活動・学校連携タイプ(案)】等

※ 1と2については、スポーツ庁 第2期スポーツ基本計画の定めによって制度を構築している。

3.総合型クラブとスポーツ少年団の連携を進めるため「地域スポーツ連携促進会議」が9月30日に設置され将来新たに「JSPO地域スポーツクラブ(仮称)」とした組織形態の検討を開始した。



この時間の主な内容

- 岐阜県の現状(部活動の地域移行と人口動態)
- 日本における中学校部活動の歴史
- 岐阜県の特徴
- (公財)日本スポーツ協会の動き
- 学校部活動の地域移行の本質とは
- 事例、新町におけるスポーツ・文化芸術活動とは



学校部活動改革の本質とは 青少年世代の激減による環境の変化に対応

- 学校部活動の地域移行
ではなく部活動改革
最終的には地域活性化
- ・地域で地域の青少年を育むこと
 - ・地域スポーツも一緒に改革が必要
 - ・同世代だけのスポーツ文化活動ではなく
地域の多様な人達と交流しながらの活動へ

【今までの部活動ではカバーできない現状】→制度疲労
中体連の20競技種目 2024 パリオリンピック競技種目数 39競技
東京大会 アーバンスポーツのスケートボード金メダリスト 中学生

【群馬県の基本方針】

(1) 地域クラブ活動の在り方

- ・生徒のみならず地域住民が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、より良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指す。

(2) 地域クラブ活動の環境整備

- ・生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とする。

(3) 休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域クラブ活動への移行

- ・まずは、休日における地域クラブ活動の環境整備を確実に進め、学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行を進める。

君たちの声が聴きたい

ぐんま中高生のための 部活動改革ワークショップ



令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業(スポーツ庁・群馬県)

令和6年7月13日(土)13:30～ Gメッセ

★群馬県教育委員会★群馬県地域創生部★

最初の文案は、「生徒が」⇒ 総合型クラブ関係者の提案で「生徒のみならず地域住民が」へ変更

主役となる青少年の声を聴いて

・部活動改革の主役

⇒ 主役は中高校生 だからこそ、主役の立場に立って大人は謙虚に声を聴いて教えてもらう姿勢が大切

・地域クラブ活動が求められている環境

- ① 仲間づくりと居場所づくりとしての環境
- ② 指導者が専門的にスポーツ(種目)を学ばせてくれる環境
- ③ 複数の学校の生徒と一緒に活動できる環境
- ④ 自分たちがやりたいスポーツが選択できる環境
- ⑤ 多世代間で交流ができる環境

この時間の主な内容

1. 岐阜県の現状(部活動の地域移行と人口動態)
2. 日本における中学校部活動の歴史
3. 岐阜県の特徴
4. (公財)日本スポーツ協会の動き
5. 学校部活動の地域移行の本質とは
6. 事例、新町におけるスポーツ・文化芸術活動とは



新町スポーツクラブ設立の経緯



スポーツ少年団とは（手本はドイツスポーツユース）



・スポーツ少年団理念

- ・一人でも多くの青少年にスポーツの歡びを提供する
- ・スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる
- ・スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する(2009年追加制定)

・設立年月日：1962年(昭和37年)6月23日

※ 新町は、1967年4月設立(58年目)
設立当初は、中高校生のための青少年団体として発足
設立当時から現在も大人も団員登録できる

・団員構成年齢(中学生以上、小1以上、3歳以上と変化して來た)

2017年度から3歳以上
1976年度(昭和51年度)から登録制度が導入されると同時に団員構成年齢が原則 小学1年生以上となった

岐阜県と群馬県のスポーツ少年団の比較(R5年度)

岐阜県

- ▶ 設置市町村 40/42
- ▶ 単位団数 576団
- ▶ 指導者数 3,012人
- ▶ スタッフ数 1,388人
- ▶ 団員数 14,939人
内 中学生以上の団員数 1,215人

群馬県

- ▶ 設置市町村 35/35
- ▶ 単位団数 796団
- ▶ 指導者数 2,713人
- ▶ スタッフ数 907人
- ▶ 団員数 15,260人
内 中学生以上の団員数 2,017人

令和4・5年度岐阜県と群馬県中学生以上団員数比較

世代	中学生			16歳～18歳			19歳以上			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
A R4年度 岐阜県	1,047	730	1,777	75	42	117	41	31	72	1,163	803	1,966
B R4年度 群馬県	644	434	1,078	22	15	37	2	4	6	668	453	1,121
群馬と岐阜の比較(A-B)	403	296	699	53	27	80	39	27	66	495	350	845
C R5年度 岐阜県	1,142	718	1,860	46	41	87	44	26	70	1,232	785	2,017
D R5年度 群馬県	662	438	1,100	47	40	87	12	16	28	721	494	1,215
群馬と岐阜の比較(C-D)	480	280	760	-1	1	0	32	10	42	511	291	802
群馬県のR4とR5比較(C-A)	95	-12	83	-29	-1	-30	3	-5	-2	69	-18	51
岐阜県のR4とR5比較(D-B)	18	4	22	25	25	50	10	12	22	53	41	94

総合型地域スポーツクラブとは

▶新しいタイプのスポーツクラブ

人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる

▶特徴(多世代・多種目・多志向)

子供から高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴

▶新しい運営方法

地域住民により自主的・主体的に運営

▶役割として

地域において、スポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりなどに向けた多様な活動を展開し、地域スポーツの担い手としての役割や地域コミュニティの核としての役割を果たしています。

出典元:スポーツ庁HPから抜粋

我が愛する町 新町

中山道、江戸から11番目の宿場町として栄え、明治10年に官営脣糸紡績工場が開業(現在も工場が存在)江戸時代から外からの人達を受け入れる歴史がある地域
鉄道唱歌 北陸編 11番にも歌われている町

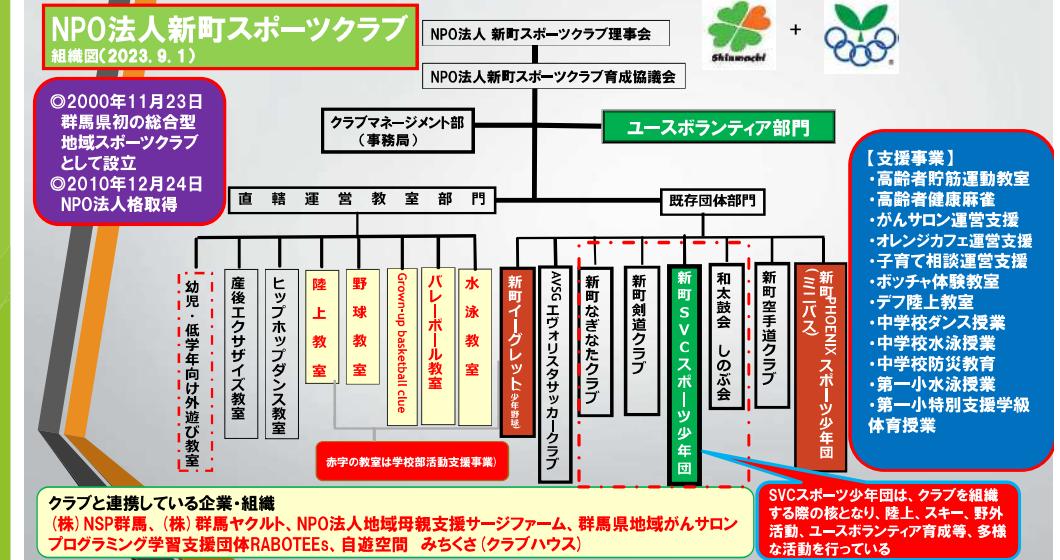


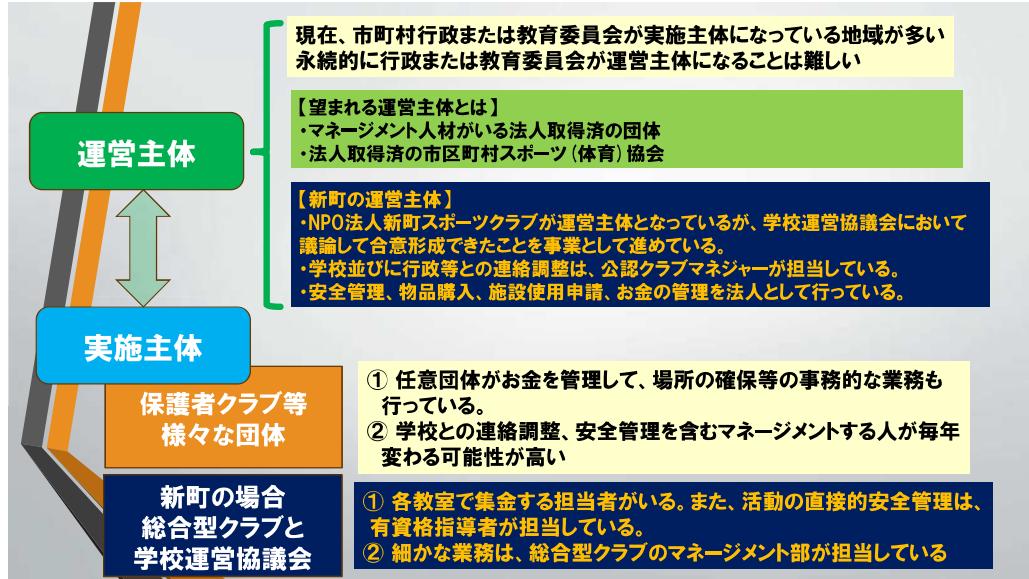
現在も似たような風景です

- ▶平成18年1月、高崎市と合併(合併前は多野郡新町)
新町当時、人口密度町の部日本一・下水道連結率99% 日本一
- ▶面積 3.74km² 人口11,681人(R6.9.30現在) 高齢化率30%前後 東京から98Kmの距離
- ▶学校 小学校2校(児童数507名)、中学校1校(生徒数285名) 2024年4月現在
上武大学高崎キャンパス(ビジネス情報学部・看護学部)
- ▶交通機関 JR高崎線新町駅(東京・新宿へ乗り換えなし)・高速道路のICは新潟方面、東京方面、長野方面と別々のICを選択でき、いずれも10分程度で利用可能
- ▶産業 ハラダのラスクの本店、ハーゲンダッツ工場(世界で4か所の内の1か所)、高梨乳業、クラシエフーズ、テーブルマークの工場、陸上自衛隊駐屯地
- ▶日本初・群馬県初が多い地域
官営脣糸紡績工場開設、鉄道の駅開業、2車線道路、スリーデースマーチ発祥、総合型地域スポーツクラブ設立、なぎなた国体正式種目、ボーイスカウト活動県内発祥の地など

NPO法人新町スポーツクラブ 組織図(2023.9.1)

◎2000年11月23日
群馬県初の総合型
地域スポーツクラブ
として設立
◎2010年12月24日
NPO法人格取得



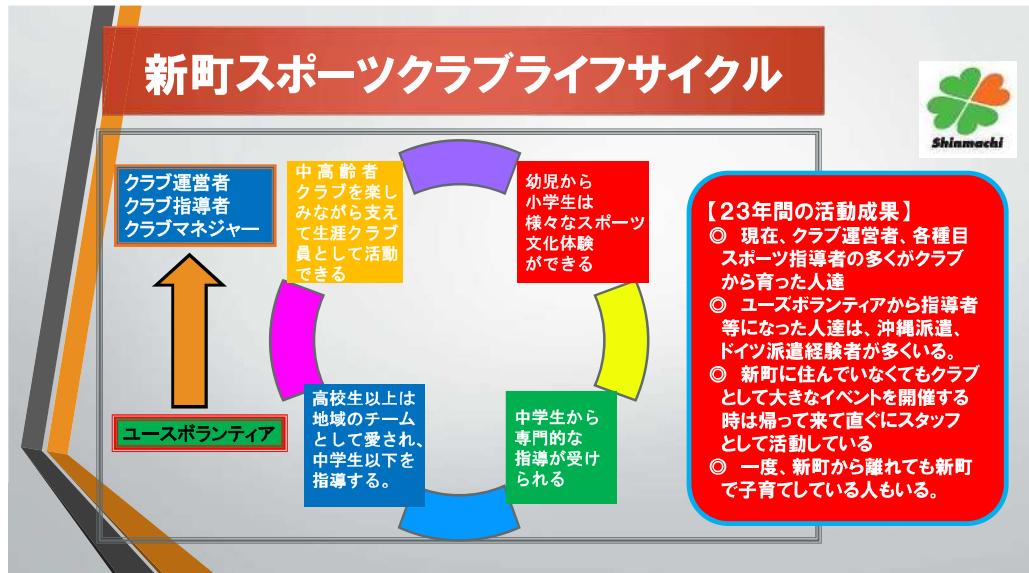


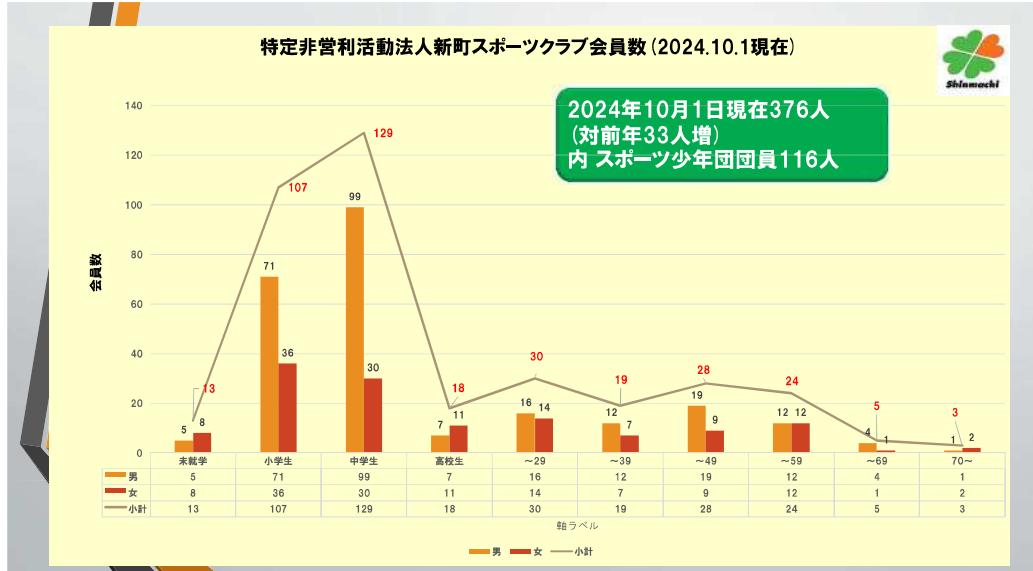
【持続可能な地域スポーツクラブ活動に必要なこと】

- ◎ 地域スポーツクラブが地域から信頼されていること
地域からの信頼⇒地域から必要とされる人材育成
- ◎ 地域内で安定的に指導者がいること（地域人材の発掘）
日本人全体の働き方改革が必要
- ◎ 地域スポーツクラブと学校の間にコーディネーターが必要
自らの経験 ⇒ 校長の考え方で活動が不安定化した
地域スポーツクラブと学校との連携に必要な人材（育成）が必要
- ◎ 生徒の保護者との信頼関係構築に学校と連携する
- ◎ 市町村行政の財政・人材確保の支援が必要

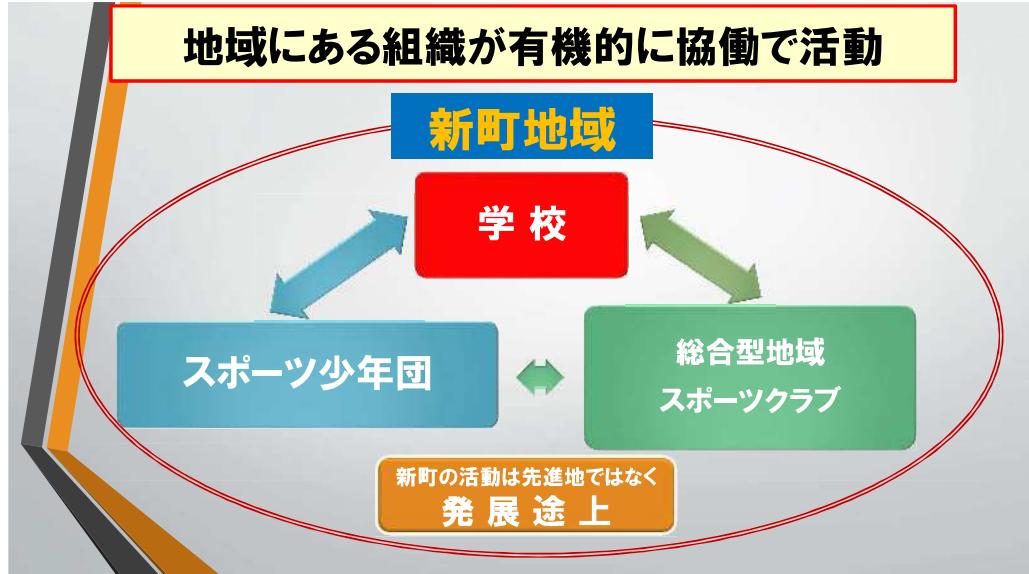


財源は必要です。学校と地域を繋ぐコーディネーターの育成と正規雇用のための恒久財源





地域にある組織が有機的に協働で活動



地域クラブ活動における連携・協働のスタイル

A:連携型：coordinate

同じ方向をむいている人たちが力を合わせて
ものごとを行う



例：互いに連絡を取り合い、協力して地域クラブ活動を実施する（連携のとりまとめはどちらかの主体になる可能性が大）

東京学芸大学副学長松田恵示氏講演（R3.1.09本校にて実施）資料に松田雅彦が加筆し小出も加筆

B:協働型：collaborate

お互いが目的を共有して当事者意識を持ち、
よい結果を生み出すために協力して働くこと



新町スポーツクラブと新町中学校が目指す組織

地域だからできる教育的意義がある活動

教育的意義とは、学校、地域、家庭が役割分担すべきでは？

【新町スポーツクラブの教育的な活動】

- ・地域活動に積極的に参加
- ・自分の命の大切さを学ぶ機会⇒ 沖縄県派遣事業（中学生以上）
- ・国際的な感覚（平和について考える）を身に付ける機会
⇒ ドイツ 青少年定期受入・派遣交流事業（高校生上）

スポーツが複数形 Sportsで分断

学校体育

競技スポーツ

生涯スポーツ

競技スポーツも生涯スポーツも種目別文化



スポーツ文化
スポーツは
1つ
(Sport)

地域で活躍する スポーツユースボランティア (スポーツ少年団リーダー)

高崎市新町地域 親善体育大会の活躍

この青少年達の活躍が地域からの
信頼を得ている原動力

子ども達のプログラムは、スポーツクラブが
企画運営全てを担当

- ・体育大会の進行役は大学生担当
- ・幼稚から小学生対象の障害物競走の
企画運営は、中学生と高校生担当
- ・スポーツクラブとスポーツ少年団対抗
リレーも企画運営は、中学生と高校生担当
- ・その他、大会運営補助全般担当



沖縄県なきじんスポーツクラブと糸満市西崎アスリートスポーツ少年団と地域間交流
～～自分の命を大切にすることを美ら海で学ぶ機会～～



2022年8月第8回ニュルンベルク市青少年国際交流派遣事業



- ① 交流目的は、日独両国のスポーツと文化交流を
通して、両国の良さを理解する
- ② 両国ともにホストファミリー形式で交流を行うこと
で、生活の中でスポーツを体験し、相互に食文化、
生活様式、歴史等についても学ぶ機会となる



2006 ドイツW杯
日本対クロアチアの試合を
開催したニュルンベルクの
スタジアム

報告書は、新町スポーツクラブ
HPからダウンロードできます



幸せの泉の塔前で記念写真
ニュルンベルク市役所内
市長（オリンピック金メダリスト）と
記念写真

アルトドルフスポーツクラブ柔道場で
スポーツ交流後に記念写真

ニュルンベルク市はドイツ近代史の歴史的遺跡がある街
ドイツの青少年は自国の近代史を深く学んでいる
ドイツでは近代史を学び、地域を学ぶ=地域愛を育む
そのことが、地域で役立つ人材育成となっている

第9回ニュルンベルク市青少年国際交流受入事業
～～2023.8.9～8.18 企画運営はユースボランティア～～



スポーツ交流だけではない。ホストファミリーで
日本の文化生活体験や藍染め体験
幼児から高齢者まで交流します



部活動改革の活動＝トライ＆エラーの精神が大切



【スポーツ基本法 前文より】
スポーツは、世界共通の人類の文化である。
スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利



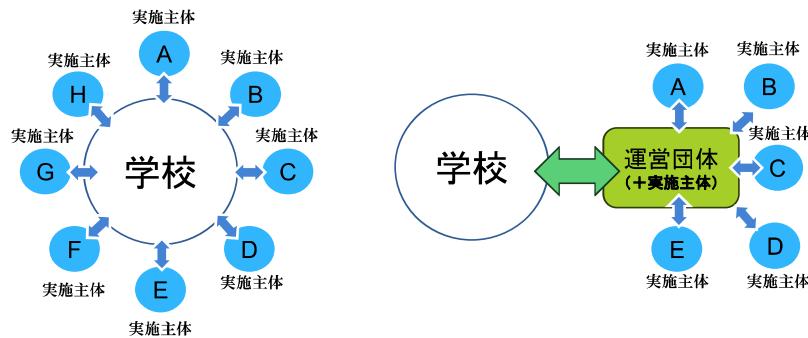
ご清聴ありがとうございました

「みんなが楽しめる」地域クラブの創造 ～部活動の地域移行における「みんな」とは誰のことか⁈～

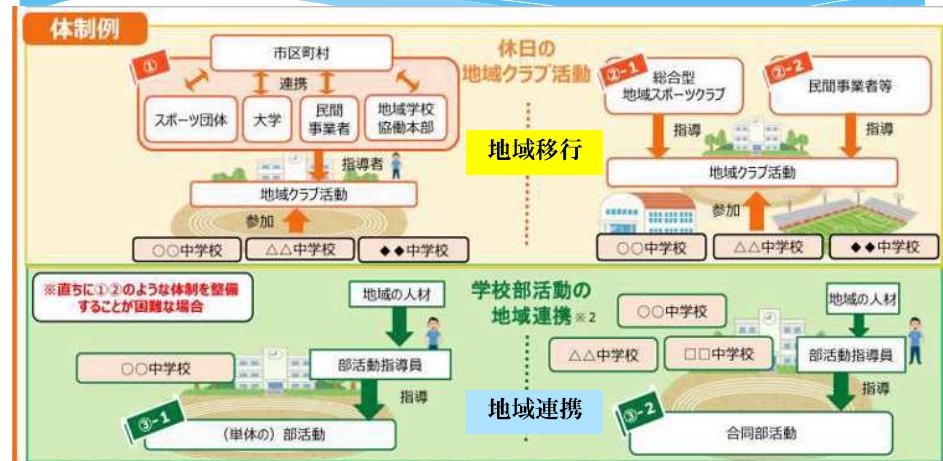
神戸親和大学 教育学部 スポーツ教育学科 教授
NPO法人しまとバンブークラブ 理事
松田 雅彦

2024/10/27 : 岐阜県 不二羽島文化センター

学校と運営団体・実施主体の関係



連携と移行の違い



* 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。
体制例は、あくまでも一例である。

(担当：スポーツ庁地域スポーツ課)

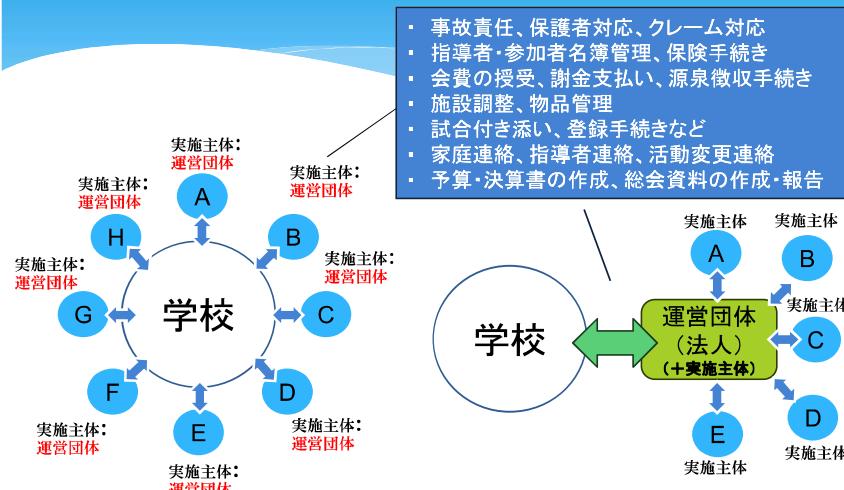
地域クラブ活動制度の導入 ～学校管理下ではなくなる意味～

責任問題	費用	指導のあり方	大会の開催
<ul style="list-style-type: none"> 受け皿団体 法人化必須 連絡・調整 	<ul style="list-style-type: none"> 保険料 謝金・交通費 施設使用料 費用負担は誰か？ 	<ul style="list-style-type: none"> 学校部活動との指導方針のずれ 部活動の教育的意義 	<ul style="list-style-type: none"> 合同部活動 大会準備？ 学校代表？ 地域代表？

運営団体を担う団体としての地域クラブ

- 問1 総合型クラブは運営団体を担えるのか？？
 問2 チームの集合体が運営団体を担うとどうなるのか？
 問3 そもそも(総合型)地域クラブとは何なのか？

各団体にアウトソーシングすると？？ 学校と運営団体・実施主体の関係



運営団体の組織化が課題

運営団体・実施主体と活動範囲

① 中学校を中心とした活動範囲

A: 行政内に運営団体を置く
(学校教育:社会教育:生涯学習)

運営団体
(事務局:行政)

実施主体
実施主体
実施主体

* スポーツ推進委員の活用
* 行政関連団体と連携

② 広域的な活動範囲

B: 行政が外部団体に委託する
(学校教育:社会教育:生涯学習)

部活動を地域クラブ活動として委託する

運営団体 (新しく設置)
(事務局とマネジャーを雇用)
・指導者(指導したい教員含む)
・コーディネーターなど

運営団体が実施主体を兼ねることもある

実施主体
実施主体
実施主体

ジュニア世代を含む全世代(地域住民全体)を対象とした学習活動

地域クラブ活動の性質 「公(みんな)」と「私(一部)」のどちらに向かうのか

「公」(必要な人へ提供)

税金による行政
サービス
義務教育
部活動

新しい公共
民による公的
サービス

官

民間企業による
私的サービス
塾や習い事

みんなが参加できる活動
(公共的性格を持つ部活)

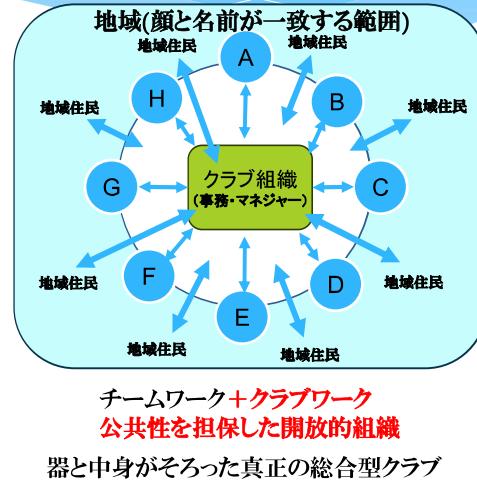
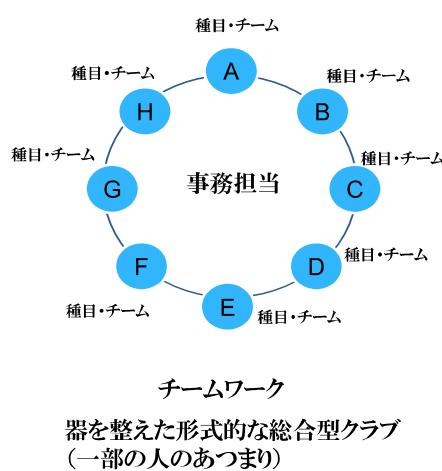
地域クラブ

民間

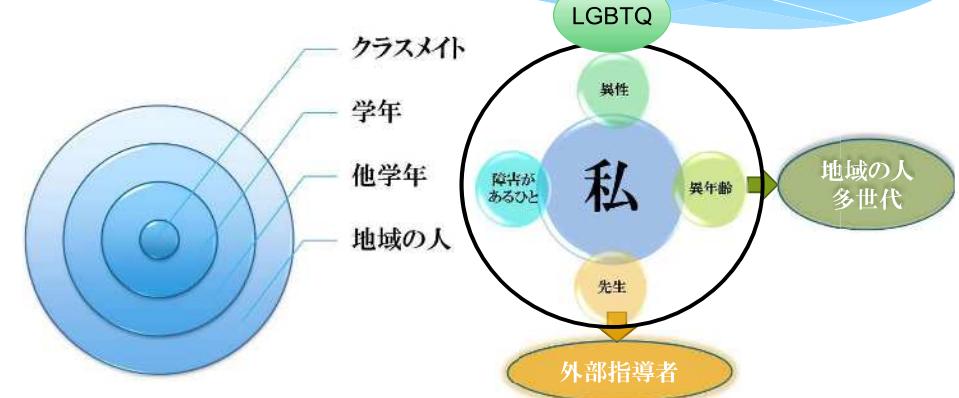
一部の人の習い事としての活動
(部活の塾化)

「私」(払える人へ提供)

総合型クラブの「器」と「中身」



「私もあなたも楽しい」というスポーツの原則から
「みんな」を考える



「もらえる人へのサービス」としての地域クラブ

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめ骨子（案）① 資料1

1. 改革の理念

- 急激な少子化の中にあっても、将来にわたって子供たちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するのが改革の主目的
- 学校で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障
 - ⇒ 上記の理念等を的確に表すため、「地域移行」という名称は、例えば、「地域展開」などに変更

※改革を実現するための手法を考える際には、教員の負担軽減が図されることについても考慮

2. 改革推進期間の成果等

- 令和5年度から「改革推進期間」がスタートし、国の実証事業等を通じて、意欲ある地方公共団体による取組が着実に進捗。既に休日の地域展開を完了している地方公共団体や、令和7年度末又は8年度末までの完了を目指している地方公共団体も存在しており、今後も更に改革が進捗していく見込み
- 先行して取り組んだ地方公共団体の創意工夫により、地域クラブ活動のモデルや各種課題の解決のためのノウハウなど明らかになってきた
- 他方、改革途上にある地方公共団体も多い。これまでの改革の歩みを止めず、より一層の改革を進めていくことが必要

3. 更なる改革のために特に地方公共団体に伝えるべきこと

- これから改革に取り組む地方公共団体においては、早急に改革に着手（先行事例を踏まえ、例えば、まずは休日の改革に取り組むなど）
- 既に改革に着手している地方公共団体においては、地域の実情等に応じて、更に取組を深化
- 改革の理念を実現することが最も重要であり、その実現のための手法については地域の実情等に応じた多様な形態を想定

4. 地方公共団体における推進体制の整備

- 地方公共団体において、部活動改革に係る専門部署の設置や総括コーディネーターの配置など、適切な推進体制を整備することが重要
- 都道府県によるリーダーシップや市区町村へのサポート、複数の市区町村による広域連携の取組も重要
- 地域クラブ活動の運営体制については、実証事業等を通じて蓄積された多様なモデルを参考に、地域の実情等に応じて整備することが重要

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめ骨子（案）②

5. 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させるとともに、地域ならではの新たな価値を創出することが重要
 <新たな価値の例>
 子供たちのニーズに応じた多種多様な体験（マルチスポーツやスポーツと文化芸術の融合を中心）、子供たちの個性・得意分野等の尊重、学校を超えた仲間の獲得、様々な世代との豊かな交流、専門的指導による高度な指導、学校段階にとらわれない継続的な活動など
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るもの（従来の部活動の在り方に囚われる必要はない）
 ※民間のクラブチーム等との区別の明確化や質の担保等の観点から、地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等を国として示す必要

6. 次期改革期間の在り方

- 次期改革期間：「改革実行期間」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度）
 ※これから改革に取り組む地方公共団体においても、前期で地域展開（困難な場合は地域連携）に着手
- 市区町村が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等にあった望ましい在り方を見出していくことが重要
- 休日及び平日の具体的な取組方針等については、更に議論を深める（第3回WGでの議論を踏まえて、中間とりまとめ（案）の記載を検討）
- 地域の実情等に応じて継続的かつ円滑に取組を進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランスなど費用負担の在り方を検討

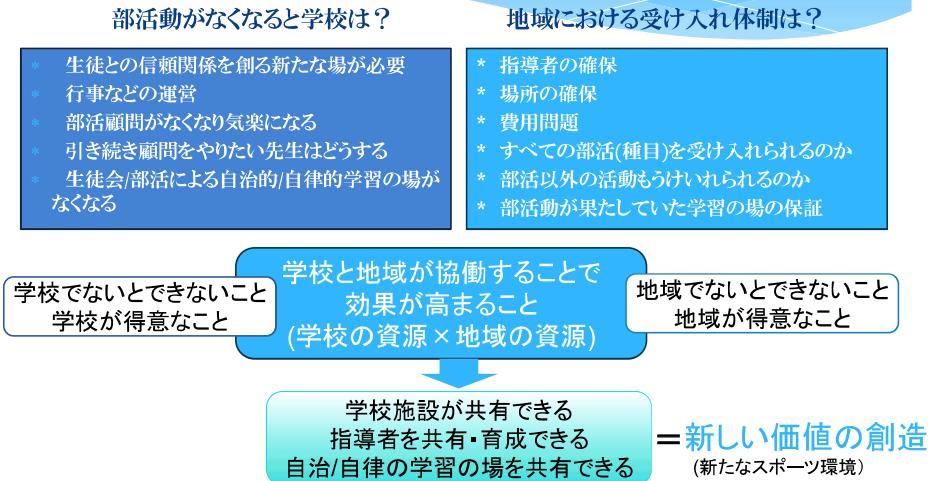
7. 学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校単位で行われた部活動とともに、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が重要
- こうした地域クラブ活動の意義や地域展開の進捗等に踏まえつつ、学習指導要領の次期改訂時にあわせて、地域クラブ活動と部活動に関する記載の在り方を検討（※最終とりまとめまでに更に議論を深める）

【最終とりまとめまでに検討する主な事項（個別課題への対応等）】

1. 「地域クラブ活動」の実施体制の在り方
2. 指導者の質の保障と量の確保
3. 「地域クラブ活動」を行う活動場所
4. 活動場所への移動
5. 競技大会運営の在り方
6. 保護者等関係者理解促進
7. 生徒の安全確保のための体制
8. 特別支援学校等における部活動改革
9. 費用の負担の在り方

「学校か、地域か」を超えて ～ 部活動の地域展開(脱二者択一)へ～



日本初のクラブは総合型だった！
～クラブの課題は明治時代から続いている～

- * 明治からのボタンの掛け違い
- * チームの学習はあるが、クラブの学習は皆無
- * 「与えられるもの」から「自分たちでつくるもの」
- * 各地域の「スポーツを楽しむ仕組み」を評価する
- * 課題解決学習としてのクラブづくり
- * クラブの必要性を論理で語れるか？

中教審・教育課程部会(第131回)R610. 25 資料

各校が部活動を実施するに当たっては、本項や、中央教育審議会での学校における働き方改革に関する議論及び「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月スポーツ・文化庁)を踏まえ、生徒が参加しやすいよう実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見据えて休養日や活動時間に適度に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。その際、生徒の身心の健康管理、事故防止及び体制・ハラスメントの防止に留意すること。なお、部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないともあり。また、全ての生徒と一緒に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを留意すること。

部活動をやるかどうかは学校に任されるということ。おそらく休日の部活動は地域移行(展開)するが、平日に実施するかどうかは学校に任されるんだろう。しかし実際には教育委員会の判断になるのでは…

ノート：学校と地域クラブとの連携等
「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、地域の事情に応じ、各地域において休日を中心とした部活動の地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動(以下「地域クラブ活動」という。)への移行等が進められており、今後も更に移行等が進んでいくことが見込まれる。地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、集団の中で切磋琢磨することや、学生の接遇などといった活動でその後が活躍するなど、生徒の望ましい成長を保証していく観点から、教育的意義を有するものであり、その実現に当たっては、部活動の教育的意義を尊重・実現させつつ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが重要である。

このため、当該学校の生徒が、地域クラブ活動に参加している場合には、学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の互通確認を取り、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保護することが必要である。特に、生徒が平日に部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合など、異なる者が生徒の指導に立ち会いの場合、指導の一貫性を確保する観点から、生徒の活動状況に関する情報共有等を行い、堅密な連携を図ることが必要である。

また、生徒が興味開拓に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにするため、学校において教員等と連携しながら、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に周知することなどを求められる。

スポーツ禁止令

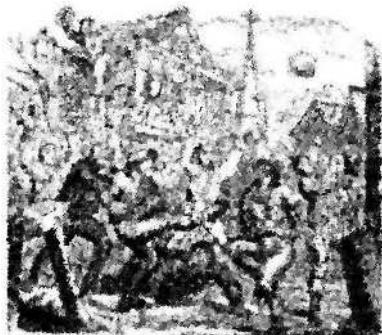
表1 ヨーロッパにおいて4世紀から16世紀までに出された主なスポーツ禁止令

393 - 423	ホノリヌ皇帝下。闘牛の競技を禁止【ローマ帝国】
506	アグリコラの教会会議、聖職者の賭博を禁止【フランク王国】
585	マイオネの教会会議、聖職者の賭博を禁止【ランク王国】
7 ~ 8世紀	教会会議「春祭の賭博」を異教的として度を禁止【ケルト人】
1139	第2回テラヌの会議、時の使用したトーナメントを禁止【イタリア】
1154	国王ヘンリー2世。トーナメントを禁止【イギリス】
1215	第4回ラジア公会議。寺の使用したトーナメントを禁止【イタリア】
1227	公会議、聖職者のトーナメントを禁止【ドイツ】
1230	ドイツ騎士団。打球競争とチェスを可駆。バドミントンと犬による狩獵を禁止【ドイツ】
1245	ルーベンで聖職者のボルゲームを禁止【フランス】
1285	国王エドワード2世。ロンドン市内の劇場教授を禁止【イギリス】
1290	国王フィリップ4世。直角のトーナメントを禁止【フランス】
1297	「森林法」。イングランド下級貴族の狩獵を禁止【イギリス】
1306	ポールゲームと共に狩獵禁止【フランス】
1310	ルウェルで、教皇の巡で身体運動と遊戲の禁止【スイス】
1313	「国王エドワード2世。ロンドン市内のフットボール禁止【イギリス】
1319	国王エドワード5世。武闘競技を廃止しスールを禁止【フランス】
1322	「国王エドワード2世。トーナメントを禁止【イギリス】
1331	「国王エドワード3世。フットボールを禁止【イギリス】
1345	イングランド庶民の、ボルゲーム、ホッケー、蹴球、闘毬を禁止【イギリス】
1359	皇帝カール4世。コンスタンツの帝国聖堂参事会員のトーナメント参加を禁止【ドイツ】
1364	エリーの教会会議、聖職者のボルゲームを禁止【イギリス】
1365	国王シャルル5世。ジョージ・ボームを禁止【フランス】
1385	ロンドン公爵。教会でのトーナメントを禁止【イギリス】
1388	国王リチャード3世。騎士・市民に弓射競技・武闘競技・テニス・フットボール・石投げ・棍棒投げ・九柱競走を禁止【イギリス】
1389	イングランド下級貴族のトーナメントを禁止【イギリス】
1397	パリの裁判官。白鷹と象以外のジョー・ド・ボームとスールを禁止【フランス】
1401	国王ヘンリー4世。フットボールを禁止【イギリス】
1410	国王ヘンリー4世。フットボール禁止令を公布【イギリス】
1415	ハイデルベルクの学生の、劍術を禁止【ドイツ】
1415	国王ヘンリー5世。フットボールを禁止【イギリス】
1420	スコットランドでフットボール禁止【イギリス】

1429	シャロン市。弓射を禁止【フランス】
1440	ブルターニュ司教。スールを禁止【フランス】
1450	ハリファックスでフットボールと九柱競走を禁止【イギリス】
1450	ヴィックの学則。教会以外の場所での遊戲を禁止【オランダ】
1457	スコットランドの国会。フットボールとゴルフの禁止を決議【イギリス】
1460	フライブルク大学。学生の石投げ・劍術を禁止【ドイツ】
1467	レスター市。市内のテニスとフットボールを禁止【イギリス】
1471	イングランドとスコットランドでゴルフを禁止【イギリス】
1472	インゴルシュタット市。学生の剣術競行参加を禁止【ドイツ】
1477	イングランドでフットボールとクローケ禁止【イギリス】
1479	ビュルツブルクのトーナメント規定。「市民化した」農民の参加を禁止【ドイツ】
1484	バーゼルで諂肉祭の間。市内の諸競技禁止【スイス】
1485	サンクスの教会会議。修道士のジュー・ド・ボームを禁止【フランス】
1491	イングランドでフットボールとゴルフを禁止【イギリス】
1529	バーゼルの宗教改宗法。日曜・祭日の百姓戯を禁止【スイス】
1535	国王ヘンリー8世。テニスと「不法な遊び」を禁止【スイス】
1537	ハンブルクのギムナジウム学則。水泳と沐浴を禁止【ドイツ】
1539	チューリッヒで子供の九柱競走【スイス】
1551	ニュルンベルクで剣術競行禁止【ドイツ】
1563	リーゲニッセ領主ハインリヒ9世。武器携行・沐浴・雪合戦・水上遊戯を禁止【ドイツ】
1594	ハイデルベルク市。学生のボルゲーム禁止【ドイツ】
1610	生徒の氷上の競争・雪合戦・豪川での沐浴禁止【フィンランド】
1611	バーゼルでレスリング禁止【スイス】
1627	チューリッヒ市。前の大会での諂肉戯禁止【スイス】
1640	バーゼルで教育での乗馬禁止【スイス】
1641	ジリストで、公共の場での内競技会停止【スイス】
1641	ゴータのギムナジウム学則。身体に苦を与える跳・レスリングなどを禁止【ドイツ】
1682	チューリッヒで、氷上の石投げ禁止【スイス】
1700	アウグスブルク市。剣術競行を禁止【ドイツ】
1760	公開のボクシング試合禁止【イギリス】
1785	国王カルロス3世。闘牛を禁止【スペイン】
1785	トリモール選帝侯。モーゼル川でのスケートを禁止【ドイツ】
1788	(浦田勝・守護信次編「スポーツの政治史」春秋出版。1999. pp.16-17 を改変)

自治組織としてのクラブと近代スポーツ ～近代スポーツ成立以前～

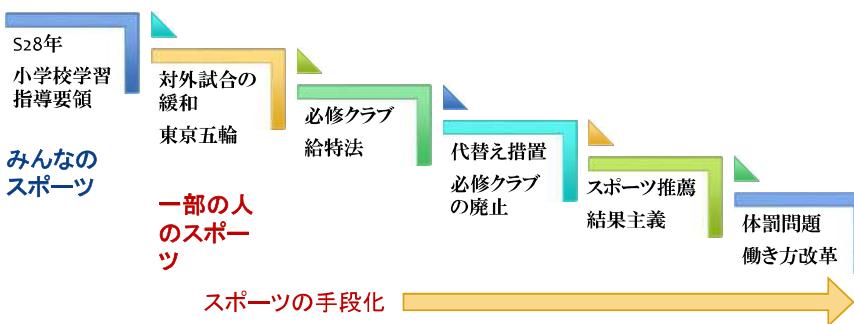
- * 野蛮なスポーツ(モブフット等)
 - * スポーツ禁止令



1429	サンビニ, 何を名前? 「フランス」
1450	シルバー、四角、黒い球 = ブラウン
1450	ハバ・ファクス等トブルーと九色鉛筆 = レギズ
1530	ダグラスの毛皮、教会内での毛皮の販賣店 = オランダ
1537	スマッシュドソーセイのソーセイ「スマッシュドソーセイ」
1540	レターナンバー、現地でのラッピング用紙 = ローマ
1541	レターナンバー、現地でのラッピング用紙 = ローマ
1541	イブランズ・エスコットラング=ゴルフ場 = ブリタニア
1542	イブランズ・ショットラング=ゴルフ場 = ブリタニア
1543	イブランズ・セント・ポール・ランク・オーナー = ブリタニア
1547	イブランズ・セント・ポール・ランク・オーナー = ブリタニア
1548	ミルナルブのテメートトナム = 言ひ合ひした。西欧の愛称を括り、[ビリヤ]
1564	バーゲルを意味する言葉、中世の御料酒販賣店 = [スイス]
1565	バーゲルを意味する言葉、後醍醐天皇の御料酒販賣店 = [フランス]
1565	イブランズ・エスコットラング=ゴルフ場 = ブリタニア
1529	バーグルの城郭改修工事、日本=村山の城郭改修工事 = ブリタニア
1539	国=ヘンリイ二世、ニース=「法典をもつて貯藏」 = [スイス]
1539	ハンブルクのギムナジウム=学校、理屈と沐浴を貯藏 = [ブリタニア]
1539	フォーリードで字ひしの丸の御料酒 = [スイス]
1551	ヘルシンクで開催された航行会議 = [ドイツ]
1568	リーガン・ヤンセン=オランダ人女性、結婚後、沐浴、骨董、米上陸船の名前
1584	バーゲル=ベーカー、学生のバーゲル=ムーン = ドイツ
1610	冬の氷上の氷釣り、糞合戦=スウェーデンの御料酒販賣店 = [マンナンランド]
1611	バーゲル=スウェーデンの御料酒販賣店 = [スイス]
1627	ガーリー=リード、40代の娘の御料酒販賣店 = [スイス]
1646	バーゲル=穀物の御料酒販賣店 = [スイス]
1641	ジヌス=公爵の御料酒販賣店 = [スイス]
1641	ゴーラー=ナラジム=ナラジム、身体に力をもたせ、フレンチなどを使
1682	ゴーリーとモ、水への御料酒販賣店 = [スイス]
1700	ダグラス・スクール、新規技術の御料酒販賣店 = [ドイツ]
1760	公爵のボランダの御料酒販賣店 = [スイス]
1765	ドナルドス=スコット、牛を生食 = [スペイン]
1783	トリモ=モス科海藻、三日月形のカタマリを販賣 = [ドイツ]
1783	チカルナ=ラード、牛糞か牛糞 = [スペイン]
	山田忠義:『世界の御料酒』(ヨーロッパの御料酒)、山田忠義、1994年、pp.16-17

菊幸一[2018]「スポーツと教育の結合、その系譜を読み解く」『現代スポーツ評論』38、創文企画。より

スポーツの輸入と クラブ活動の歴史 ②



スポーツの輸入と クラブ活動の歴史 ①



日本におけるスポーツの歴史 ～輸入されたスポーツ～

日米修好通商条約（1858年：安政5年）に開港された外国人居留地

東京大学にボートチーム(舟行組)ができる(1877年:明治10年)

ポートクラブを統括する団体として走舸(そうか)組が設立される1884年(明治17年)

ボートに水泳、陸上が加わり統括団体として帝国大学(東京大学を改称)に「運動会」ができる(1886年:明治19年)

日米修好通商条約（1858年：安政5年）に開港された外国人居留地

ウイリアム・ストレンジ(英語教師)が指導

外国人によって輸入された スポーツとクラブ



高等教育から中等教育学校への水平展開

* 大人の統制による自治の崩壊

「校友会の役員は、校長以下教職員が枢要を押さえ、学校側が大幅に関与するかたちのものであった」【岸野雄三[1987:1089]『スポーツ大事典』大修館書店】

* スポーツは種目やチーム単位の活動として全国に広がる



自治組織としてのクラブと近代スポーツ ～近代スポーツの成立と自治組織～

- * 暴力を廃止し、ルールやマナーを整備することで社会に認められる
- * イギリスのパブリックスクールによる逆転の発想
- * もっとスポーツを楽しみたいという欲求→学生の自律と組織の組織
- * スポーツ禁止→スポール奨励:ただしルールの遵守、マナーの励行

スポーツの大衆化とその弊害

* クラブワーク(共生)の不在によるチームとチームの対立

* チームや種目単位での対外試合の増加

* 勝利至上主義(結果主義)の台頭

「東京朝日新聞は1911年8月29日から9月11日まで『球と其害毒』という連載を開始し、粗暴な行為、学業成績不振、運動場の占用などの問題を指摘した」

「明治39年、両校の応援が白熱し危険をともなう恐れがあるため早慶野球試合決勝戦が中止となる(以降大正14年まで早慶戦は実施されなかった)」

「みんなのスポーツ」への挑戦と挫折① 第二次大戦後の民主教育

「学校体育は、いうまでもなく学内のすべての(生徒を対象して行われなければならぬ。かりにスポーツで有名な学校であったとしても、もしそれが、選ばれた一部少数者によって、もたらされた名誉であるならば、学校教育の立場からみて、その価値はきわめて少ないものといわなければならぬ」

「体育指導はややもすれば、正科体育の指導に限定される傾向がある。今後はこのような弊害を改め、国民学校においては課外運動、中等学校以上の学校にあっては校友会の活動に適正な指導を与え、その運営を通して生徒の自発的活動を活かし、学校教育の一環たるはたらきを發揮せしめ、明朗なスポーツの実践を通して健康の増進と道義心の昂揚とに資せしむべきである。

[文部省1946：94-95『新教育指針』]

著しく制限された对外試合
→校内におけるスポーツライフの学習の場づくり

部活動の地域移行(展開) ～部活動の地域移行の課題はゴール設定～

- ① 部活動のアウトソーシング（学校と切り離す：地域移行）
⇒ 部活動の習い事化(塾化)する(実施主体へアウトソーシング)
- ② 部活動を地域クラブ活動へ移行する(学校と切り離す：地域移行)
⇒ 部活動を学校から切り離して地域クラブ活動とする仕組みをつくる
- ③ 「部活動の地域移行」をきっかけとした教育改革・まちづくり
(部活動の地域展開)
⇒ 学校と地域が一緒になって(協働して)子どもたちを育てる仕組みをつくる

「みんなのスポーツ」への挑戦と挫折② 東京オリンピックと勝利至上主義

- * 東京オリンピック(1964)を契機とした对外試合の過熱化と勝利至上主義への傾倒
- * スポーツ推薦制度の導入とさらなる結果主義の台頭
- * 「みんな」から「一部の人」へのスポーツへ
- * スポーツ界の暴力問題 → 中世への回帰
- * コーチやプレイヤーの暴力やハラスメント、生徒の自殺問題、スポーツ障害、燃え尽き症候群(バーンアウト)



- * クラブの中には、いくつかのチームがあり、クラブメンバーとして共存・共生をめざしている。
- * 学校におけるクラブの枠組みは「生徒会」である。
- * 教師は、本来のクラブシステムとしての生徒会運営をサポートし、生徒の自治的・自律的な部活動運営をめざさなければならない。
- * 学校のスポーツシステムは地域においても同じであり「チーム単位=クラブ」という認識が地域における生涯スポーツとしての豊かなライフスタイルの実現を阻害している。

学校・地域におけるクラブシステム

生徒のニーズは？

表 今やりたいスポーツ種目(上位3種目)と頻度と部員数 [生徒アンケートより抜粋] N=254

種目	頻度				部員数
	週3回以上	週1回	2週間に1回	月に1回	
1 バドミントン(14.4% : 66名)	30.8%	41.5%	13.8%	13.8%	17人
2 バスケットボール(9.8% : 45名)	35.6%	40.0%	13.3%	11.1%	31人
3 サッカー(9.0% : 41名)	50.0%	35.0%	5.0%	10.0%	33人

部活動の質的改革

* 多志向協同型スポーツ・システム



* シーズン制スポーツ・システム

4月-6月	7月-9月	10月-12月	1月-3月
テニス	水泳	サッカー	ラグビー
ハンドボール	バドミントン	野球	マラソン
陸上	バレーボール	バスケット	卓球
釣り	登山	ゴルフ	スキー
など	など	など	など

表 今やりたいスポーツ種目(上位3種目)と頻度と部員数「生徒アンケートより抜粋」N=254

種目	頻度				部員数
	週3回以上	週1回	2週間に1回	月に1回	
1 バドミントン(14.4% : 66名)	30.8%	41.5%	13.8%	13.8%	17人
2 バスケットボール(9.8% : 45名)	35.6%	40.0%	13.3%	11.1%	31人
3 サッカー(9.0% : 41名)	50.0%	35.0%	5.0%	10.0%	33人

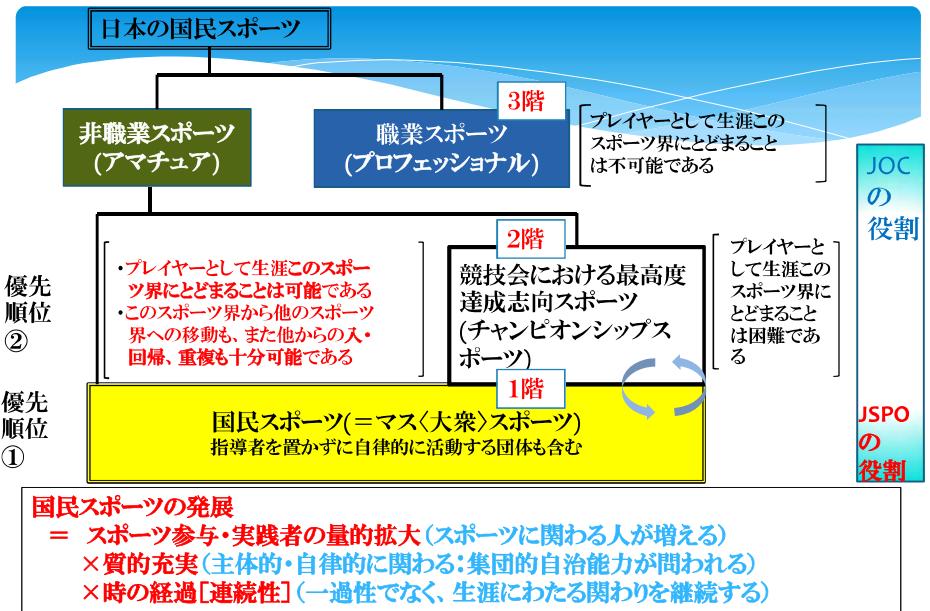


図1. 「国民スポーツの発展」について

(「[「スポーツに遊ぶ社会に向けて」島崎仁1998:107]の図に松田が図を再構成および加筆)

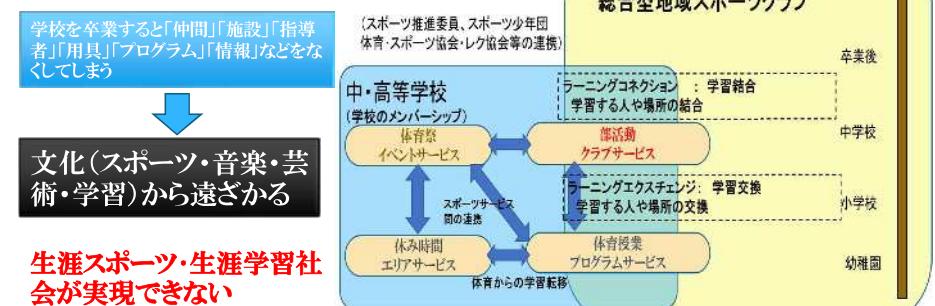
はじめにめざしたしくみ

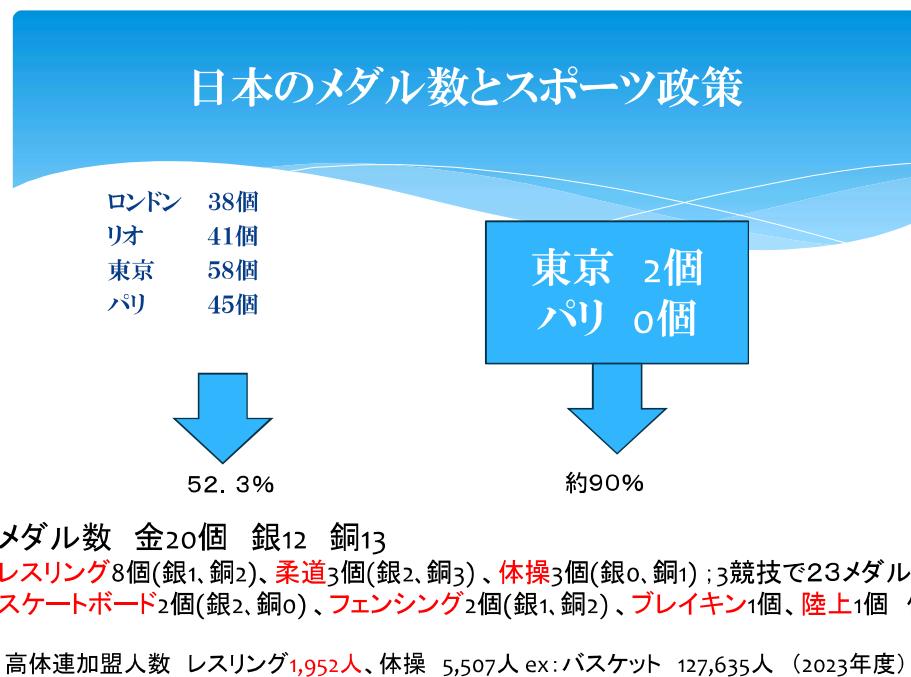
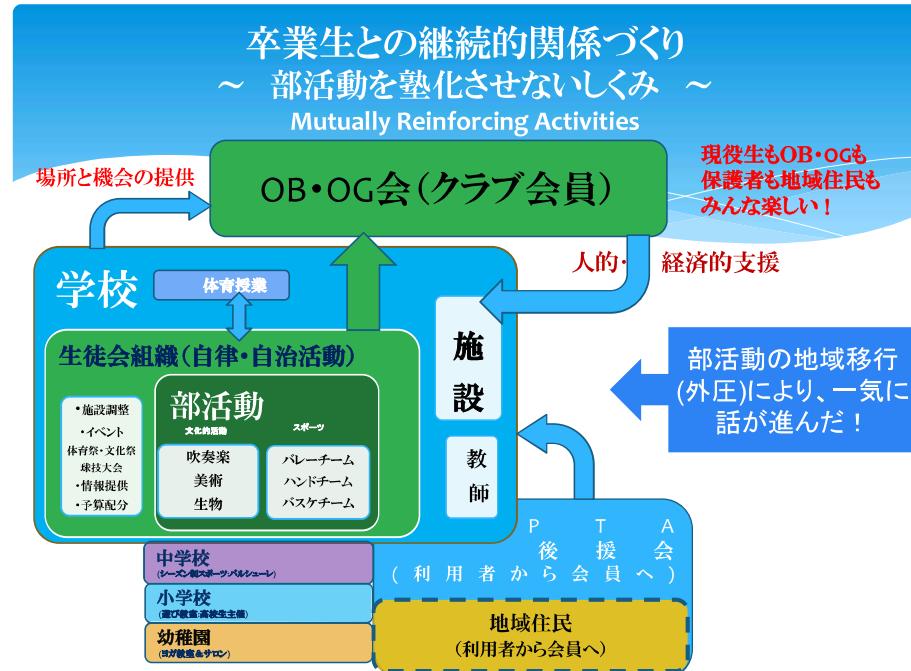
学校を卒業しても部活動は卒業しなくても良いしくみ

☆ 学校を卒業しても部活動は卒業しなくていいしくみをつくろう

⇒ そのためには学校と卒業生や地域をつなぐ組織が必要

⇒ 「ひらの傭楽部(Hirano Clb)」づくりへ！





さて、なんの数字でしょう？

- * 128人 / 1,334,740,000 人
- * 91%と52.3% (R4)
(59.9%:R2)(40.4%:H27)
- * 31.9%

地域クラブ活動制度の導入のポイント

- * 基盤母体を決めて導入する
CS(コミュニティスクール)、地域学校協働本部、PTAなどを母体とする
→ 会議体を事業体にする(事務局とマネジャーが必要)
- * いまあるお金を確認して、それらを活用する
教員の部活動付添費用、PTA会費、生徒会費、CF型ふるさと納税
→ 経済的に困窮している人も参加できるような工夫が必要
- * 地域における人材の活用
部活動指導員、地域おこし協力隊、卒業生、保護者、退職教員等
- * 法人化必須 → 地域の法人と契約する OR 学校内に法人を作る

アシスト(指導者派遣等)の関係でどまるか？協働をめざすのか？
⇒ 運営団体は腹をぐくるべき (持続可能性を見据える)

部活動を指導している教員の指導料を算出すると？

* S町2中 14クラブ、S町1中 12クラブ

単純計算

- ・平日 週に4日2時間 × 4 = 8時間、土日どちらか1日3時間 合計11時間/週
- ・52周 11 × 52=572時間
- ・時給1,500円(安いけど)とすると 1,500円 × 572時間 = 858,000円/1顧問
- ・2中→14クラブ、顧問14人 → 858,000円 × 14人 = 12,012,000円
- ・1中→12クラブ、顧問12人 → 858,000円 × 12人 = 10,296,000円

合計金額 22,308,000円

☆ 本来はこれだけの費用が必要だったが、教員はほぼ無償

★ 地域移行もこの条件で実施するのか？

本来の必要経費を運営団体に回すべき！

「学校のセンセお疲れ様、次は地域の方よろしくね」はあまりにも
ひどいのでは？

表1. 部活動の地域移行・運営 スケジュール 1,000 をめざした地域移行 (3つのゴールのどこをめざすのかを記載)										
項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
社会状況	学習指導要領の改定(小学校) → 実務学校指導要領改定									
地域移行の進捗状況	体目の選択標準	体目の実行指針① 体目の実行指針② 体目の実行指針③ 地域クラブ活動へ 地域クラブ活動へ 地域クラブ活動へ 地域クラブ活動へ 地域クラブ活動へ 地域クラブ活動へ								
組織づくり	検討委員会 大会実行会議・実行会議	実行監視会議 地域連携会議(CCS・運営委員会・地域連携会議会議事項)	運営会議	実行会議	実行会議	実行会議	実行会議	実行会議	実行会議	
現状の課題解決策	地元立候補者会議	立候補者会議	立候補者会議	立候補者会議	立候補者会議	立候補者会議	立候補者会議	立候補者会議	立候補者会議	
アドバイスによる自他の活動化 (運営者の育成)	運営者会議	運営者会議	運営者会議	運営者会議	運営者会議	運営者会議	運営者会議	運営者会議	運営者会議	
運営者の育成	運営者会議	運営者会議	運営者会議	運営者会議	運営者会議	運営者会議	運営者会議	運営者会議	運営者会議	
実現要素・準備	経営委員会 業務連絡会議・ステータス会議・内情報告	情報提供・収集 情報提供・収集 情報提供・収集 情報提供・収集 情報提供・収集								
	実務委員会 情報会議									
	実務者会議 情報会議									
	実務者会議 情報会議									
	実務者会議 情報会議									
実動期間の検証	公会堂 設備・調整の主体は?									
	林道の公会堂検証									
	設備検証									
対象確認	その他	主導者会議への情報提供								
	運営者会議	社会教育課 2小委員会の活動?								
	運営者会議	?								

行政の役割・住民の役割

政策イノベーション
(地方スポーツ推進計画)

都道府県行政

市区町村担当を含むステークホルダーを集めて情報共有する

市区町村が一歩踏み出せるように支援する

政策イノベーション
(スポーツ推進計画を策定する)

市区町村行政

地域移行に関するステークホルダーを集めて一緒に考える場を創る
正解を求めるのではなく、正解に近づくための案を出し合う

社会イノベーション
(住民の意識が変わる)

地域住民・学校関係者・生徒たち

今までの当たり前を乗り越えた思考をする

変化を恐れることなく、今やるべきことを長期的視野から考える

南佐久郡中学校部活動 地域移行の取組について



令和6年11月29日 岐阜県地域クラブ活動推進フォーラム



はじめに…南佐久郡について

取り組みの経過

令和3年度までの取り組み

令和4年度の取り組み

令和5年度の取り組み

令和6年度の取り組み

今後の課題

南佐久郡について

概要

【長野県南佐久郡の概要(6町村)】

令和6年4月1日現在

507名

	人口	進学先中学校	生徒数	小学校	スポーツ少年団
佐久穂町	9,838	佐久穂中学校	245	佐久穂小学校	8
小海町	4,114	小海中学校	113	小海小学校	1
南相木村	915			南相木小学校	0
北相木村	675			北相木小学校	0
南牧村	3,070	南牧中学校	73	南牧南小、南牧北小	1
川上村	3,833	川上中学校	76	川上第一小、川上第二小	1
計	22,445	4中学校	507	8小学校	11

スポーツ少年団は少ない

スポーツクラブもない

総合型地域スポーツクラブもない

正式名 小海町北相木村南相木村中学校組合立小海中学校
…日本で一番長い名前の中学校？

南佐久郡について

連携の実績

★ 南佐久郡町村教育長会

★ 南佐久郡町村教育委員会連絡協議会

★ 南佐久郡教育支援委員会

★ 地域高校「小海高校」を守り生徒を支援する会

★ 小中学校長・教育委員会合同研修会

令和2年度発表テーマ

・ 南牧中学校の課題と取組（部活動再編について）

令和5年度発表テーマ

・ 南佐久の部活動地域移行について

南佐久郡には、
連携して取り組む
実績がある

南佐久郡 取組の経過

令和2年度～3年度

現状把握と課題の共有

学校での動き

<南牧中学校の例>

①令和3年2月18日付 PTA会長より南牧村教育長への要望書の提出

内容 町村をこえた拠点校方式による部活動の運営
学校単位の部活動に変わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保

なぜ、そのスポーツをやりたい子どもができないのか
都市部と違って、クラブチーム等の選択ができない
子どもの夢を摘み取っていいのか

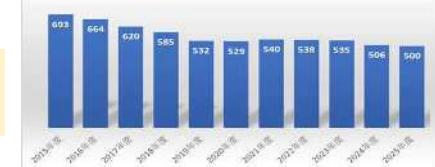
南佐久郡 取組の経過

令和2年度～3年度

現状把握と課題の共有

現状：生徒数の減少
→部活動運営の厳しさ

南佐久郡中学生数の推移



学校での動き

<佐久穂中学校の例>

①令和2年11月19日付 佐久穂中学校文化芸術部活動運営委員会の保護者宛て文書

内容 生徒数の減少に伴い、チームとしての活動が困難になる
部活動の統廃合の検討

②令和3年1月20日付 佐久穂中学校長より保護者宛て文書

内容 部活動運営委員会を受けた今後の見通し
部活動の休部及び廃部の原則ルールの明示
人数不足が原因で2年連続して出場できない場合は募集しない。

南佐久郡 取組の経過

令和2年度～3年度

現状把握と課題の共有

教育委員会の動き

★ 令和2年7月17日 郡教育委員及び校長会合同研修会

・ 南佐久郡の校長会からの報告
・ 内容 4中学校の生徒数の推移と部活動の削減の見通し
拠点校方式による部活動への提言



衝撃を与えた、数人でのバレーボール
の練習の映像
教育委員一同に、危機感を共有し
子どもたちのために何とかしよう

★ 南佐久郡中学校校長会と教育長会で、検討を重ねる

南佐久郡 取組の経過

令和2年度～3年度

拠点校方式合同部活動と地域クラブ移行の推進

国の動き

★ 地域と協働・融合した部活動のあり方についての方針

☆ 南佐久においての課題が明らかになったタイミングで

令和2年9月1日 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」が示される

- ・部活動・・・教育課程外の学校教育活動、学校教育の一環（指導要領総則）
- ・地域クラブ活動・・・学校教育の一環でなく、学校と連携して行う地域での活動
- ・指導者・・・教員から地域の指導者へと変わる
- ・メンバー・・・同じ学校の生徒から、地域の同年代の生徒となる場合もあり、学校の枠にとらわれない活動
- ・活動に係る費用・・・用具代などの費用等（今までの部費）+指導者報酬

南佐久 取組の経過

資料

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要



部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。
- ✓ 一方、これまで部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

改革の方向性

- ◆ 部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備

具体的な方策

I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- 休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保
(育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用)
- 保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援
- 拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開

II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との合同部活動の推進
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進
- 主に地方大会の在り方の整理（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

南佐久郡 取組の経過

令和2年度～3年度

拠点校方式合同部活動と地域クラブ移行の推進

教育長会の動き

★ 地域と協働・融合した部活動のあり方についての方針

令和2年9月1日 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の明示

- ・部活動を地域に移行する
- ・休日の部活動の段階的な地域移行
- ・令和7年度末を目指して移行

★ 令和3年5月27日 南佐久郡町村教育長会合同研修会

- ・中学校の部活動の地域クラブ移行についての理解を深める

南佐久郡 取組の経過

令和2年度～3年度

拠点校方式合同部活動と地域クラブ移行の推進

教育長会・校長会の動き

★ 令和3年8月31日 南佐久郡町村教育長会

- ・南佐久の方向性（単独or複数）
- ・拠点化方式合同部活動と地域クラブ移行の同時進行
- ・そのための運営方法や財源（町村運営型？）

★ 令和3年10月21日 郡町村教育長・職務代理・校長会合同研修

- ・拠点校方式合同部活動の理解
- ・地域クラブ移行への可能性

課題・・・① 合同部活動に対する県中体連の見解が明確でなく
南佐久チームとして出場できるのか？

② 合同部活動の運営母体や運営費用は？

③ 地域クラブ移行との同時進行は？

（合同部活動を地域クラブ活動として推進する）

南佐久郡 取組の経過

令和2年度～3年度

拠点校方式合同部活動と地域クラブ移行の推進

具体的な動き

★ 目指す方向性の確認

- ・生徒がやりたいスポーツができる環境づくりをする。

拠点校方式の合同部活と休日の部活動の段階的な地域移行を同時に行うために

○R4 地域スポーツクラブ活動体制整備委託事業に申請
(休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究)

- ・南牧中学校が申請
- ・南牧村教委指導主事(村費)がコーディネーター
2つの課題が解決・・・運営費用の捻出と運営母体の検討
地域移行との同時進行の推進

○南佐久郡中学生部活動運営委員会(仮称)の立ち上げを計画
(6町村教育長と事務局、4中校長)

南佐久郡 取組の経過

令和4年度に向けて

休日の部活動の段階的な地域移行

と同時に

南佐久の中学生が
「やりたいスポーツ」
に参加できる環境づくり

を

南佐久全体で

推進して

子どもたちが主役の
子どもたち自身のための
持続可能なスポーツ活動

を実現する

南佐久郡 取組の経過

令和4年度

子どもたちがどのような
スポーツ・文化活動の環境を望んでいるか

部活動に係るアンケート実施(令和4年7月)

【Formsによる集計】

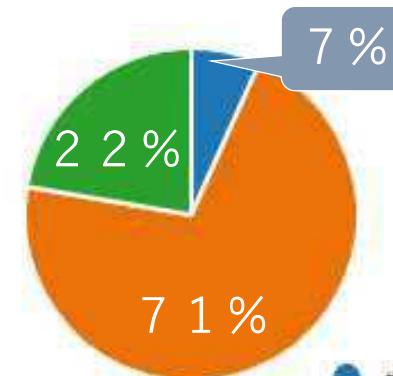
- ・南佐久全体集計・・・南佐久全体での推進
- ・中学校区別集計・・・各校で次年度の計画や
部活動運営員会等で使用

南佐久郡 取組の経過

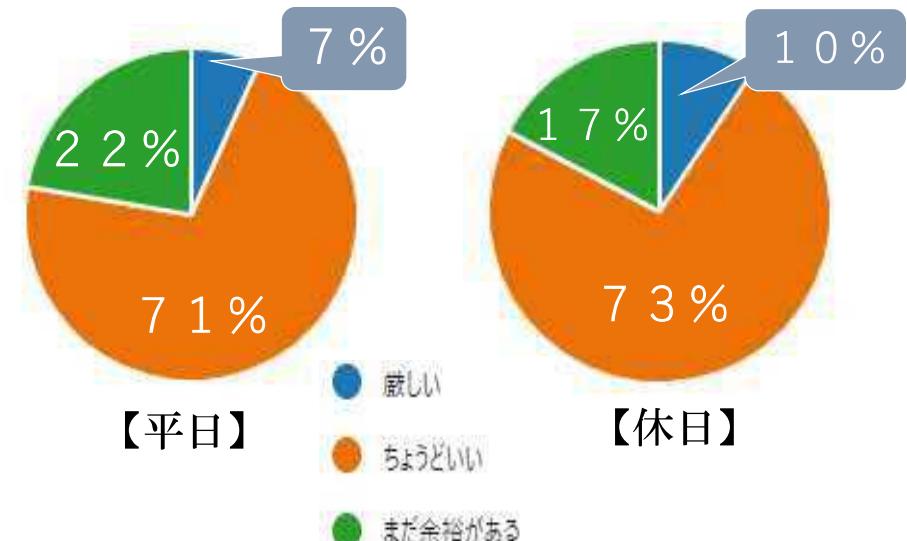
令和4年度

中学生

質問 「部活動の活動時間はどうですか」



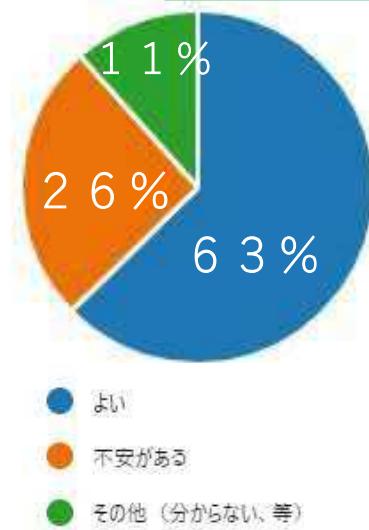
【平日】



令和4年(2022年)7月実施

小学生

質問「近くの中学校が集まって部活動をすることについて、どう思いますか？」



「よい」の理由

- ・希望する部活ができる
- ・いろんな人と活動できる
- ・広い場所やいい道具で練習できる

「不安」「その他」の理由

- ・他校の人や先輩後輩と仲良くできるか
- ・移動方法がわからない
- ・移動時間やお金がかかる
- ・練習時間が少なくなりそう
- ・コロナが心配

令和4年(2022年)7月実施

結果から

- 中学校では、**スポーツや文化芸術活動に取組みたい。**
- 近くの中学校や地域の指導者と一緒に活動して**お互いに高め合いたい。**
- 自分の学校以外の友だちや指導者の方と、**仲良くできるか不安。**
- 合同練習する場所への**移動手段や時間が心配。**



南佐久の中学生が「やりたいスポーツ・文化芸術活動」に参加できる環境づくりが必要

各中学校

職員研修（グループワーク、等）

- ・地域移行について（学習会）
- ・部活動再編案検討



できるためには何をすべきかを検討する

各中学校の部活動運営委員会

参加者：保護者、教員、評議員、
公民館長、外部指導者、
教育委員会、等



学校・教育委員会

4 中学校長、南牧村教委情報交換（月1回以上）

- ・各校の実状と課題整理
- ・推進計画の素案、移行パターン



共通理解を深め、同一歩調で推進

「準備会（2、3ヶ月に1回程度）」

- 参加者：6町村教育長、教委、4中学校長
- ・趣旨の共通理解
 - ・検討（予算、事務局、推進、等）



中体連の指針

スポーツ庁の動きを受けた中体連の指針

○人数の足りないチームのその大会限りの合同部活動

→特定の地域の学校が集まり、学校単位以外の地域のチームの参加を認める

「臨時的な合同チームとは異なり、将来を見据えた上で、近隣校エリアによる接続可能な基盤として、市町村教育委員会の承認のもとに実施する合同部活動」

→ 南佐久の4中の拠点化による合同部活が**出場可能**

残された3つ目の**課題解決**

生徒（中学生）

令和4年度の拠点校方式合同部活動

	佐久 穂中	小海 中	南牧 中	川上 中	拠点校と 参加者
男女卓球	0	5	3	2	南牧10
サッカー	3	6	0	0	小海 9
男子バスケット	6	1	0	0	佐久穂 7
女子バスケット	9	6	4	0	佐久穂19

全員で45名参加 11月から2月まで、土曜日月2回実施 計8回
計8回は地域クラブとして、それ以外は各校で部活動として

生徒（中学生）

合同練習会の試行

- ・他校の生徒と一緒に
地域の指導者から指導
(卓球、男女バスケ、サッカー、等)

「楽しい」「やりたい」「できる」経験

小海線を利用して移動

- ・時刻表に合わせた時間設定
- ・駅に近い会場（中学校、等）

令和4年度の拠点校方式合同部活動



- | | |
|----|---|
| 5月 | ○地域移行に向けた今後の部活動の在り方について 情報交換会
各学校の部活動の現状と課題について 情報交換
県スポーツ課指導主事による 研修 |
| 6月 | ○教育長・職務代理合同会議で 意見交換 |
| 7月 | ○南佐久地域の全中学生・5・6年生対象にアンケート調査を実施
子どもたちの部活動に寄せる 願いの把握 |
| 8月 | ○第2回地域移行に向けた部活動の在り方について情報交換会
アンケート結果から、南佐久地域の中学生がやりたいスポーツに
参加できる環境づくりの必要性について 協議
○「南佐久中学生スポーツ・文化活動を振興する会」の立ち上げ
準備
○町村長への 要望書 の提出（予算化、事務局について） |

令和4年度の拠点校方式合同部活動



- 10月 ○「南佐久中学生スポーツ・文化活動を振興する会」の開催
R5年度からの運営について協議(運営主体・予算・組織等について)→実現可能な合同部活の種目から地域移行をしていく
○地域移行に向けた部活動合同練習会の計画
- 11月 ○地域移行に向けた部活動の合同練習会の実施
~2月 土曜日月2回実施 計8回 それ以外は各校で部活動として練習
○教育長会、事務局会
○指導者打ち合わせ会(11/17) 指導者講習会・振り返りの会(2/25)
- 2月 ○**郡内6町村の負担金の予算化**
統括コーディネータの選任
令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備委託事業の申請
○「南佐久郡中学校部活動運営委員会」の開催準備

参加者の声

令和4年度の拠点校方式合同部活動



- 参加者の声(生徒、保護者、教師、指導者等)
<生徒>「他校の生徒と普段と違う練習ができて良かった」「学べることが多く、考えることが増えた」等おおむね好評だった
「普段と違う人との練習にやりにくさがある」と感じた生徒もいた
<指導者>「人数が増えることで、練習方法も幅が出た。」「やりたいスポーツができるので、合同練習を続けたい。」等前向きな意見が多い
「負担になることがある」という意見も出された
「専門外の種目に関わる負担が減った。」
- 取組において特に工夫した点
・練習時間を電車の時刻に合わせる工夫をして、JRの利用を勧めた。半数の生徒が、JRを利用した。
・合同練習会場も、一つの町村に集中しないようにバランス良く配置したため遠いと感じた生徒は少なかった。

南佐久全体で願いを実現するために

R5 地域スポーツクラブ活動体制整備委託事業の申請

- 1 南佐久郡中学校部活動運営委員会を組織
町村教育長、中学校長、PTA代表等で構成
- 2 町村から負担金をいただいて運営
→月2回24回の休日を地域移行
→謝金、交通費補助、スポーツ保険、
組織維持のために必要な経費、JR小海線運賃等
→保護者からの負担は無し
- 3 統括コーディネータ（兼事務局）の設置
→佐久穂町教育委員会内
→コーディネーターの配置
(謝金、交通費補助、連絡調整等)

南佐久全体で願いを実現するために

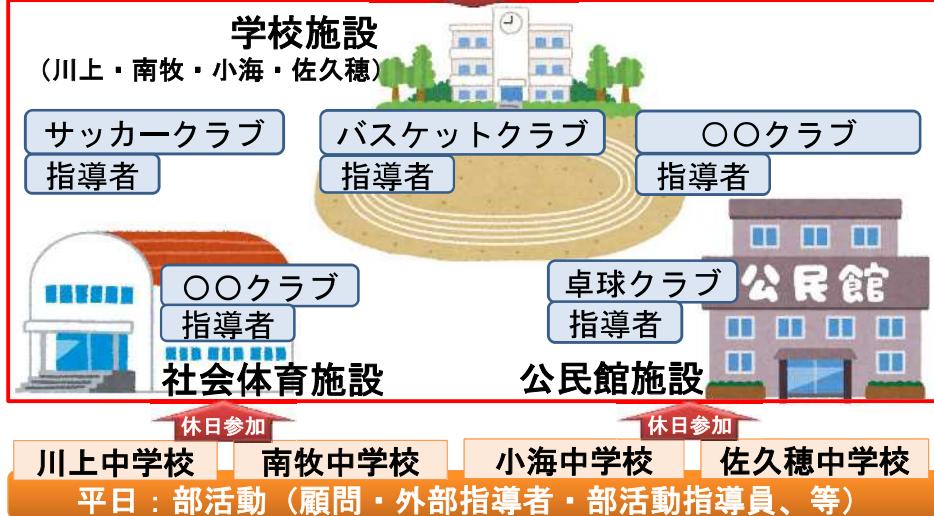
○なぜ、町村財政から負担金をいただけたか

- ① 運営委員会や校長先生方やコーディネータの熱い思い
→月一回以上の打ち合わせやチャットツールでのやりとりによる方向性や具体策の決め出し
- ② 児童生徒や保護者の思い
→アンケートによる客観的なデータや生の声
- ③ 南佐久の小中学校・教育委員会の総意である
→どの町村が欠けても成立しない、首長の説得のために

南佐久の休日における地域移行（地域クラブ） 移行イメージ

町村教委（事務局）が中学校と連携して、指導者や場所の調整

負担金で支援



令和5年度

南佐久の取り組み

令和5年度

南佐久全体で願いを実現するために

統括コーディネーターとしての目標

部活動の現状 保護者・生徒の願い

教育委員会・校長による話し合い

南牧村による実践

南佐久郡中学校部活動運営委員会の発足

みんなの願いの実現

持続可能な地域移行の基盤作り

南佐久の取り組み

令和5年度

南佐久全体で願いを実現するために

○統括コーディネータの具体的な仕事（役割）
(運営委員会の事務局を兼ねる)

- 1 関係者への周知 ⇒ 会議・研修会の開催
- 2 地域移行の推進 ⇒ **4校校長会**・ネットの活用
- 3 **負担金の管理**
 - 口座の開設 指導者への謝金・旅費支給
 - 保護者へJR利用補助の支給
 - 保険への加入 ユニフォーム代の支払い
 - 税務署へ「源泉徴収」の納入
- 4 国の委託金をいただくための**書類作成**
- 5 保険金支払いへの**対応**（けが等の発生時）

コーディネーターの活動

令和5年度

地域移行のための部活動の「実態把握」と「活動の推進」

○ 4校校長会 (R4年度より継続)

メンバー：校長（川上中・南牧中・小海中・佐久穂中）

南佐久郡中学校部活動運営委員会

会長（佐久穂町教育長）

令和4年度事務局（南牧村主幹指導主事）

令和5年度事務局（統括コーディネーター）

内 容：部活動地域移行に関する様々な情報を共有
これからの進め方について意見交換

昨年度の開催日：4/14、5/1、6/23、7/25、9/15、11/24、
12/12、1/15、3/14 軌道に乗るまでは毎月実施

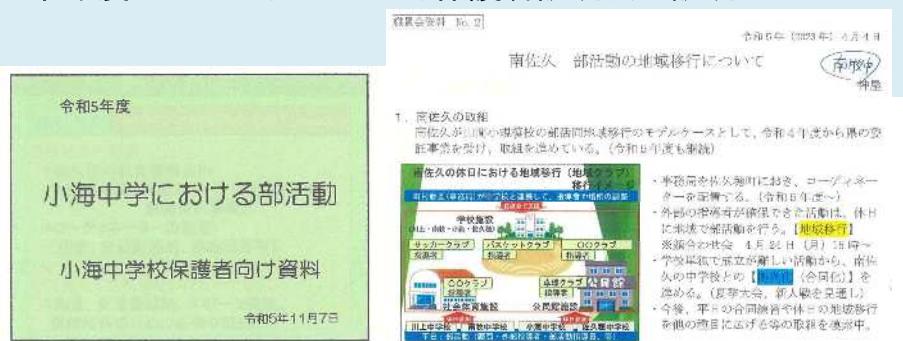
○ 「Microsoft Teams」を使っての情報の共有：随時

地域移行のための部活動の「実態把握」と「活動の推進」

○ 4校校長会

会議

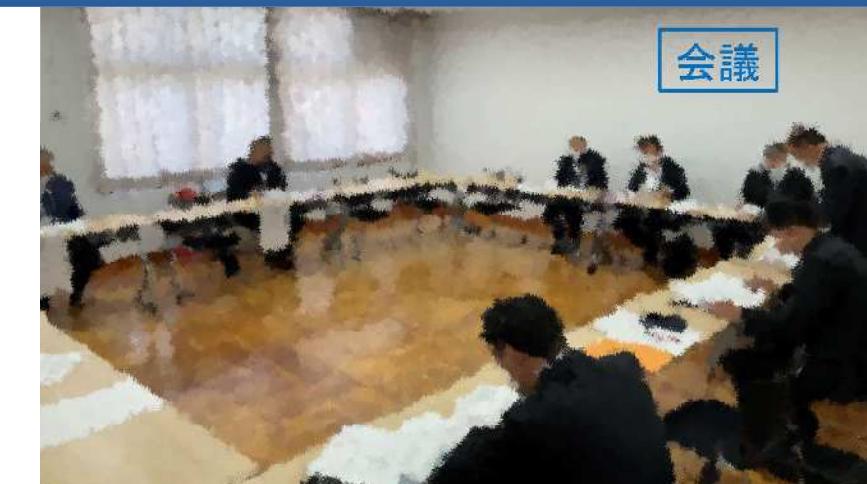
- ・中学校部活動運営委員会の活動や方向性等について、自校の生徒、職員、保護者、地域の方への説明と理解促進
- ・共有した資料を使って、同時期に
- ・本年度はコーディネーターも保護者説明会で説明



南佐久の取り組み

令和5年度

会議



南佐久郡中学校部活動運営委員会（5月・11月）

- ・各町村教育長、各中学校長、事務局
- ・運営方針、予算などの確認・承認



指導者との打ち合わせ・研修

(1回目：4/24、2回目：8/30、3回目：2/17)

- ・各校校長、部活動顧問、指導者、事務局
- ・顔合わせ、合同練習等の打ち合わせ、研修等

南佐久の取り組み

令和5年度

負担金
の
管 理

1 指導者への謝金・旅費支給

- ① 税務署に相談して
 - ・給与支払事務所の開設
 - ・**給与**として支払い (源泉徴収 3.063%)
 - ・旅費に対する課税なし ⇒ **指導者へ厚い待遇**
- ② 指導者の各口座へ給与等の振込
税務署への税の納付 ⇒ **アナログな手続きに課題**

2 保護者へのJR運賃の補助

- 年度末にまとめて現金で
⇒ **保護者への負担軽減**

南佐久の取り組み 令和5年度

負担金
の
管 理

給与支払事務所 の開設

手 順

- ・税務署に相談
- ・給与としての支払いを決定
- ・手続きに必要な書類をいただく
- ・税務署に書類を送付
- ・法人番号通知を受け取る

↓

**源泉徴収票
給与支払報告書** で番号を使用



南佐久の取り組み

令和5年度

「源泉徴収票」と「給与支払報告書」の作成

負担金
の
管 理

南佐久の取り組み 令和5年度

負担金
の
管 理

保護者へのJR利用補助の支給

令和5年度

約35万円

地域にあるJR線の活性化

確認方法

出席簿によりJR使用の確認
期 間

5月～翌年2月まで

支払時期

3月

支払方法

各校の部活顧問を通して

No.	所属中学校名	生徒氏名	JR小海線 乗車回数(回)	出欠	交通費補助金
1	川上中学校	信濃川二一 小海			660円
2	川上中学校	信濃川二一 小海			660円
3	川上中学校	信濃川二一 小海			660円
4	川上中学校	信濃川二一 小海			660円
5	川上中学校	信濃川二一 小海			660円
6	川上中学校	信濃川二一 小海			660円
7	川上中学校	信濃川二一 小海			660円
8	川上中学校	信濃川二一 小海			660円
9	吉松中学校	海尻 一 小海			420円
10	吉松中学校	清里 一 小海			1180円
11	吉松中学校	佐久広瀬 一 小海			480円
12	吉松中学校	清里 一 小海			1180円
13	小海中学校	—			
14	小海中学校	—			
15	小海中学校	松原湖 一 小海			380円
16	小海中学校	松原湖 一 小海			380円
17	小海中学校	—			
18	小海中学校	—			

南佐久の取り組み

令和5年度

負担金
の
管 理

3 保険への加入

スポーツ安全保険への加入

生徒：153名 指導者：28名

参加者が増えるたびに追加加入

ユニフォームの作製

卓球

サッカー

男女バスケット

女子バレー



サッカー

南佐久の取り組み

令和5年度

4 委託金をいただくための書類作成

① 指導者へのお願い

業務月報、出張報告書、 自家用車等利用旅費明細書 の提出 ⇒ 書類の確認

② 委託金をいただくための条件に合った書類にする

⇒ やり直しに多くの時間が……

書類
作成

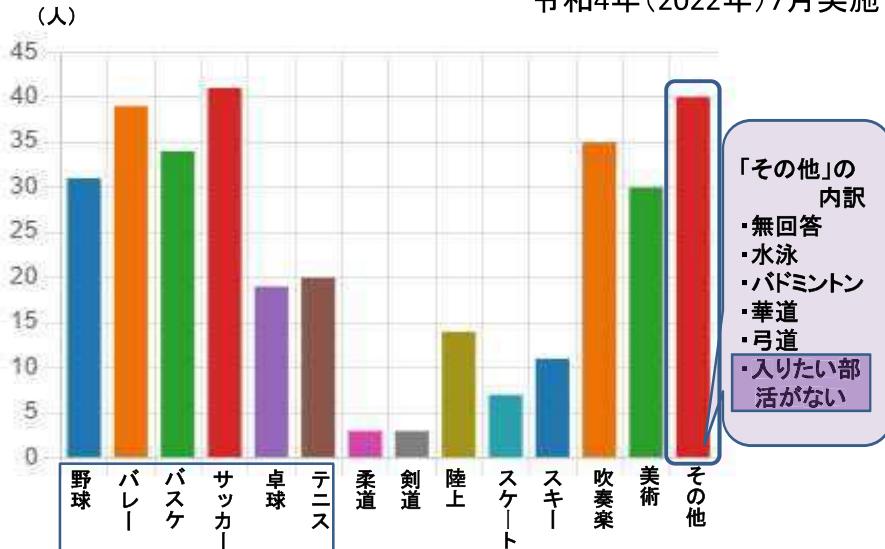
南佐久の取り組み

令和4年度

小学生

質問「中学校で入りたい部活」

令和4年(2022年)7月実施



南佐久の取り組み

令和5年度

5 保険金支払いへの対応（けが等の発生時）

保險

地域クラブ 緊急時の対応について

南佐久郡中学校連絡運営委員会
2024年4月17日

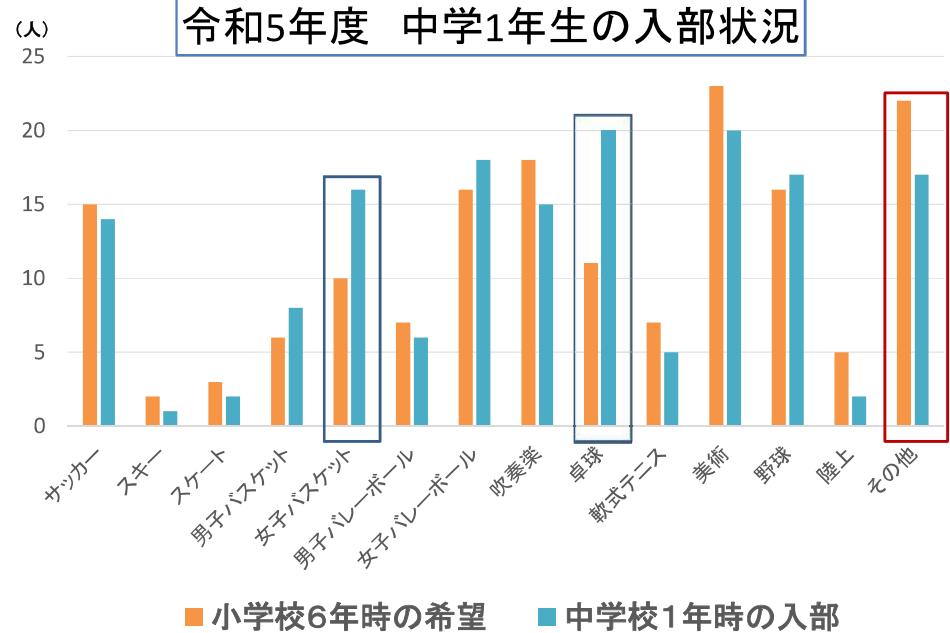
- ・緊急時連絡体制の確立
 - ・けが等があった場合の報告書作成
 - ・保険会社への申請

幸いにも、昨年度はけが等の事故は「0」

南佐久の取り組み

令和5年度

令和5年度 中学1年生の入部状況



南佐久の取り組み 休日活動の様子（～夏期大会） 令和5年度

部活	川上	南牧	小海	佐久穂	休日の練習会場	地域の指導者
野球	単	合同	単	単		
サッカー	0人	抛点 2人	抛点 12人	抛点 13人 ※大日向中1人	小海中または佐久穂中	4人 0人
女バレー	単	単	単	単		
男バレー	0人	0人	抛点 1人	抛点 15人	佐久穂中	3人 0人
女バスケ	0人	抛点 7人	抛点 14人	抛点 14人 ※大日向中3人	佐久穂中で合同練習会	4人 0人
男バスケ	0人	抛点 5人	抛点 1人	抛点 12人 ※大日向中2人	佐久穂中	4人 2人
テニス（男女）	単			単	※合同練習会を行う場合：佐久穂中	
柔道・剣道	単	団体	団体	団体		
陸上	単	単	団体	団体	※合同練習会を行う場合：川上中	
卓球	抛点 8人	抛点 4人	抛点 9人	単	小海中 (南牧中央公民館)	4人 1人
水泳	団体	団体		団体		
スケート・スキー	単	単	単			
吹奏楽	単	単	単	単		
美術			単	単		

⑥ 部活 月に2回程度 中体連の大会に合同チームで参加 地域での活動

南佐久の取り組み 令和5年度

男子 バスケット 南牧・小海・佐久穂



バスケット部がない、部員数が少ない学校の生徒「南佐久チーム」として出場

南佐久の取り組み（夏期大会） 令和5年度



卓球 川上・南牧・小海



これまで個人戦しか出場できなかつたが、
団体戦に「南佐久チーム」として出場

47

南佐久の取り組み（夏期大会） 令和5年度

令和5年度

サッカー 南牧・小海・佐久穂



・サッカーチームがなかった学校の生徒も
サッカーができる、大会に出場できる
・佐久地区で唯一、県大会へ出場

48

南佐久の取り組み 休日活動の様子（～新人戦）

令和5年度

部活	川上	南牧	小海	佐久穂	休日の練習会場	地域の指導者
野球	単	合同	単	単		
サッカー	0人 0人 1人	拠点 拠点 4人	拠点 拠点 1人	拠点 13人 ※大日向中1人	小海中または佐久穂中	5人 1人
女バレー	11人	拠点 4人	拠点 1人	単	小海中学校	4人 1人
男バレー	0人	0人	1人	拠点 15人	佐久穂中	3人 0人
女バスケ	0人	拠点 7人	拠点 14人	拠点 14人 ※大日向中3人	佐久穂中で合同練習会	4人 1人
男バスケ	0人	拠点 5人	拠点 1人	拠点 12人 ※大日向中2人	佐久穂中	4人 2人
テニス（男女）	単			単		
柔道・剣道	単	団体	団体	団体		
陸上	拠点 9人	拠点 3人	団体	団体	川上中学校	3人 1人
卓球	拠点 8人	拠点 4人	拠点 9人	単	小海中 (南牧中央公民館)	4人 1人
水泳	団体	団体		団体		
スケート・スキー	単	単	単			
吹奏楽	単	単	単	単		
美術			単	単		

【8部活】拠点化に向けた合同練習会
新人戦に向けた拠点校チーム

教員以外の指導者の増加(コーチ・部活動指導員)

部活ごとに責任者を決め連携

JR小海線の利用

令和5年度



半数以上の生徒が利用

総額で35万円余りの補助

赤字路線の活性化と
休日における生徒の移動手段の両立を目指し
JR小海線の利用を勧め
補助金を出している

51

南佐久の取り組み（秋の新人戦）

令和5年度



女子バレー
南牧・小海

新チームになり人数が少なくなった学校が、合同で「南佐久チーム」を結成
大会に出場することができました！

50

成果と課題：新聞記事（信濃毎日新聞3/2）より

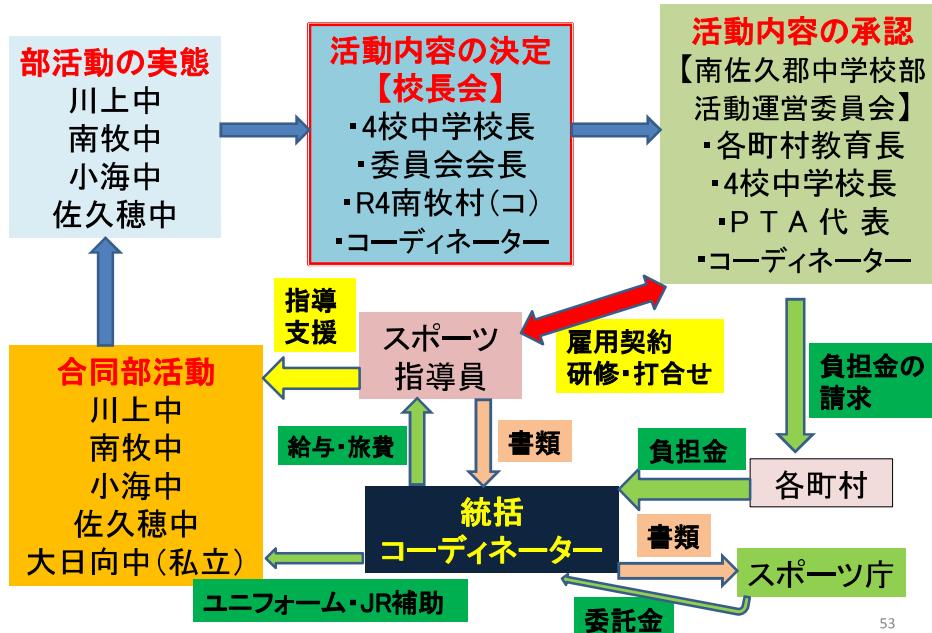
南牧中学校はサッカーチームが自分を含めて2人しかいません。合同部活が発足したおかげで、小学1年生から続けるサッカーを諦めなくて済みました。とても感謝しています。

平日の練習はサッカーラしいことがしにくいですが、合同部活動は部員が多くて実戦形式などの練習ができるので楽しみにしています。佐久穂中、小海中の部員と交流や競争をしながらサッカーができるることは、自分の成長にもつながっていると思います。

移動手段の確保など難しいとは思いますが、平日も含めて合同での練習回数が増えるとうれしいです。大会は合同チームで出場します。チームとしての力を高めるために、合同練習の機会を増やすといいなと思っています。

52

2年目を迎える南佐久の「活動に関する」システム



53

南佐久の取り組み

令和 6 年度

8部活 生徒172名 指導者30名 でスタート

令和 6 年度 南佐久の部活動と休日の活動 (5月 9 日現在)							
部活	種類	川上中	南牧中	小海中	佐久穂中	大日向中	指導者
		教員	地域				
野球	単 (合同)	単	合同	単	単		
サッカー	拠点		3	15	15	1	6 1
女バレー	単・拠点	単	6	14	単		3 1
男バレー	拠点			2	11		3 0
女バスケ	拠点 (2)	0	6	7	14	3	3 2
男バスケ	拠点		5	0	17	1	2 2
軟式テニス	単	単			単		
陸上	単・団体	23	7	2	団体		2 1
スケート	単	単	単	単	単		
卓球	拠点・単	4	5	11	単		3 1
柔道・剣道	単・団体	単	団体	団体	団体		
吹奏楽	単	単	単	単	単		
美術	単		単		単		
					指導者合計	22	8
							54

南佐久の取り組み (平日の合同部活動の実施) 令和 6 年度

平日 夏の大会前に3回…5/21、5/28、6/4
秋の大会前に2回…9・3、9/10

学校間の調整と移動距離の克服

佐久穂中～川上中30km45分

1 定期テスト等の年暦を揃える

2 日課を5時間授業とする

3 移動手段の確保をする (町村バス、借り上げバスの利用)



55

南佐久の取り組み (平日部活動の実施) 令和 6 年度

平日部活動の試行(夏期大会前)



サッカー



川上



佐久穂



男子バスケ

平日部活動における課題

移動手段としてのバスの利用（新人戦前）

佐久穂町バス	川上中	南牧中	小海中	佐久穂中
サッカー			1号車	
卓球				
陸上		2号車		

※ 自治体のバスは無料

小海町バス	川上中	南牧中	小海中	佐久穂中
女子バレー				

※ 借り上げバスは有料

中型バス：68,200円（1日）
小型バス：39,600円（1日）

南牧村バス	川上中	南牧中	小海中	佐久穂中
女子バスケ				

- JR小海線が利用できない
- 保護者による送迎ができない
- 小学生の下校時刻と重なるため、自治体のバスが十分に使えない。
→ お金がかかる

借り上げバス（小型）	川上中	南牧中	小海中	佐久穂中
サッカー				
男子バレー				
男子バスケ				

5日間で、283,800円

南佐久の取り組み

「南佐久のよさ」

・生徒がやりたい活動ができる（選択肢が多い）

・お互いに切磋琢磨し、高め合える仲間づくり（合同練習）

・専門的な指導が受けられる（その種目の専門家がいる）

・先生方の負担感の減（複数の指導者がいて休みがとれる）



町村負担金や事務局による、活動を支える仕組みがある

令和6年度 11月の様子

「柔道部」を加え、9部活動に！

柔道部の特徴

・教員のいない指導体制

担当校長・事務局と連絡を密に取り合い、生徒が主役の指導を！

南佐久の取り組み（今後の課題）

☆県のスケジュール

国…令和7年までを改革推進期間 先ずは休日における環境整備を進める
県…県のガイドラインを示す平日については7年度までの移行状況を調査・検証し改めて方針を示す
市町村…令和8年度末を目途に、休日の部活動を移行する

南佐久の取り組み（今後の課題：平日の地域移行）



南佐久の取り組み（今後の課題）

令和6年度

1 スポーツ指導者について

- ・地域指導者の確保
- ・教員の異動による交代への対応

2 予算について

- ・町村による分担金（負担金）の継続・増額
- ・国からの補助金の継続
- ・受益者負担（県の試算 月3,300円～5,200円）

3 部員の増減や対象とする部活動について

- ・年度ごとの部員の増減、構成等の素早い対応
- ・文化部（吹奏楽部等）への対応

4 平日の合同部活動について

- ・平日の合同部活動の実施

62

南佐久の取り組み

令和5・6年度

情報の発信等

自治体連携による実践を進めたい

R5/09/12 県議会文教委員による視察

10/23 福岡県部活動改革セミナーでの発表

R6/01/24 北海道教育委員会スポーツ局による視察

02/02 スポーツ庁での発表

04/23 原村・富士見町からの視察

05/14 自民党スポーツ立国調査会での発表

06/01 佐久賛助会での発表

06/17 佐久市からの視察

07/08 山形県からの視察

09/07 大学生の視察

09/13 岡山県からの視察

09/17 岐阜県からの視察



2024.05.14 自民党本部

南佐久の取り組み（今後の課題）

令和6年度

今後の休日の合同部活動と平日の合同部活動について

1 それぞれの中学校で単独でできない部活動から合同部活動に移行し、地域クラブとする。
R9年度当初からは、単独でできる部活の休日も地域クラブとする。

2 休日は月4回実施する。保護者負担も進めながら、回数を増やす。

3 平日の合同部活動は今年のように集中合同部活動を数回実施する。
その場合のバス代やバスの手配はどうするか

4 それ以外の平日は、休日の指導を生かした生徒自身による主体的な練習や総合スポーツ部での活動やICTを使った練習等を工夫する。
平日の練習時間は、勤務時間内or勤務時間内+1時間？ 何日？

5 そもそも、部活動は毎日行うという意識を変える。

6 地域指導者が不足している現状から、教員の兼職兼業に頼ることになる。
その場合、平日も休日同様に1時間1600円にするのか

64



文化芸術活動でも
南佐久合同で

令和9年度からの休日地域移行をめざして！



高校生になって、小海線の中で
「中学校の時、地域クラブで友だちになったよね」
「高校でもいっしょにやろうか」

10月の会長、コーディネーター、4中学校長 合同会議

- ・10月2日 南佐久郡町村長会での発表について
- ・11月実施予定の小学校6年生、生徒、保護者、教員、地域指導者へのアンケートの内容検討
- ・小学校6年生児童部活動希望調査の結果と合同部活の展望



南佐久郡中学校部活動 地域移行の取組について



令和6年11月29日 岐阜県地域クラブ活動推進フォーラム

学校・地域・クラブが 一体となって構築する 中学生のスポーツ活動の創出

学校改革と部活動改革（部活動の地域移行）

高崎市立新町中学校
上原裕道

はじめに 新町中学校の概要



学校教育目標
未来を拓き、あたたかく、たくましい生徒の育成
未来を拓き：自身の未来を大切にし、人々が望む未来（個人や集団のウェルビーイングな社会、共生社会）の創り手、担い手となる。
あたたかく：多様性を認め合い、共に幸せな社会を創り出そうとする。
たくましい：主体的に目標を設定し、振り返りながら責任ある行動をとる。

目指す生徒像

知識を知恵として活用する生徒	自他を思いやる生徒	何事にも挑戦する生徒
①授業規律を大切にし、課題意識をもち、授業に主体的に取り組む。 ②基礎的な知識や技能を学び、課題を見出しその課題解決に意欲的に取り組む。 ③他の意見に耳を傾け、協力して課題解決しようとする。	①自他ともに大切にし、互いの度や違いを認め合うあたかな人間関係づくりに主体的に取り組む。 ②相手に嫌な悪いをさせない言動（SNSの使用を含む）を考え実践する。 ③誰もが悩みや不安を相談でき、支え合える人間関係を構築する。	①基本的生活習慣を身に付け自律した行動を意識し生徒主体の活動を行う。 ②自分の活動を振り返り、成長を確認するとともに、これまでの経験をふまえて、自己の将来の目標を設定する。 ③健康な身体をつくり、自己実現に努力し、主体的に未来を拓く。

学校経営方針

- ◆人権教育・生徒主体の活動を柱に、あたたかな人間関係の構築、生徒のための授業改善に組織で取り組み、生徒・保護者・地域・教職員が成長を実感できる地域とともににある学校を目指し、「ウェルビーイングな学校」を創造する。
- ◆「開かれた教育課程」のもと、地域とともにある新町中学校（コミュニティ・スクールによる保護者・地域・学校・企業・大学等の協働）により、生徒の「主体性（エージェンシー）」を育む。

○人権感覚を磨き、高める。

- ・生徒一人一人を認め、寄り添い個に応じた支援
- ・社会が求める人材育成や時代（多様性、SDGsなど）への対応
- ・生徒、保護者、地域理解（生徒、保護者、地域、職員から学ぶ姿勢）
- ・生徒、保護者、地域との信頼関係を確立し、家庭や地域と共に生徒を育てるという視点
- 授業力の向上、効果的で効率的な業務改善を行う。
 - ・組織的取り組みの強化（校内研修の充実）
 - ・積極的な授業改善（生徒主体の授業改善により主

体性を育む授業の実践とICT活用)

- ・業務の工夫、改善（効率的・効果的・組織的）
- 積極的な生徒指導と個別支援を充実させる。
 - ・積極的な生徒指導を基本とし、個別支援の方法を工夫
 - ・情報共有及び対応策を相談し、事前の対策や初動に注力
 - 職場環境を整える。
 - ・情報や意見交換を活発に行い同僚性が發揮できる環境整備
 - ・風通しのよい職場環境を目指し、職場の健康経営意識の向上

新町中学校の概要

- ▶創立 昭和22年4月29日（今年で78年の学校）
- ▶生徒数 285名の中規模校
- ▶部活動加入割合は、
- ▶部活動 軟式野球 剣道 卓球 バレーボール バスケットボール サッカー ソフトテニス 陸上競技 吹奏楽 美術 の10部です。
※バレーボールは女子のみです。

次第

- ▶ 1 新町中学校の部活動改革の位置づけ
- ▶ 2 学校改革(部活動改革)のための職員の意識改革
- ▶ 3 新町中学校の部活動改革の試行錯誤
- ▶ 4 新町中学校の課題
- ▶ 5 質疑または、校内の研修資料提示

1 新町中学校の部活動改革の位置づけ

- ▶ 人権教育（みんなのウェルビーイング）と生徒主体の活動（エージェンシーを育む）を柱に学校教育活動の展開を目指す（R3年度より）
- ▶ 開かれた教育課程 ⇒ 学校教育の崩壊・持続不可能
地域とともにある学校【学校運営協議会制度の導入（R4年度より）】
コミュニティースクールとして、持続可能な学校運営を目指す

↓
コミュニティースクールの取組の1つとして、部活動改革を進めています。

学校運営協議会のメンバー

- ▶ PTA会長
- ▶ 地域ボランティア団体代表（子ども園理事長・社会教育委員・会社役員 他）
- ▶ 地域 社会福祉法人代表（子ども園・老人福祉施設・子ども食堂県代表・学習支援 他）
- ▶ 地校区長会の代表者
- ▶ 民生委員・主任児童委員（母子保健推進委員 ボランティア団体 他）
- ▶ 全国心臓病の子どもを守る会群馬県支部事務局長（民生委員・主任児童委員 他）
- ▶ 青少年健全育成推進協議会会长（元PTA会長）
- ▶ 民間企業（群馬ヤクルト販売株式会社より選出）
- ▶ NPO法人新町スポーツクラブ代表（群馬県部活動移行アドバイザー 他）

学校運営協議会の取組

地 域

子どもたち（新町中学校）

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度を導入した学校）

R5年度までにコミュニティ・スクールによって取り入れた教育活動と関係団体

新町中PTA・健育推（健全育成・見守り）

区長会・支所（学校行事・地域連携等）

みどりの福祉会福祉会（食育・認知症サポート研修等福祉関係）

第一小・第二小（学校間連携・地域連携・学習連携）

地域運営委員会（放課後学習会・授業支援・漢字検定）

新町サポーター（見守り・地域連携・学校行事）

健康福祉大学（授業支援）

FICパートナーズ株式会社（金融教育）

民生委員・主任児童委員（情報提供見守り・拡大生徒指導教育相談部会・連携した生徒支援）

新町スポーツクラブ（部活動改革・地域連携・水泳部顧問） N S P群馬（部活動支援）

群馬ヤクルト販売（健康教育・キャリア教育・部活支援）

※今後の発展構想・・・公民館・商工会・地域企業・県立女子大・上武大学等と連携

R5年度

- ▶ 放課後学習会の充実と授業支援（地域運営委員会・上武大学・県立女子大）
- ▶ 部活動改革支援（新町スポーツクラブ・N S P群馬・群馬ヤクルト）
- ▶ 学校行事支援（区長会・新町支所・新町中PTA・新町サポーター）
- ▶ 生徒の安全確保と見守り（新町サポーター・健育推・新町中PTA）
- ▶ 健康経営【職員】、健康教育【生徒】、家庭科授業支援、専門員会支援（群馬ヤクルト）
- ▶ 専門委員会支援充実【ひまわりプロジェクト・フードロス】（新町サポーター・みどりの福祉会）
- ▶ キャリア教育【社会人とは】（群馬ヤクルト）
- ▶ 金融教育【高校金融教育へのつながり】（F I Cパートナーズ株式会社）
- ▶ 認知症サポーター講演会【社会貢献意識の向上】（みどりの福祉会）
- ▶ 地域漢字検定推進活動【学力向上支援事業、地域活性化】（地域運営委員会）
- ▶ 大学との連携事業【授業支援・授業改善・教育実習（健康福祉大学）
- ▶ 体育授業【ダンス】及び発表会【学校行事】の進化（新町スポーツクラブ）
- ▶ PTA活動の改革（新町中PTA）
- ▶ 性教育講演会

2 学校改革のための職員の意識改革

⇒急激な社会の変化（具体的には？）

- ▶ 少子高齢化・・・先生方は生徒が少なくなってきたことは実感している
共生社会の創造、定年延長や終身雇用制度の廃止、医療、福祉
- ▶ 科学技術の急速な発展・・・DX、GIGAスクール構想、第4次産業革命（AIなど）
※第3次産業革命を飛ばしてしまった日本
- ▶ SDGs（サステナブル）・・・持続可能な社会（このままでは持続不可能）
※この学習の本質は、「自分事化して考える」
- ▶ 新ニーサ・・・年金は自分で（税金の投入）
- ▶ OECDラーニングコンパス・・・なぜOECD（経済をまわす）
※国境を越えた労働力の流動…人材教育の均一化
- ▶ VUCAの時代・・・行き先が不透明で将来の予測が困難な状態
など、など

※内閣府・総務省・経済産業省・厚生労働省 等 ⇒ このままでは「持続不可能」
⇒ 文科省は、学校教育は、指導要領は、生徒指導提要は、…

今までの意識を変えていく【研修等で伝えてきたキーワード】

- ・VUCAの時代（行き先が不透明で将来の予測が困難な時代）を生きていくために
- ・主体性のある生徒、生徒に任せる、主体性のある教職員
- ・多様性を認め合える
- ・学校改革のために、意識、立ち位置、組織、部活動、働き方の改革を
- ・指導者から支援者へ
- ・生徒のために、教師のために、保護者のために、地域のために
- ・子どもたちのためにから、みんなの幸せ（ウェルビーイング）のために
- ・トップダウンからボトムアップへ
- ・地域や保護者に委ね、協働して、クレームを意見へと変えていく
- ・一人仕事を減らし、複数で担当する

など

3 新町中学校の部活動改革の試行錯誤

- ▶ 部活動改革（地域移行）のアンケート（生徒・保護者）
- ▶ コミュニティースクールの地域向け説明会の実施
- ▶ できるところからの取組
- ▶ 教師への部活動改革（地域移行）の「部活動をやりたい人ができる、やれない人はやらなくてよい」仕組みを創り出す（ウェルビーイングの創出）ための模索
- ▶ 部活動所属生徒や生徒会による「部活動の地域移行についての会議」実施（R6年度 後期生徒会で実施予定）
- ▶ 地域移行するための運営団体や実施団体、人材確保、保護者負担などの計画案作成

部活動改革（地域移行）のアンケート（生徒）

あなたは、今回の「学校部活動の休日地域部活動移行」について知っていますか。
187件の回答

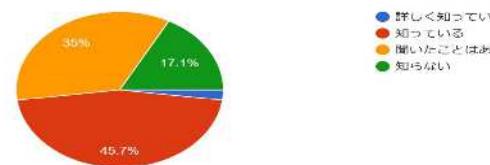


あなたは、部活動に地域の指導者が携わることについて最初の印象はどのように感じますか。
187件の回答



部活動改革（地域移行）のアンケート（保護者）

4.あなたは、今回の「学校部活動の休日地域部活動移行」について知っていますか。
140件の回答



あなたは、部活動に地域の指導者が携わることについて最初の印象はどのように感じますか。
140件の回答



コミュニティースクールと部活動地域移行の「本質」の理解・・・地域向け説明会の実施



部活動改革（地域移行）の本質を発信

【部活動の意義】

- 生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保。
- 生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養。生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築。

【部活動の課題】

- 少子化の進展をはじめ社会の急激な変化により、従前と同様の学校単位での体制での運営は困難。
- 学校や地域によっては存続が厳しい。
- 必ずしも専門性や意思に関わらず教師が顧問を務める指導体制の継続は、学校の働き方改革が進む中、より困難。**【ここが誤解される⇒やりたい人がやれる、できない人はやらなくてよい環境整備】**
- 少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保。
- 「地域の子供たちは、地域で育てる」という意識の下、地域のスポーツ・文化資源を最大限活用。生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動を実現。
- 生徒のみならず、地域住民にとってもより良いスポーツ・文化芸術の環境整備。スポーツ・文化芸術による「まちづくり」。

できるところからの取組（1）

■ 水泳部（令和3年度より）

新町スポーツクラブ（法人）の水泳指導者を部活動指導員として採用し、指導や引率を行っている。顧問は、中体連の会議や平日の見守りを中心に行う。

■ 野球部（令和4年度より）

新町スポーツクラブに「野球教室」をつくり、日曜日に開催。指導者はボランティアで、参加する子どもたちは、希望制で年会費2,000円、保険800円、参加料1回200円を負担する。地域住民、教員、民間企業（学校運営協議会）等がボランティアとして参加

■ 吹奏楽部（令和5年度より）

民間企業（学校運営協議会）の社員が、指導者（市教委届出）として休日に参加

■ バスケットボール（令和6年度より）

平日の部活動を3日間実施にして、土日の両日実施。ただし、日曜日の活動は希望制参加。土日は、顧問と新町スポーツクラブのバスケット教室の指導者も参加して行う。顧問は「兼職兼業」の申請を検討中。

■ サッカー部（令和6年度より）

サッカークラブの運営団体（法人）代表と協働して、指導者を部活動指導員として採用。サッカークラブと部活動の融合を模索。

できるところからの取組（2）

■ バレーボール部

新町スポーツクラブが以前より、土曜の夜間にボレー ボール教室を実施している。希望する生徒は、各自入会し、参加している。

■ 陸上競技部

新町スポーツクラブの指導者が休日に部活支援（ボランティア）。顧問と一緒に指導

■ 卓球部

本校のSCが部活動支援員に。また地域ボランティア（元保護者）がコーチに。今後、外部指導員として登録

■ 剣道部

元保護者で、地域の有段者が外部指導員として登録して、休日に指導。

新町中学校の課題

- 地域移行の本質の周知（生徒・保護者・地域）⇒ 第2回説明会の実施
- 経済的な負担等の説明（PTA改革も行っているので、PTA会費等学校に係る経費の見直しなど）
- 生徒会を中心とした「生徒主体」の学校改革と部活動改革の推進
- アンケートの実施
- 運営主体の拡大や連携⇒NPO法人新町スポーツクラブを中心に他法人や民間企業との連携
- 実施主体の確保や新設⇒地域に働きかけて実施主体を増やす（人材確保）

ご清聴ありがとうございました。

- 残りの時間は、意見交換等ができればと考えています。
- ご意見やご質問がなければ、「教員の意識改革」の校内研修（8月19日実施）のスライドを提示したいと思います。

総合型地域スポーツへの休日運動部活動の地域移行 ～移行を契機としたスポーツ推進に向けて～



「美濃竹鼻ふじまつり」
竹鼻別院の
樹齢300年以上のふじ

岐阜県 羽島市 市民協働部
スポーツ推進課 スポーツ推進係長
羽島市教育委員会事務局
学校教育課 指導主事
中尾 聰

発表内容 ①

- ▶ **岐阜県羽島市の紹介**
- ▶ **羽島市の部活動の概要**
- ▶ **羽島市総合型地域スポーツクラブ**
- ▶ **行政として**
- ▶ **地域移行への経緯**
(竹鼻中学校×はしまなごみスポーツクラブ)

発表内容 ②

- ▶ **移行後の振り返り(R3～R5)**
- ▶ **運動部活動の移行状況**
- ▶ **今後の改善の方向**
- ▶ **市内3スポーツクラブの取り決め事項**
- ▶ **移行を契機としたスポーツ推進**

～岐阜県羽島市の紹介～

- 人口 66,511人（令和6年5月現在）
- 面積 53.66 km²（東西8.77km/南北12.86km）
- 特色 県内南部に位置し、東海道新幹線の岐阜羽島駅、名神高速道路の岐阜羽島ICを有しており、近隣には、岐阜市・名古屋市などの都市がある。
- 市立学校 13校
(小学校8校、中学校4校、義務教育学校1校)
中学校・義務教育学校後期課程の生徒数
1,790名（令和6年度）



～羽島市の部活動の概要(令和6年度)～

中学校・義務教育学校	生徒数	運動部活動数	文化部活動
羽島中学校	584人	16 (12)	4
竹鼻中学校	576人	12 (9)	4
中央中学校	384人	10 (7)	2
中島中学校	194人	6 (5)	1
桑原学園	52人	3 (3)	0

※ () 内は種目数

○現状

同一市内でも、生徒数や部活動数に大きく差がある。今後少子化により部活動数の維持が困難である。

○移行前の休日の活動状況

土曜日を部活動として顧問（外部指導者）が指導し、日曜日は保護者会（育成会）として、外部指導者が指導している。

～羽島市総合型地域スポーツクラブ～

○連携していく・している中学校とスポーツクラブ

中学校・義務教育学校	総合型地域スポーツクラブ
羽島中学校	はしまモアスポーツクラブ（北部）
竹鼻中学校	はしまなごみスポーツクラブ（中部）
中央中学校	
中島中学校	はしま南部スポーツ村（南部）
桑原学園	

○設立年月日・会員数（令和5年度）

はしまモアスポーツクラブ・・・平成15年設立（22年目）、会員数760名

はしまなごみスポーツクラブ・・・平成24年設立（13年目）、会員数335名

はしま南部スポーツクラブ・・・平成19年設立（18年目）、会員数482名

～羽島市総合型地域スポーツクラブ～



はしまなごみ
スポーツクラブ



羽島中
はしまモアスポーツクラブ

竹鼻中

中央中

中島中

桑原学園

～行政として～

《羽島市第六次総合計画 後期実施計画》

将来都市像

「心安らぐ 幸せ実感都市 はしま」

I 子育て・学び～次世代を育むまち～
生涯スポーツ

- ① スポーツ参加機会の充実
- 総合型地域スポーツクラブ推進事業

～行政として～

《羽島市教育大綱 教育理念》

次代の羽島を創造する人づくり

～志を持ち心豊かに学び合う コミュニティの実現を目指して～

○地域の大人が教育にかかわり、多様な生き方を子どもたちに示すことで自発的な「生きる力」を育む。

○教職員の働き方改革、働きがいのある職場づくりに取り組む。

～行政として～

○休日部活動の地域移行を中心として、学校部活動の運営について学校と地域のスポーツクラブとの連携等の取り組みを進め、**生徒のニーズに応えられるクラブ運営の支援**

○小中学生中心の団体が学校施設を利用する場合の**減免措置の見直し**

○休日の運動部活動地域移行推進に向けての**概要・スケジュール策定**

羽島市立中学校・義務教育学校における

休日の運動部活動地域移行推進に向けての概要

中学校部活動・育成会（保護者）活動の課題

- ✓ 部活動数の減少により、生徒が自分に合った活動を選択できる幅が狭まる
- ✓ 教職員数の減少により、設置できる部活動の種類が少なくなっている
- ✓ 人数を要する団体種目の部活動の成立が難しくなってきている
- ✓ 専門的に指導ができる運動部活動顧問の異動により競技力・チームワークが低下している
- ✓ 部活動・育成会活動における保護者見守り当番等の負担が大きくなっている
- ✓ 部活動顧問が部活動指導に多くの時間を費やし、過重労働につながっている
- ✓ 競技未経験の顧問による運動部指導により、競技力の向上が難しいことや生徒の怪我や事故につながる恐れがある



生徒の自分に合った活動の選択肢・機会の確保
持続可能な部活動と教員の負担軽減のための推進が必要

推進の方向性

- ◆ 生徒の自分に合った活動の選択肢・機会を確保するための仕組みの構築
- ◆ 休日に地域でスポーツ活動を実施できる環境を整備
- ◆ 充実した活動を生み出すための指導者の確保と指導者育成の仕組みの構築
- ◆ 休日に教員が部活動の指導に携わらなくてよい環境の構築

具体的な方策

- 羽島市総合型地域スポーツクラブを受け皿とした地域移行
- 生徒のニーズに応えられる総合型地域スポーツクラブの運営の支援
- 岐阜県・羽島市スポーツ協会や近隣大学等と連携した指導者の確保
- 指導者が教育的配慮についての専門知識を深めるための研修会の実施
- 学校施設を利用する場合の減免措置の見直し
- 平日の教員の部活動指導の意義と目的の明確化

羽島市立中学校・義務教育学校における

休日の運動部活動地域移行推進に向けてのスケジュール



竹鼻中学校×はしまなごみスポーツクラブ

休日の地域部活動への 移行(クラブ化)の経緯

地域部活動への移行(クラブ化)のきっかけ

<平成30年度 竹鼻中 部活動育成会本部 保護者の要望>

- ・「もっとやりたい生徒」へのニーズに応えられない
- ・熱心な先生が異動した場合、競技力の維持ができない
- ・身近に運動クラブがあれば、遠くのクラブへ行く必要がない
- ・保護者の負担が大きい

部活動育成会が、

市内総合型地域スポーツクラブ等へ調査に行く

地域部活動(クラブ化)のきっかけ

竹鼻中×なごみ 地域部活動(クラブ化)
推進スタート

竹鼻中学校が平成31年(令和元年度)4月
「令和3年4月から休日等の部活動をクラブ化する」
という目標を定めた

～竹鼻中となごみSCとの連携に向けての動き～

① 令和元年度

<竹鼻中 部活動改善委員会の立ち上げ>

- ・学校の現状を育成会役員、PTA、はしまなごみクラブ代表者へ相談
- ・部活動の在り方、指導方法、育成会(保護者)組織の縮小等の改善を再検討

～竹鼻中となごみSCとの連携に向けての動き～

② 令和2年度

＜はしまなごみスポーツクラブ 部活動のクラブ化受け入れ 決断＞

- ・「文部科学省・スポーツ庁」が地域で部活動を支える事業を推進している
- ・さらに子どもたちの活動環境を整えたい
- ・学校や地域の困り感を助けたい
- ・すでに「陸上部を指導している」実績がある

受け入れを決意

～部活動・育成会活動の現状（生徒の声）～

- ・冬季期間の平日の部活動がほとんどないから、もっとやりたい。
- ・行事などがあると部活動の活動時間がなくなっていく。
- ・土日の活動は育成会活動（保護者中心）として行っている。
- ・社会人コーチがきて指導してくれる。
- ・部によって専門的に指導できる顧問の先生とそうでない先生という。
- ・部活動の加入が自分たちでの選択になった。
- ・顧問の先生が異動してしまわないか不安。
- ・部活をやることで親に負担をかけてしまわないか心配。

竹鼻中学校×はしまなごみスポーツクラブ

地域部活動への移行 (クラブ化)

竹鼻中学校 保護者説明会

(令和2年6月実施)

保護者説明会資料

地域に貢献する大人に育てる

運動部 12部活動

野球部
サッカー部
男子テニス部
女子テニス部
男子バスケットボール部
女子バスケットボール部
男子バレー部
女子バレー部
陸上部
卓球部
剣道部
柔道部

自分磨き！

伸ばす

- ・さらに技術
- ・仲間づくり

クラブ化

挑戦

- ・部活と違う種目ができる
- ・色々な種目ができる

笑顔

学び

- ・趣味ややりたいことができる
- ・勉強にさらに打ち込める

これからを考えたとき、土日・祝日の部活動のクラブ化を推進していきます！

○クラブ化って？

- ・総合型地域スポーツクラブ「はしまなごみスポーツクラブ」に加入して、土日、祝日等の活動をクラブで行っています。

○「はしまなごみスポーツクラブ」とは？

- ・地域でスポーツ、レクリエーションを楽しむことができる
- ・子どもたちが仲間と協力し、「たくましく生きる力」を育める
- ・夢や感動を与え合い、地域の活性化に役立つ
- ・総合型地域スポーツクラブとして、学校や地域のスポーツ環境整備を進める

クラブ化の長所・短所

○長所

- ・技能向上を目指せる環境が作れる。
- ・選択肢が増え、やりたいことに挑戦できる。
- ・自分の時間が増え、やりたいこと・勉強に集中できる。

○短所

- ・練習量が増え、休みが少なくなることがある。
- ・活動によって、目標や運営方法が異なる。
- ・負担するお金が増えることがある。

皆さんが心配と思うことについて

○部活動（顧問）とクラブ（コーチ）で指導者が代わる。

指導方針が違うのではないか？

- 部活動クラブ活動引き継ぎ用紙を活用し、顧問とコーチとで、今まで以上に連携を取る。生徒たちが戸惑うことなく、活動を作り出していく。

○選手選考はどうなるのか？

- ・中体連などの部活動で出場する場合
→ 顧問が選手を決定（社会人コーチにも相談）
- ・クラブで出場する場合
→ クラブの指導者が選手を決定

皆さんが心配と思うことについて

○部活動の顧問の先生は、クラブの指導ができるのか？

- 「はしまなごみスポーツクラブ」の指導者に登録すれば、指導できる。基本的には平日の部活動での指導。

○文化系の部活動はクラブ化しないのか？

- ・専門性が高い指導者の確保が難しい
 - ・十分な設備が整った練習会場の確保が難しい
 - ・活動の制限を受けてしまう
 - ・楽器、教材、教具の管理責任の問題
- などなど
- 環境が整い次第クラブ化する。令和3年度4月のクラブ化は見送り

皆さんが心配と思うことについて

○クラブに入ると、入会金や費用が今まで以上にかかるのか？

→ 基本的には大きく変わらない。

※活動に応じて別途徴収することがある。

年会費	2,000円	
スポーツ保険	800円	
参加料 (1人3か月1,000円：12ヶ月分)	4,000円	計 6,900円
部活動協力金	100円	
移行前		
スポーツ保険	800円	計 5,800円
部活動協力金	5,000円	

皆さんが心配と思うことについて

○1ヶ月の活動上限回数はあるのか。

→ 8回以内にする。

(子どもたちの体調のことを考えたうえで)

皆さんに心配することについて

○クラブとして活動するにあたり、当番活動など保護者への負担がかからないのか？

→ 基本的には当番活動はない。

しかし、クラブごとの規約等で決めて行うことがある。

「クラブの規約」について

○規約とは？

・各クラブのルール・約束

(規約に沿ってクラブを運営していく)

・部活動顧問が作成して、コーチ・保護者に相談しながら最終決定する。

・クラブ内の細かい決まりごとについては、内規を定める。

「コーチの謝金・登録」について

○コーチへの謝礼について

- ・1回の活動参加につき、1,000円
- ・育成会本部からのQUOカード（年間5,000円）も継続。
(中体連・協会等の大会は部活動扱いのため)

○コーチ登録用紙について

- ・実績・取得した指導者資格、在学生徒の有無等の記入。
- ・指導者宣誓書（暴力・暴言等の防止のため）

～羽島市の運動部活動地域移行状況～

移行時期	中学校・義務教育学校 (運動部活動数)	移行先のスポーツクラブ
R3.4月～ R5.4月～	羽島市立竹鼻中学校 (12部活動)	はしまなごみスポーツクラブ はしまモアスポーツクラブ はしま南部スポーツ村
	羽島市立羽島中学校 (16部活動)	
	羽島市立中島中学校 (6部活動)	
	羽島市立桑原学園 (3部活動)	
R6.4月～	羽島市立中央中学校 (10部活動)	

地域移行後の振り返り (令和3年～令和5年)

～R3・R4 クラブ加入状況(竹鼻中)～

R3 加入状況 (全校生徒565名)

- ・竹鼻中学校運動部活動 加入者数 299名
- ・はしまなごみスポーツクラブ加入者数 255名
- ・クラブ加入率 85%

R4 加入状況 (全校生徒575名)

- ・竹鼻中学校運動部活動 加入者数 331名
- ・はしまなごみスポーツクラブ加入者数 252名
- ・クラブ加入率 76%

～R5 クラブ加入状況(4中学校)～

中学校	生徒数	運動部員数	クラブ加入数	クラブ加入割合
羽島中	616	337	283	83.9%
竹鼻中	560	310	240	77.4%
中島中	201	120	87	72.5%
桑原学園	53	37	24	64.9%
合計(平均)	1430	804	634	74.6%

～R5 クラブ指導者登録人数(3クラブ合計)～

クラブ	単位 クラブ数	指導者	兼職兼業 教員
モア	17	43	7
なごみ	12	30	5
南部	9	19	3
	38	92	15

～R3・R4 クラブ指導者登録人数(なごみ)～

R3 中学校クラブ登録指導者

- 全指導者数 29名
(うち兼職兼業教職員指導者数5名)

R4 中学校クラブ登録指導者

- 全指導者数 31名
(うち兼職兼業教職員指導者数7名)

～地域移行後のアンケート結果～

生徒用 質問項目	令和3年度結果	令和4年度結果	令和5年度結果
活動について、満足しているか。	83% (満足) ➔	81% (満足)	90% (満足)
仲間との絆を深めることができたか。	96% (できた) ➔	96% (できた)	95% (できた)
顧問が参加しないことで戸惑ったことはあるか。	92% (ない) ➔	96% (ない)	93% (ない)
保護者用 質問項目	令和3年度結果	令和4年度結果	令和5年度結果
活動について、満足しているか。	62% (満足) ➔	72% (満足)	72% (満足)
保護者負担について、適切であるか。	62% (適切) ➔	80% (適切)	75% (適切)
顧問でない指導者に安心して任せることができるか。	81% (できた) ➔	81% (できた)	83% (できた)

※令和3・4年は、なごみのみの結果。令和5年は、3クラブの結果。

～地域移行後のアンケート結果～

指導者用 質問項目	令和3年度結果	令和4年度結果	令和5年度結果
活動について、満足しているか。	71% (満足)	81% (満足)	62% (満足)
顧問と連携できたか。	67% (できた)	95% (できた)	64% (できた)
保護者と連携できたか。	83% (できた)	85% (できた)	87% (できた)
顧問用 質問項目	令和3年度結果	令和4年度結果	令和5年度結果
活動について、満足しているか。	100% (満足)	95% (満足)	96% (満足)
クラブ指導者と連携できたか。	90% (できた)	69% (できた)	77% (できた)
他の地域・学校において推進するべきだと感じるか。	100% (感じる)	100% (感じる)	

※令和3・4年は、なごみのみ結果。令和5年は、3クラブの結果。

～アンケートからわかる成果と課題～

- 生徒、保護者、指導者、顧問の平均の満足度が約8割であるためスムーズな移行ができた
- 生徒・保護者のニーズに応える活動量の確保ができている
- 平均月13.3時間の時間外勤務の削減となり、働き方改革につながっている。
- 年間にかかる保護者が負担する費用について、半数以上の保護者から適正である理解を得られている
- 地域スポーツ活動を担う望ましい指導者の育成・発掘
- 運動部活動顧問やクラブ指導者、保護者との適切な連携方法
- 少子化に伴い、単一クラブでのチーム編成ができないことから他クラブとの連携が必要となる
- 継続的な運営するためのスポーツクラブの経営基盤の整備

今後の改善の方向

～改善の方向～

①クラブ活動体験会の実施

- ・2月～3月に新中学校1年生のクラブ活動体験会を実施し、生徒たちが戸惑うことなく選択できるようにしていく。

②指導者の確保・育成研修会のさらなる充実

- ・岐阜県スポーツ協会、羽島市スポーツ協会の加盟している協会・連盟や近隣大学、民間のスポーツクラブと連携して指導者の確保をする。
- ・クラブ指導者に教育的配慮がある指導を行っていただくために、自閉症スペクトラム等の専門的知識を研修できるようにしていく。
- ・スポーツ指導者登録紹介制度の運用（令和5年4月～）

～改善の方向～

③クラブ化後の部活動顧問、クラブ指導者、保護者との連携システムの構築

- ・クラブ部活動引き継ぎ用紙だけでなく、定期的に連絡を取り合い現状の交流ができる場・時間を設定する

④スポーツクラブと中学校での合同説明会の実施（年1回程度）

- ・保護者役員の引継ぎを円滑に行うため、スポーツクラブと中学校が合同で新役員（保護者）に説明会を実施する

⑤平日部活動の在り方の見直し

- ・教員の平日の部活動指導方法の見直し

～地域移行にかかわって連携するための市内3スポーツクラブの取り決め事項～

①年会費、参加費、保険料、部活動協力金の統一

年会費	6,000円	計 12,900円
参加料（1か月500円）	6,000円	
スポーツ安全保険	800円	
部活動協力金	100円	

②子どもの選択肢の拡大

- ・1クラブ単位でチームが編成できない、練習が成立しない場合は、クラブ間で合同チームを編成し、合同練習を実施したり、試合等に出場
- ・在住地域のスポーツクラブに行いたい競技種目がない場合は、他地域のスポーツクラブに設置されている行いたい競技を選択可能

～移行を契機としたスポーツ推進～

○羽島市MNN連絡協議会の実施（令和4年4月～）

参加者：県地域スポーツ課・県スポーツ協会（令和6年3月まで）
羽島市総合型地域スポーツクラブ代表者（事務員含む）
有識者、スポーツ推進課

計20名程度

頻度：月に1回程度（合計29回）

内容：スポーツクラブの今後の在り方、経営基盤の整備及び強化
地域移行のクラブ間連携等

～移行を契機としたスポーツ推進～

○行政と連携したクラブによる市民対象の「意見交流会」の開催

目的：これから羽島市内のスポーツクラブの在り方を検討するため。

今後のクラブ間のつながりをより深め、羽島市のさらなるスポーツ振興にいかすことができるため。

参加者：自治会、クラブ関係者・指導者・会員等

参加者数：1回目約70名、2回目約60名、3回目約60名（参加延べ人数 約190名）

実施方法：ワールド・カフェ形式

テーマ：①いいところ、クラブが市民に貢献している取り組みの内容紹介

②理想とする総合型地域スポーツクラブ像

③抱えている課題と問題点

④今後、取り組みたいことと、他クラブに所属クラブがサポートできること

⑤羽島市が目指す総合型地域スポーツクラブとは

⑥市内3つのクラブが具体的に取り組むと良いこと・できること・やりたいこと

～移行を契機としたスポーツ推進～

交流会の様子



～移行を契機としたスポーツ推進～

参加者が書いた内容

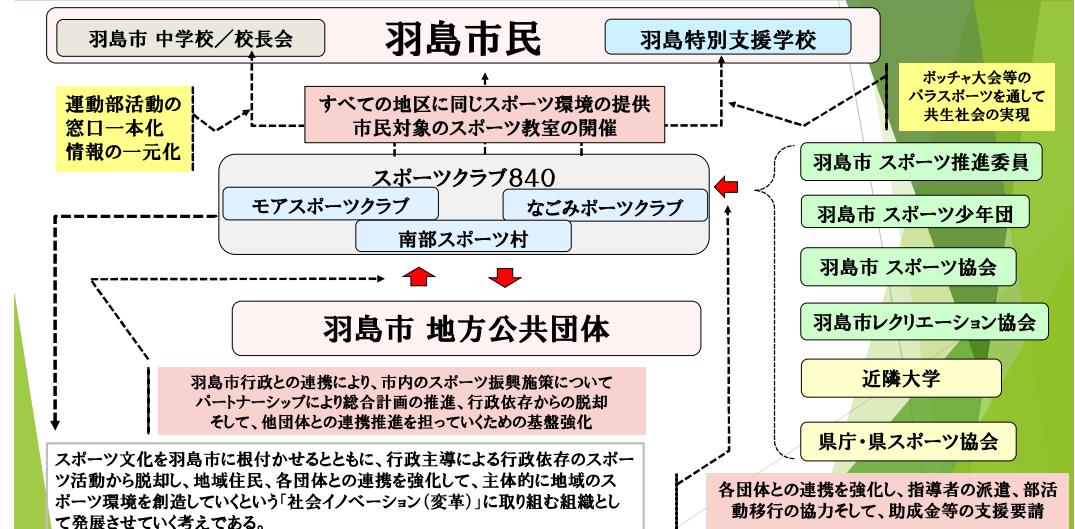


～移行を契機としたスポーツ推進～

■交流会での主な意見

- 羽島市の3つのスポーツクラブが一つになって連携することができるクラブ（融合・合併等）
- やりたいスポーツがあれば3つのクラブの垣根を越えて参加できるようにしたい
- 市内3つのスポーツクラブを1つの事務所でコントロールできる
- 3クラブが連携して、合同チームを作り、目的別のチーム編成をして取り組んでいく
- 1つの場所にいけば、すべてのクラブのことがわかる、伝えてくれる場所がある
- 大人になってもスポーツを続けることができるよう子どもの頃からスポーツに親しむことができる環境の整備

スポーツクラブ840の設立（羽島市におけるスポーツ環境に係る関係図）



ご清聴ありがとうございました



竹鼻まつり
山車 総揃い

令和6年度 岐阜県地域クラブ活動 推進フォーラム

期日：令和6年11月29日（金）

場所：不二羽島文化センター
みのぎくホール

岐阜県教育委員会 体育健康課より情報提供

岐阜県教育委員会 体育健康課 部活動改革係

岐阜県 休日部活動の新たな地域クラブ移行状況

【調査1】部活動・休日部活動の地域移行状況調査より

【調査1】部活動・休日部活動の地域移行状況調査

○休日部活動の新たな地域クラブ移行状況

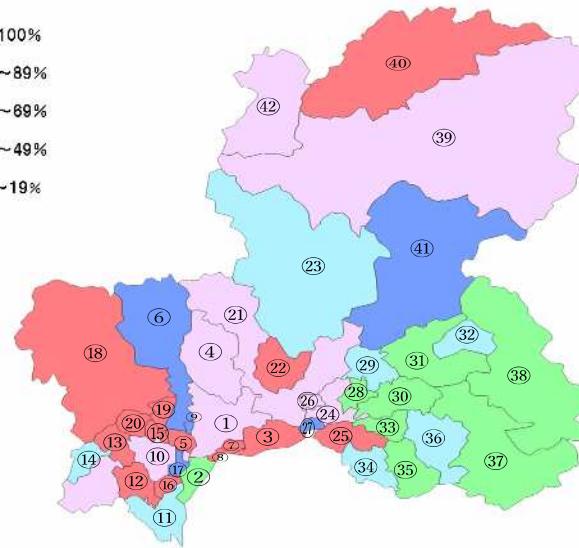
【令和6年5月現在速報値】

項目	部活動総数	移行総数【令和6年度以降予定含む】
休日活動している 総部活動数	1, 623部	1, 126部(69.4%)
	総部活動数	1, 797部
休日活動している 運動部活動数	1, 432部	1, 037部(72.4%)
	総運動部活動数	1, 495部
休日活動している 文化部活動数	191部	89部(46.6%)
	総文化部活動数	302部

令和5年度各市町村の 地域移行状況

令和5年度 中学校休日部活動の地域移行割合 (%)

- 90~100%
- 70%~89%
- 50%~69%
- 20%~49%
- 0%~19%

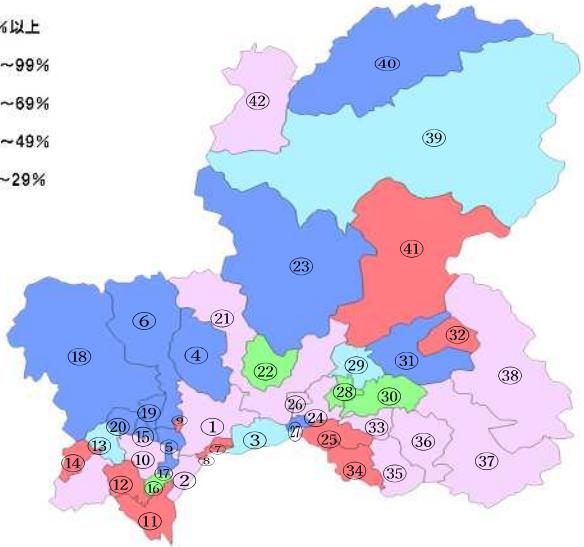


市町村名	令和5年度実施数	令和5年度実施者数	令和5年度実施率(%)
1 球磨村	260	126	49%
2 道原村	57	37	65%
3 鹿児島市	115	9	8%
4 伊集院村	28	10	36%
5 鹿児島市	46	0	0%
6 本郷村	41	38	93%
7 鹿児島市	32	0	0%
8 伊集院村	6	0	0%
9 北九州市	34	33	97%
10 大原村	133	36	27%
11 浦添市	25	20	80%
12 鹿児島市	28	0	0%
13 鹿児島市	26	0	0%
14 鹿児島市	6	0	0%
15 鹿児島市	14	0	0%
16 鹿児島市	11	2	18%
17 宮之浦町	19	18	95%
18 鹿児島市	22	0	0%
19 大野町	25	4	16%
20 沖縄市	17	0	0%
21 鹿児島市	22	22	100%
22 鹿児島市	14	0	0%
23 鹿児島市	60	48	80%
24 鹿児島市	44	15	34%
25 古川村	69	0	0%
26 鹿児島市	—	—	—
27 鹿児島市	7	7	100%
28 今归仁村	10	6	60%
29 久志村	5	4	80%
30 八重瀬町	13	9	69%
31 白川村	10	6	60%
32 鹿児島市	5	4	80%
33 鹿児島市	19	13	68%
34 鹿児島市	133	72	70%
35 鹿児島市	59	34	58%
36 鹿児島市	35	30	86%
37 鹿児島市	59	39	66%
38 今帰仁村	96	65	68%
39 鹿児島市	107	21	20%
40 鹿児島市	26	2	8%
41 鹿児島市	46	46	100%
42 鹿児島市	5	2	40%
合計	1,815	784	43%

部活動数に対する認定証取得者割合 (%)

令和6年10月現在

- 100%以上
- 70%~99%
- 50%~69%
- 30%~49%
- 0%~29%



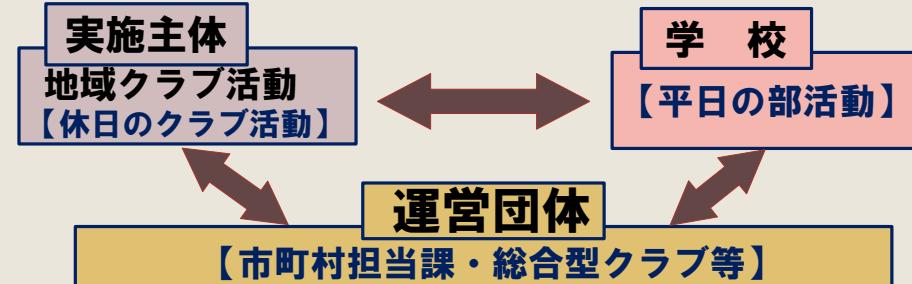
市町村名	令和6年実施数	令和6年実施者数	令和6年実施率(%)
1 球磨村	261	113	43%
2 道原村	58	25	43%
3 鹿児島市	115	85	74%
4 伊集院村	46	16	35%
5 鹿児島市	46	50	109%
6 本郷村	41	52	127%
7 鹿児島市	32	3	9%
8 伊集院村	—	—	—
9 北九州市	34	4	12%
10 大原村	129	59	46%
11 鹿児島市	6	2	33%
12 鹿児島市	23	3	13%
13 鹿児島市	27	23	85%
14 鹿児島市	7	2	29%
15 鹿児島市	14	27	193%
16 鹿児島市	11	7	64%
17 宮之浦町	19	20	105%
18 鹿児島市	22	35	145%
19 大野町	25	41	164%
20 沖縄市	17	34	200%
21 鹿児島市	76	31	41%
22 鹿児島市	14	7	50%
23 鹿児島市	59	86	146%
24 鹿児島市	47	18	38%
25 鹿児島市	68	13	26%
26 鹿児島市	—	0	—
27 鹿児島市	7	16	229%
28 月日町	10	6	60%
29 七谷町	5	4	80%
30 八重瀬町	13	8	62%
31 白川村	10	11	110%
32 鹿児島市	5	0	0%
33 鹿児島市	19	6	32%
34 鹿児島市	106	23	22%
35 土浦村	59	27	46%
36 鹿児島市	35	15	43%
37 鹿児島市	57	23	40%
38 鹿児島市	98	37	38%
39 鹿児島市	19	76	177%
40 鹿児島市	27	35	130%
41 下郷村	45	8	18%
合計	1,797	1,094	61%

学校も含めた地域で・・・

学校は地域の一部

～地域連携による生徒・保護者・指導者にとって安心・安全な体制整備～

地域移行推進期間は特に



生徒の思い、活動の様子を共有していくことが大切

生徒が、より充実した活動になるようにしていくことが大切

学校は地域の一部

～地域連携による生徒・保護者・指導者にとって安心・安全な体制整備～

平日の活動と休日の活動をつなげていく



「学校は部活動を地域に任せて何もしない」「働き方改革で部活動を辞めた」

移行期だからこそ地域と連携し学校の教育活動を理解してもらうことが重要

- ・子供たちのスポーツ環境を整え、より充実した活動ができるように、
推進期間の今、学校と地域が連携していくことが重要

生徒・保護者・指導者にとって、安心・安全な地域クラブ活動の体制整備のためにすべきこと

実施主体の認証制度の導入

スポーツ・文化・芸術団体ガバナンスコードを遵守し4つの要件を満たした地域クラブ

視点1 規約の確認、役員の確認

視点2 会計の確認、通帳の確認

視点3 指導者登録・管理の確認

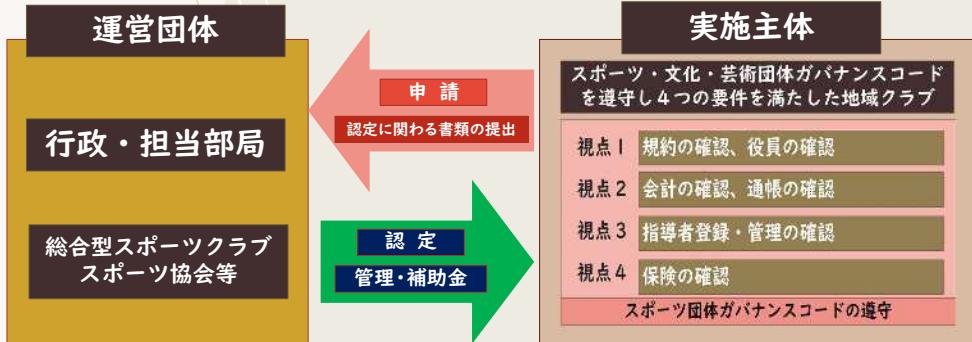
視点4 保険の確認

スポーツ団体ガバナンスコードの遵守

地域クラブの認証制度のご提案

令和6年9月25日（水）
第2回推進会議でのご提案

利用者にとって安心して利用できるクラブを継続的に運営することが、地域のスポーツ環境の充実となる。
そのためには、信頼のある運営団体が、実施主体の運営状況を確認し、適切な運用団体を認定していく必要がある。



これまでのご提案を踏まえ
新たなご提案

実施主体を認証し、管理していく

運営団体のご提案

市町村委託型モデル

市町村 → 運営団体
<委託>

運営団体の業務を持続可能にし、運営基盤の強化を図る
安心・安全で継続的な地域クラブの認証制度

○○市町村

相談窓口の設置

安心・安全な地域クラブの活動を支援・補助・管理

指導・管理
補助金

委託

連携・協力・情報共有

運営団体

行政から受託し運営業務を担う

・総合型スポーツクラブ ・スポーツ協会・少年団等

運営団体事務局を設置

認証
管理・補助金

申請
認定に関する書類の提出

実施主体

陸上 水泳 バケットボール サンゴ ハンドボール 柔道 柔道技術新規 バレーボール ブドウス 車 球 バドミントン ソフトボル 柔道 剣道 スキー スケート 吹奏楽 合唱 美術 パンチ ヨガ その他

市町村委託型モデル

市町村 → 運営団体
<委託>

運営団体の業務を持続可能にし、運営基盤の強化を図る
安心・安全で継続的な地域クラブの認証制度

○○市町村

相談窓口の設置

安心・安全なクラブの運営を支援・補助・管理

指導・管理
補助金

委託

連携・協力・情報共有

運営団体

行政から受託し運営業務を担う

考えられる業務

- ・学校・クラブ・行政との連携
- ・運営団体の規約策定
- ・定期的な会議の実施
- ・クラブ会費の検査
- ・クラブの活動計画の管理
- ・指導者謝金の支払い業務
- ・源泉徴収の手続き業務

事務局を設置

実施主体を認定する4つの視点

視点1	規約の確認、役員の確認
視点2	会計の確認、通帳の確認
視点3	指導者登録・管理の確認
視点4	保険の確認

スポーツ団体・文化芸術団体のガバナンスの遵守

実施主体

認証
管理・補助金

申請
認定に関する書類の提出

- ・指導者研修会への参加
- ・実施主体の規約の作成
- ・運営団体の規約を遵守した活動
- ・学校と運営団体との連携
- ・会費の徴収
- ・適切な会計・通帳管理
- ・会員・指導者の保険加入
- ・活動計画の作成（年間・月間）
- ・保護者との連絡（会議・報告書等）

市町村運営団体型モデル

市町村 → 各クラブ
<運営団体> <実施主体>

運営団体の業務を持続可能にし、運営基盤の強化を図る
安心・安全で継続的な地域クラブの認証制度

運営団体

○○市町村 行政・担当部局

相談窓口の設置

事務局を設置

- 各実施主体の認定・各実施主体である各競技クラブを管理運営

認証
管理・補助金

申請
認定に関わる書類の提出

実施主体



安心・安全な地域クラブ
のためにには指導者の確保と
育成が必要

令和6年度地域クラブ指導者育成研修会

市町村運営団体型モデル

市町村 → 各クラブ
<運営団体> <実施主体>

運営団体の業務を持続可能にし、運営基盤の強化を図る
安心・安全で継続的な地域クラブの認証制度

運営団体

○○市町村

事務局を設置

相談窓口の設置

- 各実施主体の認証
- 各実施主体である各競技クラブを管理運営

考えられる業務

- 学校とクラブの連携業務
- 運営団体の規約策定
- 定期的な会議の実施
- クラブ会費の授受
- 保険加入業務・確認
- クラブの活動計画の管理
- 指導者謝金の支払い業務
- 源泉徴収の手続き業務
- 指導者研修や管理
- 会員の相談業務 等

実施主体を認定する4つの視点

- 視点1 契約の確認、役員の確認
- 視点2 会計の確認、過誤の確認
- 視点3 指導者登録、管理の確認
- 視点4 保険の確認
- スポーツ団体・文化芸術団体のガバナンスの遵守

実施主体

認証
管理・補助金

申請
認定に関わる書類の提出



- 指導者研修会への参加
- 実施主体の規約の作成
- 運営団体の規約を遵守した活動
- 学校と運営団体との連携
- 会費の徴収
- 適切な会計・通帳管理
- 会員・指導者の保険加入
- 活動計画の作成(年間・月間)
- 保護者との連絡(会議・報告書等)

令和6年度地域クラブ指導者育成研修会

受講料
無料

対象

地域クラブ指導者として活動を希望する方

申込み

参加を希望される方は、QRコードより申込みください。

西濃地区

令和6年5月26日(日)
神戸町中央公民館
[申込締切 5月19日(日)]

飛騨地区

令和6年6月8日(土)
こくふ交流センター
[申込締切 6月1日(土)]

岐阜地区

令和6年12月1日(日)
本巣市民文化ホール
[申込締切 11月24日(日)]

可茂地区

令和6年12月7日(土)
白川町民会館
[申込締切 11月30日(土)]

美濃(中濃)地区

令和6年12月15日(日)
日本まん真中センター
[申込締切 12月8日(日)]

●すべての講義を受講した方には、(公財)岐阜県スポーツ協会より、認定証を発行します。(有効期限4年、更新制)

●教員免許を有し、令和元年4月以降に中学校勤務実績があり、かつ1年以上中学校部活動指導経験がある方は、講義①が免除となります。

●講義②・③については、(公益)日本スポーツ協会(公認スポーツ指導者資格の更新研修)を修了したことになります。詳細は(公益)日本スポーツ協会のホームページをご確認ください。

●部活動地域移行に向けて課題となる地域での指導者確保のため、岐阜県教育委員会では「岐阜県地域クラブ指導者人材バンク」を設けています。認定証取得後のご登録について、ご協力をお願いいたします。

令和6年度 地域クラブ指導者育成研修会

新規登録	受付:開場・事務局搬入 講義①:10:40~11:40 受講者登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分) 講義・内閣府通報第3回研修会 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	令和6年12月1日(日) 岐阜県立農業公園 [申込締切 11月24日(日)]	受付:開場・事務局搬入 講義①:13:00~13:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	令和6年12月1日(日) 岐阜県立農業公園 [申込締切 11月24日(日)]	受付:開場・事務局搬入 講義①:14:40~15:40 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:15:00~15:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」
会員登録 12月1日(日)	受付:開場・事務局搬入 講義①:10:40~11:40 受講者登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分) 講義・内閣府通報第3回研修会 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	令和6年12月1日(日) 岐阜県立農業公園 [申込締切 11月24日(日)]	受付:開場・事務局搬入 講義①:13:00~13:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	令和6年12月1日(日) 岐阜県立農業公園 [申込締切 11月24日(日)]	受付:開場・事務局搬入 講義①:14:40~15:40 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:15:00~15:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」
会員登録 12月7日(土)	受付:開場・事務局搬入 講義①:13:00~13:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	可茂地区 令和6年12月7日(土) 白川町民会館 [申込締切 11月30日(土)]	受付:開場・事務局搬入 講義①:14:40~15:40 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:15:00~15:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:13:00~13:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:14:40~15:40 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」
会員登録 12月15日(日)	受付:開場・事務局搬入 講義①:13:00~13:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	美濃(中濃)地区 令和6年12月15日(日) 日本まん真中センター [申込締切 12月8日(日)]	受付:開場・事務局搬入 講義①:14:40~15:40 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:15:00~15:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:13:00~13:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:14:40~15:40 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」
会員登録 12月23日(日)	受付:開場・事務局搬入 講義①:13:00~13:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	東濃地区 令和6年6月30日(日) 中津川文化会館 [申込締切 6月23日(日)]	受付:開場・事務局搬入 講義①:14:40~15:40 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:15:00~15:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:13:00~13:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:14:40~15:40 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」
会員登録 12月8日(土)	受付:開場・事務局搬入 講義①:13:00~13:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	岐阜地区 令和6年12月8日(土) 岐阜県立農業公園 [申込締切 11月24日(日)]	受付:開場・事務局搬入 講義①:14:40~15:40 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:15:00~15:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:13:00~13:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:14:40~15:40 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」
会員登録 12月15日(日)	受付:開場・事務局搬入 講義①:13:00~13:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	西濃地区 令和6年12月15日(日) 岐阜市中央公民館 [申込締切 11月11日(日)]	受付:開場・事務局搬入 講義①:14:40~15:40 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:15:00~15:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:13:00~13:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:14:40~15:40 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」
会員登録 12月23日(日)	受付:開場・事務局搬入 講義①:13:00~13:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	飛騨地区 令和6年6月8日(土) こくふ交流センター [申込締切 6月1日(土)]	受付:開場・事務局搬入 講義①:14:40~15:40 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:15:00~15:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:13:00~13:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:14:40~15:40 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」
会員登録 12月30日(日)	受付:開場・事務局搬入 講義①:13:00~13:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	美濃(中濃)地区 令和6年6月30日(日) 日本まん真中センター [申込締切 6月23日(日)]	受付:開場・事務局搬入 講義①:14:40~15:40 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:15:00~15:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:13:00~13:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:14:40~15:40 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」
会員登録 12月1日(土)	受付:開場・事務局搬入 講義①:13:00~13:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	可茂地区 令和6年12月1日(土) 白川町民会館 [申込締切 11月30日(土)]	受付:開場・事務局搬入 講義①:14:40~15:40 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:15:00~15:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:13:00~13:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:14:40~15:40 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」
会員登録 12月8日(土)	受付:開場・事務局搬入 講義①:13:00~13:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	岐阜地区 令和6年12月8日(土) 岐阜県立農業公園 [申込締切 11月24日(日)]	受付:開場・事務局搬入 講義①:14:40~15:40 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:15:00~15:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:13:00~13:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:14:40~15:40 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」
会員登録 12月15日(土)	受付:開場・事務局搬入 講義①:13:00~13:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	西濃地区 令和6年12月15日(日) 岐阜市中央公民館 [申込締切 11月11日(日)]	受付:開場・事務局搬入 講義①:14:40~15:40 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:15:00~15:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:13:00~13:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:14:40~15:40 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」
会員登録 12月23日(土)	受付:開場・事務局搬入 講義①:13:00~13:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	飛騨地区 令和6年6月8日(土) こくふ交流センター [申込締切 6月1日(土)]	受付:開場・事務局搬入 講義①:14:40~15:40 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:15:00~15:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:13:00~13:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:14:40~15:40 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」
会員登録 12月30日(日)	受付:開場・事務局搬入 講義①:13:00~13:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	東濃地区 令和6年6月30日(日) 中津川文化会館 [申込締切 6月23日(日)]	受付:開場・事務局搬入 講義①:14:40~15:40 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:15:00~15:10 スポーツ受講会について(10分)・会員登録について(10分) 講義:「新規登録・ガイダンスに沿った席順に就座する研修(40分)」	受付:開場・事務局搬入 講義①:13:00~13:	

第4回 地域クラブ活動推進会議

日 時 令和7年2月19日（水） 13時30分～16時30分
会 場 岐阜県県庁 20階 2004会議室

式 次 第

司会：体育健康課 宮崎

1 開会

2 挨拶

岐阜県教育委員会 義務教育総括監 青木 孝憲

3 令和6年度調査報告及び令和7年度岐阜県の地域移行

岐阜県教育委員会 体育健康課 岩見 光洋

4 情報交流

①岐阜地区（岐阜市・羽島市・各務原市・ 山県市・瑞穂市・羽島郡二町・北方町）	①司会 芸 宮崎
②西濃地区（大垣市・海津市・養老町・垂井町・神戸町・ 輪之内町・安八町・揖斐川町・大野町・池田町）	②司会 竹中 澤田
③美濃・東濃地区（関市・美濃市・郡上市） (多治見市・土岐市・中津川市)	③司会 山田 鷲見 服部
④可茂地区（美濃加茂市・可児市・富加町・ 川辺町・八百津町・白川町・御嵩町）	④司会 大澤 山本
⑥飛騨地区（飛騨市・下呂市・白川村）Webにて	⑥司会 田原 谷口

5 各交流グループのまとめ

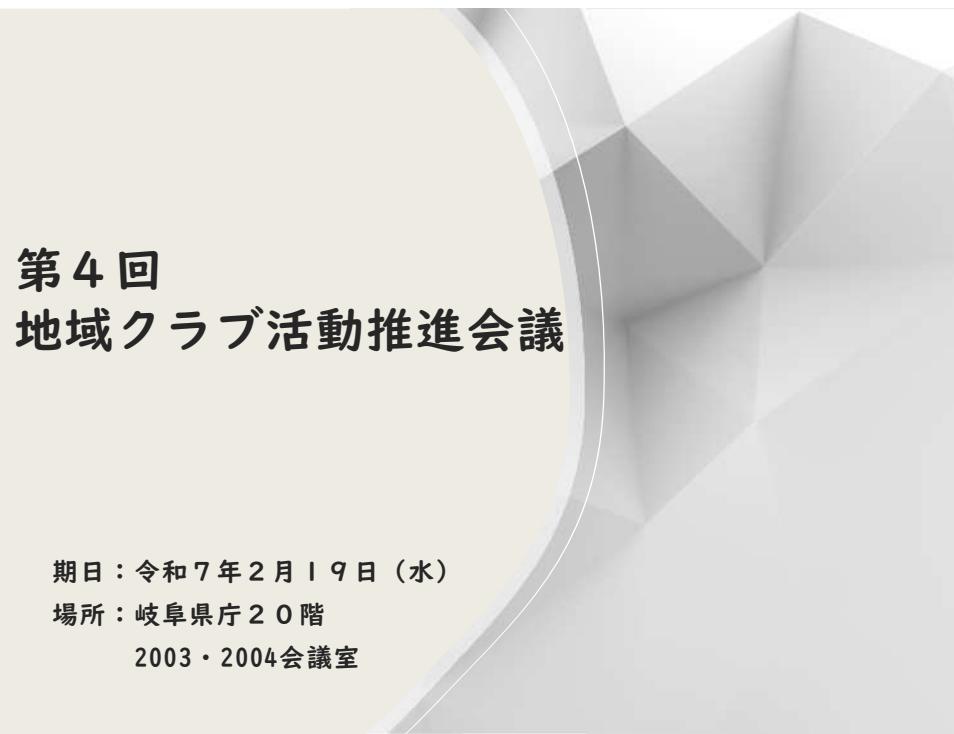
6 挨拶

岐阜県中学校体育連盟 会長 今西 卓

岐阜県中学校長会 第9分科会 研究推進委員長 後藤 隆正

7 閉会

岐阜県教育委員会 体育健康課 教育主管 古田 浩章



第4回 地域クラブ活動推進会議

期日：令和7年2月19日（水）

場所：岐阜県庁20階

2003・2004会議室

令和6年度調査より

【調査1】部活動・休日部活動の地域移行状況調査 ○休日部活動の新たな地域クラブ移行状況

休日部活動をしている
部活動数 1,622部

休日活動をしている
運動部活動数
1,429部

移行数 1,036部
72.5%

休日活動をしている
文化部活動数
193部

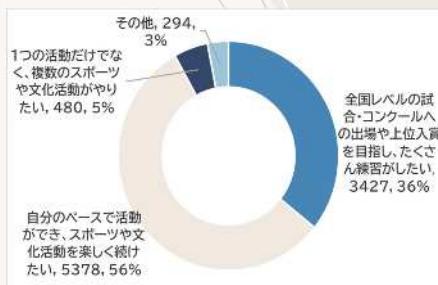
移行数 89部
46.1%

休日部活動をしている
部活動移行数 1,125部
69.3%

【調査3】 基本部活動・地域クラブ活動 に関する調査 生徒用

学校部活動や地域クラブ活動に、所属していると回答した生徒 9,579人

質問3-1
学校部活動や地域クラブ活動に
対して、期待していることは何で
ですか。



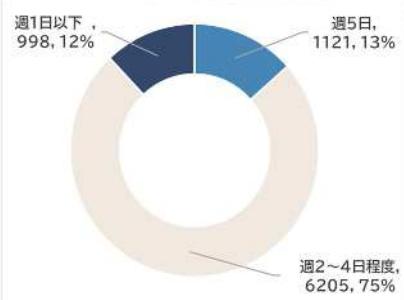
学校部活動や地域クラブ活動に、
所属していないと回答した生徒 1,148人

質問3-1
「もし所属していたら」学校部活
動や地域クラブ活動に対して、期
待していることは何ですか。



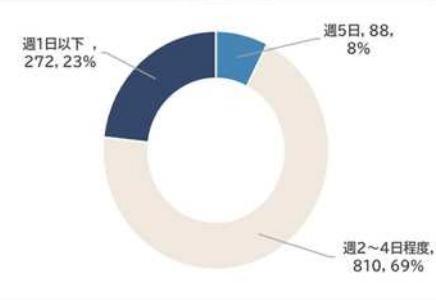
学校部活動や地域クラブ活動に、
所属していると回答した生徒 9,579人

質問3-3 (質問3-2で①③を選択した人のみ)
平日は、週にどの程度の学校部
活動や地域クラブ活動がしたい
ですか。



学校部活動や地域クラブ活動に、
所属していないと回答した生徒 1,148人

質問3-3 (質問3-2で①③を選択した人のみ)
「もし所属していたら」平日は、週
にどの程度の学校部活動や地域
クラブ活動がしたいですか。.



質問3-2
学校部活動や地域クラブ活動に
ついて、今後、あなたが希望する
活動を選択してください。

質問3-2
「もし所属していたら」学校部活
動や地域クラブ活動について、今
後、あなたが希望する活動を選択
してください。

学校部活動や地域クラブ活動に、
所属していると回答した生徒 9,579人

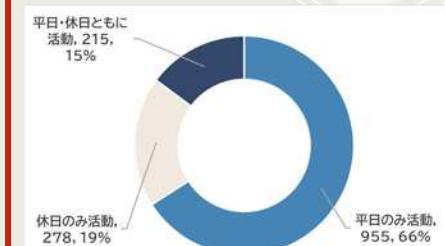
質問3-2
学校部活動や地域クラブ活動に
ついて、今後、あなたが希望する
活動を選択してください。

学校部活動や地域クラブ活動に、
所属していると回答した生徒 9,579人

質問3-2
学校部活動や地域クラブ活動に
ついて、今後、あなたが希望する
活動を選択してください。

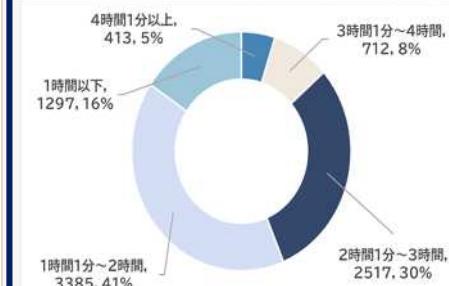
学校部活動や地域クラブ活動に、
所属していないと回答した生徒 1,148人

質問3-2
「もし所属していたら」学校部活
動や地域クラブ活動について、今
後、あなたが希望する活動を選択
してください。



学校部活動や地域クラブ活動に、
所属していると回答した生徒 9,579人

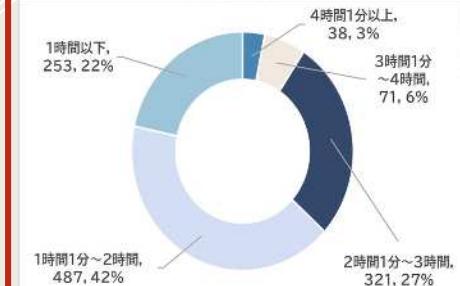
質問3-4 (質問3-2で①③を選択した人のみ)
平日に1日何時間ぐらい学校部
活動や地域クラブ活動をしたいで
すか。



質問3-2
学校部活動や地域クラブ活動に
ついて、今後、あなたが希望する
活動を選択してください。

学校部活動や地域クラブ活動に、
所属していないと回答した生徒 1,148人

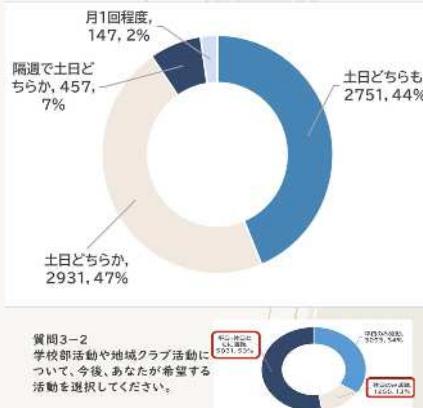
質問3-4 (質問3-2で①③を選択した人のみ)
「もし所属していたら」平日に1
日何時間ぐらい学校部活動や地
域クラブ活動をしたいですか。



質問3-2
「もし所属していたら」学校部活
動や地域クラブ活動について、今
後、あなたが希望する活動を選択
してください。

学校部活動や地域クラブ活動に、所属していると回答した生徒 9,579人

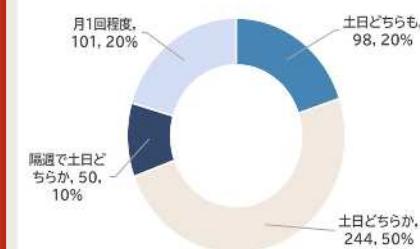
質問3-5 (質問3-2で②③を選択した人のみ)
休日はどの程度、学校部活動や地域クラブ活動がしたいですか。



質問3-2
学校部活動や地域クラブ活動について、今後、あなたが希望する活動を選択してください。

学校部活動や地域クラブ活動に、所属していないと回答した生徒 1,148人

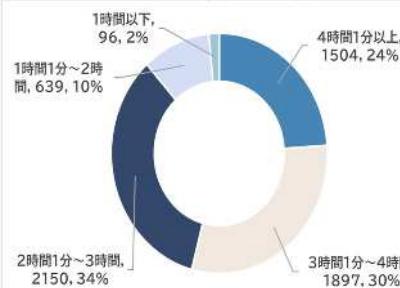
質問3-5 (質問3-2で②③を選択した人のみ)
「もし所属していたら」休日はどの程度、学校部活動や地域クラブ活動がしたいですか。



質問3-2
「もし所属していたら」学校部活動や地域クラブ活動について、今後、あなたが希望する活動を選択してください。

学校部活動や地域クラブ活動に、所属していると回答した生徒 9,579人

質問3-6 (質問3-2で②③を選択した人のみ)
休日は1日何時間ぐらい学校部活動や地域クラブ活動がしたいですか。



質問3-2
学校部活動や地域クラブ活動について、今後、あなたが希望する活動を選択してください。

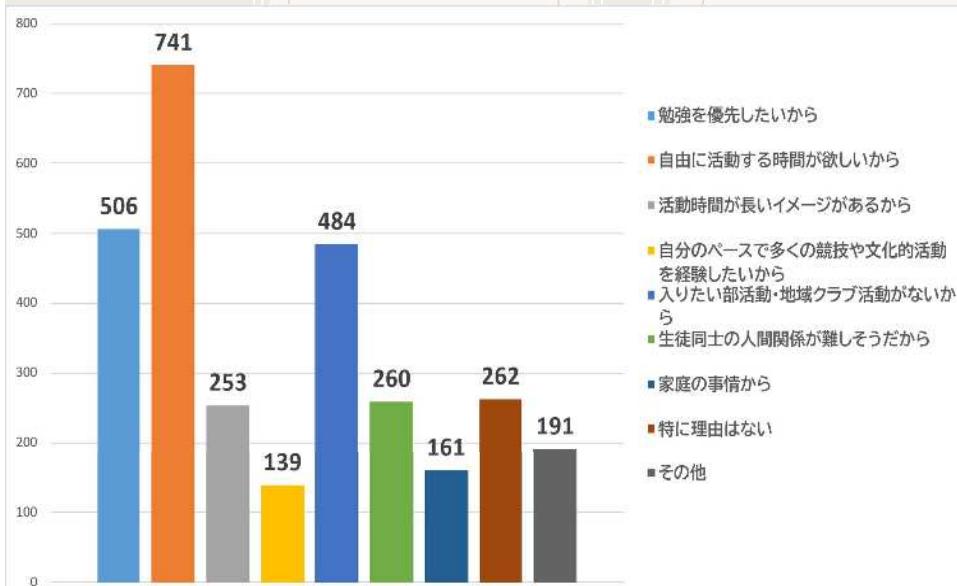
学校部活動や地域クラブ活動に、所属していないと回答した生徒 1,148人

質問3-6 (質問3-2で②③を選択した人のみ)
「もし所属していたら」休日は1日何時間ぐらい学校部活動や地域クラブ活動がしたいですか。



質問3-2
「もし所属していたら」学校部活動や地域クラブ活動について、今後、あなたが希望する活動を選択してください。

「学校部活動や地域クラブ活動に所属していますか。」という問い合わせに「学校部活動も地域クラブ活動も、どちらにも所属していない」と回答した理由
1,448人(13%)



⑨その他(主なもの)

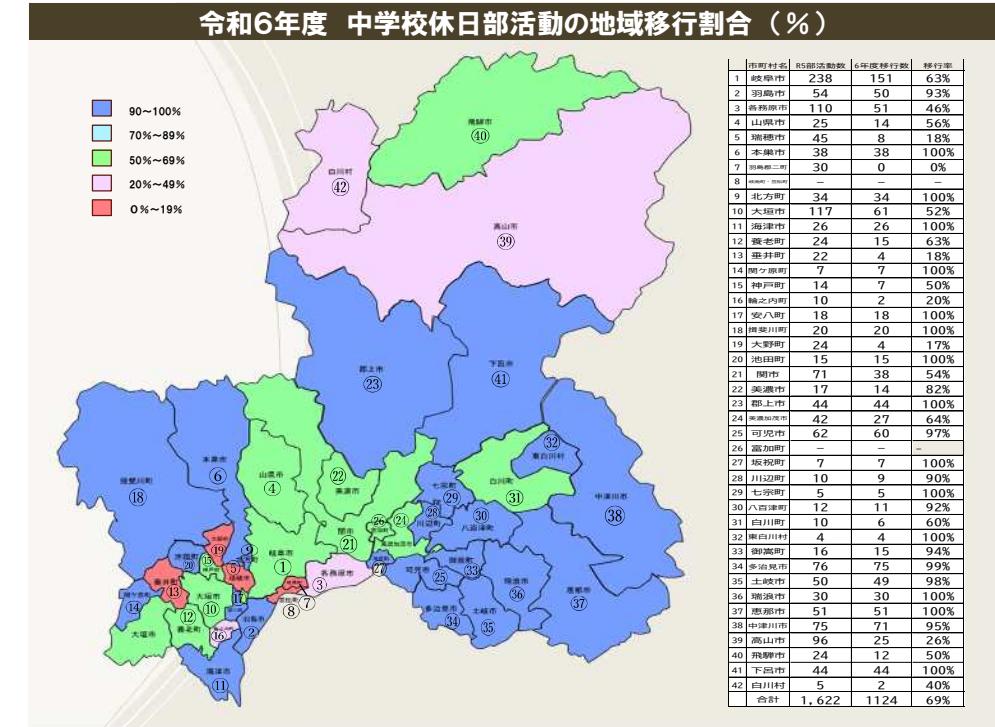
- ・途中から参加しても、うまくできるか少し心配だから
- ・人間関係で嫌な思い出があるから。
- ・あまり長時間運動したくないから
- ・塾や勉強など、他にやっている習い事を優先したいから
- ・自分が心からやりたいと思える活動がないから
- ・お金もかかるし、送り迎えなど色々大変だから
- ・休みたくても休めないから
- ・1年生の頃の部活動が有意義な時間だと思わなかったから。
- ・親に反対されたから
- ・帰りが遅くなってしまうかもしれないから
- ・スポーツが苦手で、文化系の部活も自分が興味を持てない内容だから

令和7年度 岐阜県の地域移行

地域移行 100%とは？

休日に部活動に変わる
地域クラブ活動があり、
部活動としての活動がない状況

休日部活動地域移行 目標 100%



そのために、 安心・安全な 運営団体が必要

市町村委託型モデル
市町村 → 運営団体
<委託>

運営団体の業務を持続可能にし、運営基盤の強化を図る
安心・安全で継続的な地域クラブの認証制度

○○市町村

相談窓口の設置

安心・安全なクラブの運営を支援・補助・管理

指導・管理
補助金

委託

連携・協力・情報共有

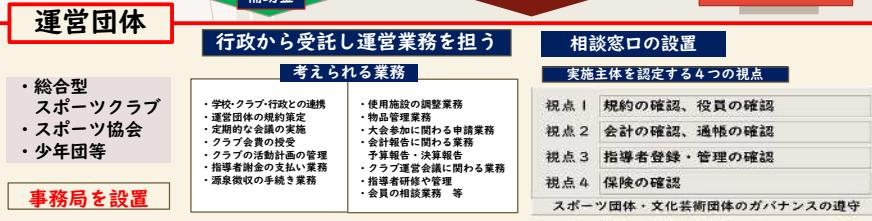
運営団体

行政から受託し運営業務を担う

考えられる業務

相談窓口の設置

実施主体を認定する4つの視点



実施主体

認証
管理・補助金

申請
認定に関わる書類の提出

- 指導者研修会への参加
- 実施主体の規約の作成
- 運営団体の規約を遵守した活動
- 学校と運営団体との連携
- 会員の登録
- 会員の指導者の登録
- 会員の指導者の登録
- 活動計画の作成（年間・月間）
- 保護者との連絡（会議・報告書等）

市町村委託型モデル

市町村 → 運営団体
<委託>

運営団体の業務を持続可能にし、運営基盤の強化を図る
安心・安全で継続的な地域クラブの認証制度

○○市町村

相談窓口の設置

安心・安全な地域クラブの活動を支援・補助・管理

指導・管理
補助金

委託

連携・協力・情報共有

運営団体

行政から受託し運営業務を担う

・総合型スポーツクラブ ・スポーツ協会・少年団等

運営団体事務局を設置

認証
管理・補助金

申請
認定に関わる書類の提出

実施主体

陸上

水泳

バスケットボール

サッカー

ハンドボール

ソフトボール

新体操

体操競技

ソフトテニス

バドミントン

卓球

バドミントン

ソフトボール

柔道

剣道

相撲

スキー

スケート

吹奏楽

合唱

美術

パンコン

茶道

その他

市町村運営団体型モデル

市町村 → 各クラブ
<運営団体> <実施主体>

運営団体の業務を持続可能にし、運営基盤の強化を図る
安心・安全で継続的な地域クラブの認証制度

運営団体

○○市町村 行政・担当部局

相談窓口の設置

事務局を設置

・各実施主体の認定・各実施主体である各競技クラブを管理運営

認証
管理・補助金

申請
認定に関わる書類の提出

実施主体

陸上

水泳

バスケットボール

サッカー

ハンドボール

ソフトボール

新体操

体操競技

ソフトテニス

バドミントン

卓球

バドミントン

ソフトボール

柔道

剣道

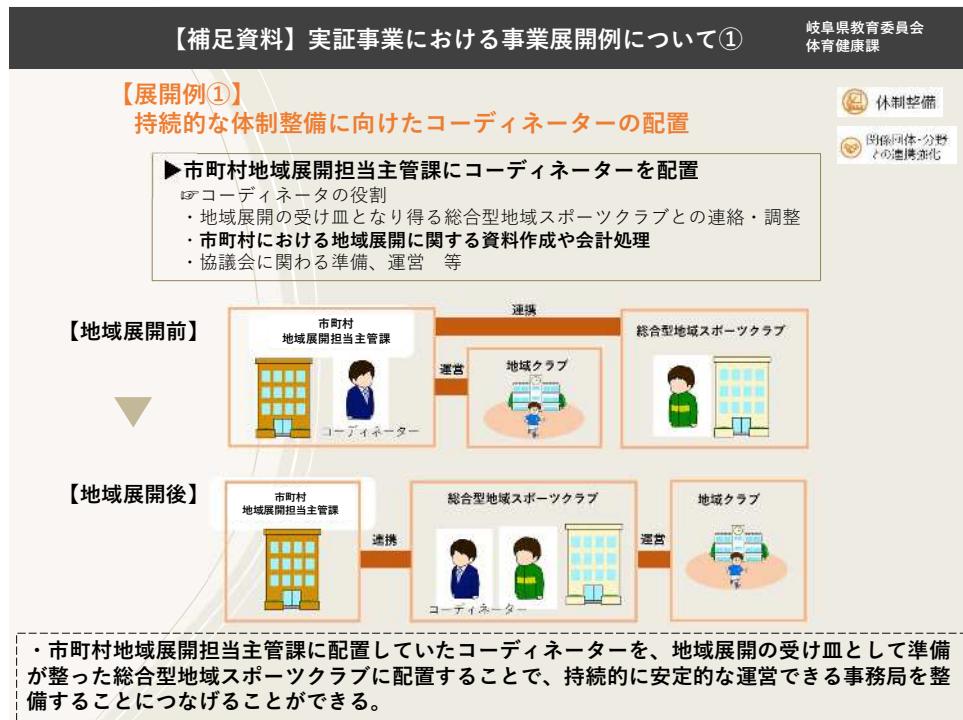
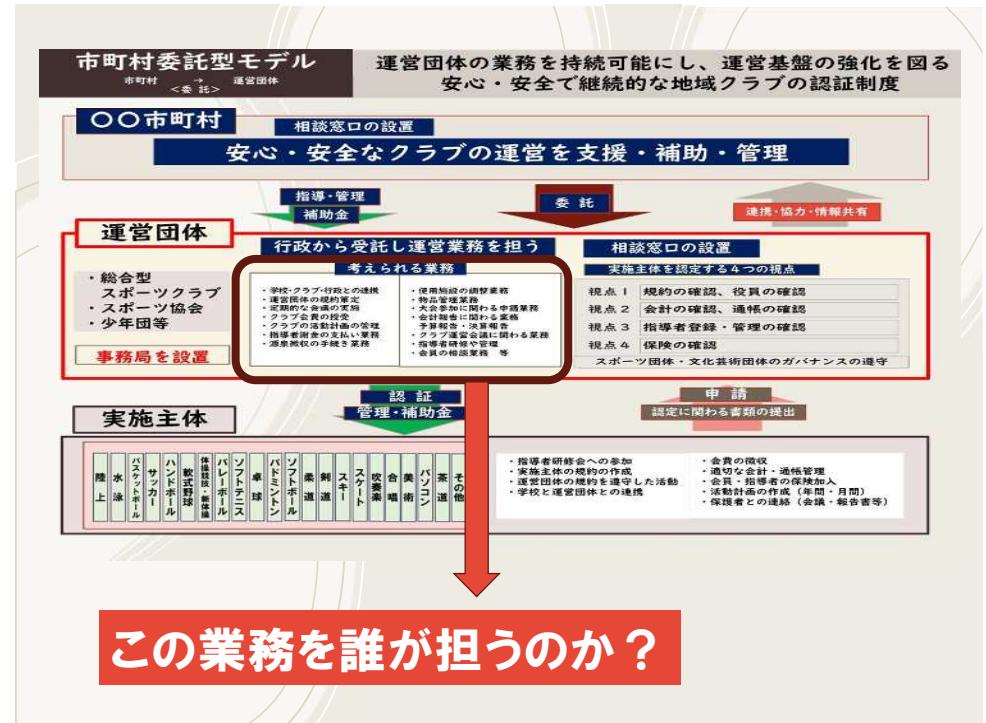
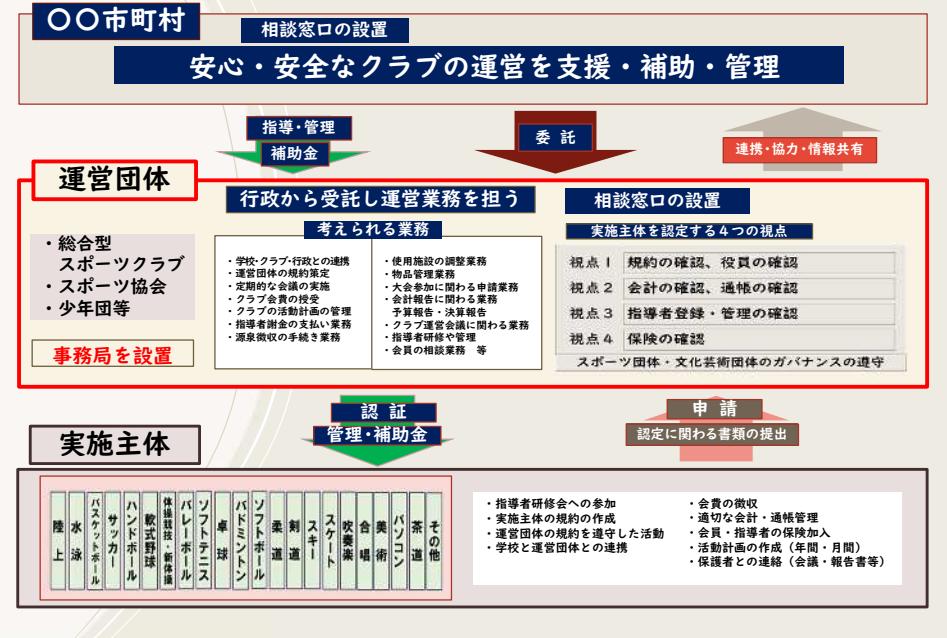
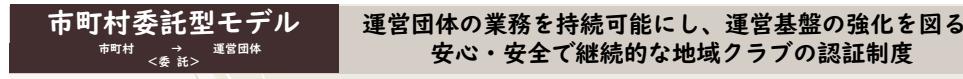
相撲

スキー

スケート

文化・芸術

その他



運営団体も大切だけど
指導者がいないのでどうにかし
てほしい！

今、市町村に
何人の指導者がいますか？

各学校に
何人の指導者が足りませんか？

各学校に
何人の指導者が足りませんか？



どのように把握しましたか？

知っていますか？

岐阜県地域クラブ指導者育成研修会

住民の皆さんに
周知していただけてますか？

岐阜県地域クラブ指導者育成研修会

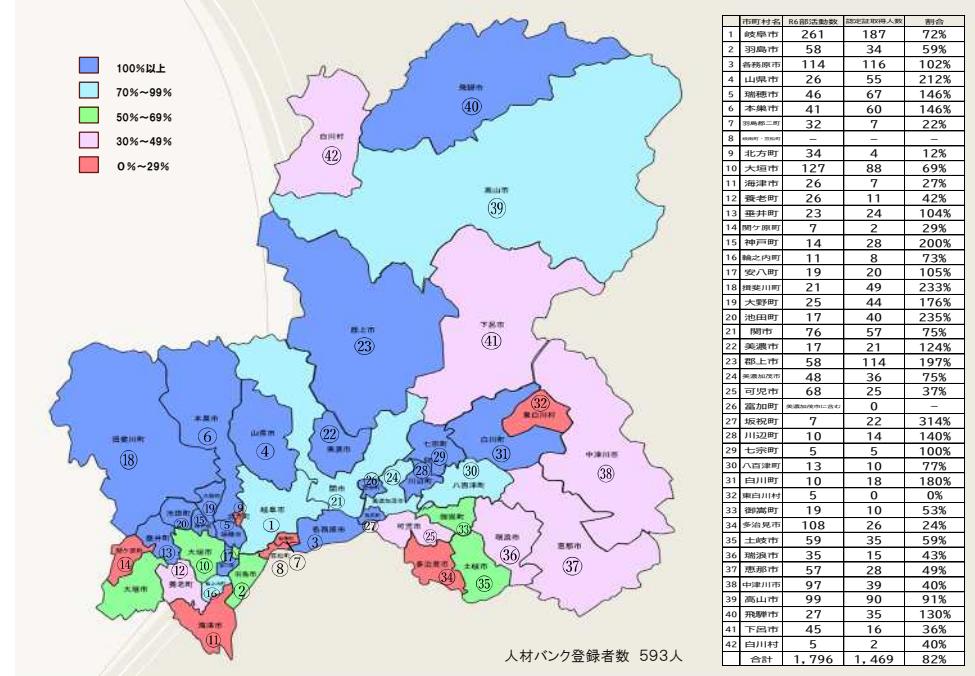
令和4年～令和6年 地域クラブ指導者育成研修会 参加人数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加人数	325名	460名	682名
累計人数	325名	785名	1,467名

令和6年度 地域クラブ指導者育成研修会 参加人数

講座	日付	地区	市町	会場	人数	小計	合計	
講座 ①② ③	5月26日 (日)	西濃地区	神戸町	神戸町中央公民館	132名	306名	682名	
	6月8日 (土)	飛騨地区	飛騨市	こくふ交流センター	81名			
	6月30日 (日)	東濃地区	中津川市	中津川市文化会館	93名			
	12月1日 (日)	岐阜地区	本巣市	本巣市民文化ホール	203名	376名		
	12月7日 (土)	可茂地区	白川町	白川町 町民会館	81名			
	12月15日 (日)	美濃地区	美濃市	日本まん真ん中センター	92名			

令和6年度 部活動数に対する認定書取得者割合 (%)



案

令和7年度 地域クラブ指導者育成研修



研修日程	
10:15～10:40	受付・問合・事務連絡等
会場1 10:40～11:40	部活動指針・ガイドラインに則った指導に関する研修（60分） 講師：岐阜県教育委員会体育健康課 指導主任 ～～休憩～午後からの受講受付～
11:40～13:00	
会場2 13:00～14:15	スポーツ医・科学に関する研修（75分） 講師：中島学院大学スポーツ健康学部スポーツ健康学科 有川 一氏
講義3-1 14:40～15:40	スポーツ・文化活動におけるコーチングの課題（60分） 講師：JSPOコーチングデベロッパートレーナー 日本体育大学 古川 佑生
講義3-2 15:50～16:50	プレイヤーセンターに基づくパフォーマンスづくり（60分） ～「個性」と「才能」を引き出す～ 講師：JSPOコーチングデベロッパートレーナー 日本体育大学 古川 佑生

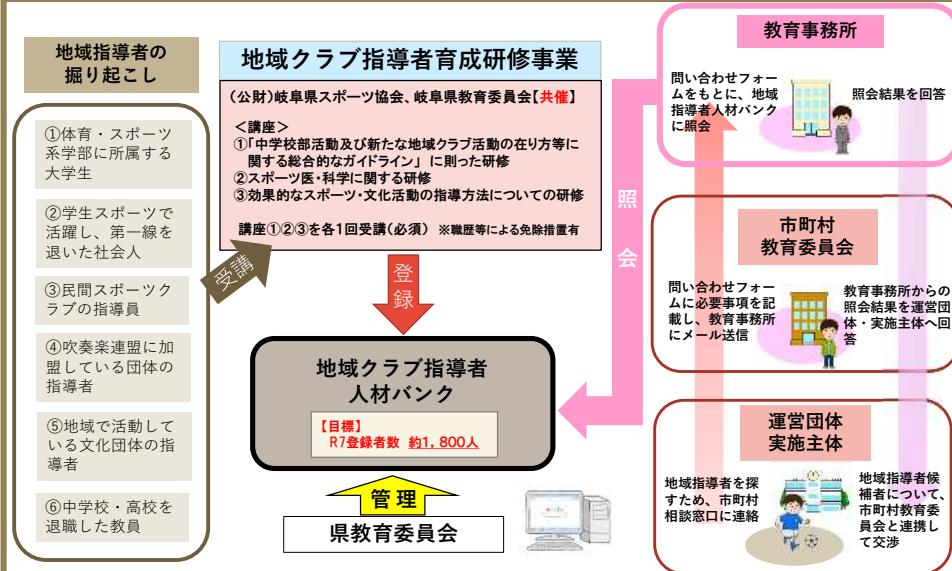
日時・会場		
岐阜地区	西濃地区	美濃（中濃）地区
令和7年6月1日（日） 不二羽島文化センター	令和7年12月14日（日） 大垣市スティビーセンター	令和7年10月18日（土） 美濃市文化会館
可茂地区	東濃地区	飛騨地区
令和7年6月8日（日） 美濃加茂市文化会館	令和7年12月20日（土） 瑞浪市総合文化センター	令和7年5月24日（土） 高山市民会館

受講料 対象 申込み	
無料	地域クラブ指導者として活動を希望する方
令和7年4月より、岐阜県スポーツ協会ホームページから申込ができます。	
<p>●すべての講座を受講した方には、（公財）岐阜県スポーツ協会より、認定証を発行します。 (有効期限4年、更新制)</p> <p>●教員免許を有し、令和元年4月以降に中学校勤務実績があり、かつ1年以上中学校部活動指導経験がある方は、講座1が免除となります。</p> <p>●講座2・3については、（公益）日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の更新研修を修了したことがあります。（詳細は、（公益）日本スポーツ協会のホームページをご確認ください。）</p> <p>●部活動地域移行に向けて課題となる地域での指導者確保のため、岐阜県教育委員会では「岐阜県地域クラブ指導者人材バンク」を設けています。認定証取得後の登録について、ご協力をお願いいたします。</p>	

岐阜県地域クラブ指導者人材バンク整備

岐阜県教育委員会
体育健康課
部活動改革係

市町村教育委員会や地域クラブの運営団体・実施主体が必要とする、地域指導者の情報を県のサーバで管理し、適切な人材をスムーズに検索、マッチングするためのシステムを整備する。[R6年4月より運用開始]



知っていますか？

岐阜県地域指導者人材バンク！

令和6年度
地域クラブ指導者人材バンク 登録人数

593名

知っていますか？

岐阜県地域指導者人材バンク！

情報提供

令和7年度の重点

休日活動している
総部活動数

1,622部

1,125部(69.3%)

重点1

- 残り497部の地域移行
- 休日部活動の地域展開 100%

重点2

- 運営団体による、実施主体の認定クラブ制度の実施

令和7年度
部活動の地域連携や地域スポーツ・
文化クラブ活動移行に向けた環境の
一体的な整備等について

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめ (令和6年12月公表)について

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめ(令和6年12月公表) ポイント

改革の理念及び基本的な考え方等

※各論（個別課題への対応等）については、最終とりまとめまでに更に検討

- 急激な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実する**のが改革の主目的（※1）。
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、**地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障**。
- 地域クラブ活動**（※2）においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を**継承・発展させつつ、新たな価値を創出**することが重要。

（※1）改革を実現するための手法を考える際には、学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現することについても考慮

（※2）民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、**地域クラブ活動の定義・要件や認定主体等を国として示す必要**。

⇒ 上記の理念等をより的確に表すため、**地域全体で連携して行う取組**のうち、「**地域移行**」という名称は、「**地域展開**」に変更（地域展開を行い、学校部活動から地域クラブ活動に転換した場合であっても、地域クラブ活動の実施に当たって、学校施設の活用等、学校との連携は図る必要）。

今後の改革の方向性

- 地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整し、地域の実情等にあった方針を決定**。

改革の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ・休日については、次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。 (中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開が困難な場合等には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施) ・平日については、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。まずは、国において地方公共団体が実現可能な活動の在り方等を検証。 地方公共団体においては、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整しつつ、地域の実情等に応じた取組を実施。
次期改革期間	「 改革実行期間 」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度） ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に休日の地域展開等に着手。
費用負担の在り方等	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要（公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要）。 ・家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることのないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行ふ必要。

地方公共団体における推進体制の整備

- 専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備。**都道府県のリーダーシップ、複数の市区町村による広域連携**も重要。

学習指導要領における取り扱い

- 地域クラブ活動**は、学校外の活動ではあるものの、**教育的意義を有する活動**であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、**地域クラブと学校との連携が大切**。
- 今後、**地域クラブ活動の意義や地域展開の進捗等を踏まえつつ、学校部活動と地域クラブ活動に関する記載の在り方を検討**（最終とりまとめまでに更に検討）。 2

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめ(令和6年12月公表) ポイント

今後の改革の方向性

- 地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整し、地域の実情等にあった方針を決定**。

改革の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ・休日については、次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。 (中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開が困難な場合等には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施) ・平日については、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。まずは、国において地方公共団体が実現可能な活動の在り方等を検証。 地方公共団体においては、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整しつつ、地域の実情等に応じた取組を実施。
次期改革期間	「 改革実行期間 」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度） ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に休日の地域展開等に着手。
費用負担の在り方等	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要（公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要）。 ・家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることのないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行ふ必要。

地方公共団体における推進体制の整備

- 専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備。都道府県のリーダーシップ、複数の市区町村による広域連携も重要。

学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が大切。
- 今後、地域クラブ活動の意義や地域展開の進捗等を踏まえつつ、学校部活動と地域クラブ活動に関する記載の在り方を検討（最終とりまとめまでに更に検討）。

今後の有識者会議で検討を進める個別課題への対応等について

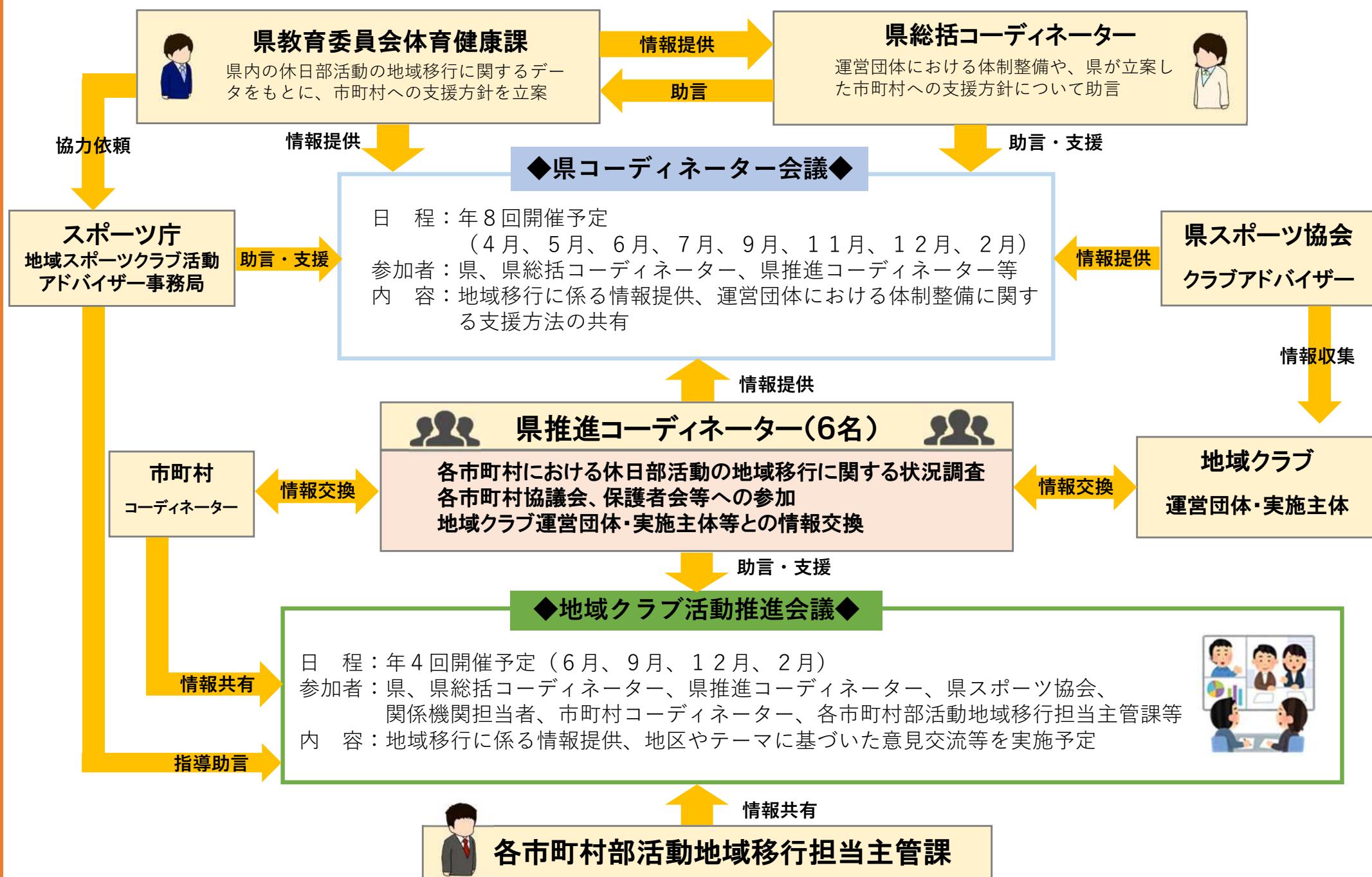
【各論（個別課題への対応等）】※実証事業における取組・成果の分析等も踏まえ、最終とりまとめまでに更に検討を深める。

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備（組織体制・財務基盤の整備、ICT活用による事務処理の効率化等）
2. 指導者の質の保障・量の確保（多様な人材の発掘・マッチング・配置、大学生の活用、指導を望む教師の兼職兼業の推進、ICTの効果的活用、指導者資格の在り方検討、研修の充実、平日と休日の一貫指導（地域クラブと学校の連携強化等）等）
3. 活動場所の確保（学校施設の優先利用・使用料の減免等のルール作り、スマートロック等による鍵の受け渡しの負担軽減、指定管理者制度の活用促進等）
4. 活動場所への移動手段の確保（スクールバスの有効活用、地域公共交通との連携等）
5. 大会やコンクールの運営の在り方（地域クラブの参加促進、運営体制の整備・運営方法等（教師の引率等の負担軽減等を含む））
6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進（効果的な周知・広報等）
7. 生徒の安全確保のための体制整備（事故等の防止、暴力・暴言等の不適切行為の防止、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化、生徒及び指導者の保険への加入、地域の専門家のネットワーク化、トレーナーの効果的な活用・資格の在り方検討等）
8. 障害のある生徒の活動機会の確保（体制整備等において考慮すべき特有の事情、障害者対応指導ツールの活用や研修等を通じた指導者の資質・の応力の向上等）

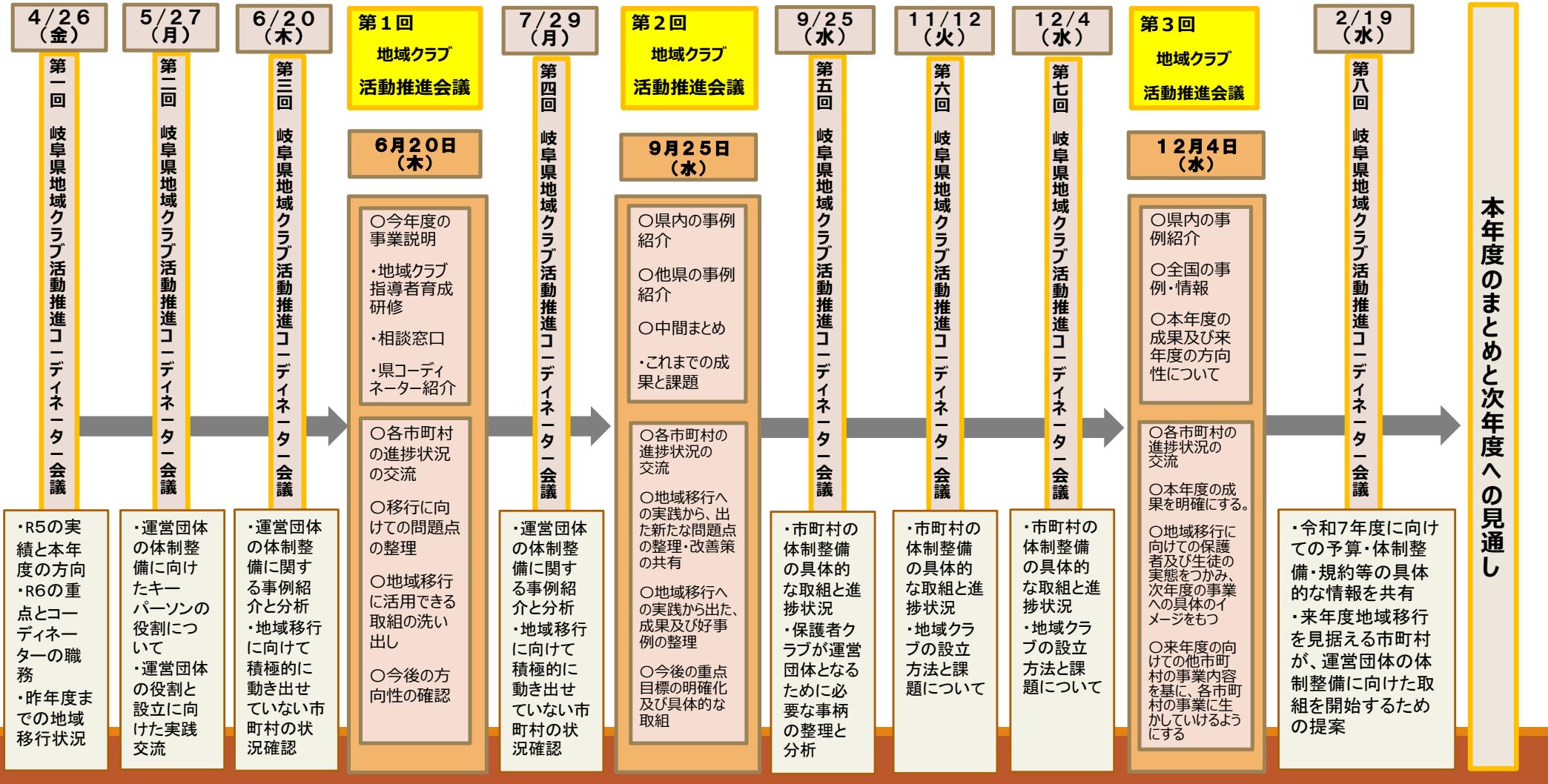
地域クラブ活動推進 コーディネーター会議 【全8回概要】

- ＜第1回＞ 令和6年 4月26日（金）
- ＜第2回＞ 令和6年 5月27日（月）
- ＜第3回＞ 令和6年 6月20日（木）
- ＜第4回＞ 令和6年 7月29日（月）
- ＜第5回＞ 令和6年 9月25日（水）
- ＜第6回＞ 令和6年11月12日（火）
- ＜第7回＞ 令和6年12月 4日（水）
- ＜第8回＞ 令和7年 2月19日（水）

実証事業におけるコーディネーター業務



令和6年度 岐阜県地域クラブ活動推進コーディネーター会議見通し（案）



令和6年度岐阜県地域クラブ活動推進コーディネーター会議見通し（案）

第1回 地域クラブ活動推進会議

6月20日（木）

第2回 地域クラブ活動推進会議

9月25日（水）

第3回 地域クラブ活動推進会議

12月4日（水）

休日部活動の段階的な地域移行の状況について

◇指導者の確保

○指導者の確保
の方法

○地域クラブ指導者
人材バンクの運用

○委嘱・委任
の方法

○指導者
の管理見届け

◇指導者の質の 担保

○指導者育成
研修について

○競技歴・指導歴
の把握と管理

○不適切な指導者
の対応

◇指導者の謝金

謝金の財源・謝金の額・持続可能な謝金の在り方

◇受け皿の 体制整備の仕方

○組織の作り方

○規約の内容

○受益者負担と公的
資金のバランス

○保護者への
説明方法

◇施設使用の整備

○活動場所

○使用設備の確保

○使用料金の減免

◇休日クラブと 学校の連携

○連携会議等
の持ち方

○連携会議の参加者

○連携会議
の時期

○連携会議内容

○平日と休日の活動
の情報共有

地域指導者育成研修会 開催概要

- (1) 開催要項**
- (2) 令和 6 年度実績**

令和6年度 地域クラブ指導者育成研修会 開催要項

1. 趣 旨：

学校教育の一環として位置付いている部活動を、地域に新たな形態で進めるには、現在部活動の指導にあたっている教員約1,800人に代わる地域指導者の確保が必要となる。しかし、部活動の教育的意義を理解した上で、生徒のスポーツ・文化への興味関心の向上や体力・技能の向上に資する指導が行える指導者は数少ないのが現状である。そのため、指導技術だけでなく、学校での教育方針や部活動の教育的意義を理解した指導者を、県内全域に確保・育成することを目的に本研修会を開催する。

2. 主 催： 岐阜県教育委員会、公益財団法人岐阜県スポーツ協会

3. 参 加 者： 地域クラブ指導者として活動を希望する方

4. 開催講座：

①「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に沿った研修

②スポーツ医・科学に関する研修

③効果的なスポーツ・文化芸術活動の指導方法についての研修

※教員免許を有し、令和元年4月以降に中学校勤務実績があり、かつ1年以上中学校部活動指導経験がある方は、講義①が免除になります。

※講義①②③をすべて受講した方には、(公財)岐阜県スポーツ協会より、認定証を発行します(有効期限4年、更新制)。

5. 開催期日及び会場：

①西濃地区：令和6年5月26日（日） 神戸町中央公民館

安八郡神戸町大字神戸 1203 TEL：0584-27-7321 FAX：0584-27-7324

②飛騨地区：令和6年6月8日（土） こくふ交流センター

高山市国府町広瀬町 880番地1 TEL：0577-72-4480 FAX：0577-72-4480

③東濃地区：令和6年6月30日（日） 中津川文化会館

中津川市かやの木町 2-2 TEL：0573-66-4011 FAX：0573-66-8479

④岐阜地区：令和6年12月1日（日） 本巣市民文化ホール

本巣市軽海 718 TEL：058-323-5373 FAX：058-323-5362

⑤可茂地区：令和6年12月7日（土） 白川町 町民会館

加茂郡白川町河岐 1645-1 TEL：0574-72-2317 FAX：0574-72-2503

⑥美濃地区（中濃）：令和6年12月15日（日） 日本まん真ん中センター

郡上市美並町白山 430-4 TEL：0575-79-3700 FAX：0575-79-3555

6. 日 程： 別紙日程表参照

7. 参 加 料： 無 料

8. 定 員： 各200名

9. 申込方法： 各研修会の申込締切までに、QRコードにてお申込ください。

地区	岐阜	西濃	美濃（中濃）
日時	12月1日（日）	5月26日（日）	12月15日（日）
会場	本巣市民文化ホール	神戸町中央公民館	日本まん真ん中センター
申込 QR コード			
申込期限	11月24日（日）	5月19日（日）	12月8日（日）

地区	可茂	東濃	飛騨
日時	12月7日（土）	6月30日（日）	6月8日（土）
会場	白川町 町民会館	中津川文化会館	こくふ交流センター
申込 QR コード			
申込期限	11月30日（土）	6月23日（日）	6月1日（土）

10. 問合せ先： 公益財団法人岐阜県スポーツ協会

スポーツ推進課 生涯スポーツ係 担当：梅野

TEL 058-297-2567 E-mail chiikiclub@gifu-sports.org

11. その他の：

- 当研修会は受講を申し込みされた方のみが参加できます。各市町村教育委員会のご担当者で見学・視察を希望される場合は、お受けできません。ご理解いただきますようお願いします。
- 講義②③については、（公財）日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の更新研修を修了したことになります。

※指導者マイページへの受講実績の反映は、研修参加から平均2カ月後となります。

詳細は日本スポーツ協会のホームページをご確認ください。

<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tqid233.html>



令和4年度 地域部活動指導者研修 令和5年度 地域指導者育成研修

で認定証を取得した皆様



令和6年
4月から

認定証の有効期限が変わります

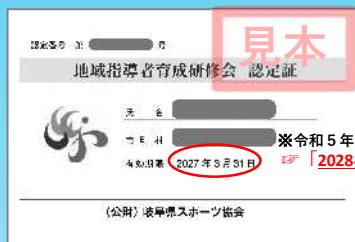
現行有効期限	新有効期限
3年	4年



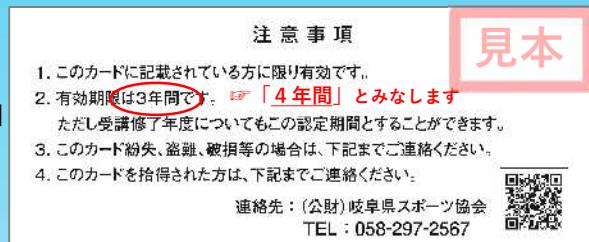
- 本研修認定証の有効期限をJSPO資格と合わせ、令和6年4月より「4年」にすることとしました。
- 令和4・5年度に認定証を取得した方につきましては、認定証の裏面に、有効期限が「3年」と記載されていますが、令和6年4月より「4年」とみなします。
- 有効期限：令和4年度取得の方・・・×令和8年3月31日 ⇒ ○令和9年 3月31日
令和5年度取得の方・・・×2027年3月31日 ⇒ ○2028年 3月31日



【認定証表面】



【認定証裏面】



【例】令和4年度に認定証を取得された方（4年更新）の場合



- 有効期限延長に伴い、受講修了年度によって「更新年度」が変更になっています。ご確認ください。

令和 4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
R4受講者	初回受講	1年目	2年目	3年目	更新年度	1	2	3	更新年度	1	2	3	更新年度	1	2	
R5受講者		初回受講	1	2	3	更新年度	1	2	3	更新年度	1	2	3	更新年度	1	2
更新を前倒ししたケース	初回受講	1	2	更新年度	1	2	3	更新年度	1	2	更新年度	1	2	3	更新年度	1

- 「更新年度」は受講年度から4年後です。更新の前倒しは可能ですが、次の更新年度はその受講から4年後となります。
- JSPO(日本スポーツ協会)公認資格の有効期限については、別途各自でご確認ください。

認定証取得者の皆様へのお願い

- 部活動地域移行に向けて課題となる地域での指導者確保のため、岐阜県教育委員会では「岐阜県地域クラブ指導者人材バンク」を設けています。既に認定証を取得されている方は、「岐阜県地域クラブ指導者人材バンク」への登録をお願いいたします。

QRコードにアクセスして登録



【お問い合わせ】

公益財団法人 岐阜県スポーツ協会 スポーツ推進課 生涯スポーツ係

電話 058-297-2567

FAX 058-297-2568

令和6年度地域指導者育成研修会 集計表

令和6年12月19日現在

講座	日 に ち	地 区	市 町	会 場	人 数	小 計	合 計	JSP0	地域指導者 +JSP0	
講座 ①② ③	5月26日（日）	西濃地区	神戸町	神戸町中央公民館	132名	306名	682名	78名	210名	
	6月8日（土）	飛騨地区	飛騨市	こくふ交流センター	81名			26名	107名	
	6月30日（日）	東濃地区	中津川市	中津川市文化会館	93名			36名	129名	
	12月1日（日）	岐阜地区	本巣市	本巣市民文化ホール	203名	376名		41名	244名	
	12月7日（土）	可茂地区	白川町	白川町 町民会館	81名			17名	98名	
	12月15日（日）	美濃地区	美濃市	日本まん 真ん中センター	92名			23名	115名	
認定書交付者合計					682名	研修会参加者合計		903名		

成果・課題

令和6年度の成果と課題

成 果

1 国実証事業活用による地域移行の推進

- ・国の実証事業実施市町村は、令和5年度24市町村から、令和6年度は30市町村に増加しており、県全体の約70%が国の事業を活用し、休日部活動の地域移行を進めることができた。
- ・令和6年度の県調査によると、令和6年度末までに中学校の休日部活動の地域移行をすると回答した部活動の割合は、運動部72.4%、文化部46.6%、全体69.3%と昨年度と比べ上昇しており、確実に地域移行が進めることができている。
- ・県調査によると、主な地域移行先を「保護者クラブ」と回答した数は、令和5年度632クラブであったのが、令和6年度は570クラブと62クラブ減少した。その反面、「家庭・学校・地域・市町村等協働」と回答した数は、令和5年度に比べ245クラブ増加、「総合型地域スポーツクラブ」は73クラブ増加となった。この結果から、任意のクラブでの活動が減少し、市町村もしくは地域スポーツクラブを中心とした運営団体を構築することができないと考えられ、安心・安全な環境が確保されつつある。

2 地域クラブ指導者の育成推進

- ・県スポーツ協会が主催する「地域クラブ指導者育成研修会」を、令和6年度は県内6地区で開催した。その結果、認定証発行数は令和5年度460名であったのが、令和6年度は682名となり、222名増加した。
- ・令和6年4月「岐阜県地域クラブ指導者人材バンク」のシステムを運用開始することができた。12月末の段階では、593人の登録があり、認定証取得者の多くの方に人材バンク登録の協力を得ることができた。

3 岐阜県地域クラブ活動推進会議等による各市町村と県との情報共有

- ・「令和6年度第2回部活動地域移行推進会議」にて、弁護士である 山本 翔 氏を招聘し、主に法的な観点から地域クラブ活動の体制整備構築に関わる留意点や、その対応について、講演をいただいた。運営団体の必要性や賠償に関する視点について確認することができた。
- ・「令和6年度岐阜県地域クラブ活動推進フォーラム」を不二羽島文化センターにて開催し、県内外から多くの関係者の参加があった。この会において以下の講師の方々に、岐阜県におけるこれから地域移行について指導いただくことができた。

長崎県西彼杵郡長与町教育委員会	教育長	金崎 良一 氏
新町スポーツクラブ	理事長	小出 利一 氏
神戸親和大学教育学部 スポーツ教育学科	教授	松田 雅彦 氏
長野県南佐久郡佐久穂町 教育委員会	教育長	渡邊 秀二 氏
南佐久郡中学校 部活動運営委員会 事務局 統括コーディネーター	新海 吉永 氏	
群馬県高崎市立新町中学校	校長	上原 裕道 氏
羽島市市民協働部 スポーツ推進課 係長		中尾 聰 氏
羽島市教育委員会 学校教育課 指導主事		

4 岐阜県地域クラブ活動推進コーディネーター配置による市町村と一体となった取組

- ・「岐阜県地域クラブ活動推進コーディネーター会議」を、年7回実施し、各地区における地域移行の進捗や、優良事例、困難事例を共有し、支援の方向性を確認できた。
- ・各地区に配置した岐阜県地域クラブ活動推進コーディネーターが、各市町村の規模や制度に合わせた助言や、地域移行に関する情報を会議で共有するなど、効果的・効率的に情報収集し、各地域の実情に合った地域移行を推進することができた。

課題

1 生徒・保護者・指導者にとって、安心・安全で持続可能な運営団体の整備

- ・安心・安全で持続可能な地域クラブにするためには、各市町村または、総合型スポーツクラブ等が運営団体としての機能を令和7年度中に構築できるように、県として支援していく必要がある。
- ・運営団体の構築を進めていくとともに、各実施主体の認証制度の必要性を周知し、認証制度の構築を推進していく。

2 地域クラブの指導者確保

- ・県としても各市町村が必要としている指導者の種目や人数を詳細に把握し、指導者人材確保をしていく必要がある。
- ・人材確保が困難な市町村に対して、人材バンクを積極的に活用していくように更なる周知に努めしていく。
- ・地域クラブ指導者育成研修会の参加者を増やしていくために、関係機関との連携や、市町村教育委員会に協力を得て、保護者や地域へ周知について働きかけていく。

3 公費負担と受益者負担のバランス

- ・各市町村において、地域移行に関わる人材育成や、運営団体に必要な人材育成の重要性について情報提供したり、人件費の財源についての検証を国の実証事業を活用したりして支援していく。

4 文化部活動の地域移行

- ・休日文化部活動の地域移行に関しては、今後、県内外における優良実践等を紹介し、移行を進めている市町村のサポートをしていく。
- ・活動場所、指導者の人材確保等について、関係団体に聞き取りを続け、今後の具体的な地域移行の先進的な好事例を発掘や情報提供を引き続き行っていく。

參考資料

資料

<スポーツ庁>
部活動改革ポータル
サイト



<スポーツ庁>
令和5年度運動部活動
の地域移行等に向けた
実証事業 事例集



<スポーツ庁>
地域スポーツクラブ活動
体制整備事業報告書検索
システム



<スポーツ庁>
Web広報マガジン



<スポーツ庁>
スポーツ団体
ガバナンスコード



<スポーツ庁>
地域スポーツ・文化芸
術創造と部活動改革に
関する実行会議



<スポーツ庁>
学校部活動及び新たな
地域クラブ活動の在り
方等に関する総合的な
ガイドライン



<文化庁>
文化部活動改革(部活
動の地域移行に向けた
実証事業)



<文部科学省>
教師等の兼職兼業に
ついて



<公益財団日本中学校体育連盟>



<日本スポーツ振興センター>



<岐阜県スポーツ協会>



資料

<岐阜県中学校体育連盟>



<岐阜県高等学校体育連盟>



<一般社団法人日本管打・吹奏楽学会>
吹奏楽部活動指導員
認定講習



<新潟県>文化部活動の地域移行



<群馬県>
学校部活動の地域連携
及び地域クラブ活動への
移行に向けた推進計
画



<兵庫県>
中学校部活動改革推進
プロジェクト



<神戸市>
部活動の地域移行



<香川県>
香川県中学校部活動
地域移行等の推進の手
引き



<福岡県>
地域クラブ活動で指導
を行うには兼職兼業の
許可が必要です



<沖縄県>
部活動地域移行の現状
と課題について



<岐阜県>岐阜県中学校部活動及び新
たな地域クラブ活動の在
り方等に関する総合的
なガイドライン



<岐阜市>
中学生の休日部活動の
地域移行を進めています



資料

<羽島市>
幸せ実感都市はしま
「部活動の地域移行」



<北方町>
地域移行に係る運営主体
の割合と抽出運営主体の
対比について



<大垣市>大垣市部活動地域移行
新たな地域クラブ活動実証事業ガイドラ
イン



<揖斐川町>
中学校における休日部活動の地域移行に
ついて



<大野町>休日部活動の地域移行につ
いて



<関市>
広報SekiGocoro
学校部活動から「地域
クラブ活動」へ



<関市>関市地域クラブ登録書式ダウ
ロード



<可児市>広報かに
休日の部活動は「地域クラブ活動」に



<御嵩町>中学校部活動の地域移行につ
いて



<土岐市>土岐市地域クラブ参観日



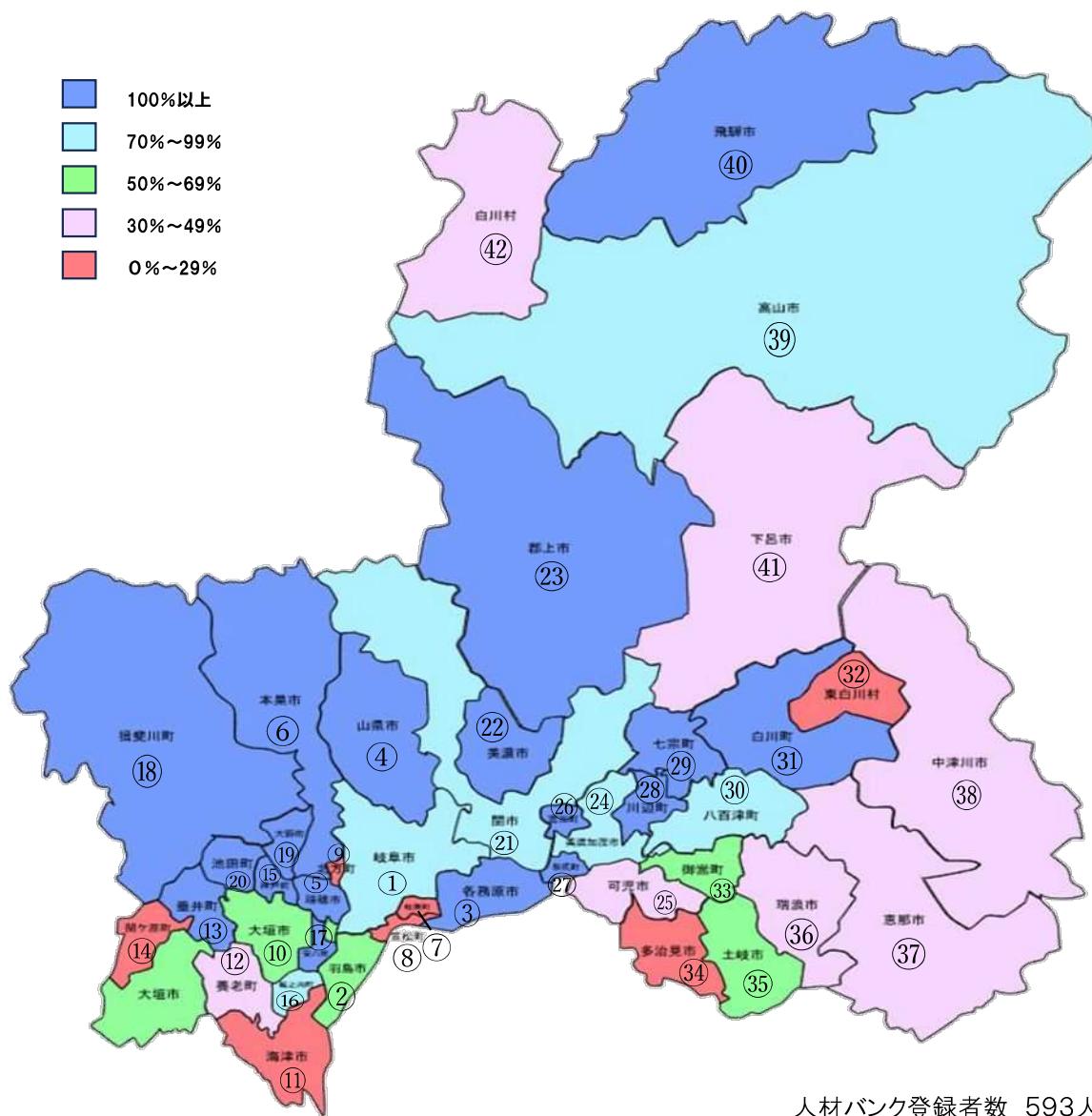
<高山市>
中学校の部活動が変わ
ります
～地域支え・守る！
子どもたちの部活動～



<飛騨市>
飛騨市スポーツ活動充実
交付金



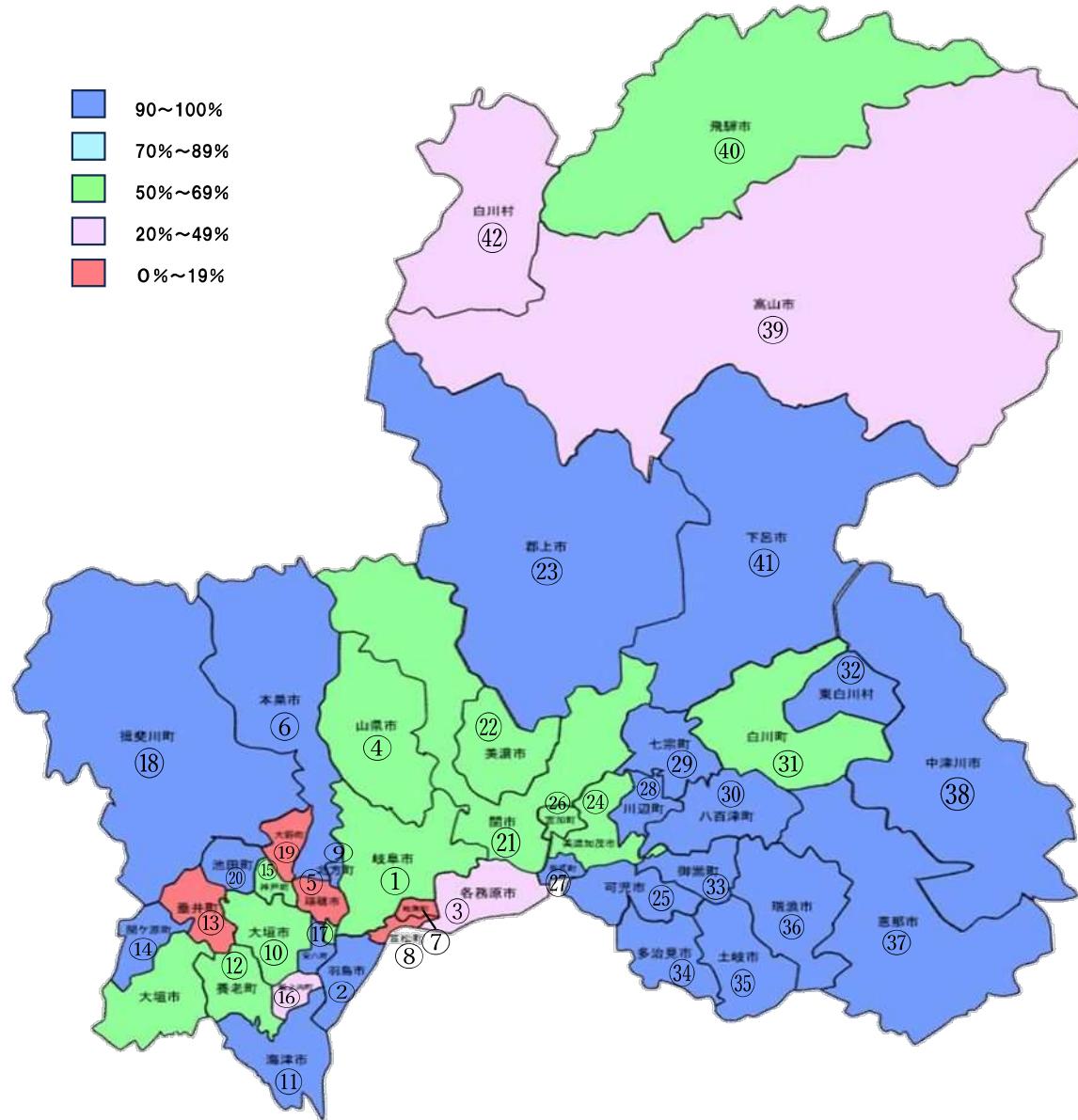
令和6年度 部活動数に対する認定書取得者割合 (%)



市町村名	R6部活動数	認定証取得人数	割合
1 岐阜市	261	187	72%
2 羽島市	58	34	59%
3 各務原市	114	116	102%
4 山県市	26	55	212%
5 瑞穂市	46	67	146%
6 本巣市	41	60	146%
7 羽島郡二町	32	7	22%
8 岐南町・笠松町	—	—	—
9 北方町	34	4	12%
10 大垣市	127	88	69%
11 海津市	26	7	27%
12 養老町	26	11	42%
13 垂井町	23	24	104%
14 関ヶ原町	7	2	29%
15 神戸町	14	28	200%
16 輪之内町	11	8	73%
17 安八町	19	20	105%
18 摘斐川町	21	49	233%
19 大野町	25	44	176%
20 池田町	17	40	235%
21 関市	76	57	75%
22 美濃市	17	21	124%
23 郡上市	58	114	197%
24 美濃加茂市	48	36	75%
25 可児市	68	25	37%
26 富加町	美濃加茂市に含む	0	—
27 坂祝町		7	314%
28 川辺町	10	14	140%
29 七宗町	5	5	100%
30 八百津町	13	10	77%
31 白川町	10	18	180%
32 東白川村	5	0	0%
33 御嵩町	19	10	53%
34 多治見市	108	26	24%
35 土岐市	59	35	59%
36 瑞浪市	35	15	43%
37 恵那市	57	28	49%
38 中津川市	97	39	40%
39 高山市	99	90	91%
40 飛騨市	27	35	130%
41 下呂市	45	16	36%
42 白川村	5	2	40%
合計	1,796	1,469	82%

94

令和6年度 中学校休日部活動の地域移行割合（%）



市町村名	R5部活動数	6年度移行数	移行率
1 岐阜市	238	151	63%
2 羽島市	54	50	93%
3 各務原市	110	51	46%
4 山県市	25	14	56%
5 瑞穂市	45	8	18%
6 本巣市	38	38	100%
7 羽島郡二町	30	0	0%
8 越前町・笠松町	—	—	—
9 北方町	34	34	100%
10 大垣市	117	61	52%
11 海津市	26	26	100%
12 養老町	24	15	63%
13 垂井町	22	4	18%
14 関ケ原町	7	7	100%
15 神戸町	14	7	50%
16 輪之内町	10	2	20%
17 安八町	18	18	100%
18 捨斐川町	20	20	100%
19 大野町	24	4	17%
20 池田町	15	15	100%
21 関市	71	38	54%
22 美濃市	17	14	82%
23 郡上市	44	44	100%
24 美濃加茂市	42	27	64%
25 可児市	62	60	97%
26 富加町	—	—	—
27 坂祝町	7	7	100%
28 川辺町	10	9	90%
29 七宗町	5	5	100%
30 八百津町	12	11	92%
31 白川町	10	6	60%
32 東白川村	4	4	100%
33 御嵩町	16	15	94%
34 多治見市	76	75	99%
35 土岐市	50	49	98%
36 瑞浪市	30	30	100%
37 恵那市	51	51	100%
38 中津川市	75	71	95%
39 高山市	96	25	26%
40 飛騨市	24	12	50%
41 下呂市	44	44	100%
42 白川村	5	2	40%
合計	1,622	1,124	69%

